

わが国独占禁止法と国際カルテル

指導教員（主） 土田和博教授

指導教員（副） 岡田外司博教授

指導教員（副） 須網隆夫教授

早稲田大学大学院法学研究科

民事法学専攻 博士後期課程 3年

学籍番号 33111507-7

北 博行

目次

序 章 国際カルテルとは何か	1
第 1 章 独占禁止法が適用された国際カルテル事件 その 1	4
第 1 節 油井鋼管事件	4
(1) 概要	
(2) 問題点	
第 2 節 化合織事件	6
(1) 概要	
(2) 問題点	
第 3 節 フェルトキャンバス事件	10
(1) 概要	
(2) 問題点	
第 4 節 黒鉛電極事件	11
(1) 概要	
(2) 問題点	
第 5 節 ビタミン事件	15
(1) 概要	
(2) 問題点	
第 6 節 小括	20
(1) 独禁法第 6 条の変遷	
(2) 書類送達規定	
(3) 独禁協力協定	
第 2 章 独占禁止法が適用された国際カルテル事件その 2	24
第 1 節 マリンホース事件	24
1. 公取委の措置	
2. 外国競争当局の措置	
第 2 節 液晶パネル事件	29
1. 公取委の措置	
2. DOJ の措置	
3. 欧州委の措置	
4. KFTC の措置	
5. 中国国家発展改革委員会の措置	
6. まとめ	
第 3 節 国際航空貨物利用運送事件	47
1. 公取委の措置	
2. DOJ の措置 1	
3. DOJ の措置 2	
4. 欧州委の措置	
5. まとめ	
第 4 節 テレビ用ブラウン管事件	57
1. 公取委の措置	
2. DOJ の措置	
3. 欧州委の措置	

4. KFTC の措置	
5. チェコ競争保護局の措置	
6. まとめ	
第5節 自動車用部品事件	68
1. 公取委の措置	
2. DOJ の措置	
3. 欧州委の措置	
4. CBC の措置	
5. ACCC の措置	
6. その他の競争当局の動き	
7. まとめ	
第6節 小括	85
(1) 独禁法第3条の適用	
(2) 域外適用問題	
(3) 減免制度	
(4) 当局間の協力	
第3章 マリンホース事件の全容	89
第1節 米国司法省によるマリンホース事件	89
第1款 不正請求防止法訴訟と防舷材等カルテル事件	89
1. 不正請求防止法	
2. 防舷材、係留ブイ、プラスチック杭のカルテルに対する刑事訴追	
3. まとめ	
第2款 マリンホースカルテル	93
1. 刑事告発状	
2. 被告会社との答弁合意書	
3. 被告人との答弁合意書	
4. まとめ	
第2節 欧州委員会によるマリンホース事件	136
1. 欧州委員会決定	
2. 取消訴訟	
3. まとめ	
第3節 その他の競争法当局によるマリンホース事件	156
1. ACCC とマリンホース事件	
2. KFTC とマリンホース事件	
3. ブラジル競争当局とマリンホース事件	
4. OFT とマリンホース事件	
5. CBC とマリンホース事件	
第4節 小括	163
第5節 損害賠償請求訴訟	164
1. 米国集団訴訟	
2. 米国外の購入者に対するパーカー-ITR の和解提案	

3. Waha Oil Company による損害賠償請求訴訟	
4. その他の損害賠償請求訴訟	
第4章 国際カルテル事件に対する日欧米競争法比較	167
第1節 実体法比較	167
第1款 独禁法	167
1. 実体規定	
2. 排除措置命令	
3. 課徴金納付命令	
4. 刑事罰	
5. 損害賠償請求	
第2款 反トラスト法	169
1. 実体規定	
2. 刑事罰	
3. 損害賠償請求	
第3款 欧州機能条約第101条	172
1. 実体規定	
2. 排除措置命令	
3. 制裁金	
4. 取消訴訟	
5. 刑事罰	
6. 損害賠償請求	
第2節 手続法比較	183
第1款 課徴金計算	183
第2款 罰金計算	185
1. シャーマン法6a条	
2. 量刑ガイドライン	
第3款 制裁金計算	188
1. Woodpulp 事件	
2. 制裁金ガイドライン	
第3節 小括	191
1. 航空会社運賃カルテル事件	
2. わが国独禁法の域外適用について	
第5章 国際カルテル事件に対する独占禁止法適用上の問題点	193
第1節 課徴金減免制度と各国当局との協力	193
第1款 わが国の課徴金減免制度	193
1. わが国の課徴金制度	
2. わが国の課徴金減免制度	
3. 文化シャッター事件	

第2款	米国の刑事訴追免除制度	197
1.	リニエンシープログラム	
2.	ストルト・ニールセン事件	
第3款	EUのリニエンシー制度	216
1.	EUのリニエンシー制度の目的	
2.	2006年欧州委告示	
3.	イタリア生タバコ事件	
第4款	EUのカルテル事件における略式手続	223
1.	欧州委告示	
2.	略式手続の事例	
第5款	わが国課徴金減免制度の問題点	231
1.	米国リニエンシー制度との比較	
2.	EUリニエンシー制度との比較	
3.	リニエンシー制度と競争当局の協力上の問題点	
4.	国際捜査共助等に関する法律による捜査共助	
5.	小括	
第2節	各国措置の重複	241
第1款	二重処罰	241
第2款	犯罪人引渡条約と受刑者移送条約	244
1.	犯罪人引渡条約	
2.	ノリス事件	
3.	受刑者移送条約	
第3節	法的根拠を欠くわが国独禁法の効果主義	247
1.	立法措置の必要性	
2.	独禁法の域外適用に関するわが国の立場	
3.	具体的提案	
おわりに		254
別表	：手続図（独禁法事件、米国刑事事件、TFEU101条事件）	256
主な参考文献		259

表一覧

【表 1：化合繊事件一覧】	1 0
【表 2：黒鉛電極米国刑事事件：被告会社】	1 4
【表 3：黒鉛電極米国刑事事件：被告人】	1 4
【表 4：黒鉛電極カナダ刑事事件】	1 4
【表 5：黒鉛電極欧州委決定	1 5
【表 6：ビタミン米国刑事事件：被告会社】	1 7
【表 7：ビタミン米国刑事事件：被告人】	1 8
【表 8：ビタミンカナダ刑事事件】	1 8
【表 9：ビタミン欧州委決定：対象製品・期間と制裁金（百万€）】	1 9
【表 10：マリンホース米国刑事事件：被告会社】	2 6
【表 11：マリンホース米国刑事事件：被告人】	2 7
【表 12：マリンホース欧州委決定】	2 8
【表 13：マリンホース豪州ヴィクトリア州裁判所判決】	2 8
【表 14：マリンホース KFTC 行政措置】	2 9
【表 15：マリンホースブラジル競争保護委員会】	2 9
【表 16：任天堂向け液晶モジュール価格カルテル】	3 1
【表 17：LCD 米国刑事事件：被告会社】	3 4
【表 18：LCD 米国刑事事件：被告人】	3 5
【表 19：AUO の有責スコア】	3 8
【表 20：LCD 欧州委の手續】	3 9
【表 21：LCD 欧州委制裁金】	4 1
【表 22：LCD KFTC 課徴金】	4 3
【表 23：LCD 発展改革委員会による措置】	4 4
【表 24：LCD 米国損害賠償事件】	4 6
【表 25：フレートフォワダー公取委措置】	4 8
【表 26：フレートフォワダー取消訴訟】	4 9
【表 27：フレートフォワダー米国刑事事件その 1：被告会社】	5 2
【表 28：フレートフォワダー米国刑事事件その 2：被告会社】	5 4
【表 29：フレートフォワダー欧州委決定】	5 6
【表 30：フレートフォワダー事件と日欧米当局の対応図】	5 7
【表 31：ブラウン管公取委措置】	5 8
【表 32：ブラウン管 TV 取引図】	5 9
【表 33：ブラウン管米国刑事事件：被告会社】	6 1
【表 34：ブラウン管米国刑事事件：被告人】	6 1
【表 35：ブラウン管欧州委決定】	6 4
【表 36：ブラウン管 KFTC 措置】	6 7
【表 37：ブラウン管チェコ措置】	6 7

【表 38 : WH 事件公取委措置】	6 9
【表 39 : オルタネーター他事件公取委措置】	6 9
【表 40 : 産業用・自動車用ベアリング刑事事件東京地裁】	7 0
【表 41 : 産業用・自動車用ベアリング事件公取委措置】	7 1
【表 42 : 自動車用ランプ事件公取委措置】	7 1
【表 43 : 自動車部品米国カルテル刑事事件:被告会社】	7 5
【表 44 : 自動車部品米国刑事事件 : 被告人】	7 8
【表 45 : WH 事件欧州委決定】	8 3
【表 46 : 自動車部品事件カナダ刑事事件】	8 4
【表 47 : 不正請求防止法訴訟】	9 1
【表 48 : 防舷材等米国刑事事件】	9 2
【表 49 : マリンホース米国刑事罰比較】	1 1 7
【表 50 : 豪州マリンホース事件プロジェクト案件】	1 5 7
【表 51 : 豪州ヴィクトリア州連邦裁判所訴訟手続】	1 5 8
【表 52 : マリンホース KFTC 措置】	1 6 0
【表 53 : マリンホース事件ブラジル和解】	1 6 1
【表 54 : マリンホース事件米国集団訴訟和解】	1 6 5
【表 55 : 欧州競争法制裁金基礎額算定式】	1 8 9
【表 56 : 課徴金減免制度の運用状況】	1 9 5
【表 57 : タンカー輸送米国刑事事件】	2 1 2
【表 58 : 欧州委によるカルテル事件の処理】	2 1 6
【表 59 : 略式手続事件一覧】	2 3 0
【表 60 : インターポール活動】	2 3 7
【表 61 : マリンホース事件個人二重処罰】	2 4 2
【表 62 : 各国のリニエンシー制度及び域外適用規定の状況】	2 4 9

要点一覧

【要点 1: フレートフォワード/日通略式起訴状】	5 2
【要点 2: 宣誓供述書 1】	9 4
【要点 3: 宣誓供述書 2】	9 6
【要点 4: ダンロップ答弁合意書】	1 0 1
【要点 5: マニユリ答弁合意書】	1 0 5
【要点 6: トレルボルグ答弁合意書】	1 0 7
【要点 7: パーカー ITR 答弁合意書】	1 0 9
【要点 8: ブリヂストン答弁合意書】	1 1 0
【要点 9: Peter Whittle 答弁合意書】	1 1 8
【要点 10: Bryan Allison 答弁合意書】	1 2 3
【要点 11: David Brammar 答弁合意書】	1 2 4
【要点 12: Christian Caleca 答弁合意書】	1 2 5
【要点 13: Jacques Congnard 答弁合意書】	1 2 6
【要点 14: Robert Furness 答弁合意書】	1 2 7
【要点 15: Charles Gillespie 答弁合意書】	1 2 8
【要点 16: Misao Hioki 答弁合意書】	1 2 9
【要点 17: マリンホース欧州委決定】	1 3 6
【要点 18: 欧州委競争法違反による損害賠償指令案】	1 7 6
【要点 19: 法人向けレターアグリーメント : その 1】	2 0 0
【要点 20: 法人向けリニエンシーレターアグリーメント : その 2】	2 0 3
【要点 21: 個人向けリニエンシーレターアグリーメント】	2 0 4
【要点 22: 質疑応答集】	2 0 6
【要点 23: 欧州委リニエンシー告示】	2 1 6
【要点 24: 欧州委略式手続告示】	2 2 3

序章

本論文は、日本の市場に影響を及ぼす日本国外における事業者の競争制限行為に対して「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年 4 月 14 日法律 54 号) (以下、独占禁止法又は独禁法という) を適用するためにはどのような方策を講じるべきかを論じるものである。具体的には公正取引委員会 (以下、公取委という) が捕捉した国際カルテル事件の措置内容を分析し、併せて同一又はほぼ同一事件を外国競争当局 (主に欧米競争当局) はどのように捕捉し措置を行ったかを分析し、前者と後者を比較検討することで、日本市場に影響を及ぼす国際カルテルに対して独禁法を域外適用するためには何が必要であるかを論じるものである。

第 1 章は、1970 年代から 1990 年代末までの公取委が警告又は独禁法第 6 条により処理した国際カルテル事件を分析する。加えて同一事件を外国競争当局がどのように処理したかを分析し処理方法を比較する。第 2 章は、2000 年代に入り公取委が独禁法第 3 条により処理した国際カルテル事件を分析する。これについても同一外国事件を外国競争当局がどのように処理したかを分析し処理方法を比較する。第 2 章で取り上げる事件は、比較的新しい事件であり、現在進行中のものもある。また未だに競争当局の正式決定が発表されていない事件もある。そこで第 3 章では、各競争当局の処理がほぼ終了したと思われるマリンホース事件を例に欧米当局が同事件をどのように処理したかをやや詳しく分析する。第 4 章では、国際カルテルに対する日欧米競争法の適用の違いを論じる。法制度の違いがあることは当然であるが、カルテルに対する競争当局の具体的な処理として日本の課徴金、米国の罰金、欧州の制裁金そしてそれぞれのリニエンス制度について相違点を明らかにする。そして第 5 章では、国際カルテル事件に対するわが国独禁法適用上の問題点及び国際カルテル事件をよりの確に捕捉する為の立法措置を論じる。

第 5 章で詳述するが、本論文の主張を予めごく簡略化して述べれば次の通りである。

かなりの数の外国競争法において域外適用を定めた条文が備わっている。例えば米国では「米国外取引であっても、米国内取引又は米国からの輸出取引に対して直接的、実質的、合理的予見可能な効果を及ぼすシャーマン法違反行為にはシャーマン法が適用される」と定めている¹。文言内容はそれぞれ異なるが、米国に限らず、欧州各国、中国、韓国、ブラ

¹ シャーマン法 6 a 条「本章第 1 条から第 7 条は、輸入取引を除き外国取引に関する行為には適用されない。しかし、当該外国取引行為が (A) 米国内取引に対して、又は (B) 米国で輸出取引に従事する者による輸出取引に対して、直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を及ぼす場合で、かつシャーマン法上の請求原因となる場合には、本章第 1 条から第 7 条が適用される。尚、上記 (B) 故に、当該行為にシャーマン法が適用されることとなる場合は、米国からの輸出取引に生じた損害に限り適用されるものとする。」

もちろんこれは米国民が従うべき法律であり他国民が従う義務はない。しかしもし他国民が米国裁判所で外国取引に関するシャーマン法適用の有無を争い、直接的、実質的、合理的予見可能な効果ありと判定されれば、他国民が負けるということになる。

ジル、南アフリカなど外国諸国はこうした規定を備えている。或る意味でこうした規定は競争法における標準装備となっている。しかしわが国独禁法には域外適用条項がない。従って、国際カルテルを捕捉するためにはこうした規定が必要である。しかし域外適用条項は、各国の法適用が交錯するため二重処罰の問題を生じる。従って二重処罰問題の回避策についても検討を行った。

リニエンシー制度があれば国際カルテル事件に関与した事業者はリニエンシーを申請するのでその結果として国際カルテル事件は捕捉可能であるという意見もある。しかし域外適用条項なくして国際カルテル事件を捕捉しても民事救済、刑事罰を追求することは困難である。従って域外適用条項とリニエンシー制度は国際カルテル事件を捕捉するための車の両輪なのである。

ところで独禁法には「カルテル」及び「国際カルテル」という文言の規定がない。本論文は「カルテル」を、複数の事業者による水平的競争制限行為であって、独禁法第 2 条 6 項に定める不当な取引制限を含むものという前提で使用する²。

次に「国際カルテル」であるが、独禁法第 6 条に国際的協定又は国際的契約という言葉があるのでこれを手がかりに考える。広辞苑によれば国際的とは「(一国に止まらず) 諸国家に関係を有するさま。インターナショナル。」を意味する³。昭和 22 年制定当時の独禁法第 6 条は、「事業者は、外国の事業者と左の各号の一に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約を・・・」と規定していることから、国際的協定又は国際的契約の当事者が国内事業者と外国事業者という前提であったことが判る。そしてこの前提による限り、国際カルテルとは、国籍の異なる事業者による不当な取引制限行為であるという定義が妥当なものであり、一般的にも広く使用されているようである。

しかし、現行独禁法第 6 条は「事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。」と規定している⁴。そして、事業者については独禁法第 2 条 1 項に定義があり、事業を行う者であり外国事業者も含まれると解されているので⁵、現行独禁法第 6 条の国際的協定又は国際的契約の当事者としては、国内事業者と国内事業者、国内事業者と外国事業者、外国事業者と外国事業者という 3 つの組合せがありうる。そうすると国籍の異なる事業者の行う不当な取引制限

²白石忠志「独占禁止法 (第 2 版)」P.123、(有斐閣、2009) によれば、「・・・カルテルという言葉は、・・・ありとあらゆる用いられ方をしており、精確な法律論にとって有害無益なものとなっている。・・・」とあるが、世間一般も競争当局もこれを使用しており、金井貴嗣「独占禁止法 (第 2 版)」P.39、(青林書院、2006) では、「競争を制限する最も簡単な方法は、カルテル、すなわち事業者が話し合いによって競争しないことを取り決めることである。」と記し、金井、川濱、泉水編著「独占禁止法 (第 3 版)」宮井雅明担当 P.37、(弘文堂、2010 年) では、「カルテルという言葉は、複数の事業者が、競争を回避するために、取決めないし申し合わせ等の方法により互いに自らの行動を調整する行為全般を意味するものとして用いられてきた。」と記している。本論文ではこうした記述に倣い、定義したうえで使用することにする。

³ 広辞苑 (第 4 版) P.903 (岩波書店、1993)

⁴ 昭和 28 年改正の独禁法第 6 条から外国の事業者という言葉が削除された。

⁵ 厚谷他編「条解独占禁止法」稗貫俊文担当 P.16、(弘文堂、1997 年 3 月)

行為を国際カルテルという従来の定義又は一般的な使用方法に無理が生じてくる。国際カルテルとは、むしろ「その国籍に拘わらず複数の事業者によって、複数国又は複数の法域において行われる不当な取引制限行為を含む水平的競争制限行為である。」と定義することが適切であろうと考える。

国際カルテル事件には、(ア) 水平的競争制限行為が行われる場所または対象とする場所が単数の国（地域）であってもそれを行う事業者の国籍の違いに着目した国際カルテル事件と、(イ) 事業者の国籍の違いには着目せずに、むしろ水平的競争制限行為が行われる又は対象とする場所が複数の国（地域）であり、従って複数の競争当局により規制されることになる国際カルテル事件があるが、本論文の主たる検討対象は、この本来型ともいふべき（イ）の国際カルテル事件に対する独禁法の適用と処理である。

尚、特に断り書きがある場合を除き、本論文における「現在」とは 2013 年 9 月末現在である。

第1章 わが国独占禁止法と国際カルテル事件 その1

本章では、公取委により警告⁶が行われた又は独禁法第6条が適用された国際カルテル事件を振り返る。

第1節 油井用鋼管事件

(1) 概要⁷

本事件は、1971年9月14日付警告事件である。警告の対象となった事業者は、住友金属工業株式会社（以下、住友金属）と日本鋼管株式会社（以下、日本鋼管）である。また対象商品は石油・天然ガスの採掘に使用される鋼管であり、油井管という名称で知られているものである。

1962年12月11日、住友金属と日本鋼管は、ドイツ、イギリス、フランス、イタリアのメーカー6社及びフランス、ベルギーの販売会社から成る欧州事業者らからの申出により、油井用鋼管の輸出価格、数量等に関する協定を締結した。欧州事業者らと日本事業者らは、北米、欧州、日本、沖縄、韓国、台湾を除く第三国市場向け油井用鋼管の価格、及び欧州事業者らと日本事業者らの数量割当は80%対20%とする等を定め、これを実施し、実施状況を監視するなどの措置をとった。本協定は、1966年の一部改正を経て、日本の事業者らの解約申出により1970年2月末に終了した。

しかしその後、1970年7月イタリアで、また同年11月東京で、欧州事業者らと日本事業者らは新たな協定について話し合いを行った。こうした事実を察知した公取委は、日本事業者らに対して、新たな協定を締結することは独禁法第6条1項及び2項に違反する行為であるとして、今後かかる行為を行わぬよう警告を行った⁸。

⁶ 「公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年10月19日公取委規則第5号）」第31条によれば、警告とは委員会が、法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するおそれがある行為がある又はあったと認める場合において、当該事業者又は当該事業者団体に対して、その行為を取りやめること又はその行為を再び行わないようにすることその他必要な事項を指示することである。公取委「平成23年版年次報告書」P.21（公正取引協会、2011）は、警告について「審査事件のうち、法的措置を採るに足る証拠を得られなかった場合であっても、独占禁止法違反の疑いがあるときは、関係事業者に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している。」と説明し、注において「公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、命令の際の事前手続に準じた手続を経ることとしている。」と追加説明している。

⁷ 事実関係は主に川井克倭「国際的契約と独占禁止法」P.62、（国際商事法研究所、1978年11月）の記述に依拠した。

⁸ 伊従寛編「日本企業と外国独禁法」P.192、（日本経済新聞社、1986年7月）によれば、「・・・西ドイツ連邦カルテル庁は、このカルテルを違法とし、西ドイツ企業のマンネスマン社に総額13万マルクの過料を科（ママ）した。しかし、本件はベルリン高裁と連邦最高裁で、いずれも西ドイツ国内市場への影響の存在が否定されて、競争制限禁止法の適用がないものとして、連邦カルテル庁の敗訴に終わった。」とある。小原喜雄「国際的企業活動と国家管轄権」P.73及びP.104（有斐閣、1993年12月）にも同内容の記載がある。

(2) 問題点

適用法条は独禁法第6条1項及び2項である。本事件当時の条文⁹は次の通りであった。

「1項：事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約をしてはならない。

2項：事業者は、国際的協定若しくは国際的契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、当該協定又は契約成立の日から、30日以内に、当該協定又は契約の写（口頭の協定又は契約である場合には、その内容を説明する文書）を添付して、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

3項：前項の規定は、1回限りの取引（目的物の授受の期間が1年を超えるものを除く。）に関する協定又は契約及び取引上の代理権を与えることのみを内容とする協定又は契約（相手方の事業活動を拘束する条件を含むものを除く。）には、これを適用しない。」

公取委の認定は、住友金属及び日本鋼管が欧州事業者らと1970年2月及び7月に協定締結交渉を行ったことが、独禁法第6条1項に違反するおそれがあるとともに、1962年協定を公取委に届け出なかったことは同条2項に違反していたということである。ではなぜ排除措置を命じることなく、警告に止まったのであろうかについて考える。

第一に、1970年7月と11月に新しい協定の締結について話合った事実があり、再び国際カルテルを行うおそれがあったために、予防としての警告を行ったということが考えられる。第二に、1970年2月に本協定が終了したという事実認定がある。本協定終了は、日本事業者らがその数量割当20%に不満をもち、これが解消されないために解約による終了ということであろうが、理由はどうあれ国際カルテルは一旦解消されたために、警告という措置で終わったものと考えられる。第三に、欧州事業者らと日本業者らとの国際カルテルの対象市場が日本市場ではなく、第三国市場であったことである。独禁法の保護法益は、直接目的としては日本市場における公正で自由な競争の促進であり、究極目的としては日本の一般消費者の利益と日本の国民経済の民主的で健全な発達を促進することである。従って本件協定が第三国市場に関する協定であったために、警告という措置で終わったものと考えられる。

従って、公取委が、本事件に対して行政処分という法的措置ではなく、警告という行政指導を行ったことは、上記第一から第三までのいずれの観点からも妥当な判断であったといえる。

本事件は、本来型の国際カルテル事件であるが、輸出カルテルであり、輸出先の第三国市場の競争当局が捕捉に乗り出さず、輸出元の競争当局であるドイツと日本の当局が捕捉に乗り出したところが市場における競争を確保するという独禁法本来の目的からみて疑問視される点であり、また公取委が本事件について法的に捕捉するに至らなかった理由と考える。

尚、本事件について、ドイツと日本の競争当局間で情報交換があったか否かについては不明であるが、西ドイツ連邦カルテル庁の処分が1970年12月であり、公取委の警告が

⁹ 昭和28年改正法による独禁法6条

1971年9月であることから、公取委がドイツ競争当局の措置内容を参考にしたことは推測できる。

第2節 化合繊事件

1. レーヨン糸事件

(1) 概要

本事件は、1972年12月27日の勧告審決事件¹⁰である。名宛人は、旭化成工業株式会社、株式会社クラレと、ユニチカ株式会社（以下、纏めて3社という）である。3社は1959年5月にイタリアのミラノ市において西欧事業者らと会合して、レーヨン糸の輸出に関して、日本を3社の伝統市場とし、欧州11か国を西欧事業者の伝統市場として相互不可侵とする一方で、米国を除くその他の国々を共通市場とするという市場分割、その数量制限及び価格制限に関する決定を行った。その後1965年11月、1971年1月に合意内容の修正決定を行ない、3社は概ね各決定を実施していた。

公取委は、3社が西欧レーヨン糸事業者と市場分割、数量割当、最低価格の協定をすることは、公共の利益に反して、レーヨン糸の輸出取引分野における競争を実質的に制限する内容の国際的協定を締結していることは独禁法第6条1項に違反するとした。そして当該国際的協定の破棄を命じた。

(2) 問題点^{11/12}

レーヨン、スフ、ナイロン、ポリエステル、アクリルという化学合成繊維に係る国際カルテル事件（以下、纏めて化合繊事件という）の1つである¹³。本事件の問題点は、輸出カルテルは独禁法違反となるか否かという点である。独禁法の直接目的が、公正且つ自由な競争の促進であり、究極目標が一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達にあることは独禁法1条の定めるところである。国内事業者らの輸出カルテルが、輸出相手国市場の競争に影響を与えることは明らかであるが、わが国市場に影響を与えることは殆どないといえる。本事件における輸出取引分野とは、国内輸出業者が売手で、外国輸入業者が買手となる取引分野である。この取引分野において、売手である国内輸出業者が不当な取引制限を行うことで、実質的に競争が制限され、被害を蒙る外国の輸入事業者であり外国の消費者である。従って、本事件では、国内事業者と外国事業者との、わが国の輸

¹⁰ 昭和47年(勸)18号

¹¹ 須網隆夫「経済法判例・審決百選」P.184（有斐閣、2010年4月）、松下満雄「独禁法審決・判例百選〔第4版〕」P.74、（有斐閣、1991年10月）

¹² 化合繊事件全般に亘る評釈として、有座雄典他「化学繊維の国際カルテル事件について」公正取引269号P.2、（公正取引協会、1973年3月）がある。

¹³ 小原喜雄「国際的事業活動と国家管轄権」P.103～104、（有斐閣、1993年12月）には、「1972年3月15日、ドイツ連邦カルテル庁は、4つの国際カルテル（上記のポリエステル糸の代わりにアセテートが含まれていた）がGWE1条および38条1項1号に違反したと認定し、これらカルテルに参加したドイツの9企業及び19名の個人に対し総額4900万マルクの行政罰を課した。さらに同庁は、公取委の審査に便宜を与えるため、ドイツ語の審決を英訳して公取委に送付した。・・・」の記述がある。

出取引分野ではなく、わが国の輸入取引分野に於ける競争を実質的に制限する行為が独禁法違反となるか否かを検討すべきであった。この点で、本事件に関しては独禁法適用上の誤りがあったと考える¹⁴。

しかるに本事件の勧告を行う約4か月前の1972年8月9日に、公取委は「輸出カルテルと国際的協定に関する独禁法の解釈について(メモ)」という文書を出し、わが国事業者のみの輸出カルテルは法の手続きによるものであれば適法であるが、外国事業者が加わった輸出カルテルは、独禁法第6条違反の国際協定であるとした。そしてこのメモに則り公取委は化合織国際カルテル事件に独禁法を適用したと思われる。

本事件は国内事業者のみを名宛人として勧告審決で終了したものであるが、本来は国内事業者と外国事業者を名宛人として、わが国の輸入取引分野における競争を実質的に制限した点を捉えて公取委が勧告すべき事件であり、その法適用と処分に誤りがあったと考える。

2. スフ事件

(1) 概要

本事件は、1972年12月27日の勧告審決事件¹⁵である。三菱レイヨン株式会社、鐘紡株式会社、東洋紡績株式会社、株式会社クラレ、株式会社興人、東邦レーヨン株式会社、日東紡績株式会社、大和紡績株式会社、東レ株式会社、富士紡績株式会社、オーミケンシ株式会社（以下、纏めて11社という）は、1967年8月ジュネーブで西欧のスフ事業者と会合し、それぞれの固有市場と伝統市場を定め相互不可侵とする市場分割を行い、輸出限度量、最低価格などを定める協定書を締結した。その後1969年、1970年、1972年と修正を行っている。

公取委は、11社が西欧スフ事業者との間で市場分割、数量割当、最低価格を協定することにより、公共の利益に反して、スフの輸出取引分野における競争を実質的に制限することを内容とする国際的協定を締結していることは独禁法第6条1項に違反するとして、当該国際的協定の破棄を命じた。

(2) 問題点

レーヨン系事件の違反期間は1959年から1972年12月までの13年間であるが、本事件は1967年から1972年12月までの5年間であり、比較的短期間である。しかし、協定内容はレーヨン系事件と同様であり、その問題点は本事件にも該当する。

即ち、本事件は国内事業者のみを名宛人として勧告審決で終了したものであるが、本来は国内事業者と外国事業者を名宛人として、わが国の輸入取引分野における競争を実質的に制限した点を捉えて公取委が勧告すべき事件であり、その法適用と処分に誤りがあったと考える。

¹⁴ 正田彬「独禁法最終講義」P.87~88、(公正取引協会、2011年9月)

¹⁵ 昭和47年(勧)19号

3. ナイロン事件

(1) 概要

本事件は、1972年12月27日の勧告審決事件¹⁶である。東レ株式会社、鐘紡株式会社、ユニチカ株式会社、東洋紡績株式会社、旭化成工業株式会社、帝人株式会社（以下、纏めて6社という）は、1968年4月チューリッヒで西欧のナイロン糸事業者と会合し、それぞれの伝統市場を定め相互不可侵とする市場分割の合意し、同年9月パリで、伝統市場について拡大修正の合意をした。以後その合意を実施している。

公取委は、6社が西欧ナイロン糸事業者との間で市場分割を協定することにより、公共の利益に反して、ナイロン糸の輸出取引分野における競争を実質的に制限することを内容とする国際的協定を締結していることは独禁法第6条1項に違反するとして、当該国際的協定の破棄を命じた。

(2) 問題点¹⁷

本事件は、1968年4月の市場分割協定であり、1972年12月の勧告審決までの期間は4年半ということで、レーヨン糸事件、スフ事件よりも更に違反期間が短いものである。またレーヨン糸事件、スフ事件が数量及び価格協定を含むものであったことに比べ、本事件は市場分割協定に止まるものである。上記の協定内容を除き、レーヨン糸事件の問題点は本事件にも該当する。

即ち、本事件は国内事業者のみを名宛人として勧告審決で終了したものであるが、本来は国内事業者と外国事業者を名宛人として、わが国の輸入取引分野における競争を実質的に制限した点を捉えて公取委が勧告すべき事件であり、その法適用と処分に誤りがあったと考える。

4. ポリエステル事件

(1) 概要

本事件は、1972年12月27日の勧告審決事件¹⁸である。帝人株式会社、東レ株式会社、株式会社クラレ、ユニチカ株式会社、旭化成工業株式会社、東洋紡績株式会社、鐘紡株式会社、三菱レイヨン株式会社（以下、纏めて8社という）は、1972年5月東京都の高輪で西欧のポリエステル糸事業者と会合し、西欧17か国を8社の輸出制限地域とし、日本を含むアジア10か国を西欧事業者らの輸出制限地域を定め、1972年6月から1973年12月までの当該地域に対する輸出限量を決定した。その後同年6月、8社は大阪化学繊維会館で会合し、上記輸出限量における8社の割合を定めた。8社はこれらの決定を概ね実施した。

公取委は、8社が西欧ポリエステル糸事業者との間で輸出制限地域への輸出限量を協定することにより、公共の利益に反して、ポリエステル糸の当該地域向け輸出取引分野における競争を実質的に制限することを内容とする国際的協定を締結していることは独禁法

¹⁶ 昭和47年(勸)20号

¹⁷ 舟田正之「化合繊国際カルテル事件」公正取引285号P.37（公正取引協会、1974年7月）

¹⁸ 昭和47年(勸)21号

第6条1項に違反するとした。そして、当該国際的協定及び8社の輸出割合に関する決定の破棄を命じた。

(2) 問題点

本事件は、1972年5月に輸出制限地域及び輸出量制限協定の会合があり、同年12月の勧告審決までの期間はわずかに7か月という事件である。これはレーヨン糸事件、スフ事件、ナイロン糸事件よりも更に違反期間が短い事件である。また本事件は市場分割協定には至らないものの、8社と西欧事業者らとの輸出地域制限及び輸出数量制限協定である。従って、協定内容の相異を除き、レーヨン糸事件の問題点は本事件にも該当する。

即ち、本事件は国内事業者のみを名宛人として勧告審決で終了したものであるが、本来は国内事業者と外国事業者を名宛人として、わが国の輸入取引分野における競争を実質的に制限した点を捉えて公取委が勧告すべき事件であり、その法適用と処分に誤りがあったと考える。

5. アクリル紡績糸事件

(1) 概要

本事件は、1972年12月27日の勧告審決事件¹⁹である。東洋紡績株式会社、三菱レイヨン株式会社、東邦レーヨン株式会社、旭化成工業株式会社、東レ株式会社（以下、纏めて5社という）は、1970年10月大阪において西ドイツ梳毛紡協会代表らと会合し、同協会からドイツ向けアクリル紡績糸の輸出数量制限を要求されたため、1970年、71年の5社のドイツ向けアクリル紡績糸の輸出限度量を定め、1972年の輸出限度量は再協議とした。1972年2月、西ドイツ梳毛紡協会の要求に応じ、1972年の輸出限度量は1971年のそれと同一とする旨文書で回答した。尚、この回答文書の発信人は5社連名か否かも含め勧告審決からは判読できない。

1972年2月、5社は大阪化学繊維会館で輸出限度量に関する各社の割合を定めた。そして5社は概ね決定を実施している。

公取委は、5社が西ドイツ梳毛紡協会との間でドイツ向けアクリル紡績糸の輸出限度量を協定することにより、公共の利益に反して、アクリル紡績糸の当該地域向け輸出取引分野における競争を実質的に制限することを内容とする国際的協定を締結していることは独占禁止法第6条1項に違反するとした。そして、当該国際的協定及び5社の割合に関する決定の破棄を命じた。

(2) 問題点²⁰

本事件は、1970年10月の輸出量制限協定事件であり、1972年12月の勧告審決までの期間は2年ということで、ポリエステル糸事件に次いで違反期間が短いものである。また本事件は市場分割協定ではなく、ドイツ向け輸出数量制限に止まるものである。すなわち5社のみが輸出量制限義務を負い、その対価として西ドイツ梳毛紡協会はダンピング提訴

¹⁹ 昭和47年(勸)22号

²⁰ 松下満雄「独禁法審決・判例百選 [第4版]」P.72、(有斐閣、1991年3月)

等西ドイツへの輸入妨害をしないという不作為義務を負う協定である。また協定の相手方は外国事業者ではなく、外国事業者団体である。従ってレーヨン糸、スフ、ナイロン、ポリエステル事件とは本質的に異なっている。

すなわち、本事件は、国内事業者と外国事業者との間でわが国へのアクリル紡績糸の輸入を制限する取決めがない。ドイツに対するアクリル紡績糸の数量制限のみを取り決めたものである。従ってわが国アクリル紡績糸の市場は何ら影響を受けるものではない。独禁法の目的がわが国における公正で自由な競争の確保ということである以上、5社の行為は独禁法違反とはならない事件である。公取委の法適用も措置も間違いであったと言わざるを得ない事件である。むしろ、ドイツにおいて西ドイツ梳毛紡協会及び5社がドイツの競争法の適用を受ける可能性があった事件であろう。

【表1：化合織事件一覧】

被審人 国内事業者 対象製品 (制限内容/期間)	旭 化 成	ク ラ レ	ユ ニ チ カ	三 菱 レ イ ヨ ン	鐘 紡	東 洋 紡 績	興 人	東 邦 レ ー ヨ ン	日 東 紡 績	大 和 紡 績	東 レ	富 士 紡 績	オ ー ミ ケ ン シ	帝 人
レーヨン(地域、数量、価格/13年)	●	●	●											
スフ(地域、数量、価格/5年)		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ナイロン(地域/4.5年)	●		●		●	●					●			●
ポリエステル(地域、数量/7か月)	●	●	●	●	●	●					●			●
アクリル(西独向数量/2年)	●			●		●		●			●			

第3節 フェルト、カンバス事件

(1) 概要

本事件は、1973年1月12日の勧告審決事件²¹である。日本フェルト株式会社（以下、日本フェルトという）、市川毛織株式会社（以下、市川毛織という）及び鐘紡株式会社（以下、鐘紡という）は、1960年11月頃、西欧諸国においてフェルト及びカンバスの大部分を製造している事業者ら（以下、西欧事業者らという）から欧州フェルト工業機構

（Organization of the Felt Industry in Europe、以下 OFE という）が定めたフェルト及びカンバスの輸出価格を規制する協定への参加を求められ、1961年2月17日付文書で参加する旨の回答を行った。尚、鐘紡は1970年7月26日フェルト事業の全部を市川毛織に譲渡したので審決の名宛人となっていない。

²¹ 昭和47年(勧)23号

また、敷島カンバス株式会社（以下、敷島カンバスという）及び大和紡績株式会社（以下、大和紡績という）は、日本フェルト、市川毛織及び鐘紡より前記協定への参加要請を受け、1965年9月中旬頃、協定参加の回答をした。そして1972年から西欧事業者らとの合意に基づきカンバスの輸出価格値上を実施した。

公取委は、日本フェルト、市川毛織、敷島カンバス及び大和紡績の4社が西欧事業者らとの間で輸出価格を規制することにより、公共の利益に反して、フェルト及びカンバスの輸出取引分野における販売競争を実質的に制限しており、これは不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定を締結しているものであって、独禁法第6条1項に違反するとした。そして、当該国際的協定の破棄を命じた。

（2）問題点

フェルトに関して、違反期間は昭和1960年11月から1972年12月までの12年間、カンバスに関して1965年9月から1972年12月までの7年間に亘り西欧事業者らと輸出価格規制を行ったという事件である。輸出価格は、西欧事業者らの立場からみた仕向国別に非生産国価格、生産国価格、属領国価格と3つに分類されており、それぞれに規制があった。日本フェルト、市川毛織はフェルトに関して、敷島カンバス、大和紡績はカンバスに関して、西欧事業者らと地域別輸出価格協定を行い、これを実施したというべきであろう。従って、こうした協定が輸出先の販売市場に反競争的効果を生じさせることはあるが、わが国市場に反競争的効果を生じさせることはないと考えられるので、レーヨン糸等化合繊維事件の問題点は本事件でも該当する。

尚、本事件勧告審決には、西欧事業者らは1952年頃フェルト及びカンバスに関する諸問題の調査、技術情報の交換等を行うことを目的としてOFEを設立したこと、そしてOFEにおいて価格協定を行っていたこと、OFEが定めた価格協定には日本のほか、米国、カナダ、インド等のフェルト及びカンバスの製造業者が参加していることが記載されている。従ってOFEは国際的なカルテル組織といえる。また勧告審決には何ら触れていないが、公取委はOECDの制限的商慣行専門家委員会²²が定めた通告制度により、加盟国に通告し、加盟国の競争当局によりそれぞれのカルテル参加企業の取締りが行われることになるとみていたという²³。しかし関係加盟国当局は何も措置は取らなかったとのことである²⁴。

第4節 黒鉛電極事件

（1）概要

本事件は、1999年3月18日の警告事件である。警告対象は、東海カーボン株式会社（以下、東海という）、昭和電工株式会社（以下、昭電という）、日本カーボン株式会社（以

²² 1961年に設置、1987年に競争法・競争政策委員会に改組、2001年から競争委員会に名称変更。日本は1964年のOECD加盟以来、委員会活動に参加している。

²³ 加川芳寅、白川勝博「フェルトおよびカンバスの国際カルテル事件について」公正取引269号 P.15、（公正取引協会、1973年3月）

²⁴ 小原喜雄「国際的事業活動と国家管轄権」P.106、（有斐閣、1993年12月）

下、NCK という) 及び株式会社エスイーシー²⁵ (以下、SEC という) の4社 (以下、纏めて国内4社という) である。本事件に関連して、公取委は、1998年5月27日に国内4社に加え、三菱商事、同販売子会社エム・シー・カーボン、ドイツのSGLカーボンAG (以下、SGL という) の日本法人にも立入検査を行った²⁶。そして次の通り認定した。

- ① 国内4社と米国のユーカー・インターナショナル社 (以下、UCAL という) 及びSGL (以下、纏めて海外2社という) は、1992年5月頃開催した会合において、電炉鋼生産向け人造黒鉛丸形電極 (以下、黒鉛電極という) の需要予測を行うことを合意し、以後毎年この合意に基づき短期需要予測を実施する過程において、国内4社、海外2社は、互いが生産販売している市場には黒鉛電極を輸出しないこと、アジア・大洋州地域 (除く、日本、中国、インド) に対するそれぞれの黒鉛電極の供給割合を固定することを合意し、実施した疑いがある。
- ② 1993年3月頃開催した会合において、アジア地域 (除く、日本、中国、インド) の需要者向け販売価格を黒鉛電極1トン当たり3000ドルに引き上げる旨、1995年2月頃開催した会合において同じく3300ドルに引き上げる旨を合意し、実施した疑いがある。
- ③ 国内4社は、かねてから国内需要者向け黒鉛電極の納入数量、販売価格等について情報交換を行ってきたところ、1993年10月頃開催した部長会において、国内需要者向け黒鉛電極販売価格を1994年1月から1トン当たり3万円を目途に引き上げる旨合意し、実施した疑いがある。

公取委は、国内4社に対して上記①②の行為は独禁法第3条又は第6条に、上記③の行為は独禁法第3条に違反するおそれがあるので、今後同様の行為を行わぬよう厳重に警告するとともに、警告に基づいて採った措置を報告するよう求めた。

(2) 問題点²⁷

上記(1)③の被疑行為は国内4社による黒鉛電極の国内市場を対象とする不当な取引制限行為の疑いに関するもの故、上記(1)①②の被疑行為についてのみ論じることとする。

公取委によれば、上記(1)①②の被疑行為に対する適用法条は独禁法第3条又は第6条である。本警告事件当時の独禁法第3条及び第6条は、現行独禁法と同一であった。

「第3条 事業者は私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」

「第6条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約をしてはならない。」

²⁵ 2006年社名をSECカーボン株式会社に変更している。

²⁶ 1998年5月27日及び6月25日朝日新聞

²⁷ 小畑徳彦「国際カルテル事件に対するEUの審査と措置 [下]」公正取引638号P.70、(公正取引協会、2003年12月)

公取委は、油井用鋼管事件においては住友鋼管と日本鋼管に対して独禁法第 6 条違反のおそれを示したが、本事件においては国内 4 社に 3 条違反又は 6 条違反いずれかのおそれを示した点が特徴的である。なぜ 2 つの法条を挙げたのかその理由を推測すると、平成 9 年（1997 年）の独禁法改正により第 6 条の届出義務が廃止された結果、3 条後段（不当な取引制限の禁止）及び 19 条（不公正な取引方法の禁止）と 6 条（不当な取引制限又は不公正な取引方法を内容とする国際的協定の禁止）との違いが小さくなったということが挙げられる。もちろん 3 条後段違反とするためには、複数事業者による相互拘束又は共同遂行という行為要件と公共の利益に反して一定取引分野における競争を実質的に制限するという効果要件が必要であり、6 条違反とするためには、不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定締結という行為要件が必要であることは当然である。

本事件では協定締結の事実は明らかであった。従って公取委は本事件を何故独禁法第 6 条違反として立件しなかったのかという疑問が出てくる。UCAL 及び SGL への書類送達手続が困難であることが推測できるが、独禁法第 6 条違反により UCAL、SGL に国内 4 社を加えた 6 社を名宛人として協定破棄を命じる処分をすることについては何ら問題がなかった事件であろう。但し、UCAL 及び SGL に対しては、国内売上高がないので課徴金納付命令はなかったであろうと思われる。

では 3 条後段違反として処分は出来なかったであろうか。UCAL 及び SGL に対する書類送達困難は 6 条違反である場合と同様である。実体法上も UCAL と SGL は日本市場に輸出しないことで競争の実質的制限を行っていると考えれば、国内 4 社を加えた 6 社を名宛人に独禁法第 3 条違反に基づき違反行為終了確認、協定破棄、将来の不作為義務を命じることは出来たのではなかろうか。従って、本事件は 3 条後段でも 6 条でも立件できた事件であろうが、いずれの法条を使った場合でも海外 2 社に対する書類送達の困難がある為、公取委としては国内 4 社に対する警告に止めた事件であったと思われる。

本事件について、下記の通り米国司法省（以下、DOJ という）がシャーマン法 1 条、カナダ競争局（Competition Bureau Canada、以下、CBC という）がカナダ競争法 45 条 46 条により刑事訴追を行い、欧州委員会が欧州機能条約（以下、TFEU という）第 101 条²⁸により行政処分を行ったことと比べ、公取委が警告という行政指導で止まったことは、国際カルテルに対するわが国独禁法の存在感を示す機会が失われた点で残念な事件であった。又、本事件について、韓国公正取引委員会（以下、KFTC という）が米国、ドイツ、わが国の計 6 社に対して是正措置と総額約 850 万ドルの課徴金を課したことは、わが国の国際カルテル捕捉能力不足を痛感させる動きであった²⁹。

²⁸ 欧州運営条約という訳語もある。旧 81 条であり、その前は 85 条という番号を付されていた。

²⁹ 申鉉充「21 世紀における市場秩序の変化と韓国競争法の域外適用」北大法学論集 53(3)、2002 年 9 月 25 日。経済産業省「競争法コンプライアンス体制に関する研究会報告書」P.23、（2010 年 1 月 29 日）。ちなみに韓国独禁法に域外適用規定が設けられたのは 2004 年 12 月 31 日である。

尚、UCAR の Robert P. Krass 及び Robert J.Hart が米国で禁錮刑及び罰金刑を受け、カナダでも罰金刑を受けていることから、少なくとも罰金刑について米国とカナダによる二重処罰があったと思われるが、DOJ 及び CBC ホームページ掲載の資料からはその詳細が判らなかつた。米国、カナダいずれも司法取引により決着がついたためか、兩人とも二重処罰を争うことはなく、二重処罰の問題は顕在化しなかつたのであろう。しかし、米国でもカナダでも同一人に対して同一行為に対して罰金を科せられたということであれば、黒鉛電極事件における個人の刑事処分において二重処罰があったということになる。

【表 2：黒鉛電極米国刑事事件：被告会社³⁰】

被告会社/事件番号	確認書類	罰金(百万ドル)
三菱商事/EDPA2:00-cr-00033	量刑合意書 ³¹ /2001年5月10日	134.0
SGL/EDPA2:99-cr-244	答弁合意書/1999年6月16日	135.0
UCAR/ EDPA 2:98-cr-177	答弁合意書/1998年4月24日	110.0
米国昭和電工/EDPA 2:98-cr-85-1	答弁合意書/1998年9月8日	32.5
東海/ EDPA 2:99-cr-233	答弁合意書/1999年5月20日	6.0
SEC/ EDPA 2:99-cr-735	略式起訴状/1999年11月17日	4.8
NCK/ EDPA 2:99-cr-734	略式起訴状/1999年11月17日	2.5
Carbide Graphite Group	リニエンシー申請で訴追免除を得た ³² 。	
合計		424.8

【表 3：黒鉛電極米国刑事事件：被告人³³】

被告人/事件番号	確認書類	禁錮/罰金
Robert J. Koehler/ EDPA 2:99-cr-244、SGL の CEO	答弁合意書/1999年6月16日	1000 万ドル
Robert P. Krass/ EDPA 2:99-cr-626、UCAR の CEO	略式起訴状/1999年9月29日	17 か月/125 万ドル 2001年4月30日釈放
Robert J.Hart/EDPA 2:99-cr-595、UCAR の COO	略式起訴状/1999年9月23日	9 か月/100 万ドル 2000年12月22日釈放

【表 4：黒鉛電極カナダ刑事事件³⁴】

³⁰ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings より作成。

³¹ 三菱商事は陪審評決で有罪とされたが、有罪を認めず DOJ と争う姿勢を崩さなかつた為か有罪答弁合意書ではなく、量刑合意書を締結した。これが株主代表訴訟（2004年5月20日東京地裁判決 判例時報 1871号 P.125）において原告請求棄却で損害賠償責任を免れる基礎になった。

³² 2000年1月19日付 DOJ 発表。

³³ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings 等より作成。

³⁴ CBC ホームページより作成。

http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/eng/h_00152.html

判決年月日	被告会社/被告人	罰金 (カナダドル)	適用法条 ³⁵
1999年3月18日	UCAR	11,000,000	46条1項
2000年7月18日	SGL	12,500,000	46条1項
2001年2月5日	東海	250,000	46条1項
2003年9月18日	Robert R. Krass	70,000	45条
2005年3月2日	Robert J. Hart	50,000	45条1項 c
2005年5月12日	三菱商事	1,000,000	46条1項
2005年12月8日	NCK	100,000	46条1項
2007年11月9日	SEC	250,000	45条
合計		25,220,000	

【表5：黒鉛電極欧州委決定³⁶】

名宛人	違反期間	制裁金(百万€)	第1審判決 ³⁷
SGL	1992年5月~98年3月	80.2	69.114
UCAR	1992年5月~98年3月	50.4	42.05
VAW	1992年5月~96年12月	11.6	提訴せず
昭和電工	1992年5月~97年4月	17.4	10.44
東海	1992年5月~98年2月	24.5	12.276
NCK	1992年5月~98年2月	12.2	6.2744
SEC	1992年5月~98年2月	12.2	6.138
Carbide Graphite	1993年1月~96年11月	10.3	6.48
合計		218.8	164.3724

第5節 ビタミン事件

(1) 概要

本事件は、2001年4月5日の警告事件である。警告対象は、第一製薬株式会社（以下、第一製薬という）及びエーザイ株式会社（以下、エーザイという）の2社である。公取委は、2000年1月27日に2社に加え、欧州事業者の日本法人への立入検査を実施した³⁸。そして次の通り認定した。

³⁵ カナダ競争法45条はカルテルの禁止であり現行法にある。46条は外国からの指示に基づきカナダでカルテルが実施された場合の罰金刑を定めるものであり、現行法から削除されている。

³⁶ 2001年7月18日付欧州委発表 IP/01/1010。決定全文は2002年4月16日付EC官報 L100/1~42

Commission Decision of 18 July 2001, COMP/E-1/36.490-Graphite electrodes
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2002:100:0001:0042:EN:PDF>

³⁷ 2004年4月29日 Judgment of the Court of First Instance

³⁸ 2000年1月28日読売新聞

- ① 第一製薬は、スイスの F・ホフマン・ラ・ロッシュ AG（以下、ロッシュという）及びドイツの BASF AG（以下、BASF という）と共同して、ビタミン B5 について、1992 年 2 月頃開催した会合において、世界市場における各社の過去 3 年間の販売実績を基に各社の基本的な販売シェアを設定し、それ以後、毎年、1999 年までの間、会合を開催するなどして、同販売シェア、予測される需要の伸び率等に基づき、世界市場及び日本等 7 地域別市場における各社の年間販売予定数量を決定し、これを実施していた疑いがある。
- ② エーザイは、ロッシュ、BASF 及びフランスのローヌ・プーラン SA³⁹（以下、プーランという）以下、纏めて欧州 3 社という）と共同して、ビタミン E について、1991 年 1 月頃開催した欧州 3 社を代表するロッシュとの会合において、世界市場における各社の前年の販売実績を基に各社の基本的な販売シェアを設定し、それ以後、毎年、1998 年までの間、欧州 3 社を代表するロッシュと会合を開催するなどして、同販売シェア、予測される需要の伸び率等に基づき、世界市場及び日本を含むアジア・オセアニア等 4 地域別市場における各社の年間販売予定数量を決定し、これを実施していた疑いがある。

こうした事実を察知した公取委は、第一製薬に対して上記①の行為、又エーザイに対して上記②の行為は独禁法第 3 条又は第 6 条に違反するおそれがあるので、今後同様の行為を行わぬよう警告した。

（2）問題点

本事件の問題点については、前記黒鉛電極事件と同一である。すなわち、本事件では協定締結事実、及び実行は明らかであった。従って公取委は本事件を何故 6 条違反としなかったのかという疑問が出る。手続上、ロッシュ、BASF 及びプーランへの書類送達が困難であったことは推測できるが、独禁法を適用すること自体には問題はなかったと考える。すなわち、第一製薬及びエーザイにロッシュ、BASF、プーランも加えて名宛人として独禁法第 6 条違反として協定破棄を命じる処分をすることについては何ら問題がない事件であったと考えられる。またロッシュ、BASF、プーランには国内売上高があったであろうから課徴金を命じることも出来たであろう事件であったと考える。

次に 3 条後段違反としての処分も出来たと思われる。国内市場に対してロッシュ、BASF、プーラン、及び第一製薬、エーザイが実質的な競争制限行為を行ったことはあきらかであり、加えて課徴金を命じることもできたと考えられる。

ではなぜそうしなかったかと言えば、書類送達及び課徴金の徴収の困難を想定して警告に止めた事件であったのではなかろうか。

審査官解説⁴⁰によれば「本件は遅くとも 1999 年 2 月ごろまでには終了（終了後 1 年以上経過）していたものと認められることから既往の行為として同法第 3 条違反として法的措置を採れない事案であった。」とあるが、一方で「本件は、日米協力協定締結⁴¹直後に調

³⁹ 2000 年 1 月合併により社名はアベンティス SA となった。

⁴⁰ 伊藤裕隆、安納正生「ビタミンの製造販売業者に対する警告について」公正取引 608 号 P.84、（公正取引協会、2001 年 6 月）

⁴¹ 1999 年 10 月 7 日

査開始した事案であり・・・」という記述もあり、時間切れであった可能性もある。

本事件は、黒鉛事件同様、下記の通り、DOJ がシャーマン法 1 条により、CBC がカナダ競争法 45 条、46 条により刑事訴追を、欧州委員会が TFEU 第 101 条により行政処分を行ったことに比べ、公取委が警告という行政指導で止まったことは、国際カルテルに対するわが国独禁法の存在感を示す機会を失ったという点でも残念な事件であった。黒鉛電極事件同様、KFTC がスイス、ドイツ、フランス、オランダ、わが国の計 6 社に対して是正措置と総額約 350 万ドルの課徴金を課したことは、わが国の国際カルテル捕捉能力不足を再び痛感させる動きであった⁴²。

しかし、2003 年 4 月からは、従来の書類送達に加え、領事送達及び公示送達ができるように独禁法が改正され⁴³、書類送達の困難性によって独禁法が適用できないということとはなくなった。欧米当局が華々しく国際カルテル事件を取り上げている一方で、公取委として何が具備されれば、国際カルテル事件に対して独禁法が適用できるようになるのかを考えさせる事件であったといえよう。

尚、本事件でも黒鉛電極事件と同様に米国とカナダの科刑から個人の二重処罰問題があることが確認できる。

【表 6：ビタミン米国刑事事件：被告会社⁴⁴】

被告会社/事件番号	確認書類	罰金(百万 ^{ドル})
ロッシュ/NDTX3:99-cr-184	答弁合意書/1999年5月20日	500
BASF/ NDTX 3:99-cr-200	答弁合意書/1999年5月20日	225
プーラン	リニエンシー申請で訴追免除 ⁴⁵ 。	
武田/ NDTX 3:99-cr-333	略式起訴状/1999年9月9日	72
第一/ NDTX 3:99-cr-334	略式起訴状/1999年9月9日	25
エーザイ/ NDTX 3:99-cr-335	略式起訴状/1999年9月9日	40
メルク/ NDTX 3:00-cr-189	略式起訴状/2000年5月5日	14
デグサ/ NDTX 3:00-cr-187	略式起訴状/2000年5月5日	13
ロンザ/ NDTX 3:98-cr-338	略式起訴状/1998年9月30日	10.5
チノック/ NDTX 3:99-cr-354	略式起訴状/1999年9月29日	5
Nepera/ NDTX 3:00 - cr-186	略式起訴状/2000年5月5日	4
Reilly/ NDTX 3:00-cr-188	略式起訴状/2000年5月5日	2
DuCoa/ NDTX 3:02-cr-0029	答弁合意書/2002年9月30日	0.5
合計		911.0

⁴² 経済産業省「競争法コンプライアンス体制に関する研究会報告書」P.23、(2010年1月29日)。ちなみに韓国独禁法に域外適用規定が設けられたのは2004年12月31日である。

⁴³ 平成14年改正法による。

⁴⁴ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings より作成。

⁴⁵ 1999年5月20日 DOJ 発表

【表 7：ビタミン米国刑事事件：被告人⁴⁶⁾】

被告人	確認書類	刑罰
Kuno Sommer(LaRoche) NDTX3:99-cr-201	答弁合意書/1999年5月20日	禁錮4か月/罰金10万 ^{ドル} 服役不明
Roland Bronnimann(LaRoche) NDTX 3:99-cr-316R	略式起訴状/1999年8月19日	禁錮5か月/罰金15万 ^{ドル} 2000年4月21日釈放
Reinhard Steinmetz(BASF) NTDX 3:00-cr-145R	略式起訴状/2000年4月6日	禁錮3.5か月/罰金12万5千 ^{ドル} 2000年9月18日釈放
Dieter Suter(BASF) NTDX 3:00-cr-145R	略式起訴状/2000年4月6日	禁錮3か月/罰金7万5千 ^{ドル} 2000年9月5日釈放
Hugo Strotmann (BASF) NTDX 3:00-cr-145R	略式起訴状/2000年4月6日	禁錮3か月/罰金7万5千 ^{ドル} 2000年9月5日釈放
Andreas Hauri(LaRoche) NTDX 3:00-cr-144R	略式起訴状/2000年4月6日	禁錮4か月/罰金35万 ^{ドル} 2000年11月1日釈放
John Kennedy(Chinook) NDTX 3:99-cr-064-G	略式起訴状/1999年3月2日	禁錮12か月/罰金2万 ^{ドル} 2000年9月14日釈放
Lindell Hilling(DuCoa) NDTX 3:99-cr-065	略式起訴状/1999年3月2日	禁錮12か月/罰金2万 ^{ドル} 2000年12月7日釈放
John L. Fischer(DuCoa) NDTX 3:99-cr-066	略式起訴状/1999年3月2日	禁錮8か月/罰金2万 ^{ドル} 2001年7月20日釈放
Robert Samuelson(Chinook) NDTX 3:99-cr-063	略式起訴状/1999年3月2日	不明
Antonio Felix(DuCoa) NDTX 3:99-cr-067	答弁合意書/1999年3月2日	罰金2万 ^{ドル}
David Purpi(Nepera) NDTX 3:00-cr-185-R	略式起訴状/2000年5月5日	禁錮1年1日/罰金10万 ^{ドル} 2002年2月13日釈放
Roger Noack(Nepera) NDTX: 3:00-cr-184	略式起訴状/2000年5月5日	禁錮8か月/罰金5万 ^{ドル} 2001年9月5日釈放

【表 8：ビタミンカナダ刑事事件⁴⁷⁾】

判決年月日	被告会社・被告人	罰金 (カナダ ^{ドル})	適用法条
1999年9月22日	ロッシュ	48,000,000	45条1項C
1999年9月22日	BASF	18,000,000	45条1項C
1999年9月22日	プーラン	14,000,000	45条1項C
1999年9月22日	第一	25,000,000	45条1項C

⁴⁶⁾ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings 等より作成。

⁴⁷⁾ CBC ホームページ

1999年9月22日	エーザイ	20,000,000	45条1項C
1999年10月25日	Roland Bronnimann	250,000	45条1項C
1999年10月26日	Rossel Canada Inc.	370,000	46条1項
1999年10月27日	Andras Hauri	175,000	45条1項C
2000年3月1日	武田	5,200,000	45条1項C
2000年3月30日	メルク	1,000,000	45条1項C
2002年10月16日	デグサ	2,500,000	45条1項C
2002年10月16日	Lonza	1,100,000	45条1項C
2002年10月16日	Nepera	240,000	45条1項C
2002年10月16日	Reilly	35,000	45条1項C
2002年10月16日	Kuno Sommer	150,000	45条1項C
合計		136,020,000	

【表9：ビタミン欧州委決定：対象製品・期間と制裁金（百万€）⁴⁸】

対象製品	A	E	B2	B5	C	D3	Beta	Caroti	合計
期間	1989/9 ~99/2	1989/9 ~99/2	1991/1 ~95/9	1991/1 ~99/2	1991/1 ~95/8	1994/1 ~98/6	Carotene 92/9~98/12	-noids 93/5~98/12	
ロッシュ	85.5	99.75	42	54	65.25	21	48	46.5	
BASF	46.17	89.78	18.9	34.02	14.68	7.56	43.2	41.85	
プーラン	0	0				5.04			
Lonza									
Solvay						9.1			
Merck					9.24				
第一				23.4					
エーザイ									
金剛									
住化									
住友									
武田			8.78		28.28				
田辺									
合計	131.67	202.76	69.68	111.42	117.45	42.7	91.2	88.35	855.23

⁴⁸ Commission Decision of 21 November 2001, Case COMP/E-1/37.512- Vitamins
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2003:006:0001:0089:EN:PDF>
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-01-1625_en.htm?locale=ja

第6節 小括

1970年代当初の油井鋼管事件(1971年)から2000年代初頭のビタミン事件(2001年)まで約30年間における5件の国際カルテル事件に対する公取委の措置をみてきたが、その措置の背景を考えてみたい。

この30年間、公取委はいずれの国際カルテル事件においても関与した外国事業者を捕捉できなかった。一方で、黒鉛電極事件、ビタミン事件で欧米当局は外国事業者を捕捉して、罰金又は制裁金を科し(課し)ていたのである。またKFTCも課徴金を課した。この違いはどこから生じたのであろうか。

(1) 独禁法第6条の変遷⁴⁹

1947年制定法における第6条は、共同行為、科学技術情報交換といった特定の国際的協定・国際的契約を禁止し、国内事業者の貿易協定・契約も含め事前届認可制を採っていた。1949年改正法における第6条は、共同行為という特定の国際的協定・国際的契約を禁止し、国内事業者の貿易協定・契約も含め事後届出制に改めた。1953年改正法の第6条は不当な取引制限及び不公正な取引方法を内容とする国際的協定・国際的契約を禁止し、事後届出制を採った。1972年改正法における第6条は不当な取引制限及び不公正な取引方法を内容とする国際的協定・国際的契約を5類型に分類しこれに該当するもののみを事前届出制とした。1997年改正法における第6条は不当な取引制限及び不公正な取引方法を内容とする国際的協定・国際的契約を禁止し、届出制を廃止した。そして1997年改正法における第6条が現行独禁法の第6条である。従って独禁法第6条に関しては1997年改正法が1つの大きな転換点である。すなわち国際的協定・国際的契約の事後届出制が廃止された状況で、公取委は契約締結事実を確認する術がなくなり第6条と第3条及び第19条との差が実際上無くなったということである。また2002年改正法により6条に関する既往の違反行為に対しても排除措置命令を行うことができるようになった。従って、公取委は国際カルテル事件に独禁法を適用して法的措置を行う場合には第3条を用いることになったと考える⁵⁰。

では、第6条の存在意義はなにかということになる。国内事業者による国際カルテル、国際的な不公正な取引方法協定を禁止する規定であるとする宣言説、国内市場に影響を及ぼす国際的協定・契約を禁止することで3条、19条の確認を図った規定であるという注意規定説、独禁法違反行為となる協定・契約の締結を禁止することで違反行為の予防を図る規定であるという予防説があり、今日では予防説が多数説であるという⁵¹。

公取委による第6条の適用をみれば、国内事業者が海外で独禁法違反行為をしないよう

⁴⁹ 松下満雄「国際カルテルと独占禁止法第6条の適用」公正取引269号P.27(公正取引協会、1973年3月)、土田和博編著「独占禁止法の国際的執行」第6章(拙稿)P.140、「外国事業者に対する独占禁止法の適用」(日本評論社、2012年10月)

⁵⁰ 国際カルテル事件での立入検査において、公取委は被疑法条として3条後段とともに6条を告知することがある。被疑者に外国事業者が含まれており、外国事業者による公取委審査への対応が不明である段階における実務としては納得できる。

⁵¹ 厚谷他「条解独占禁止法」(清水章雄担当)P.241(弘文堂、1997年3月)、根岸編「注釈独占禁止法」(瀬領真悟担当)P.110(有斐閣、2009年12月)

にするという事件（例、丸金醤油事件、日本光学事件）と外国事業者による独禁法違反から国内事業者を保護する事件（例、天野製菓事件）が典型である。従って適用事例からみれば独禁法第6条の目的は、国内事業者に対する海外での独禁法違反の禁止と外国事業者に対する独禁法間接適用である。現在、前者の事例はないといってもよいだろうし、後者について、公取委は独禁法第3条又は第19条を直接適用しようとしている。従って第6条の存在意義は少なくなっているが、いざという場合に外国事業者に対して独禁法を間接適用出来るという点を鑑みれば、現時点で第6条を削除するべきではなく、すくなくとも後に述べる独禁法の域外適用の為の根拠条文を設けるという立法措置が採られるまでは、万一のために維持しておくことが現実的な対応であろう。

このように独禁法6条を概観したうえで、1970年から2000年までの5つの国際カルテル事件をみると、そこから浮かび上がることは、公取委は外国事業者を捕捉することを視野に入れていなかったのであろうということである。

（2）書類送達規定⁵²

1947年制定法においては書類送達に関する特段の規定はなかったが、1953年改正法は、第69条の2において、書類の送達については、旧民事訴訟法第162条[送達機関]、第169条[送達場所、出会送達]、第171条[補充送達、差置送達]及び第177条[送達証書]の規定を準用するものとした。そして2003年改正法において領事送達と公示送達を加えた。従って2003年以降、公取委は外国事業者に独禁法を適用して法的措置を行う場合に、外国事業者が受領を拒む場合には、領事送達を経て公示送達を用いることになった。

書類送達規定を概観すると、1970年～2000年までの間公取委が外国事業者の捕捉を視野に入れていなかったことは、書類送達が困難であったこともその一因といえるかもしれない。

（3）独禁協力協定

わが国は1964年にOECDに加盟しているが、1967年OECDから加盟国に対して、他の加盟国の重大な利害関係を含む審査又は手続を行う場合には自主的に関係国に通報する協力措置が勧告された⁵³。先に述べた通り、フェルトカンバス事件についてわが国がこの通報制度を利用した。OECDが各競争当局の情報交換の場として機能していることを示す例である。また国際機関ではないが、競争当局間のネットワークとして2001年以来ICN⁵⁴が設置され、わが国も2002年から参加している。

こうした国際協力に加えて、1999年10月には米国と、2003年7月にはEUと、そして2005年9月にはカナダと二者間の独禁協力協定が締結された。こうした二者協定は具体的な事件における相互協力を予定しており、黒鉛電極事件、ビタミンカルテル事件につい

⁵²土田和博編著「独占禁止法の国際的執行」第6章（拙稿）P.142、「外国事業者に対する独占禁止法の適用」（日本評論社、2012年10月）

⁵³ 公取委事務総局編「独占禁止政策50年史」上巻、P.208、（公正取引協会、2007年9月）

⁵⁴ <http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigai/icn.html>

ではこの二者協定が利用されたものと思われる。しかしながら、これら両事件に関して、公取委が法的措置を採らなかったことを鑑み、その利用は十分なものではなかったと思われる。二者協定を含む国際協力には、相互に提供する情報が必要であるが、公取委には必要な情報が集まっていなかったと考える。むしろ外国競争当局から得る情報が多かったと思われる。こうした協定が有効に運用されるためには、同一事件に限ることはないとしても、当事者双方に提供できる情報があることが前提であろう。

外国事業者の捕捉を視野にいれていないのであれば、独禁協力協定を含む各国競争体制があったとしても、公取委が積極的にそのような体制を活用して外国事業者の捕捉を行わなかったことは致し方ないということであろう。

上記に述べた背景において、1970年から2000年代初頭にかけて、公取委は独禁法第6条と警告により国際カルテル事件を処理した。これらの処理の特色は、事実認定においても、法適用又は行政指導においても、わが国のみで完結する処理であって他の競争当局に影響をあたえるものではなかったし、国際カルテル事件に関与した外国事業者に直接影響を与えることはなかったということである。

しかしながら、黒鉛電極事件とビタミンカルテル事件は公取委に大きな影響を与えたとと思われる、罰金、制裁金額の大きさはもちろんのことであるが、最も影響を与えたとと思われることは、これら事件の端緒がリニエンシー制度によるものであったことであろう。リニエンシー制度については、米国は1978年に導入し1993年に改めた。EUは1996年、韓国は1996年、カナダは2000年、ドイツは2000年、フランスは2001年、オーストラリアは2003年に導入した。従って2つの事件を契機として公取委はリニエンシー制度の導入に向け本格的な検討に入っていくのである。またKFTCがこの2つの事件に対して措置をとったことも、遅れてはならないという意味において大きな影響を与えたはずである。しかし、KFTCが2つの事件に対して措置を採るに至った背景を十分検討しなかったのではなからうか⁵⁵。すなわち1996年にリニエンシー制度を導入した韓国では、KFTCは域外適用を定めた条文の整備に向かっていたのである。

米国、欧州、ドイツは域外適用方針を判例、法律で確立した後にリニエンシー制度導入へと進んでいった。韓国はリニエンシー制度を導入した後に域外適用方針の条文整備に向かった。この2つはセットになって国際カルテル事件に対する有効なツールとなる。公取委はそのことを十分認識せずに黒鉛電極事件とビタミンカルテル事件におけるリニエンシー制度の有効性のみ目を奪われたのではなからうか。

尚、公取委は、1983年3月31日付勧告審決「旭硝子他ソーダ灰製造業者3名に対する件」⁵⁶において輸入カルテルを独禁法第3条違反と認定し、1984年7月25日付警告「合

⁵⁵ 韓国は2000年10月に「外国事業者の公正取引法違反行為に対する調査及び処理方針」を定め、2004年12月31日に韓国独禁法に域外適用条項を設けた。

⁵⁶ 昭和58年(勸)第3号

成ゴム製造業者等に対する警告について」において輸入カルテルを独禁法第 3 条違反のおそれありとした。そもそも輸入カルテルには独禁法第 3 条を適用する一方で輸出カルテルには独禁法第 6 条を適用するという処理は、もしも輸出カルテルが独禁法で捕捉すべきカルテルであるとするれば法適用に整合性がない処理である。

化合繊事件、フェルトカンバス事件以降、公取委が輸出カルテルを捕捉することは独禁法 6 条であれ 3 条であれなくなったと了解する⁵⁷。

⁵⁷ 平成 6 年(勸)第 21 号全国モザイクタイル工業組合に対する件(適用法条 8 条 1 項 1 号)では一定の取引分野をわが国における特定タイルの国内向け及び輸出業者に対する東南アジア向けの供給にかかるそれぞれの取引分野と規定している。化合繊事件の如く輸出取引分野とは規定していない。

第2章 独占禁止法が適用された国際カルテル事件 その2

前章では、1970年代から2000年代当初にかけて公取委が国際カルテルを独禁法第6条又は警告で処理した事件を検討したが、本章では2000年代当初から現在に至るまで公取委が独禁法第3条で処理した国際カルテル事件を検討する。

第1節 マリンホース事件

1. 公取委の措置

(1) 概要

本事件は2008年2月20日の排除措置命令及び課徴金納付命令事件である。株式会社ブリヂストン（以下、ブリヂストン又はBSという）、横浜ゴム株式会社（以下、横浜ゴム又はYRCという）、ダンロップ・オイル・アンド・マリン・Ltd.（以下、ダンロップ又はDOMという）、トレルボグ・インダストリーズ・SAS（以下、トレルボグ又はTBという）、パーカー・アイティーアール・SRL（以下、パーカーITRという）、マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・SpA（以下、マヌーリ又はMRIという）の6社は、おそくとも1999年12月10日以降（MRIは2000年9月28日以降）需要者が合い見積もりによって発注するマリンホース⁵⁸の受注価格低落防止の為、①ホームマーケットの相互不可侵、②個別年間受注割合、③コーディネーターによるチャンピオン決定について合意し、合い見積もり物件毎にチャッピオンが受注できるようにしていた。2007年5月2日米国においてYRCを除く5社の営業担当者とコーディネーターが逮捕されたことから、受注調整行為は取り止められた。

公取委は、6社は共同してわが国に所在する需要者が合い見積もりで発注するマリンホースの取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独禁法3条後段に違反するとした。そして、①横浜ゴムを除く5社は、本件受注調整行為を取り止めていること、今後合い見積もりで発注されるマリンホースについて受注調整行為をしないことを取締役会決議すること、②前項に基づきとった措置を他社、需要者に通知すること、③将来の不作為、④公取委への報告を命じた。

また公取委は、課徴金減免申請を1番で行った横浜ゴムに対して課徴金を100%免除し、立入検査後減免申請をしたブリヂストンに対して課徴金を30%免除し、238万円の支払いを命じた。日本での売上高の無いダンロップ、パーカーITR、マヌーリについては課徴金の支払いを命じなかった。

公取委の排除措置命令に対してマヌーリのみが独禁法第49条第6項及び第52条1項に基づき同命令送達から60日以内に審判開始請求を行い、公取委は独禁法第52条第3項に基づき2008年5月13日審判開始決定を行った。しかし、第1回審判の前日である2008

⁵⁸ 公取委の定義によれば、タンカーと石油備蓄基地施設等との間の送油に用いられるゴム製ホース（オイル・カンパニー・インターナショナル・マリン・フォーラム（石油会社国際海事評議会）が定める製品規格及び検査基準を満たすものをいい、その付属品が併せて発注される場合には当該付属品を含む。）をいう。

年6月17日に、マヌーリは独禁法第52条第4項に基づき審判請求を取下げた。取下げ理由は不明であるが⁵⁹独禁法第55条第3項及び独禁法第52条第5項によりマヌーリへの排除措置命令も確定した。

(2) 問題点⁶⁰

国内事業者と外国事業者とのカルテル行為に対して独禁法第3条後段が適用された最初の事件である。わが国における外国事業者の行為の有無が不明であるが、例えば日本の需要者が外国事業者に引き合いをすると外国事業者はホームマーケット相互不可侵の合意に基づき、この引合いに応じない又は不合理な見積もりを提出することで実質的に引き合いを断ることなどの行為を行っていたものと推測する。こうしたわが国市場に関してカルテルに基づく実質的な取引制限行為があれば、外国事業者に対しても独禁法を適用することは可能であるが、外国事業者が当該行為を行ったことをどのように証明するかの問題がある。また書類送達について、外国事業者は公取委からの要請により書類受領権限も含め代理人を選任したために、独禁法の手続上の問題も生じなかった⁶¹。つまり外国事業者は、公取

⁵⁹ マヌーリは課徴金を命ぜられていないので、排除措置命令の主文1～4のいずれかが納得が行かなかったのであろう。主文1は取締役会決議、主文2は通知、主文3は将来の不作为、主文4は公取委への通知である。従って納得が行かない排除措置命令は主文2であった(とりわけ需要者への通知)と推測する。

⁶⁰ 大川進、平山賢太郎「マリンホースの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」公正取引693号、P.69(公正取引協会、2008年7月)、矢吹公敏「経済法判例・審決百選」P.186(有斐閣、2010年4月)、川島富士雄「『国際市場分割を含む入札談合と『一定の取引分野』』ジュリスト臨時増刊1376号P.281(有斐閣、2009年4月)、須網隆夫「市場分割を目的とした国際カルテルに対する独占禁止法の適用」速報判例解説3巻P.269(日本評論社、2008年8月)

⁶¹ パーカーITRの米国親会社であるParker Haniffin Corporationの2007年11月5日付四半期報告書には次の記載がある。(下線筆者)

(b) As disclosed in the Company's Annual Report on Form 10-K for the fiscal year ended June 30, 2007, on April 27, 2007, a grand jury in the Southern District of Florida issued a subpoena to the Company's subsidiary, Parker ITR. The subpoena requires the production of documents, in particular documents related to communications with competitors and customers related to Parker ITR's marine oil and gas hose business. The Company and Parker ITR are responding to this subpoena. On May 7, 2007, the Japan Fair Trade Commission ("JFTC") requested that Parker ITR appoint an agent related to an investigation of marine hose suppliers. Parker ITR appointed such an agent by power of attorney. Parker ITR has also been required to submit a report to the JFTC on specific topics. The Company and Parker ITR continue to cooperate with the JFTC. On May 15, 2007, the European Commission issued a Request for Information to the Company and its subsidiary, Parker ITR. After the Company and Parker ITR filed a response, the European Commission requested additional information. The Company and Parker ITR continue to cooperate with the European Commission. また2008年8月28日付年次報告書には次の記載がある。(下線筆者)

On August 2, 2007, the Japan Fair Trade Commission ("JFTC") requested that Parker ITR submit a report to the JFTC on specific topics related to its investigation of marine hose suppliers. Parker ITR did so. The JFTC issued a final order and Parker ITR complied with that order. The European Commission issued Requests for

委により独禁法が域外適用されたか否かについて争わなかったのである。

本事件の公取委の処理に関して、最大の疑問点は一定の取引分野の画定である。わが国に所在する需要者が合い見積もりで発注するマリンホースの取引分野とは、(ア) コンサルタントが介入する合い見積もりのマリンホース取引で、かつ (イ) 日本の需要者とのマリンホース取引ということである。そもそもカルテル合意によれば、日本市場はブリヂストンと横浜ゴムのホームマーケット（排他的市場）であり、それぞれが顧客と取引を行っていたと思われる。すると日本におけるコンサルタントが介入する合い見積もり取引とはせいぜい米軍基地とのマリンホース取引ということになる⁶²。従って非常に狭い市場画定を行ったということである。しかしそうした市場の画定をしなければ、外国事業者と日本市場との関係が明確に証明できなかつたであろうし、明確に証明できなければ外国事業者に対する排除措置命令は困難なものになると考えたものと推測する。

2. 外国競争当局の措置

本事件では、DOJ が刑事訴追を行い、欧州委が行政措置をとり、豪州、韓国、ブラジルの競争当局がそれぞれ措置を行った。その詳細については、第 3 章で述べることとして、ここでは外国競争当局の措置内容をそれぞれ一覧表で示すのみに止める。

尚、米国刑事事件では、ブリヂストンのみがマリンホースのカルテルに加えて、外国公務員に対する不正払い防止法（Foreign Corrupt Payment Act、以下、FCPA という）の罪を問われ併合罪として訴追された。外国公務員に対する不正払い防止法違反事件の端緒は明らかにされていないが、DOJ がマリンホース事件を捜査する上で独自に見つけた事件とは思われず、第三者が DOJ に通報したのか、それとも DOJ から個別に免責レター⁶³をもらった者が申告したものかのいずれかではなかろうか。この FCPA 事件が併合罪となったためにブリヂストンの罰金額は他の違反者と比べ 1 桁アップして高額になっている。

【表 10：マリンホース米国刑事事件：被告会社⁶⁴】

被告会社/事件番号	合意書締結日 裁判所提出日	訴因：期間/マリンホース（MH）売上高、	罰金 カーブアウト
DOM	2008 年 11 月 26 日	①MH：1999 年～2002 年 5 月 2 日/3245 万 ^{ドル}	454 万 ^{ドル}

Information to the Company and Parker ITR, the first such request was dated May 15, 2007. The Company and Parker ITR submitted responses to these requests. The Company and Parker ITR continue to cooperate with the European Commission. Brazilian and Korean competition authorities initiated investigations (the Brazilian investigation commenced on November 14, 2007 and the Korean investigation commenced on January 17, 2008) related to the marine hose supply activities of Parker ITR. The Company and Parker ITR are cooperating with the Brazilian and Korean authorities.

⁶² 2008 年 2 月 23 日朝日新聞

⁶³ 狛文夫編著「カルテルとリニエンシーの法律実務」P.158 以下では、こうした文書を proffer agreement, queen for a day agreement, 又は courtesan for a day agreement などと呼んでいることを紹介している。

⁶⁴ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings から作成。

SDFL 08-cr-60338	2009年1月8日		4名
TB SDFL 09-cr-60103	2009年4月20日 2009年5月15日	①MH:1999年～2007年5月/1000万ドル	350万ドル 2名
MRI SDFL 08-cr-60198	2008年7月22日 2008年10月22日	①MH:2000年～2007年5月2日/2100万ドル	200万ドル 4名
パーカー-ITR SDTX 10-cr-00075	2010年2月8日 2010年3月25日	①MH:1999年～2007年5月/1530万ドル	229万ドル 2名
BS SDTX 11-cr-00651	2011年9月9日 2011年10月5日	①MH:1999年1月～2007年5月/2400万ドル ②FCPA:1999年～2007年5月/賄賂による利益:17,103,694ドル	2800万ドル 2名
YRC	刑事免責		無
合計			4033万ドル 14名

【表 11：マリンホース米国刑事事件：被告人⁶⁵】

氏名・事件番号	合意書締結日 裁判所提出日	訴因：期間/売上高	量刑合意	受刑場所 刑期終了日
Peter Whittle SDTX H07-487-03	2007年12月3日 2007年12月13日	MH,1999年～2007年5月 1億ドル超2億5千万ドル未満	禁錮30ヶ月 罰金30万ドル	英国移送
Bryan Allison SDTX H07-487-01	2007年12月3日 2007年12月13日	MH,1999年～2007年5月 1000万ドル超4000万ドル未満	禁錮24ヶ月 罰金10万ドル	英国移送
David Brammar SDTX H07-487-02	2007年12月3日 2007年12月13日	MH,1999年～2007年5月 1000万ドル超4000万ドル未満	禁錮20ヶ月 罰金7.5万ドル	英国移送
Uwe Bangert SDFL 07-cr-60183	正式起訴:2007年7月 19日	MH,2000年12月～02年7月 31日	成行不明	
Christian Caleca SDFL 07-cr-60269	不明 2007年11月15日	MH, 1999年～2007年5月 1000万ドル超4000万ドル未満	禁錮14ヶ月 罰金7.5万ドル	釈放 2008年7月17日
Jacques Cognard SDFL 07-cr-60269	不明 2007年11月15日	MH, 1999年～2007年5月 1000万ドル超4000万ドル未満	禁錮14ヶ月 罰金10万ドル	釈放 2008年7月17日
Giovanni Scodeggio SDTX 08-cr-00503	略式起訴:2008年7 月28日、判決:2008 年8月27日	MH, 2007年1月～5月 180万ドル	謹慎6ヶ月 罰金2万ドル	
Val .Northcutt Francesco Scaglia SDFL 07-cr-60220	正式起訴:2007年9月 13日、評決:2008年 11月12日	MH,	無罪 無罪	
Charles J.Gillespie SDTX H-08-00234	2008年4月10日 2008年5月8日	MH, 2000年～2007年5月 1000万ドル超4000万ドル未満	禁錮12ヶ月1日、 罰金2万ドル	釈放 2010年1月14日

⁶⁵ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings 等から作成。

Robert L. Furness SDFL 08-cr-60198	不明 2008年10月10日	MH, 1999年～2007年5月2日 1000万ドル超4000万ドル未満	禁錮14か月 罰金7.5万ドル	釈放 2010年1月29日
Misao Hioki SDTX 08-cr-00795	不明 2008年12月8日	①MH, 1999年～2007年5月 1000万ドル超4000万ドル未満 ②100万ドル以上の賄賂	禁錮24か月 罰金8万ドル	釈放 2010年11月23日

【表12：マリンホース欧州委決定⁶⁶】

名宛人	違反期間	制裁金(百万€)	減免措置
BS (日)	1986年4月1日～2007年5月2日	58.5	
BS 子会社 (英)	1989年12月19日～2007年5月2日	48.1	
YRC(日)	1986年4月1日～2006年6月1日	0	免除
DOM (英)	1997年12月12日～2007年5月2日	18.0	
コンチテック(独) ⁶⁷	2000年7月28日～2007年5月2日	16.0	
コンチネタル(独) ⁶⁸	2005年3月9日～2007年5月2日	7.1	
TB (仏)	1986年4月1日～2007年5月2日	24.5	
トレルボルグ (瑞典) ⁶⁹	1996年3月28日～2007年5月2日	12.2	
パーカー ITR (伊)	1986年4月1日～2007年5月2日	25.61	
Paker Hannifin(米) ⁷⁰	2002年1月31日～2007年5月2日	8.32	
MRI (伊)	1986年4月1日～1992年8月1日 1996年9月3日～2007年5月2日	4.9	30%
合計		131.51	

【表13：マリンホース豪州ヴィクトリア州裁判所判決⁷¹】

事業者	違反行為		民事制裁金 (豪ドル)	裁判費用 (豪ドル)
	案件	入札日		
BS	Wandoo 原油	2001年1月15日/2004年10月11日	1,687,500	45,000
	Puffin 原油	2005年10月6日/2006年7月10日		
YRC	リニエンシー		0	0
DOM	Wandoo 原油	2001年9月21日/2003年6月19日 2004年11月5日/2006年5月17日	2,680,000	45,000
	Puffin 原油 :	2005年10月4日/2006年7月19日		

⁶⁶ Commission Decision of 28/1/2009, Case COMP/39406 - Marine Hoses
http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39406/39406_1902_1.pdf

⁶⁷ DOM親会社

⁶⁸ コンチテック親会社

⁶⁹ TB親会社

⁷⁰ パーカー ITR 親会社

⁷¹ 2010年4月13日決定 事件番号 VID407/2009

<https://www.comcourts.gov.au/file/Federal/P/VID407/2009/actions>

	Bayu-Undan ガス	2006年10月27日		
パーカー -ITR	Bayu-Undan ガス	2002年2月5日/2006年10月8日	675,000	45,000
TB	Enfield 原油 : Puffin 原油 : Bayu-Undan ガス Woollybutt 原油 : Pyrenees FPSO 原油	2004年4月7日 2005年10月12日/2006年7月4日 2004年3月31日/2006年11月23日 2005年12月14日 2006年5月29日	3,200,000	55,000
MRI	売上高なし		0	0
合計			8,242,500	190,000

【表 14 : マリンホース KFTC 行政措置⁷²】

事業者	排除措置命令	課徴金 (百万円)	米ドル換算(千米\$)
BS	あり	319	256.6
YRC	なし	0	0
DOM	あり	146	117.4
TB	あり	50	40.2
パーカーITR	あり	42	33.7
MRI	あり	0	0
合計		557	447.9

【表 15 : マリンホースブラジル競争保護委員会】

事業者	和解年月日	和解金額 (リアル)
BS	2008年8月27日	1,594,000
YRC	リニエンシー	0
DOM ⁷³	2011年12月	不明
TB	2009年9月16日	4,400,000
パーカーITR ⁷⁴	不明	不明

⁷² 2009年5月18日、KFTC ホームページ

⁷³ 2013年4月22日付ドイツ親会社コンチネンタルの2012年年次報告書には次の記載がある。(下線筆者)

The proceedings of the European Commission and the DOJ, and of the authorities in other countries (Brazil, Japan, Australia, South Korea and Canada) against DOM for violations of their respective national antitrust law have since all been concluded and, like the case in Canada, will not be pursued further. DOM is still facing claims for damages from third parties due to the infringement of antitrust law as a result of the marine hose cartel. Class actions in the U.S.A. were settled. A claim brought before the British High Court was also settled. However, further claims are still possible in the U.K. and other countries (e.g. Japan, South Korea, Australia and Brazil).

http://report.conti-online.com/pages/financial-statements/notes/other-disclosures/litigation-compensation-claims_en.html

MRI	2009年1月21日	2,100,000
合計		8,094,000

第2節 液晶パネル事件

1. 公取委の措置

(1) 概要

本事件は2008年12月18日の排除措置命令及び課徴金納付命令事件である。公取委は、シャープ(以下、S社という)と日立ディスプレイ(以下、HD社という)に対して任天堂携帯ゲーム機の表示画面に使用される液晶モジュール⁷⁵納入に関し2つの処分を行った。

その1:両社は2005年10月から2006年3月までのニンテンドーDS⁷⁶用液晶モジュールに関する納入価格について共通の意思を形成することで競争を実質的に制限した。これは独占禁止法第3条後段違反であり、同法第7条の2第1項により、S社に対して2億6107万円の課徴金納付命令が発せられた⁷⁷。同命令によれば、調査開始日は2008年2月28日で、S社はその1か月前までに違反行為を止めており、違反行為の実行期間が2年未満で故、同法第7条の2第5項に該当する事業者であると認定されている⁷⁸。HD社に対する課徴金納付命令は発せられなかった⁷⁹。

その2:両社は2007年1月から3月までのニンテンドーDS Lite⁸⁰用液晶モジュールに関する納入価格について共通の意思を形成することで競争を実質的に制限した。これは独占禁止法第3条後段違反であり、同法第7条第2項により、両社に排除措置命令が発せら

⁷⁴ 2012年8月24日付米国親会社Parker Hannifinの年次報告書には次の記載がある。(下線筆者)

Brazilian competition authorities commenced their investigations on November 14, 2007. Parker ITR filed a procedural defense in January 2008. The Brazilian authorities appear to be investigating the period from 1999 through May 2007. In June 2011, the Brazilian competition authorities issued a report and Parker ITR filed a response to that report. The potential outcome of the investigation in Brazil is uncertain and will depend on the resolution of numerous issues not known at this stage of the investigation.

⁷⁵ 公取委によれば、液晶ディスプレイ(液晶パネルとバックライトを組み合わせたもの)にTFT液晶ディスプレイ駆動回路(周辺IC搭載基板)を組み合わせたものをいう。

⁷⁶ 2004年12月2日発売、希望小売価格15,000円の携帯用ゲーム機。

⁷⁷ 平成20年(納)第62号。2006年1月4日前の売上高:1,601,005,006円×0.06=96,060,300円、同日以降の売上高:2,062,647,024円×0.10×0.8=165,011,761、これらを合計し1万円未満を切捨て、96,060,300+165,011,761=261,072,061⇒261,070,000円

⁷⁸ 早期解消8%が適用された。

⁷⁹ HD社に対する課徴金はない。その理由としては2008年2月28日の調査開始日前に課徴金減免申請を行い100%免除となった、若しくは課徴金対象の売上高が無かったなどが考えられる。2009年2月3日付日経産業新聞は、「日立ディスプレイは事前に違反内容を自主申告したため課徴金を免れたが、シャープは約2億六千万円の課徴金納付命令を受けている。」と報じている。

⁸⁰ 2006年3月2日発売、希望小売価格16,800円の携帯用ゲーム機。

れた⁸¹。同命令によれば 2006 年 12 月 8 日が審査開始日であり、当該審査開始日には「2007 年第 1 四半期受注分の任天堂渡し価格について 2006 年 9 月 11 日に日立が任天堂に提示した価格を目途とする」という共通の意思に基づく行為は取りやめられていることから、違反行為に係る売上額は存在せず課徴金納付命令はなしとされた。

公取委の措置に対して S 社は排除措置命令⁸²と課徴金納付命令⁸³について、HD 社は排除措置命令⁸⁴について審判開始請求を行い、2009 年 3 月 10 日公取委は審判開始決定を行った。HD 社は第 3 回審判までは争ったものの同年 9 月 25 日に審判請求の取下げを行い、S 社のみが最後まで審判で争った。そして 2013 年 7 月 29 日、公取委は請求棄却の審決を行った。これらの経緯を纏めると表 16 の通りである。

【表 16：任天堂向け液晶モジュール価格カルテル】

年月日	DS 用液晶モジュール/価格カルテル	DS Lite 用液晶モジュール/価格カルテル
2004/9	S 社、販売開始	
2004/10	S 社と HD 社は価格情報交換	
2004/12/2	任天堂、DS 発売	
2005/3	HD 社、販売開始	
2005/10/6	S 社と HD 社会合し、05 年 10 月～06 年 3 月の販売価格レベル合意	
2005/10/28	S 社、実行 2006 年 3 月 31 日まで	
2006/1		S 社販売開始
2006/2		HD 社販売開始
2006/3/2		任天堂、DS Lite 発売
2006/4/1	以後共通意思に基づく行為なし。	
2006/9/5		S 社が HD 社に 08/1~3 の提示価格連絡
2006/9/11		HD 社、任天堂に提示価格を連絡
2006/11/7		HD 社、S 社に任天堂向提示価格を連絡
2006/12/8		公取委、審査開始 ⁸⁵ 。共通意思消滅。
2008/2/28	公取委、立入検査	同左
2008/12/28	課徴金納付命令（平 20(納)62 号）	排除措置命令（平 20(措)20 号）
2009/2/2	S 社、審判開始請求	S 社&HD 社、審判開始請求
2009/3/10	審判開始決定	審判開始決定
2009/9/25		HD 社、審判請求取下げ

⁸¹ 平成 20 年(措)第 20 号

⁸² 平成 21(判)第 1 号

⁸³ 平成 21 年(判)第 3 号

⁸⁴ 平成 21 年(判)第 2 号

⁸⁵ LG Phillips LCD Co., Ltd.が米国 SEC に届けた 2006 年 12 月 11 日付 Form6-K によれば、同年 12 月 8 日 KFTC は同社に立入検査を実施し、公取委は同社東京事務所に対して DOJ は同社サンノゼ事務所に対して書類提出命令を出している。同日、公取委はシャープ及び日立ディスプレイズに報告命令を発出している。

請求棄却審決を受けた S 社は、審決内容を検討の上、取消訴訟の提起可否を決めるとしていたが⁸⁶、2013 年 8 月 22 日に審決取消訴訟を提起しないことを発表した⁸⁷。審判での争点は次の 5 点であった。

争点 1 は、2 社は共同して相互にその事業活動を拘束したか。

争点 2 は、意思の連絡は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するか。

争点 3 は、各意思の連絡は、公共の利益に反するか。

争点 4 は、1 号事件について、被審人に本件排除措置を特に命ずる必要があるか。

争点 5 は、3 号事件について、実行としての事業活動の終期は、HD 社が任天堂との間で DS 用液晶モジュールの改良品である NTR-2 の価格交渉を始めた 2005 年 10 月 11 日か。

審判官は次の通り判断し、公取委はこれを採用した。

争点 1 について、2005 年 10 月 6 日に、S 社と HD 社は DS 用液晶モジュールの 2005 年下期価格について 1800 円より安くしないという合意をしたので、意思の連絡は形成されたといえる。また 2006 年 11 月 7 日に、S 社と HD 社は、DS Lite 用液晶モジュールの 2006 年第 1 四半期価格についてキット 3,390 円を目途にする旨合意をしたので意思の連絡が形成されたとみることができる。

争点 2 について、S 社と HD 社は、任天堂の価格交渉力等を理由に価格をある程度自由に左右できる状態になかったと主張するが理由がない。

争点 3 について、任天堂が強大な価格交渉力を有しており、情報の操作を行い、一方的に価格を誘導して決定していたと認めることはできないとして、S 社及び HD 社による自由競争経済秩序に反することが明白な本件での不当な取引制限行為は、受動的、防衛的行為であることを理由に正当化されないとした。

争点 4 について、S 社は実質的な価格決定権者が情報交換の結果を知らなかったことを理由に価格カルテルを否認しており、違反行為が繰り返されるおそれがあると認められる。

争点 5 について、NTR-2 は DS 用液晶モジュールと大きく異なるものではないので NTR-2 について価格交渉することで合意が終了したとは言えない。

(2) 問題点

第 1 に公取委は任天堂ゲーム機に使用される液晶モジュールに関してのみカルテルの摘発を行った。他の競争当局は、TV 用又はコンピューター用の液晶パネルに関するカルテルの摘発を行い、韓国、台湾、日本の液晶パネルメーカーを捕捉しているが、公取委がそこまで行わなかった又は出来なかった理由は不明である。

第 2 に、第 1 の点と関連するが、公取委は本事件を国際カルテル事件の一部として扱う

⁸⁶ 2013 年 7 月 31 日付シャープ発表

<http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2013/130731.pdf>

⁸⁷ <http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/pdf/2013/130822.pdf>

ことはしなかった。違反行為者である S 社と HD 社はいずれもが日本企業であり、一定の取引分野としては任天堂向けの DS 用液晶モジュールと DSLite 用液晶モジュールの 2 つの国内市場を認定し、国内価格カルテル事件とした。そのうえで非常に狭い市場の画定を行った。任天堂 1 社の 2 機種について S 社と HD 社が価格カルテルを行ったので、国内カルテル事件としては 2 件であるという建てつけである。そもそも S 社独占市場に HD 社が参入することとなり、値崩れを恐れた S 社が共通の意思の形成を持ちかけたという事件であるが、任天堂の買ったときに対抗するため部品業者同士が提示価格を協定したという S 社の主張もあり、その主張が正しいとすれば自動車部品カルテル事件に似た事件でもある。

第 3 に、旧製品である DS 用液晶モジュールについて S 社のみ課徴金を課し、新製品である DSLite 用液晶モジュールについては排除措置命令のみとしている。そして任天堂による DS から DSLite へ製品切替があったからであろうか、DS 用液晶モジュールについて 2006 年 4 月 1 日以降は S 社と HD 社とには共通意思に基づく行為ないと認定している。従って課徴金納付命令書 4(3)では課徴金対象販売期間、すなわち実行期間を 2005 年 10 月 28 日から平成 2006 年 3 月 31 日までとしている。こうした取扱について合理的説明はなにもないが証拠が得られなかったということであろうか。公取委が新製品である DSLite 用液晶モジュール関連で審査を始めたとする 2006 年 12 月 8 日までは旧製品である DS 用液晶モジュールの価格につき共通意思は存続していたのではないかと思われる。もしそうであれば、2006 年 12 月 8 日までの DS 用液晶モジュール売上高を課徴金対象として認定するべきではないだろうか。

そもそも課徴金納付命令書 4(4)には「シャープは、公正取引委員会による調査開始日である 2008 年 2 月 28 日の 1 月前の日までに当該違反行為をやめており、当該実行期間が 2 年未満であるので・・・」と早期解消の料率適用の為の記述がある。しかし前述の通り、公取委認定の実行期間は 2006 年 3 月 31 日で終了している。そうすると、このような記述は不要のはずであろう。ゲーム機用液晶モジュールをゲーム機別に 2 つの市場であるとして、新製品用液晶モジュールについては 2006 年 12 月 8 日に審査を行ったにも拘らず、旧製品用液晶モジュールについては 2008 年 2 月 28 日に立入検査を行うことでわざわざ早期解消料率の適用を可能としたとも思わすにはいられない内容である。

本事件に関する公取委の処理及び認定については上述の通りはなほだしい疑問が残るが、S 社に対する審決、すなわち請求棄却は妥当な判断であると考ええる。

2. DOJ の措置

(1) 概要

米国における本事件の端緒は、サムスンのリニエンシー申請と言われている。DOJ によれば、2001 年 9 月、台湾と韓国の液晶パネル(以下、LCD という)メーカーが、テレビ及びパソコン・デスクトップ用の LCD に関して全世界ベースでの価格協定を行い、同協定はその後 5 年間に亘り続き、2006 年下期に FBI が立入捜査を行うに至り協定は中止となった。

LCD は全世界で 718 億^{ドル}の売上高があり、そのうち 235 億^{ドル}部分がノート型パソコン又はデスクトップモニターに組込まれ完成品として米国に輸入され、6 億 3800 万^{ドル}部分

が部品単体として米国に輸入された。LCD の平均単価は 205 万ドル、価格カルテルにより平均粗利は 53 万ドル高くなり、米国消費者は 20 億ドル以上を搾取された⁸⁸。また、日本のメーカーである S 社、HD 社、そしてエプソン ID 社は、特定ユーザー向けの価格カルテルを行った。

そして、S 社、HD 社、エプソンイメージングデバイス（以下、エプソン ID という）LG ディ스플레이（以下、LGD）、奇美電子（以下、CMO という）中華映管（以下、CPT という）、瀚宇彩晶（以下、HS という）、友達光電（以下、AUO という）8 社がシャーマン法 1 条違反で訴追され 7 社が答弁合意書を締結した。AUO のみが争い連邦地裁で有罪判決をうけ、第 9 巡回区控訴裁判所に控訴中である⁸⁹。また起訴された役員・従業員は 22 名で、うち 13 名が答弁合意書締結又は有罪判決を受けており、7 名が逃亡者とされている⁹⁰。

【表 17：LCD 米国刑事事件：被告会社⁹¹】

被告会社/事件番号	文書年月日 ⁹²	対象製品：対象期間：対象売上高	罰金(百万ドル) カーブアウト
S 社 (日本) NDCA08-cr-0802 PJH	略：2008/11/12 答：2008/12/17	①デル向け LCD/2001/4/1～2006/12/1 ②アップル iPod 用 LCD/2005/9/1～2006/12/1 ③モトローラ向け LCD/2005/秋～2006 年半ば 総売上高：5 億 1100 万ドル	(6 回払)120 4 人
HD 社(日本) NDCA 09-cr-0247 MHP	略：2009/3/10 答：2009/5/26	①デル向け LCD/2001/4/1～2004/3/31/売上高 不明	31 2 人
エプソン ID 社(日本) NDCA 09-cr-0854 MHP	略：2009/8/25 答：2009/10/23	①モトローラ向け LCD/2005/秋～2006 年半ば/ 売上高不明	26 3 人
LGD (韓国) 及び LGD アメリカ NDCA 08-cr-0803 VRW	略：2008/11/12 答：2008/12/17	①LCD/2001/9/21～2006/6/1/売上高不明	(6 回払)400 4 人
CPT(台湾) NDCA 08-cr-0804	略：2008/11/12 答：2009/1/16	①LCD/2001/9/14～2006/12/1/売上高不明	65 7 人

⁸⁸ Opposition of the USA to defendants Hui Hsuing and Hsuan Bin Chen's motion for bail pending appeal

⁸⁹ 事件番号 AUO : 12-10500、米国 AUO : 12-10514、Hui Hsiung : 12-10492、Hsuan Bin Chen : 12-10493

⁹⁰ 2012 年 12 月 18 日 DOJ リリース

⁹¹ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings から作成。

⁹² 略式起訴状を「略」、正式起訴状を「正」、答弁合意書を「答」、評決を「評」、判決を「判」と記載する。年月日は裁判所届出日ベース

WHA			
CMO(台湾) NDCA 09-cr-01166 CRB	略：2009/12/8 答：2010/2/11	①LCD/2001/9/14～2006/12/1/売上高不明	(6回払)220 5人
HS(台湾) NDCA 10-cr-0498 SI	略：2010/6/29 答：2010/8/5	①LCD/2001/9/14～2006/1/31/売上高不明	(6回払)30 2名
AUO(台湾) 及び AUO アメリカ NDCA 09-cr-0110 SI	正：2010/6/10 評：2012/3/13 判：2012/9/20	①LCD/2001/9/14～2006/12/1/売上高不明	(4回払)500 3名有罪
合計			1,392

【表 18：LCD 米国刑事事件：被告人⁹³】

被告人/事件番号	文書年月日 ⁹⁴	対象製品:対象期間:その他	禁錮・罰金	刑務所
HD 社/Sakae Someya NDCA 09-cr-00329 PJH	正：2009/3/31	Dell 向 LCD:001/1/1～04/12/31 Senior Mgr. Sale & Mktg	係属中	
LGD/Chang Suk Chung NDCA 09-cr-0044 SI	答：2009/2/17	LCD:2001/9/21～06/6/1 : VP Monitor Sales	7 か月 25,000 万 ^{ドル}	Lompoc 09/10/29 釈放
LGD/Bock Kwon NDCA 09-cr-0437 SI	答：2009/6 /26	LCD : 2001/9/21～06/6/1 : President LGD-Taiwan	12 か月 30,000 万 ^{ドル}	Lompoc 10/6/10 釈放
LGD/Duk Mo Koo NDCA 09-cr-0110 SI ⁹⁵	正：2010/6/10		係属中	
CPT/Chieng-Hon Lin NDCA 09-cr-0045 SI	答：2009/3/2	LCD:2003/6/11～06/12/1 Chairman & CEO	9 か月 5 万 ^{ドル}	Lompoc 09/12/24 釈放
CPT/Chih-Chun Liu NDCA 09-cr-0045 SI	答：2009/3/2	LCD:2001/9/14～05/7/8 VP Sales	7 か月 3 万 ^{ドル}	Lompoc 09/12/17 釈放
CPT/Hsueh-Lung Lee NDCA 09-cr-0045 SI	答：2009/3/2	LCD:2001/9/14～06/12/1 VP Sales	6 か月 2 万 ^{ドル}	Lompoc 09/11/27 釈放
CPT/Cheng Yuan Lin NDCA 09-cr-00141WHA	正：2009/2/10	LCD:2001/9/14～03/4/7 Chairman & CEO	係属中	
CPT/Wen Jun Cheng	正：2010/6/10	LCD:2001/9/14～04/9/24	係属中	

⁹³ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings 等から作成。

⁹⁴ 略式起訴状を「略」、正式起訴状を「正」、答弁合意書を「答」、評決を「評」、判決を「判」と記載する。年月日は裁判所届出日ベース

⁹⁵ 2009/2/4 起訴状 09-cr-0110MMC は 2010/6/10 修正起訴状 (Superseding Indictment) 09-cr-0110 SI に変更された。

NDCA 09-cr-0110 SI ⁹⁶				
CMO/Chu-Hsiang Yang NDCA 10-cr-00355 SI	答：2010/5/6	LCD:2004/4/1~06/12/1 Director Sales	9 か月 2 万 5 千 ^{ドル}	Taft CI 11/2/24 釈放
CMO/Jau-Yang Ho NDCA 10-cr-00355 SI	答：2010/6/2	LCD:2001/9/14~06/12/1 President	14 か月 5 万 ^{ドル}	Taft CI 11/7/29 釈放
CMO/Wen-Hung Huang NDCA 10-cr-0579 WHA	答：2010/8/12	LCD: 2001/9/14 ~06/12/1 Director Sales	9 か月 2 万 5 千 ^{ドル}	Taft CI 11/6/9 釈放
CMO/Chen-Lung Kuo NDCA 10-cr-0591WHA	略：2010/8/4 答：2010/9/10	LCD: 2004/4/1~06/12/1 AVP Sales	9 か月 3 万 5 千 ^{ドル}	Taft CI 11/6/30 釈放
CMO/Hsin-Tsung Wang NDCA 10-cr-00756-RS	正：2010/10/14	LCD: 2001/9/14 ~06/12/1 VP Sales & Mktg	係属中	
AUO/Hsuan Bin Chen NDCA 09-cr-0110 SI	正：2010/6/10 評：2012/3/13 判：2012/9/20	LCD:2001/10/19~06/12/1 President	3 年 20 万 ^{ドル}	Taft CI 15/9/22
AUO/Hui Hsiung NDCA 09-cr-0110 SI	正：2010/6/10 評：2012/3/13 判：2012/9/20	LCD:2001/10/19~06/12/1 Ex. VP	3 年 20 万 ^{ドル}	Taft CI 15/9/22
AUO/Lai-Juh Chen NDCA 09-cr-0110 SI	正：2010/6/10 評：2012/3/13	LCD:2003/2/13~05/11/1 Director Disktop	無罪	
AUO/Shiu Lung Leung NDCA 09-cr-0110 SI	正：2010/6/10 評:2012/12/18 ⁹⁷ 判:2013/4/29	LCD:2002/5/15~06/12/1 Senior Mgr. Disktop	2 年 5 万 ^{ドル}	収監場所不明
AUO/Trannrong Lee NDCA 10-cr-00355 SI	正：2010/6/10 評：2012/3/13	LCD:2002/1/11~06/12/1 Director Disktop	無罪	
AUO/Borlong Bai NDCA 10-cr-00355 SI	正：2010/6/10	LCD:2003/3/20~06/12/1 Senior Mgr. Notebook	係属中	
HS/Ding Hui Joe ⁹⁸ NDCA 11-cr-00019RS	正：2011/1/13	LCD:2001/9/14~06/1/31 President	係属中	
HS/Jui Hung Wu NDCA 10-cr-00781-SI	略：2010/10/27 答：2010/11/22	LCD:2001/9/21~06/1/31 Ex. Director G. Sales	7 か月 2 万 ^{ドル}	Taft CI 11/7/29 釈放

(2) 問題点

DOJ はシャーマン法違反により 1000 万^{ドル}以上の罰金を支払った企業をリストアップしている。その数は 2013 年 8 月 5 日現在 101 社である⁹⁹。この 101 社のうち 2 社のみが判決による罰金を科せられ、残る 99 社は答弁合意書で規定した罰金を支払っている。2 社と

⁹⁶ 同上

⁹⁷ 2012 年 3 月 12 日の評決では mistrial (審理無効) となった。

⁹⁸ aka David Joe, Ting-Hwei Chou, Ding Huei Joe

⁹⁹ <http://www.justice.gov/atr/public/criminal/sherman10.html>

は 1996 年に 1000 万^{ドル}の罰金を科された Mrs. Baird's Bakeries と 2012 年に 5 億^{ドル}の罰金を科された AUO である。ここでは AUO の罰金がどうして 5 億^{ドル}となったかについて検討する。

現行のシャーマン法 1 条の罰則は 2004 年 6 月 22 日に成立した反トラスト強化法 (Antitrust Criminal Penalties and Reform Act of 2004) により法人については罰金上限 1000 万^{ドル}が 1 億^{ドル}に引き上げられ、個人については罰金上限 35 万^{ドル}禁錮 3 年が 100 万^{ドル}禁錮 10 年に引き上げられた。つまりシャーマン法 1 条における法人罰金上限は 1 億^{ドル}である。

“Every contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce among the several States, or with foreign nations, is declared to be illegal. Every person who shall make any contract or engage in any combination or conspiracy hereby declared to be illegal shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be punished by fine not exceeding \$100,000,000 if a corporation, or, if any other person, \$1,000,000, or by imprisonment not exceeding 10 years, or by both said punishments, in the discretion of the court.”

しかし、代替量刑法 (連邦刑事法の規定) により、裁判所は罰金額を違反により違反者に生じた利益又は違反者以外に生じた損失の 2 倍を限度に引き上げることができる。但し、これを行うためにはまず検察官が裁判所に申立て、被告人がこれに反論し、最後に裁判所が当該利益額又は損害額について認定するというステップを踏む。

“18U.S.C.3571¹⁰⁰(d): Alternative Fine Based on Gain or Loss.— If any person derives pecuniary gain from the offense, or if the offense results in pecuniary loss to a person other than the defendant, the defendant may be fined not more than the greater of twice the gross gain or twice the gross loss, unless imposition of a fine under this subsection would unduly complicate or prolong the sentencing process.”

他方、1984 年量刑改革法¹⁰¹により量刑委員会が設置され、同委員会が量刑ガイドラインを公表している。量刑ガイドラインは勧告であり裁判所を拘束するものではないが、裁判所は量刑の場合 18USC3553(a)に定める要素 (犯罪との釣合、量刑の十分性、抑止力等) とともに同ガイドラインを検討しなければならない。同ガイドラインによれば法人のカルテル行為の罰金基礎額は取引高の 20%となっている¹⁰²。そしてこの基礎額に基づき各種の加減がありガイドライン上の罰金額になる。

DOJ の AUO に対する求刑は、シャーマン法 1 条、代替量刑法 (18U.S.C.3571) 及び量

¹⁰⁰ USC title18 は連邦レベルの刑法及び刑事訴訟法を定め、パート 1 が刑法、パート 2 は刑事訴訟法、パート 3 が監獄及び囚人、パート 4 が更生、パート 5 が証人免責である。本条は第 227 章量刑 (3551 条から 3586 条) にある。

¹⁰¹ Sentencing Reform Act of 1984

¹⁰² 2R1.1(d)(1)

刑ガイドランに基づくものであった。先ず AUO の米国取引高が 23 億 4 千万ドルゆえ量刑ガイドラインに基づく罰金の基礎額は 20%相当の 4 億 6800 万ドルとなる。つぎに、下記のステップで有責スコア (Culpability Score) を求める。

【表 19 : AUO の有責スコア】

基礎スコア (8 C2.5(a))	5
犯罪行為への関与(8C2.5(b)(1))	5
前科 (8C2.5(c))	0
命令違反 (8C2.5(d))	0
司法妨害 (8C2.5(e))	0
遵法社内プログラム (8C2.5(f))	0
自首、協力、自認 (8C2.5(g))	0
有責スコア合計	10

有責スコア 10 に対応する倍率は 2～4 (8C2.6) である。よって AUO に対する罰金額は 9 億 3600 万ドル～18 億 7200 万ドルの幅になる。従って DOJ としては罰金 10 億ドルが適切であるとした。またこの求刑額を補強するために、陪審が、LCD カルテル行為によってあげた利益は違反者合計で 5 億ドル以上と判断していることに基づき、その 2 倍は 10 億ドル以上になるとした。また DOJ は、罰金に加えて 3 年間の保護観察期間を設けること、法令遵守の社内プログラム作成義務、そして法令遵守監視の社外モニターの起用、そして米国と台湾において各主要 3 紙に罪を認め対策を取る旨の全面公告をすることを要求した (以下、纏めて付帯条件という)。

これに対する AUO の主張は、罰金はシャーマン法上限の 1 億ドル以内で合理的な金額であるべしというものであった。カリフォルニア州連邦地裁の量刑は、罰金は 5 億ドルであるとし、付帯条件はすべて認めた。先に述べた通り AUO は第 9 巡回区控訴裁判所に控訴している。

DOJ は本事件における司法取引により LG に罰金 4 億ドルを支払わせたことから、裁判で争う AUO には 10 億ドルを支払わせたかったのであろう。しかし裁判所が罰金 5 億ドルを命じたことでこの目論見は崩れた。この結果、LG の 4 億ドルは高すぎた、そもそも DOJ との司法取引においては、よりハードな交渉をするべきであるという意見も聞かれる。そして、仮に司法取引を行えば 8 億ドルは払わされたであろうが、裁判で罰金 5 億ドルにすませた AUO は上出来であったという見方もある。一方で、裁判で 5 億ドルとれたのであるから今後 DOJ は司法取引でも強気にでるだろうという見方もある。いずれが正しい見方であるのか即断はできないが、3 年がかりで、1000 件以上の書類のやり取りが行われ、財務分析、経済分析の為に多くの専門家も証人となった AUO に対する刑事訴追の第 1 幕が終了した。AUO を含む LCD メーカーは、罰金という損失を取り戻す為にも LCD を組み込んだ製品、あるいは部品としての LCD 価格を維持する価格戦略をとるだろう。その結果として米国にかぎらず消費者は何時まで経っても本事件解決の利益を享受できないおそれがある。高額罰金はカルテルの抑止にはなるかもしれないが、消費者に即効性ある利益をもたらすもので

はないという点で、悪の循環の始点ともいえる。

シャーマン法1条は、カルテル行為を自由の侵害であるとして刑事罰を科すことにしているが、個人には自由刑としての禁錮刑を科す一方で、事業者（企業）には財産刑としての罰金を科している。事業者にとって罰金は事業を行う上での損金不算入のコストと割切することもできる。従って、カルテルコストが生じた場合は、その他のコストを削減し、売値を上げればカルテルコストを回収することが出来る。刑事罰とはいえ罰金が真のカルテル抑止力となるとはにわかには信じがたい点である。事業者（企業）に対する刑事罰として何らかの自由刑を科さない限りカルテル行為はなくならないと考える。しかしどのような自由刑が適正であるかについては回答を見いだせない¹⁰³。

3. 欧州委の措置¹⁰⁴

(1) 概要

欧州委の取り上げた LCD 事件における対象製品は、情報機器（ノート型 PC 又はデスクトップのモニター）及び TV に組込まれる 12 インチ以上の LCD である。LCD 単体として販売されるものもあれば LCD を組み込んだ製品として販売されるものもある。対象市場は世界市場である。そして世界市場には欧州市場も含まれる。対象企業は、サムスン、AUO、LG、奇美電子（CMO）中華映管（CPT）、瀚宇彩晶（HS）の 6 社である。本事件に関する欧州委の手続は表 20 の通りである。

【表 20 : LCD 欧州委の手続】

年月日	出来事
不明	サムスンがリニエンシー申請。
不明	LG がリニエンシー申請。
2006 年 11 月 23 日	サムスンと LG に対して条件付きでリニエンシー付与。
2006 年 12 月 7 日	AUO、CMO、HS に対して情報提出要求。 CMO は欧州委の管轄権に疑問を提示。
2007 年 2 月 16 日	欧州 CMO、英国 CMO に対して情報提供要求。
2007 年 2 月 19 日	CPT に対して情報提供要求。
2009 年 1 月 27 日	欧州 HS に対して情報提供要求。
2009 年 2 月	HS は一部回答。
?	AUO がリニエンシー申請。
2009 年 5 月 27 日	異議告知書をサムスン、LG、AUO、CMO、CPT、HS の 6 社に送付。

¹⁰³ 正田彬教授はつねづね「価格カルテルを行った事業者に対して、カルテル前の価格に戻すことを命じること」が 1 つの解決策であることを示唆されていた。しかし、カルテル前の価格の適正な算出は著しく困難であろうと思われる。また根岸・舟田「独占禁止法概説 [第 4 版]」P.325 によれば、価格の原状回復や改定を命じたり、構造的排除措置を命じることは、違法行為を排除するために必要な範囲を超えており、許されないものと解されている。

¹⁰⁴ Commission Decision of 8/12/2010, COMP/39.309 – LCD - Liquid Crystal Displays http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39309/39309_3580_3.pdf

2009年9月22～23日	聴聞会開催。LGが部分的にリニエンシー申請。
2010年4月6日	異議告知書の名宛人に対して意見提出要求。
?	サムスン、LG、CPT、AUOが回答。
2010年8月10日	決定。

違反行為は、2001年10月5日から2006年2月1日までの期間、1か月に1～2回の頻度で、6社は2社若しくはほぼ6社全員での会合を行い価格調整（値上時期、値上げ幅）、取引先に関する情報交換が行われた。6社全體會合はクリスタルミーティングと呼ばれ、そのうちトップクラスレベルの会合はグリーンミーティングと呼ばれ、実行担当者レベルの会合と区別されていた。

欧州委における管轄権の原則は属地主義である。TFEU101条の適用に関するウッドパルプ事件¹⁰⁵欧州裁判所¹⁰⁶判決によれば、「(域外)メーカーはEUに対して直接販売を行っていた、そして受注するための価格競争を行っていた。この価格競争はEU域内競争である。域内顧客向け価格に関して協調すること、実際に協調価格で販売することで協調の実効を生じさせることは、101条に規定する域内市場における競争を制限する目的と効果を有している。同判決は続けて、域内市場競争を制限する効果を持つ協定締結という101条違反行為は、2つの要素から構成されている。すなわち、協定、決定又は協調行為の形成とその実施（実行）である。もしEU競争法上の禁止行為の適用が、協定、決定又は協調行為の形成された場所に左右されるのであれば、(域外)メーカーは禁止行為の適用を容易に回避する方法を取るであろう。重要な要素は、協定、決定又は協調行為が実施（実行）された場所である。かくしてEU競争法の管轄権（EU競争法の適用）は属地主義に含まれている。」と述べている。尚、ジェンコー事件¹⁰⁷一般裁判所判決¹⁰⁸は、EUに対して即時的で、予測可能性があり、実質的な効果をもたらす企業結合については、EU合併規則が適用されるという基準を補強したといえる。

奇美電子（CMO）は、加盟国間取引への影響効果につき証明が不十分であること、LCDについて域内統一価格が形成されていないこと、LCDの組込工場の所在はLCD価格とは関係なくその生産設備のあるなしに依ったものであり、組込工場の所在がEU域内にあろうとなかろうと管轄権の根拠にはならないと主張した。LGは、もし価格協定があったとしても直接間接の効果が生じていないし、又証明されていないと主張した。欧州委は、価格を協定したことが101条1項違反に該当する、同協定がEU市場、加盟国間取引に影響を与えうることが証明されれば十分である、又101条3項は不適用として名宛人の主張を一蹴した。

¹⁰⁵ Ahlstrom Osakeyhtiö and others v. Commission (Woodpulp I) [1988] ECR I-5193

¹⁰⁶ The Court of Justice

¹⁰⁷ Gencor Ltd v. Commission [1999] ECR II-753

¹⁰⁸ The General Court

欧州委の措置としては(1)違反行為中止命令：名宛人は直ちに違反行為を中止せよ。今後同様の行為をしてはならない。及び(2)表 21 に掲げる制裁金納付命令がある。本事件における域内売上高は、12 インチ以上の LCD 単体の域内への輸出販売額と、同一事業者グループの製品に組込まれた LCD の輸出額を合算したものである。制裁金算定上、基礎額に対する更なる考慮要素、支払能力、連結売上高 10%上限等の加減なしとされた。決定通知日から 3 か月以内に欧州委指定銀行口座に支払うこと。取消訴訟を提起する場合は欧州委が認める銀行保証又は同額供託を行うことを命じられた。

【表 21：LCD 欧州委制裁金】

名宛人	域内売上高	期間:乗数	重大性	加算	基礎額	減免	制裁金 (百万€)
サムスン及び 台湾子会社	678,571,428	2001/10/5~06/2/1:4.25	16%	16%	570,000,000	100%	0
LG 及び 台湾子会社	520,833,333	2001/10/5~05/12/31:4.16	16%	16%	430,000,000	50%	215
AUO	173,809,523	2001/10/5~06/2/1:4.25	16%	16%	146,000,000	20%	116
CMO	357,142,857	2001/10/5~06/2/1:4.25	16%	16%	300,000,000	0%	300
CPT	11,309,523	2001/10/5~06/2/1:4.25	16%	16%	9,500,000	5%	9.025
HS	9,642,857	2001/10/5~06/1/6:4.25	16%	16%	8,100,000	0%	8.1
合計							645.125

欧州委の決定に対して、2011 年 2 月 11 日 AUO が、同年 2 月 23 日 LG が、欧州委決定の取消、又は制裁金の減額、及び訴訟費用負担を求める訴訟を提起した。AUO の申立理由は、下記の 8 点である。

①管轄権：欧州委は本事件に対する属地主義による管轄権を有しない。本事件で違反とされた協定が欧州域内に直接的、実質的、予測可能な効果を与えることを証明していない。

②欧州委の法適用と事実認定に誤りがある。

③AUO の防御権を侵害した。

④違反期間の認定に誤りがある。

⑤域内売上高計算と AUO の違反行為の重大性評価に誤りがあるので、制裁金基礎額が誤っている。

⑥重大性評価について合理的理由付けが欠ける。

⑦2002 年リニエンシー告示における 20~30%の制裁金減額に関して、著しい付加価値をもたらすリニエンシー申請者である AUO の協力を評価していない。2002 年リニエンシー告示に依らない決定を下した。そして AUO の防御権を侵害した。

⑧AUO は証人に対する反論の機会を与えられなかった。制裁金計算について意見をいう機会を与えられなかった。制裁金は非公開でかつ最終決定者が出席していなかった聴聞会の後に決定された。決定は管轄権を持たない行政機関により下された。このような手続

は欧州基本条約 47 条¹⁰⁹及び欧州人権条約 6 条¹¹⁰に違反する。

しかし、2013 年 5 月 15 日、AUO は訴訟取下げの申立を行い、2013 年 6 月 13 日欧州普通裁判所は取下げを認める決定を行った。

LG の申立理由は次の 4 点である。

①欧州委は異議告知書では LG 親会社への売上を域内売上高に算入していなかったが、決定において参入している。これは制裁金ガイドラインに反する取扱である。更に欧州域内への直接販売及び完成品に組込まれた形での直接販売に基づく域内売上高の計算は公平な取扱に反するものである。従って欧州委は、LG の防御権を侵害するという適正手続を損なった。

②LG による記録閲覧は著しく阻害された。LG は 2002 年リニエンシー告示の要件を充足した。しかるに欧州委は LG の申請を正当理由なく拒否した。よって LG の制裁金は、2005 年売上部分については免除されるべきである。

③LG の協力にも拘らず欧州委は、その協力に対する 10%の制裁金追加減額を拒否した。

④日本液晶パネルメーカーのうち少なくとも 2 社は違反を認めているにも拘らず決定から除外されている。これらの結果として、欧州委は、LG を二重処罰の危険(risk of double jeopardy)に陥れ、かつ比例対応の原則 (principle of proportionality) に違反している。

¹⁰⁹ Article 47 : Right to an effective remedy and to a fair trial

Everyone whose rights and freedoms guaranteed by the law of the Union are violated has the right to an effective remedy before a tribunal in compliance with the conditions laid down in this Article.

Everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal previously established by law. Everyone shall have the possibility of being advised, defended and represented.

Legal aid shall be made available to those who lack sufficient resources in so far as such aid is necessary to ensure effective access to justice.

¹¹⁰ 1. In the determination of his civil rights and obligations or of any criminal charge against him, everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal established by law. Judgment shall be pronounced publicly but the press and public may be excluded from all or part of the trial in the interest of morals, public order or national security in a democratic society, where the interests of juveniles or the protection of the private life of the parties so require, or the extent strictly necessary in the opinion of the court in special circumstances where publicity would prejudice the interests of justice.

2. Everyone charged with a criminal offence shall be presumed innocent until proved guilty according to law.

3. Everyone charged with a criminal offence has the following minimum rights:

(a) to be informed promptly, in a language which he understands and in detail, of the nature and cause of the accusation against him;(b) to have adequate time and the facilities for the preparation of his defense;(c) to defend himself in person or through legal assistance of his own choosing or, if he has not sufficient means to pay for legal assistance, to be given it free when the interests of justice so require;(d) to examine or have examined witnesses against him and to obtain the attendance and examination of witnesses on his behalf under the same conditions as witnesses against him;(e) to have the free assistance of an interpreter if he cannot understand or speak the language used in court.

LGは現在のところ取消訴訟の取下げを行っていない。

(2) 問題点

欧州委の決定は、対象製品を12インチ以上のLCDとし、名宛人を韓国と台湾のメーカーに絞った点に特徴がある。欧州委は本事件の違反行為を **a single and continuous infringement** と捉える。制裁金は計算上違反した年数を乗ずることから、継続犯として捉えればより多くの制裁金が得られることになる¹¹¹。本事件の制裁金計算でもわかるが、事件の重大性、違反年数、そしてエントリーフィーと称される加算があって制裁金基礎額が算出される。さらにこの基礎額を基に増減、特殊事情、連結売上高の10%という上限、支払能力などの考慮要素があり、欧州委の制裁金に対する裁量は著しく大きい。欧州委の基準が不明確のため、裁量型制裁金というよりも恣意的制裁金とも呼べるという考えかたもある。欧州委は制裁金の計算基準について再検討するべき時期が来ているとも思える。

EU競争法の域外適用について名宛人から問題視されたが、ウッドパルプ事件判決に基づき処理した点で納得性はある。ジェンコー事件判決に基づき効果主義を持ち出すと実質的效果論に立ち入らざるを得なくなる。実質的效果論をおこなうとEU法におけるカルテルの取扱原則が揺らぐ可能性があるからである。尚、LGも疑問視しているが、欧州委が日本メーカーを捕捉しなかった理由が不明である。

4. 韓国公正取引委員会 (KFTC) の措置¹¹²

(1) 概要

KFTCによれば、LCDメーカー6社(子会社を含め10社)は、大型LCDに関する販売価格協定、供給量協定を行った。違反期間は2001年9月から2006年までである。6社はすくなくとも月1回は会合を開き情報交換を行っていた。こうした活動は韓国競争法19条(共同行為)に違反するとして、KFTCは次の表に掲げる課徴金を課した。

【表22：LCD/KFTC課徴金】

名宛人	課徴金(百万W)	(百万円 ¹¹³)
サムスン	96,110	961.1
サムスン台湾	490	4.9
サムスン日本	690	6.9
LG	65,190	651.9
LG台湾	70	0.7
LG日本	300	3.0
AUO	28,530	285.3
奇美電子(CMO)	1,550	155
中華映管(CPT)	290	29

¹¹¹ 時効5年(理事会規則No.1/2003,25条1(b))から継続犯と捉えている訳ではない。

¹¹² 2011年10月28日KFTCニュースリリース

¹¹³ 10W=1円で換算した。

瀚宇彩晶(HS)	870	87
合計	194,090	1,940.9

(2) 問題点

KFTC が韓国 LCD メーカーの台湾子会社及び日本子会社に対しても課徴金を課しているがその根拠は同国競争法第 2 条 2 項（域外適用）であろうか。同国競争法には連結で企業集団をみるということはないのであろうか。課徴金算定における重複が生じることはないであろうか。企業集団において親子間の取引が普通であると思われるので、課徴金算定に関していささか疑問が残る。またサムスンが欧米当局にリニエンシー申請を行い KFTC に申請をしないということは無いと思われるが、この点はぜひとも確認したい点である。

5. 中国国家発展改革委員会の措置

(1) 概要

LCD メーカー 6 社は中国大陸内で LCD を計 514 万 6200 枚販売した。その売上高は約 2 億 800 万元であった。委員会は 6 社に対し、総額 3 億 5300 万元の制裁金（不当な利得の返還が 1 億 7200 万元、没収が 3675 万元、罰金が 1 億 4400 万元）を課した¹¹⁴。

【表 23 : LCD/発展改革委員会による措置¹¹⁵】

	LCD 販売枚数	売上高	過払返金	没収	制裁金	合計
サムスン	826,500		1196	2,187	6,766	101,000
LG	1,927,000		7515	372	3,943.5	118,000
奇美電子	1,568,900		6294	0	3,147	94,410
AUO	549,400		1155	1,034	0	21,890
中華映管	271,600		1000	80	540	16,200
瀚宇彩晶	3,800		16	2	8	240
合計	5,146,200	208,000	171,176	3,675	14404.5	352,750

(2) 問題点

中国競争法は 2008 年 8 月 1 日から施行された。本事件で適用された中国法令は、この中国競争法ではなく、価格法である。発展改革委員会は、LCD カルテル情報をどのように入手したのであろうか。独自に入手したものであれば何ら問題がないが、いわゆる競争法相互協力協定で入手したものを、競争法以外の目的で使用したとすれば情報提供した外国当局が困惑することになる。そもそも、リニエンシー申請者も、目的外使用が禁止されているゆえ、外国当局が中国を含むその他の当局への情報提供を受諾したはずである。ところが最終的に当該情報を入手した中国政府が競争法適用以外に使用したのであれば、情報提供者として困惑するし、1 次受領者の競争当局に対しては損害賠償請求を行うことにもなりかねない。むろん 2 国間協力協定において中国競争法には価格法を含むことが明記

¹¹⁴ 2013 年 1 月 17 日付 AMT(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)ニュースレター

¹¹⁵ 2013 年 4 月 23 日 AMT セミナー資料による。

されていれば、中国に情報提供を行った当局、または当局にリニエンシー関連情報提供を許諾した事業者も認識不足であったということである。

6. まとめ

本事件に関連して主に日米欧当局の対応を纏めると、次のことが言える。

第1に対象製品であるが、公取委は携帯ゲーム機用 LCD のみを取り上げたが、他の当局は主として TV 及びコンピューター用 LCD (概ね 12 インチ以上) を取り上げ、DOJ はこれに加えて iPod 用、ブラックベリー用の小型 LCD をも取り上げた。

第2に対象事業者であるが、公取委は S 社と HD 社の 2 社のみを取り上げたが、他の当局は対象製品との絡みでサムスン、LG、AUO、CMO、CPT、HS の 6 社を取り上げ、これに加え、S 社、HD 社、エプソン ID 等を加えている。

第3に違反期間であるが、公取委は DS 用 LCD については 2005 年 10 月～2006 年 3 月の 5 月、DSLite 用 LCD については 2006 年 9 月～12 月の 3 月と短期間であるが、DOJ は 2001 年 9 月～2006 年 12 月の 5 年 3 月、欧州委は 2001 年 10 月～2006 年 1 月の 4 年 4 月と長期である。その結果、罰金や制裁金も高額になっている。

こうした違いは、やはり対象製品と法的根拠の違いから生ずるものと考えられる。つまり独占禁止法 2 条 6 項は、公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限するという効果要件を定めることでカルテル行為の絞り込みを行っているが、シャーマン法 1 条は国際・外国通商を制限する協定・共謀は違法とすることでカルテル行為を重視し、EU101 条は、加盟国間の取引に影響を与える可能性があり且つ域内市場の競争制限効果又は目的を有する協定、協調行為は違法とし、その行為類型を定めている。欧米はカルテルを行為そのもので捉えるが、日本はカルテルを行為と効果の両面で捉えている。従って欧米に比べ、わが国独占禁止法はカルテルを捕捉することに慎重な法律といえる。

DOJ と欧州委は外国事業者を捕捉している。捕捉する根拠として前者には FTAIA、後者には Wood Pulp 事件判決がある。公取委も外国事業者を捕捉することができる根拠があれば（書類送達が可能でも、法の適用が可能ということにはならない）、12 インチ以上の LCD に関するカルテル行為を立件できたのではなかろうか。独禁法の域外適用につき法的根拠をもつ必要がある。その上で政府間協定があれば、この法的根拠は強化される。

わが国は米欧カナダとは反競争的行為に係る協力に関する政府間協定（以下、反競争法協定という）を締結済みであるが、韓国、台湾とは未締結である¹¹⁶。反競争法協定がない場合に、当局間での具体的事案の情報交換は困難となる。12 インチ以上の LCD に関するカルテル行為を立件できなかった理由の 1 つではなかろうかと推測する。

しかし、わが国には 6 社の子会社或いは代理店はある。従って公取委はそれらを捕捉することは可能であったのではなかろうか。公取委には 12 インチ以上の LCD を立件する意欲も意思もなかったと推測すべきなのであろうか。

これらを纏めると、国際カルテル事件を立件する為には、まず域外適用の根拠条文を持つこと、次に被疑企業の所在国との間に反競争法協力協定があること、そして公取委として立件する意欲と意思（この 2 つは、詰まる所、独禁法の目的規定から生じるであろう公

¹¹⁶ 日本・ASEAN 包括的経済連携協定はある。

取委の義務であろう)があることの3つが揃わなければ実際の立件が困難であることを本事件は教えてくれる。

(補足1)

米国では本事件が2006年下期にFBIが立入捜査により公になったのち、約50件の損害賠償請求訴訟が提起されたが、2007年に集団訴訟としてカリフォルニア州連邦地裁に係属した。事件番号M:07-cv-01827-SI。原告は、1996年1月1日から2006年12月31日までの期間にLCD又はLCDが組み込まれた製品を被告から直接購入した者である。前者をパネルクラス、後者をプロダクトクラスと呼んでいる。

2010年3月28日、連邦地裁は集団の認定を行った後、集団訴訟は和解へと進み、次表の通り和解が成立した。(AUOと東芝についても2012年12月14日に和解額の妥当性の審理が行われ実質的に解決した¹¹⁷。)

尚、東芝は、LCDに関するカルテル行為に参加していないと主張して評決に進み、カルテル行為に参加していた、パネルクラスに対し1700万ドル、プロダクトクラスに対して7000万ドルの賠償金支払義務ありと判断されていた。この際、東芝は反トラスト法の域外適用についても争ったが、陪審は、米国の国内取引に対して直接的、実質的、合理的予測可能性ある(カルテル)行為であると判断した¹¹⁸。

一方で、間接購入者の利益を保護する為の訴訟も提起された。24州及びワシントンDCの個別州法による損害賠償請求訴訟、連邦法による差止請求訴訟、そして州司法長官による父権訴訟である。これらについてもカリフォルニア州連邦地裁に集約され、次表の通り和解が成立している。

【表24：LCD米国損害賠償事件】

被告	LCD 直接購入者との和解額	LCD 間接購入者との和解額
Chunghwa Picture Tubes Ltd	10,000,000	5,305,105
Epson Electronics America & Epson Imaging Devices Corp.	7,000,000	2,850,000
Chi Mei Corporation Chi Mei Optoelectronics Corporation CMO Japan Chi Mei Optoelectronics USA, Inc. Nexgen Mediatech Inc. Nexgen Mediatech USA, Inc.	78,000,000	110,273,318
Hanstar Display Corporation	14,900,000	25,650,000
Hitachi, Ltd.	28,000,000	38,977,224

¹¹⁷ <https://tftlcdclassaction.com/PDFs/OrderFinalJudgmentOfDismissalWithAUO.pdf>

¹¹⁸ Document6061 Filed 07/03/12

Hitachi Displays Ltd. Hitachi Electronics Devices (USA), Inc.		
LG Display Co., Ltd. LG Display America, Inc.	75,000,000	361,000,000
Mitsui & Co. (Taiwan), Ltd.	950,000	
Samsung Electronics Co., Ltd. Samsung Electronics America, Inc. Samsung Semiconductor, Inc.	82,672,242	240,000,000
Sanyo Consumer Electronics Co., Ltd	3,500,000	
Sharp Corporation	105,000,000	115,500,000
AU Optronics Corporation AU Optronics Corporation America	38,000,000	161,500,000
Toshiba Corporation Japan Display Central Inc. ¹¹⁹ Toshiba America Electronics Components, Inc. Toshiba America Information Systems, Inc.	30,000,000	21,000,000
合計	473,002,242	1,082,055,648

(補足 2)

ブラジル法務省経済法局(以下、SDE という)の 2009 年 12 月 12 日付リリースによれば、SDE は、本事件に関連して、CPT(台湾)、HD 社(日本)、LGD(韓国)、サムスン(韓国)、S 社(日本)、エプソン ID (日本) 計 6 社、及び Hsueh-Lung Lee (CPT)、Chih-Chun Liu (CPT)、Chieng-Hon Lin(CPT)、Chang Suk Chung(LGD)、Bock Kwon(LGD) 計 5 名に対する捜査を開始した由。その後の展開は不明である。

第 3 節 国際航空貨物利用運送事件

1. 公取委の措置

(1) 概要

本事件は 2009 年 3 月 18 日の排除措置命令及び課徴金納付命令事件である。公取委によれば、国際航空貨物利用運送業務とは、「他人の需要に応じ、有償で、航空運送事業を営む者の行う運送を利用して行う輸出に係る貨物の運送（これに先行及び後続する当該貨物の集配のためにする自動車による運送を併せて行う場合における当該運送を含む。）に係る業務をいう。」と定義されている。この国際航空貨物利用運送業務を行う者を一般に Forwarder（フォワダー）と呼ぶ。要は荷送人から貨物運送を引受けて、自ら実運送を行わずこれを手配して、当該貨物を荷受人に発送する者である。

¹¹⁹ 従来、Toshiba Mobile Display Co., Ltd & Toshiba Matsushita Display Technology Co., Ltd.として存続していた会社

フォワダー14社は、①2002年9月18日にわが国発の航空機に搭載される貨物を対象に燃料サーチャージを荷主に請求することを合意し、②同13社は、2004年11月22日に米国向け貨物についてHWB1件あたり500円以上のAMSチャージを請求することに合意し、③また同13社は、2006年2月20日に、HWB1件あたり300円以上のセキュリティチャージを、④そして1500円以上の爆発物検査料を請求することに合意した。そしてこれらを実施していたが、司法省、欧州委員会が調査を開始した旨の情報に接したことから2007年11月12日以降これらの合意を解消した。

2009年3月18日、公取委は12社に対して排除措置命令（平成21年(措)第5号）と課徴金納付命令（平成21年(納)第6号～17号）を行った。また公取委は、国際航空貨物利用運送業務を営む事業者らが社団法人航空貨物運送協会の国際部会役員会の会合の場を利用して、情報交換を行い、合意をしていた事実が認められたため、同協会に対して再発防止の措置をとるよう要請をした。

尚、エアボーンは親会社がDHL親会社に買収され2003年12月31日に国際航空貨物利用運送業務を取り止めていたので名宛人には含まれていない。また、排除措置命令には「DHLと日通は2002年11月8日まで前記（イ）の合意（筆者注：燃料サーチャージに関する合意）に加わった」という記述があり、DHLは排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人となっていないこと及び日通は課徴金30%減免を受けていること¹²⁰を勘案すると、DHLが課徴金減免申請を行い、100%免除を受けたものとする¹²¹。

【表25：フレートフォワダー公取委措置】

事業者名	排除措置命令	課徴金納付命令（万円）	
日本通運	有	249,503	減免申請により30%免除。 平成21年（納）第6号
郵船航空サービス	有	172,822	平成21年（納）第7号
近鉄エクスプレス	有	149,461	平成21年（納）第8号
西日本鉄道	有	85,196	平成21年（納）第9号
阪急阪神ホールディングズ	有	67,414	平成21年（納）第10号
日新	有	52,521	平成21年（納）第11号
バンテックワールドトランスポート	有	41,789	平成21年（納）第12号
ケイラインロジスティクス	有	32,078	平成21年（納）第13号
ヤマトグローバルロジスティクス	有	27,732	平成21年（納）第14号
商船三井ロジスティクス	有	16,534	平成21年（納）第15号
阪神エアカーゴ	有	9,090	平成21年（納）第16号
ユナイテッド航空貨物	有	1,152	平成21年（納）第17号
DHLグローバルフォアードディング	無	ゼロ	減免申請により100%免除と

¹²⁰ <http://www.jftc.go.jp/dk/genmen/itiran21.html#k090318>

¹²¹ 2012年3月28日付欧州委員会発表IP/12/314によればDHL関係会社は欧州における国際航空貨物運賃カルテル事件で制裁金100%免除を受けている。

ジャパン			思われる。
エアボーンエクスプレス ¹²²	無	ゼロ	
合計		905,298	

排除措置命令の主文内容は、①上記4料金についての合意消滅確認と今後の運賃料金の自主決定決議、②前記①措置を競業他社、荷主に通知し、従業員へ周知徹底、③将来不作為命令、④社内防止体制整備、⑤公取委への報告であった。また法令の適用については、14社が共同して4料金を荷主に対して新たに請求する旨合意することにより、公共の利益に反してわが国における国際航空貨物利用運送業務の取引分野における競争を実質的に制限していたことは、不当な取引制限に該当し独禁法3条違反である。違反行為が長期に亘り行われていたこと等諸事情を総合的に勘案すれば12社には排除措置を命ずる必要がある、というものであった。

一定の取引分野を実質的に制限するという点について、公取委は、14社はわが国における国際航空貨物利用運送業務における総貨物量の大部分を占め¹²³、特に日本通運、近鉄エクスプレス、郵船航空サービスの3社で14社が扱う貨物量の大部分を占めていた¹²⁴と認定した。

これに対して、郵船航空サービス、西日本鉄道、バンテック、ケイラインロジスティックスの4社から排除措置命令及び課徴金納付命令に対する審判請求が、日新から課徴金納付命令に対する審判請求が行われたため、公取委は2009年7月3日審判開始決定を行った。審判結果はいずれも審判請求棄却であった。郵船航空サービスとケイライロジスティックスは、更に審決取消訴訟を提起したが、東京高裁第3特別部¹²⁵はいずれの請求も棄却した。当該2社は上告断念し、審決は確定した。

【表26：フレートフォワダー取消訴訟】

事業者名	事件番号	成行
郵船航空サービス	平成21年(判)第18号、22号 平成23年(行ケ)第16号	2011年7月6日審判請求棄却 2012年11月9日棄却→確定
西日本鉄道	平成21年(判)第19号、23号	2011年10月17日審判請求棄却
バンテック ¹²⁶	平成21年(判)第20号、25号	2011年10月17日審判請求棄却
ケイラインロジスティックス	平成21年(判)第21号、26号 平成23年(行ケ)第24号	2011年10月17日審判請求棄却 2012年10月26日棄却→確定
日新	平成21年(判)第24号	2011年5月10日審判請求棄却

¹²² 2003年12月31日、国際航空貨物利用運送業務廃止

¹²³ 72.5～75%

¹²⁴ 61.6～64.9%

¹²⁵ 平成23年(行ケ)第16号事件の裁判官は奥田隆文、渡邊弘、片山憲一、齋藤顕、清藤健一、同第24号の裁判官は青柳馨、生島弘康、土田昭彦、氏本厚司、木山智之である。

¹²⁶ バンテックはバンテックワールドトランスポートを2009年4月1日に吸収合併

郵船航空サービス、ケイラインロジスティクス他 2 名、日新の 3 事件について、審決での争点及びそれに対する審判官判断を纏めると次の通りである。

(郵船航空サービス事件)

争点①本件合意の内容等

4 料金の金額を決定した価格カルテルそのものである。

争点②本件合意の成否

不当な取引制限行為は法律行為ではなく、価格決定権限を有する者同士が直接意思の連絡をしなくとも、会合出席者が情報交換をして共通認識を形成し、その者を通じて事業者間に合意が成立したと評価できれば足りる。2009 年 9 月 25 日東京高判「ポリプロピレン事件」

争点③本件合意は不当な取引制限に該当するか

72.5～75%の市場占有率を有する 14 社で、不当な取引制限にあたる合意が成立すれば、取引分野における競争を実質的に制限することとなることは明らかである。4 料金に加え、本体運賃で競争がおこなわれることはほとんどなかったと推認される。

争点④本件合意の対価性及び役務の売上額

4 料金が運賃料金の一部であること明らかで、4 料金に係る合意は商品役務の対価に係るものに該当する。4 料金に利益や不当利得が観念できないことを前提とする主張は理由がない。

争点⑤本件業務は小売業に該当するか否か

本件業務は役務であり、商品を買入れ販売する小売業、卸売業とはことなる。日本標準分類でも小売業、卸売業と運輸・通信業とは別個の分類である。

(ケイラインロジスティクス他 2 名事件)

争点①バンテックの被審人適格

合併による承継法人は排除措置命令の義務を承継する。

争点②本件合意の内容

既述郵船航空サービス事件と同趣旨。

争点③本件合意の成否

既述郵船航空サービス事件と同趣旨。

争点④本件合意は不当な取引制限に該当するか

既述郵船航空サービス事件と同趣旨。

争点⑤排除措置命令の必要性

公取委の専門裁量である。(2007 年 4 月 19 日最判「郵便区分機事件」)

争点⑥本件合意の対価性

既述郵船航空サービス事件と同趣旨

争点⑦本件業務は小売業又は卸売業に該当するか

既述郵船航空サービス事件と同趣旨

争点⑧課徴金対象売上高に消費税相当額が含まれるか

消費税相当額は法的性質上商品又は役務の対価にふくまれているものと解され、課徴金

額算定の基礎となる売上額に含まれることとなる。独禁法施行令第5条第1項が控除項目として列挙していないことから裏付けられる。(2006年2月24日、東京高判「東燃ゼネラル事件」)

(日新事件)

争点①審判請求の趣旨変更は許されるか

本件の審判請求趣旨変更は許されるべき。

争点②荷主向け燃油サーチャージは対価か否か

同サーチャージは代行回収、立替払いではなく業務の対価である。

争点③本件業務は小売業又は卸売業に該当するか

既述郵船航空サービス事件と同趣旨

(2) 問題点

本事件は、国際航空貨物利用運送業務を営む国内事業者の不当な取引制限を捕捉した事件である。但し本事件の国内事業者には外国事業者の子会社を含む。本事件のみをみると日本国内市場における不当な取引制限事件であり、国内カルテル事件と言える。しかし、本事件に係る国内事業者の外国子会社が国際航空貨物利用運送業務に関して DOJ から刑事訴追をうけていること及び国内事業者の外国子会社を含む外国事業者が、同様の問題で欧州委から立入検査を受け¹²⁷、異議告知書が送付され¹²⁸、行政措置を受けている¹²⁹ことから国際カルテルとして捉えるべき事件である。

公取委によれば、わが国における国際航空貨物利用運送業務の取引分野が、一定の取引分野である。確かに、フォワダーに貨物運送を委託しその料金を払うという取引が国内で行われる。しかしフォワダーが価格カルテルを行った諸掛の対象は全て輸出に係る貨物運送である。またこの諸掛は、運送委託者が支払うものの、輸出品の価格に上乗せして結局は外国の輸入者が負担するものである。従ってカルテルの効果はわが国に生じるのではなく、輸出先である外国で生じる。公取委として本事件をカルテル行為として取り締まる意味は少ないのではないかと考える。簡単に言えば、FOB 契約であれば、運賃諸掛は外国の買手が負担する。CIF 契約であれば運賃諸掛は購入価格に含まれており、やはり外国の買手が負担する。化合織カルテル事件と同様に本事件のカルテル効果は航空利用貨物の仕向国で生じるのであって、日本では生じないのである。

2. DOJ の措置 その1

DOJ によれば、日本の航空貨物運送業者による米国カルテル事件については、現在 10 社が答弁合意書を締結済みとのことである。但し、DOJ ホームページではヤマトインターナショナル、郵船ロジスティクス及び K ラインの答弁合意書は開示されていない。

¹²⁷ 2007 年 10 月 11 日欧州委員会 MEMO/07/406

¹²⁸ 2010 年 2 月 10 日欧州委員会 IP/10/149

¹²⁹ 2012 年 3 月 28 日欧州委員会 IP/12/314

【表 27：フレートフォワダー米国刑事事件その 1：被告会社¹³⁰】

被告会社/事件番号	略式起訴状 答弁合意書	対象期間	罰金/ カーブアウト
① 近鉄ワールドエクスプレス DC 1:11-cr-00285-RJL	2011/9/28 2012/12/18	2002/9～ 2007/11	\$10,465,677 1名
② 日通 DC 1:11-cr-00286-RJL	2011/9/28 2012/11/1	2002/9～ 2007/11	\$21,115,396 1名
③ 日新 DC 1:11-cr-00288-RJL	2011/9/28 2012/11/2	2002/9～ 2007/11	\$2,644,779 1名
④ 阪急阪神 DC 1:11-cr-00284-RJL	2011/9/28 2012/11/2	2002/9～ 2007/11	\$4,522,065 1名
⑤ 西日本鉄道 DC 1:11-cr-00287-RJL	2011/9/28 2012/11/1	2002/9～ 2007/11	\$4,673,114 1名
⑥ バンテック DC 1:11-cr-00289-RJL	2011/9/28 2012/11/2	2002/9～ 2007/11	\$3,339,648 1名
⑦ MOL DC 1:11-cr-00294-RJL	2011/9/30 2012/11/2	2002/9～ 2007/11	\$1,840,000 1名
⑧ ヤマトグローバルロジスティクス DC 1:12-cr-00206-RJL	2012/9/19 ?	2002/9～ 2007/11	\$2,326,774 ?
⑨ 郵船ロジスティクス DC 1:13-cr-00077	2013/3/8 ?	2002/9～ 2007/11	\$15,428,207 ?
⑩ “K” Line Logistics, Ltd. DC 1:13-cr-00078	2013/3/8 ?	2002/9～ 2007/11	\$3,507,246 ?
合計			\$69,862,906 7名

各被告会社の略式起訴状はその内容がほぼ同一であるので、日通(事件番号 1:11-cr-00286)を例にその内容を紹介する。

【要点 1:フレートフォワダー/日通略式起訴状】

<u>連邦地裁コロンビア特別区</u>	
合衆国対日通(被告会社)	事件番号:1:11-cr-00286-RJL、 書類番号: No.1、提出日: 2011年9月28日
<u>略式訴状</u>	
合衆国は、その代理人により次の通り刑事訴追する。	
訴因 1: 取引制限の共謀 (15U.S.C § 1)	
<u>被告人及び共謀者</u>	
1. 日通は日本法人で本社所在地も日本である。本略式起訴状の対象期間中、日通は、日本から米国への航空貨物運送業を営んでいる。	

¹³⁰ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings から作成。

2. 多くの企業及び個人が本起訴状による違反行為に参加し、それを実行した。
3. 企業の行為は、その役員、従業員、代理人等により行われた。

違反行為の背景

4. 日通と共謀者は、対象期間中、日本から米国への航空貨物運送を営んでいる。
5. 日通の航空貨物運送には貨物の受入れ取り纏め、貨物運送手段の手配、空港までの地上運送、倉庫、書類作成などの役務が含まれる。航空貨物運送料金には、航空運賃、及び燃料サーチャージ及び保全サービス料などのサーチャージ、手数料などで構成されているが、日本で日通及び共謀者が顧客に課すサーチャージ、手数料を纏めて航空運送貨物手数料という。

違反行為の内容

6. 2002年9月から2007年11月の間、日通を含む日系航空貨物運送業者は航空運送貨物手数料を構成する様々な諸手数料を協定することで、日本から米国への航空貨物運送における競争を抑止、排除した。日通及び共謀者の行った結合共謀は、シャーマン法第1条違反となる州際通商、外国通商の不当な取引制限行為である。
7. 訴追対象の結合共謀は、日通と共謀者間の継続的合意、了解、協調行為から構成され、その実質は、航空運送貨物料金のうち手数料を構成する諸要素の協定により日本から米国への航空貨物運送における競争を抑止、排除したというものである。

共謀の態様

8. 会合、会話、そして交信により共謀が行われた。その中で、手数料構成要素についての合意がなされた。そして、合意された手数料が顧客に賦課された。また合意された手数料が遵守されるように会合、会話、交信が行われた。

通商

9. 違反行為による貨物、航空機運航、支払、書類などが日通の様々な州及び外国の事務所、関係会社、顧客間を行き来した。
10. 多量の航空貨物が継続的に米国を最終仕向地として日本から米国へ運送された。
11. 日本から米国への航空貨物運送の役務販売が州際及び外国通商として行われた。

管轄権及び法廷地

12. 結合と共謀は本略式起訴状提出前の5年間に米国で行われた。

米国司法省反トラスト局

局長代行	シャリス・ポーゼン	刑事訴追主任	リサ・フェルマン
刑事担当副局長	スコット・ハモンド	担当検事	ライアン・ダンクス
刑事訴追部長	ジョン・ターザキン		リチャード・ヒーリングス

DOJの訴追対象行為は、日系航空貨物運送業者による日本から米国への航空貨物運送役務である。当該貨物料金の最終負担者は米国企業又は個人であることで、米国市場への影響を考慮して反トラスト法を適用したものと考える。

また各社の答弁合意書には各1名ずつ刑事免責が与えられなかった役員・従業員氏名が記されているが、そのほとんどは、公取委が行った本事件審決の別紙3-2「社団法人航空貨物運送協会の国際部会役員会の会合の出席者に掲載されている氏名から見出すことがで

きる。

3. DOJの措置 その2¹³¹

1. 4件のカルテル事件

2010年9月30日、DOJは国際航空貨物運送業者（以下、フォワダーという）による6件の（纏めると4件の）カルテル事件について罰金総額約5000万ドルの答弁合意書を6社と締結したことを発表した。4件のカルテルとは次の通りである。

(1-1)2003年3月から2007年10月まで、米国の輸出事前申告制度(Advanced Manifest System : AMS) に関して行われたカルテル、

(1-2)2004年7月から2007年10月まで、AMSに関してドイツで行われたカルテル、

(1-3)2004年7月から2007年10月まで、AMSに関してスイスで行われたカルテル、

(2)2002年10月から2007年10月まで、英国の輸出申告制度 (New Export System : NES) に関しておこなわれた諸掛カルテル、

(3)2005年7月から2006年6月まで、人民元/米ドル交換比率 (Currency Adjustment Factor : CAF) に関して行われたカルテル、

(4)2005年8月から2007年12月まで、繁忙期諸掛 (Peak Season Surcharge : PSS) に関して行われたカルテルである。

(1-1)(1-2)(1-3)は全世界から又はドイツ、スイスからから米国への輸出貨物、(2)は英国から米国への輸出貨物、(3)は中国から米国への輸入貨物、(4)は香港から米国への輸入貨物に関する諸掛のカルテルである。この4件のカルテルが欧州委の処分とオーバーラップする。

DOJ ホームページの略式起訴状及び答弁合意書に基づき4件のカルテルについて被告会社、参加カルテル、罰金を纏めると次の通りである。

【表 28：フレートフォワダー米国刑事事件その2：被告会社¹³²】

被告会社/事件番号	答弁合意書 署名日/提出日	AMS	NES	CAF	PSS	合計(ドル) ¹³³ カーブアウト
Kuhne+Nagel DC 1:10-cr-00272	2010/9/29 2011/4/11	(G)423,83 6 (S)141,26 9	1,116,552	3,114,019	5,069,367	9,865,044 5名
Schenker DC 1:10-cr-00271	2010/9/29 2012/9/11	(G)795,56 6	N.A.	1,660,546	1,079,402	3,535,514 1名
Panalpina	2010/9/29	2,660,256	N.A.	5,954,135	3,333,453	11,947,845

¹³¹ 米国刑事事件の経緯からみれば、DOJの措置その1の前にDOJの措置その2が行われている。

¹³² DOJ ホームページ Antitrust Case Filings から作成。

¹³³ 縦横の合計が合致しないが各社答弁書記載の個別合計数値を使う。

DC 1:10-cr-00270	2011/4/11					3名
Geologistics	2010/9/30	687,960	N.A.	N.A.	N.A.	687,960
DC 1:10-cr-00268	2011/4/11					無
EGL	2010/9/30	3,436,120	1,050,000	N.A.	N.A.	4,486,120
DC 1:10-cr-00269	2011/4/11					無
BAX GLOBAL	2010/9/29	N.A.	1,304,219	8,822,133	9,619,574	19,745,927
DC 1:10-cr-00273	2012/9/30					1名
合計		8,145,007	3,470,771	19,550,833	19,101,796	50,268,410 10名

4. 欧州委の措置

欧州委の措置は、DOJ の措置その 2 に対応するものである。すなわち、欧州委は公取委の処理した本事件又は DOJ の措置その 1 に対応する事件を取り上げていない。2012 年 3 月 28 日、欧州委員会は国際航空貨物運送業者による 4 種の諸掛に関するカルテル事件を認定したうえで、総額 1 億 6900 万ユーロの制裁金を含む決定を行った¹³⁴。

4 種のカルテルとは、(1)米国輸入貨物事前申告制度 (Advanced Manifest System : AMS) にかかる諸掛、(2)英国輸出貨物申告制度 (New Export System : NES) にかかる諸掛、(3)人民元/米ドル交換率 (Currency Adjustment Factor : CAF) そして(4)繁忙期特別諸掛 (Peak Season Surcharge : PSS) に関するカルテルである。(1)(2)は欧州からの輸出貨物に関する諸掛であり、(3)(4)は欧州への輸入貨物に関する諸掛である。

決定の名宛人グループ、関与したカルテル、その制裁金については、下記の通りである。減免措置については、(1)AMS に関して DHL,EXEL が 100%免除、Agility が 30%、Schenker が 25%減額、(2)NES に関して DHL,EXEL が 100%免除、CEVA が 35%減額。(3)CAF に関して DHL が 100%免除、CEVA が 50%、Schenker が 20%、郵船が 5%減額。(4)PSS に関して DHL が 100%免除、Schenker が 50%、Agility が 25%減額であった。

2012 年 4 月 2 日 Global Competition Review¹³⁵及び 2012 年 4 月の Holman Fenwick Willan 弁護士事務所ニュースレター¹³⁶によれば、欧州委員会に対して減免申請しても自動的にイタリアを含む加盟国競争当局へ減免申請したことにはならないというイタリア競争

¹³⁴ 委員会決定本文は現在未公表である。

Commission Decision of 28 March 2012, Case COMP/39.462-Freight forwarding
但し、決定要約は下記で読むことができる。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2012:375:0007:0011:EN:PDF>

¹³⁵

<http://www.globalcompetitionreview.com/news/article/31616/italy-rejects-dhl-appeal-shipping-cartel/>

¹³⁶

[http://www.hfw.com/downloads/Client%20Brief%20-%20EU%20Competition%20Rules%20\[A4%204pp\]%20April%202012.pdf](http://www.hfw.com/downloads/Client%20Brief%20-%20EU%20Competition%20Rules%20[A4%204pp]%20April%202012.pdf)

当局の決定に関して、DHL 関係会社がイタリア裁判所に取消訴訟を提起したが、同裁判所はこれを棄却したということである。

【表 29：フレートフォワダー欧州委決定】

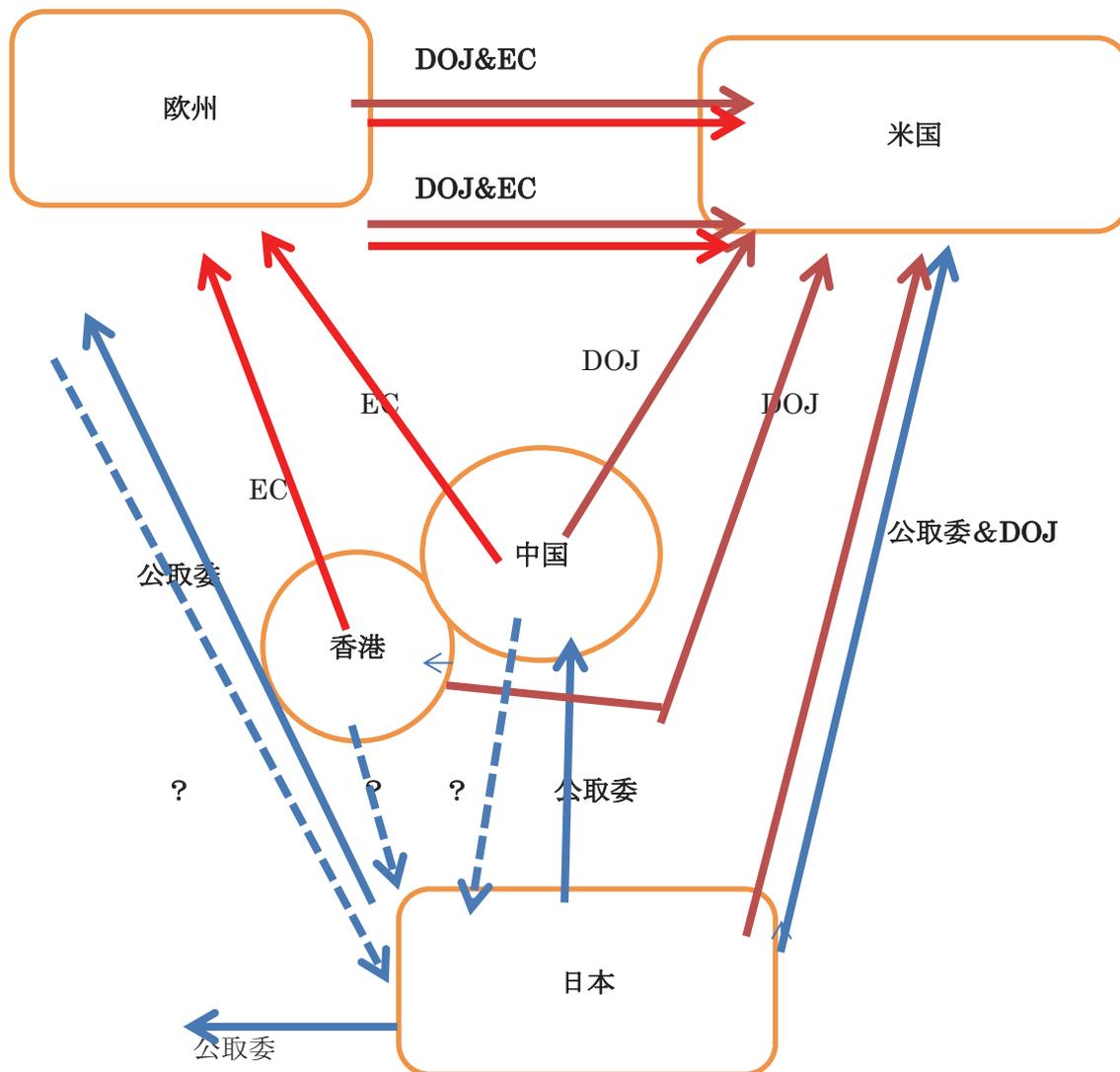
	AMS	NES	CAF	PSS	合計(千€)
Kuehne + Nagel	36,686	5,320	451	11,217	53,674
Panalpina	23,649	N.A.	3,251	19,584	46,484
Schenker	23,091	3,673	3,071 2,444	2,656	34,935
UPS	3,582	2,264	3,916	N.A	9,762
UTi Worldwide	3,068	N.A	N.A	N.A	3,068
Agility Logistics	2,296	N.A	N.A	2,662	4,958
DSV Air & Sea	379	N.A	N.A		379
DHL	0	0	N.A	0	0
Exel	0	0	N.A	0	0
CEVA	N.A	2,094	935	N.A	3,029
日通（中国）	N.A	N.A	812	N.A	812
近鉄ワールド（北京）	N.A	N.A	623	N.A	623
郵船（上海）	N.A	N.A	319	N.A	319
Hellman	N.A	N.A	N.A	4,281	4,281
Expeditors	N.A	N.A	N.A	4,140	4,140
Toll Global	N.A	N.A	N.A	2,918	2,918
合計	92,751	13,351	15,822	47,458	169,382

5. まとめ

本事件において、DOJ は米国に入ってくる貨物に関する諸掛カルテルを捕捉した。欧州委は欧州に入ってくる貨物及び出ていく貨物に関する諸掛カルテルを捕捉した。公取委は日本から出ていく貨物に関する諸掛カルテルを捕捉した。従って日米と欧米で二重処罰が生じている。こうした事態を回避するためには、輸出についての取扱ルールを各競争当局が合意する必要がある。すなわち、輸出は輸出先国の競争当局が取り締まるとのことである。

逆からいえば、輸出カルテルについては、輸出元国の競争当局は取締をしないということである。こうした提案について、各競争当局はそれぞれ利害がある為か合意することが困難かもしれないが、二重処罰は企業の事業活動を不合理に疲弊させ競争の抑止に役立たなくなる。

【表 30：フレートフォワダー事件と日欧米当局の対応図】



(補足)

公取委は破線部分すなわち輸入を捕捉していない。

第4節 ブラウン管事件

本事件は、2007年11月に日韓欧米の競争当局がほぼ同時に調査を開始した事件である。

1. 公取委の措置

本事件は2009年10月7日の排除措置命令及び課徴金納付命令事件である。公取委は、MT映像ディスプレイ(以下、MTPDという)及びサムスンSDIの2社に対する排除措置命令を、MTPD(インドネシア)、MTPD(マレーシア)、MTPD(タイ)、サムスンSDI(マレ

ーシア)、及びLG フィリップス(韓国) (以下、LGP という) の5社に課徴金納付命令を出した。しかしサムスン SDI に対する排除措置命令、サムスン SDI(マレーシア)に対する課徴金納付命令、LGP(インドネシア)に対する課徴金納付命令が送達出来なかったため、2010年3月27日までに、公示送達により各命令を行った。現在2社が排除措置命令について、4社が課徴金納付命令について審判で争っている。

【表 31：ブラウン管公取委措置】

違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	その他
MTPD(日)	2009年10月7日 平21(措)23号	なし	審判開始 平22(判)2号
MTPD (インドネシア)	無	2009年10月7日 平21(納)62号/5億8027万円	審判開始 平22(判)3号
MTPD (マレーシア)	無	2009年10月7日 平21(納)63号/6億5083万円	審判開始 平22(判)4号
MTPD (タイ)	無	2009年10月7日 平21(納)64号/5億6614万円	審判開始 平22(判)5号
サムスン SDI (韓)	2009年10月7日 平21(措)23号	なし	公示送達 ¹³⁷ 審判開始 平22(判)6号
サムスン SDI (マレーシア)	無	2010年2月12日 平22(納)23号 ¹³⁸ /13億7362万円	公示送達 ¹³⁹ 審判開始 平22(判)7号
LGP(韓)	無	2009年10月7日 平21(納)66号/1億5138万円	事業譲渡 ¹⁴⁰
LGP(インドネシア)	無	2010年2月12日 平22(納)24号/9億3268万円	公示送達 ¹⁴¹
中華映管(台湾)	無	なし	減免申請?
中華映管 (マレーシア)	無	なし	同上?
タイ CRT	無	なし	解散 ¹⁴²

¹³⁷ 2009年12月24日公示送達書揭示開始。2010年2月5日効力発生。

¹³⁸ 当初は2009年10月7日付で平21(納)65号の番号が付されていたが、公示送達により2010年2月12日付平22(納)23号に変更された。

¹³⁹ 2010年2月12日公示送達書揭示開始。同年3月27日効力発生

¹⁴⁰ 2009年10月7日付公取委発表によれば、2007年7月21日にメリディアン社(韓国)にブラウン管事業譲渡。

¹⁴¹ 2009年11月27日事前通知の揭示開始。2010年1月9日効力発生。2010年2月12日公示送達書揭示開始。同年3月27日効力発生。

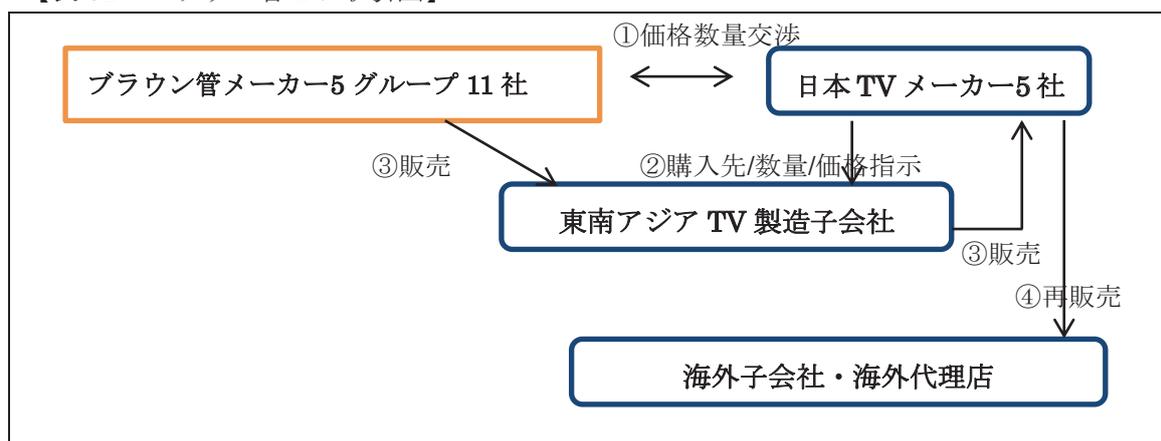
¹⁴² 2009年10月7日付公取委発表によれば、2007年6月29日に解散決議。その後消滅。

(1) 概要

MTPD 及びそのマレーシア、インドネシア、タイの子会社、サムスン・エスディアイ(以下、サムスン SDI という)及びそのマレーシア子会社、LGP 及び LGP インドネシア、中華映管及びそのマレーシア子会社及びタイ・シーアールティール・カンパニー・リミテッド(以下、タイ CRT という)のブラウン管メーカー5 グループ 11 社は、オリオン電機、三洋電機、シャープ、日本ビクター及び船井電機(以下、5 社を纏めて日本 TV メーカー5 社という)の東南アジア TV 製造子会社にブラウン管を納入している。

日本 TV メーカー5 社は、ブラウン管メーカー5 グループから取引先を選定し、当該ブラウン管メーカーとの間で納入させるブラウン管の仕様、年間数量を交渉し決定し、更に4半期ごとに東南アジア TV 製造子会社向けの価格と数量を交渉し決定した。その上で日本 TV メーカー5 社は、東南アジア TV 製造子会社に対して、どのブラウン管メーカーからブラウン管を購入すべきか価格と数量を指示していた。この指示を受けた東南アジア TV 製造子会社はブラウン管メーカー(含むその子会社等)からブラウン管を購入していた。

【表 32 : ブラウン管 TV 取引図】



ブラウン管メーカーは、東南アジア TV 製造子会社向け販売価格の安定を図る必要があるという認識をもって遅くとも 2003 年 5 月 22 日ころまでには、ブラウン管メーカー営業担当者による会合(以下、CPT ミーティングという)を、シンガポール、タイ、マレーシア、台湾などで開催して、最低目標価格、引き上げ幅などを合意し、東南アジア TV 製造子会社への販売を行い、情報交換を継続した。2006 年 3 月 30 日、中華映管が CPT ミーティングに出席しないことを各社に通知し、これをうけて MTPD も同様の通知をしたことから、CPT ミーティングの合意は事実上消滅した。

公取委によれば、ブラウン管メーカー5 グループ 11 社は、共同して、4 半期毎の東南アジア TV 製造子会社向けブラウン管の最低目標価格等の設定を合意することにより、公共の利益に反してブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限していたものであり、これは独禁法第 2 条第 6 項の不当な取引制限に該当し、同法第 3 条後段に違反したというものである。MTPD とサムスン SDI(韓)に対して①最低目標価格等を設置する合意が消滅していることの確認、将来の不作为を取締役会で決議すること、②前項に基づき採った措置を競争他社及び従業員に周知徹底すること、③将来の不作为命令、④公取委への報告、

を命じた。

更に、課徴金合計 42 億 5492 万円の支払いを命じた。その内訳は MTPD マレーシア : 6 億 5083 万円、MTPD インドネシア : 5 億 8027 万円、MTPD タイ : 5 億 6614 万円、サムスン SDI (マレーシア) : 13 億 7362 万円、LGP : 1 億 5138 万円、LGP インドネシア : 9 億 3268 万円である。

(2) 問題点

排除措置命令の名宛人は、日本法人である MTPD と韓国法人であるサムスン SDI である。課徴金納付命令の名宛人は、MTPD マレーシア、同インドネシア、同タイ、サムスン SDI マレーシア、LGP と LGP インドネシアである。中華映管は 100%減免申請が認められたためか排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人ではない。

本事件は国内事業者と外国事業者からなるブラウン管メーカー5グループ11社の不当な取引制限行為が日本ではなく外国で行われたことにつき排除措置命令が発せられたこと、不当な取引制限行為による売上が外国での売上高であるにもかかわらず、公取委により課徴金納付命令が発せられたこと、外国事業者に対する書類送達が公示送達によって行われたことなど、国際カルテル事件に対して独禁法を適用する場合の様々な問題点が含まれている。

まず、排除措置命令によれば本事件における対象製品は特定ブラウン管である。その定義は日本のブラウン管 TV メーカーが東南アジア TV 製造子会社等に購入させる 14 インチ丸型管、20 インチ丸型管、21 インチ丸型管、21 インチ平型管で「インバー」と称させるもの、同じく「エー・ケー」と称されるもの合計 5 種類のブラウン管である¹⁴³。そしてブラウン管メーカー5グループ11社は共同して特定ブラウン管の販売分野における競争を実質的に制限したので不当な取引制限に該当し独禁法 3 条違反となるとしている。ところで特定ブラウン管の販売は 5 グループ 11 社から東南アジア TV 製造子会社への販売である。東南アジアにおけるブラウン管販売において価格カルテルがあったとして、それを独禁法 3 条違反と認定して MTPD 及びサムスン SDI の 2 社に対して排除措置命令を発出することはいかなる根拠に基づくものであろうか。MTPD はマレーシア、インドネシア、タイ子会社を支配する親会社であり、サムスン SDI はマレーシア子会社を支配する親会社であるから、それぞれの子会社とともに 1 つの経済単位を構成しているので、親会社にのみ排除措置命令を出すというのであれば、そうした理由を排除措置命令に記載するべきである。そうすれば理由の当否について検討ができるが、そうした理由を何ら記載せずに東南アジアにおけるブラウン管販売について国内事業者と外国事業者に対してわが国独禁法を適用するのであれば、独禁法にその根拠条文があつてしかるべきである。しかしながら独禁法には根拠条文はないと考える。

第 2 に、MTPD インドネシアに対する課徴金納付命令によれば、同社の違反行為実行期間は 2004 年 3 月 30 日から 2007 年 3 月 29 日までの 3 年間とし、この間の同社売上高は 2006 年 1 月 3 日までは 4,663,375,407 円、同年 1 月 4 日以降は 3,004,749,152 円とし、前者に 6%を、後者に 10%を乗じて課徴金額を求めている。すなわち MTPD インドネシア

¹⁴³ 排除措置命令 理由第 1 事実 1(2)イ(ア)

という外国事業者による東南アジアテレビ製造子会社というやはり外国事業者への売上高に対して課徴金を課しているわけであるが、独禁法7条の2にいう「実行期間における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額」からこうした取扱を可能とする解釈が成り立ち得るかについても甚だ疑問である。すなわち独禁法の目的がわが国国民経済の民主的で健全な発達を促進することであれば、2条6項でいう一定の取引分野とは、わが国市場が最大規模であり、そもそもインドネシア市場は含まれない。例え一定の取引分野が世界市場であったとしても、独禁法の適用が可能な市場はわが国市場が最大規模でありそれを超える市場について独禁法の適用はないと考える。

最後に、公示送達による書類送達につき独禁法70条の18に定めがある。同条により2009年11月27日、LGPインドネシアに対する課徴金納付命令の事前通知に係る公示送達書、同年12月24日サムスンSDIに対する排除措置命令に係る公示送達書、2010年2月12日サムスンSDIマレーシア及びLGPインドネシアに対する課徴金納付命令に係る公示送達書の掲示が開始されそれぞれ6週間を経過することで送達の効力が生じた。しかし書類送達が出来たことと、独禁法が適用できることとは別である。どうして独禁法が適用可能であるのかが不明である。サムスンSDI及びサムスンSDIマレーシアは審判で争っているが、排除措置命令又は課徴金納付命令を受け、審判請求を行う際にも、「当社は本事件に関して独禁法の適用があることを認めるものではない。」といった一定の留保条項をつけて請求を行ったと思われる。またLGPとLGPマレーシアに対する課徴金納付命令は公示送達されたものの、これの取り立てについては何ら進展がないものと理解している。

2. 米国司法省 (DOJ) の措置

(1) 概要

米国刑事事件の端緒は、中華映管のリニエンシー申請と思われる。現在まで被告会社としてサムスンSDIとの間で答弁合意書が締結され、被告人6名が正式起訴されている。

【表 33：ブラウン管米国刑事事件：被告会社¹⁴⁴】

被告会社/事件番号	文書年月日 ¹⁴⁵	訴因：対象製品：対象期間：対象売上高	罰金(百万 ^{ドル}) カーブアウト
サムスンSDI(韓国) NDCA11-cr-00162	略：2011/3/18 答：2011/5/11	①CDT：1997/1～2006/3：8900万 ^{ドル}	32 4人

【表 34：ブラウン管米国刑事事件：被告人¹⁴⁶】

被告人/事件番号	文書年月日 ¹⁴⁷	訴因：対象製品:対象期間:その他	禁錮/罰金
中華映管/Cheng Yuan Lin	正：2009/2/10	①CDT:1997/1/28~03/4/7	係属中

¹⁴⁴ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings から作成。

¹⁴⁵ 略式起訴状を「略」、正式起訴状を「正」、答弁合意書を「答」、評決を「評」、判決を「判」と記載する。年月日は裁判所届出日ベース

¹⁴⁶ DOJ ホームページ Antitrust Case Filings から作成。

¹⁴⁷ 略式起訴状を「略」、正式起訴状を「正」、答弁合意書を「答」、評決を「評」、判決を「判」と記載する。年月日は裁判所届出日ベース

NDCA 09-cr-00131		Chairman & CEO ②CPT::1997/3/12~03/4/7	
中華映管/Wen Jun Cheng NDCA 09-cr-0836	正：2009/8/18	①CDT:1999/1~04/9 Asst.VP	係属中
中華映管/Chung Cheng Yeh NDCA 10-cr-00231	正：2010/3/30	①CDT:1999/5~05/3 Director Sales	係属中
LG/Seung-Kyu Lee NDCA 10-cr-00817	正：2010/11/9	①CDT:2000/1~05/12	係属中
LG/Yeong-Ug Yang NDCA 10-cr-00817	正：2010/11/9	①CDT:2003/6~06/3	係属中
Samsung/Jae-Sik Kim NDCA 10-cr-00817	正：2010/11/9	①CDT:2003/6~06/3	係属中

サムスン SDI に対する略式起訴状¹⁴⁸によれば、被疑法条はシャーマン法 1 条であり、1997 年 1 月から 2006 年 3 月までの間、競業他社とコンピューターモニター用のカラー映像ブラウン管（以下、CDT という）に関して、価格協定、生産量協定、市場シェア協定を行った。具体的には、台湾、韓国、マレーシア、中国で会合を開き、価格帯、生産制限、顧客割当、シェア調整を行い、その合意に基づき顧客への引合い、見積提示を行い、これらを相互監視するための情報交換を行った。CDT 顧客には米国その他のコンピューターメーカーが含まれる。

サムスン SDI が締結した修正答弁合意書¹⁴⁹によれば、違反期間におけるサムスンの米国売上高は約 8900 万ドルである。量刑ガイドラインに従えば、まず罰金基礎額は 8900 万ドルの 20% 相当である 1780 万ドルになる¹⁵⁰。有責スコアはスタートが 5 ポイントであるが、サムスンは 5000 人以上の従業員規模ゆえプラス 5 ポイント、犯罪歴はないので 0 ポイント、司法妨害も無いので 0 ポイント、効果的なコンプライアンスプログラムを具備していないので 0 ポイント、捜査協力、責任を認めていることでマイナス 2 ポイントとなり合計は 8 ポイントとなる。有責スコアが 8 であれば罰金基礎額に対する倍率は 1.6~3.2 となるので、これを罰金基礎額に乗じると 2848~5696 万ドルとなる。

サムスン SDI と DOJ は罰金額を 3200 万ドルとすることで合意した。また DOJ は、4 名を除き¹⁵¹、サムスン SDI 関係会社を含めその役員・従業員を刑事訴追しないことに合意した。

¹⁴⁸ 2011 年 3 月 18 日裁判所提出。

¹⁴⁹ 2011 年 5 月 17 日裁判所提出。文書番号 29。

¹⁵⁰ USSG § 2R1.1(d)(1)

¹⁵¹ 従来、被告会社との答弁合意書には訴追免除から除外される個人名を記載していた。サムスン SDI 答弁合意書には、Jae-Sik Kim, Seung-Kyu Park, Duck-Yun Kim, Hoo-Mok Ha の 4 名が記載されており、この 4 名はいわゆる carved-out である。ところで 2013 年 4 月 12 日の DOJ 発表によれば、今後答弁合意書において carved-out された個人名は別表に記載して、かつ個人名を隠す(シールする)よう裁判所に申し立てる予定とのことである。

中華映管の会長兼 CEO であった Cheng Yuang Lin に対する正式起訴状¹⁵²によれば、訴因は2つありいずれもシャーマン法1条違反である。訴因1は、コンピューターモニター用のブラウン管、すなわち CDT に関するもので、1997年1月28日から2003年4月7日までの間、同氏は、CDT の価格協定、生産制限、シェア協定を行った。競合他社との会合は台湾、韓国、マレーシア、中国他で行われたとのことである。訴因2はカラーTV用ブラウン管すなわち CPT に関するもので、1997年3月12日から2003年4月7日までの間、同氏は CPT の価格協定を行った。競合他社との会合は、台湾、韓国、マレーシア、中国、タイ、インドネシア他で行われたとのことである。

(2) その問題点

米国での本件刑事事件では、サムスン SDI のみが答弁合意書を締結し、競合他社については成行が不明である。またサムスン SDI の略式起訴状と被告人らの正式起訴状から明らかであるが米国刑事事件の対象製品はコンピューターモニターブラウン管の CDT が主であり、カラーTV用ブラウン管の CPT は従である。これは米国市場の特性によるものであろうか。なお、中華映管の Cheng Yang Lin の正式起訴状から明らかであるが、CDT の会合は、台湾、韓国、マレーシア、中国であり、CPT の会合はこれに加えてタイとインドネシアがある。これは CPT の製造拠点と関係があると思われる。

米国刑事事件の端緒が中華映管のリニエンシー申請であるとするならば、なぜ中華映管の3名が正式起訴となったのか理由が明らかではないが、これら3名が DOJ への捜査協力を拒否したことが一因かもしれない。

DOJ の刑事訴追に加えて、クラスアクションがカリフォルニア州北部連邦地裁提起され係属中である¹⁵³。サムスン、LG、Philips、東芝、パナソニック、日立、中華映管、Tatung(大同)、IRICO(彩虹電子)、タイ CRT、Samtel の11グループが被告となっている¹⁵⁴。対象製品は、ブラウン管及びブラウン管を組み込んだ TV 及びコンピューター用モニターである。ブラウン管カルテルの対象が部品としてのブラウン管のみに止まるのか、ブラウン管を組み込んだ完成品に及ぶのかについて被告らはブラウン管を組み込んだ完成品であるブラウン管 TV についてカルテル行為はないとしており、原告と争っている。和解においてもこの点は認めていないようである¹⁵⁵。

3. 欧州委の措置

(1) 概要

¹⁵² 2009年2月10日裁判所提出。文書番号1。

¹⁵³ In re Cathode Ray Tube(CRT) Antitrust Litigation, No. C07-5944SC, MDL No.1917
2009年3月16日修正統一訴状の提出、2009年10月5日被告からの却下申立に関する弁論、2010年2月8日却下申立を退ける仮決定、2010年3月30日仮決定の承認

¹⁵⁴ www.crtsettlement.com

¹⁵⁵ 間接購入者に対して中華映管が1000万ドル、直接購入者に対して中華映管とフィリップスが共同で3700万ドル、パナソニックが1750万ドル、LGが2500万ドル、東芝が1350万ドルで和解したというニュースがある。www.law360.com

欧州委は2007年11月8日にブラウン管メーカーに立入検査を行った旨発表し¹⁵⁶、2009年11月26日には異議告知書を送付したことを発表した¹⁵⁷。2012年6月補充異議告知書が2社に送付された。そして2012年12月5日にTV用ブラウン管及びコンピューターモニター用ブラウン管のメーカーによるカルテルを認定し、合計14億7000万ユーロの制裁金を課す決定を行った¹⁵⁸。欧州委の決定に対して2013年2月、サムスンSDI、LG、フィリップス、パナソニック、MTPD、東芝が欧州委の決定取消又は制裁金減額を求めて欧州普通裁判所へ訴訟提起した。

【表 35：ブラウン管欧州委決定】

名宛人	減免措置	CPT 制裁金	CDT 制裁金	制裁金合計 (€)
CPT	100%	0	0	0
サムスン	40%	81,424,000	69,418,000	150,842,000
フィリップス	30%	240,171,000	73,185,000	313,356,000
LG	ゼロ	179,061,000	116,536,000	295,597,000
LG&フィリップス	Phのみ30%	322,892,000	69,048,000	391,940,000
テクニカラー ¹⁵⁹	10%	38,631,000	—	38,631,000
パナソニック	ゼロ	157,478,000	—	157,478,000
東芝	ゼロ	28,048,000	—	28,048,000
パナソニック、東芝、MTPD	ゼロ	86,738,000	—	86,738,000
パナソニック、MTPD	ゼロ	7,885,000	—	7,885,000
合計		1,142,328,000	328,187,000	1,470,515,000

欧州委の事実認定によれば、ブラウン管カルテルは欧州委が調査したカルテルの中で最も組織だて行われたカルテルであり、1996年から2006年まで約10年間に亘り、価格協定、市場分割、顧客分割、生産能力制限、出荷制限そして情報交換を行ったというものである。さらにカルテルの実効を上げるために事業者らはコンピューター用ブラウン管については相互に工場訪問を行い、生産能力制限を遵守しているかを監視することも行ったということである。カルテル企業のトップはしばしばゴルフ場で会合を行ったので、これをグリーンミーティングと呼び、担当者の会合はグラスミーティングと呼び、四半期、月次、場合によっては毎週行われた。ミーティングの場所は、台湾、韓国、日本、マレーシア、インドネシア、タイ、香港などアジア地域、そしてアムステルダム、ブタペスト、グラスゴー、パリ、ローマといったヨーロッパ地域で行われた。カルテルの対象地域は全世界であり、したがって欧州市場も含まれる。

¹⁵⁶ MEMO/07/453

¹⁵⁷ MEMO/09/525

¹⁵⁸ Commission Decision of 5 December 2012, COMP/39437 - TV and computer monitor tubes, 決定文は現在公表されていない。欧州委のニュースリリース IP/12/1317 は下記で読むことができる。http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1317_en.htm

¹⁵⁹ 旧社名は Thomson である。

カルテル会合は、需要、生産、販売、そして主要販売地域における生産能力の検討から始まり、TV 又はコンピューターメーカーという顧客ごとの価格が討議された。従って本カルテルは、最終消費者に影響を与えるものである。

「生産能力を絞ることで価格競争を回避しなければならない。」というメモが示す通り、カルテル企業は、ブラウン管市場の衰退に対して生産制限で対応することとした。またカルテル企業は行為の悪性については十分認識していたようであり、「秘密厳守だ。顧客や欧州委に知られたら大事になるぞ。」という文書や、読後破棄などと書かれた文書などが立入検査の際発見された。

1 番でリニエンシー申請を行ったのは中華映管であり、本来であれば TV 用ブラウン管で€8,385,000、コンピューター用ブラウン管で€8,594,000 の制裁金を払うことになったはずであるが、制裁金全額免除となった。

(2) その問題点

欧州委の措置範囲は名宛人及び対象製品、違反期間において日本及び米国よりも広範囲である。現時点で正式決定が公表されていないので推測の域をでないが、証拠があるからこそ、このような事実認定が可能なのであろう。しかし、リニエンシーで制裁金 100%免除を受けた中華映管及び制裁金額が経済的理由で減額され非常に少ないテクニカラーを除き、その他の名宛人すべてが取消訴訟を提起したことを鑑みれば、検討は時期尚早であろう。

先述の通り、サムスン SDI、LG、フィリップス、パナソニック/MTPD、東芝が欧州委の決定取消又は変更を求めて欧州普通裁判所へ訴訟提起しているので、それぞれの提訴理由を纏めてみると次の通りである。

①サムスン SDI

すべての種類の CPT に関して違反期間及び違反協定において単一で継続的なカルテル行為があったという認定は誤りである、違反開始時期と終了時期について認定を誤り 16 か月も長く認定している。リニエンシーによる 50%減額を認めないことに異議がある。

また CDT に関して販売競争は全て韓国で行われたにも拘らず、サムスン欧州子会社に引き渡された CDT の販売高を域内売上高に計上することは誤りである。制裁金ガイドラインでは直近会計年度の売上高を用いるとなっているにも拘らず、違反期間全体の平均年間売上高を用いている点に逸脱がある。またリニエンシーによる 50%減額を認めないことに異議がある。

②LG

LG フィリップス・ディスプレイは LG とは別法人であり、同一手続で審査するべきではない。同社の違反行為による責任は LG が負うものではない。2001 年 7 月 1 日前の行為について LG に責任ありとする認定は誤りである。完成品に組込まれた液晶パネルを制裁金に含めることは誤りである。フィリップスが製造した完成品について LG が責任ありとする認定は誤りである。完成品に組込まれた液晶パネルの取扱についてサムスン SDI と相違があり、平等な取扱原則に反する。LG フィリップス及びその子会社が決定名宛人になっておらず、LG と同様の立場にある他の親会社が決定名宛人になっていないことも含め平等原則に反する。裁判所による適正な制裁金減額を求める。

③フィリップス

フィリップスグループに違反行為があり、その責任を負うべきという欧州委の決定は法的な確実性を欠くものである。LG フィリップス・ディスプレイにその行為責任を負わせないという点についてフィリップスの異議申立の審査を行わないこと、同一事件で他の事業者と異なる取り扱い、異なる基準の適用をすることは、フィリップスの防御権を奪うものである。

域内売上高に域外売上高を加えている。直近会計年度の売上高を制裁金計算に使用していない。LG フィリップス・ディスプレイの全売上高の10%という制裁金上限を適用していない。関連欧州条約上の違反がある。裁判所による適正な制裁金減額を求める。

④パナソニック/MTPD

欧州委は、2003年2月10日までの期間におけるCPTカルテル行為に関して何ら聴聞の機会を与えていない。また同日までの期間におけるCPTカルテル行為にパナソニック/MTPDが参加していることの証明がない。2003年2月10日以降パナソニック/MTPDはCPTカルテルに参加していない。パナソニック/MTPDへの制裁金はゼロとするべきである。万一CPTカルテルに参加していると証明されたのであれば、グループ内取引による価格転嫁の想定に誤りがあり不当にみずましされている現在の制裁金計算を鑑みて、大幅な減額をするべきである。

⑤東芝

2000年5月16日から2002年4月11日まで、2002年4月12日から2003年3月31日まで、2003年4月1日から2006年6月12日までの違法行為について東芝に責任があるという欧州委の決定は誤りである。2003年4月1日から2006年6月12日までMTPDの違反行為参加について東芝に責任があるという決定は誤りである。又は2003年4月1日から2006年6月12日までMTPDの違反行為参加についてMTPDに責任があるという決定は誤りである。欧州委の東芝に対する制裁金決定はすべて誤りである。

これらの提訴理由から推測するに、違反事業者らは、欧州委決定の対象製品をCDPとCPTの2つに分けるということについては異議がないようである。またCDP又はCPT単体で欧州市場に持ち込まれた、つまり単体輸入分については異議がないようであるが、CDPまたはCPTが完成品組込まれて欧州市場に持ち込まれた、つまり完成品組込輸入分については異議があるようだ。また合弁会社に関する親会社責任についてLG フィリップス・ディスプレイに関してはLGとフィリップスが、MTPDに関してはパナソニックと東芝が異議を申し立てている。とりわけ欧州委がLG フィリップス・ディスプレイを名宛人から外している点は、公取委がそれを含めている点からも好対照である。またパナソニック/MTPDがグループ内取引における価格転嫁の算定について異議を唱えている点も興味深いものがある。

部品価格カルテルが行われたことが証明されて、欧州市場に持ち込まれた部品の価格に基づき制裁金を課すことは特段の問題はない。しかし、部品から完成品までを一貫して製造しているメーカーが部品を組み込んだ完成品を欧州市場に持ち込んだ場合に、持ち込まれた完成品に基づき部品価格を想定し、その想定価格に基づき制裁金を課すことはやり過ぎではないだろうか。やり過ぎではない合理的理由が、欧州普通裁判所の判決で、明らかに

なれば、TV用ブラウン管に関する公取委の課徴金の取扱についても納得性が出てくると思われる。

4. 韓国公正取引委員会 (KFTC) の措置

(1) 概要

2011年1月27日、KFTCはCDTメーカー5社に対して、1996年11月から2006年3月までの約10年間、CDTの価格協定、生産制限を行ったことは韓国独禁法19条違反に当たるとして、課徴金を課す旨発表した。またKFTCは、本決定がDOJ及び欧州委との共同調査の成果であることも発表した。

【表36：ブラウン管KFTC措置】

名宛人	課徴金額 (百万₩)	(百万ドル)
サムスン	24,013	21.48
LG フィリップス	0	0
中華映管	2,198	1.97
中華映管マレーシア	32	0.029
中華映管中国	28	0.025
合計	26,271	23.5

(2) 問題点

対象製品はコンピューターモニター用ブラウン管のみである。違反期間は10年であるが、名宛人は、サムスン、LG フィリップス、中華映管の3グループである。課徴金額が少額であることから、KFTCは、韓国において販売された又は韓国向けに輸出される（韓国に輸入された）部品としてのコンピューターモニター用ブラウン管を捉えたものと思われる¹⁶⁰。なおLGPについては支払不能ということで課徴金を課していない。

5. チェコ競争保護庁の措置

チェコ競争保護庁は、1998年から2004年の間TV用ブラウン管カルテルがあったとして、2010年9月に次の通り制裁金を課した¹⁶¹。その後の成行については不明である。

【表37：ブラウン管チェコ措置】

事業者	制裁金 (CZK ¹⁶²)	リニエンシー
サムスン SDI	0	100%免除
中華映管	6,400,000	50%減額
フィリップス	0	時効(2001年7月1日以降カルテル参加中止)
テクニカラー	13,858,000	

¹⁶⁰ KFTC 勤務の弁護士金正勲氏の説明に基づく。

¹⁶¹

<http://www.uohs.cz/en/information-centre/press-releases/competition/1187-cartel-of-col-or-picture-tube-manufacturers-fined.html>

¹⁶² チェコルナ。1チェコルナ=約5円(2013年9月末現在)

パナソニック	10,373,000	
MT 映像	9,430,000	
東芝	11,726,000	
LG 電子	0	時効(2001年7月1日以降カルテル参加中止)
合計	51,787,000	

6. まとめ

本事件は、未だに公取委の措置が確定していない事件である。米国においても DOJ と答弁合意書を締結した被告会社がサムスン SDI のみという事実がある。ブラウン管という部品が組み込まれた製品が各国市場で取引された場合に、それぞれの競争法によりブラウン管に関するカルテルのみを捕捉すべきか、それともブラウン管を組込んだ製品のカルテル行為も捕捉すべきか、捕捉できるのであればその根拠は何か、証拠として何をを用いるのか等、競争法当局として部品の国際カルテルについてどのように対処すべきかの検討を要求する事件であったと思われる。

結果として、各競争当局はブラウン管テレビ又はブラウン管コンピューターモニターといった完成品カルテルを捕捉したわけではなく、ブラウン管という部品カルテルのみを捕捉した。ブラウン管には TV 用とコンピューターモニター用の 2 つがあるが、日本は TV 用、DOJ はコンピューター用、欧州委は TV 用とコンピューター用、KFTC はコンピューター用、チェコは TV 用の部品であるブラウン管のカルテルを捕捉している。競争当局の審査にそれぞれの市場の特性が反映されたものと思われる。

第 5 節 自動車用部品事件

I. 公取委の措置

(1) 概要

日本における本事件は、自動車用ワイヤーハーネス（以下、WH という）事件、オルタネーター、スターター、ワイパ、ラジエター、電動ファン（以下、オルタネーター他という）事件、ベアリング事件、自動車用ランプ事件に分かれている。公取委は 2010 年 2 月 24 日、WH の製造販売業者らが共同して新車モデルへの部品納入につき①受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしている疑いがある、②販売価格の維持を図っている疑いがあるとして、住友電気工業（以下、住友電工という）、古河電気工業（以下、古河電工という）、矢崎総業の 3 社に対して立入検査を行った。そして 2011 年 6 月 30 日に処分案の事前通知を行った後、2012 年 1 月 19 日、5 件の排除措置命令と 9 件の課徴金納付命令を行った。

尚、フジクラは、子会社が WH を製造しているにも拘らず製造業と認定されたことを理由に同年 3 月 19 日課徴金納付命令について審判請求を行い、同年 4 月 25 日、公取委は独禁法第 52 条第 3 項により審判開始決定を行い、現在審判係属中である¹⁶³。

¹⁶³ 平成 24 年(判)第 42 号 課徴金納付命令審判事件。

【表 38 : WH 事件公取委措置】

対象製品市場	期間	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令 (千円)		減免
				平 24(納)1 号	平 24(納)2 号	
トヨタ発注 WH 及び関連製品	2002 年 9 月 ～2009 年 6 月	矢崎総業	平 24(措)1 号	平 24(納)1 号	4,979,950	30%
		住友電工	無	平 24(納)2 号	738,610	50%
		古河電工	無		0	免除
ダイハツ発注 WH	2000 年 12 月 ～2009 年 5 月	矢崎総業	平 24(措)2 号	平 24(納)3 号	872,510	30%
		住友電工	無	平 24(納)4 号	482,950	50%
		古河電工	無		0	免除
ホンダ発注 WH 及び関連製品	2003 年 9 月 ～2009 年 11 月	矢崎総業	平 24(措)3 号	平 24(納)5 号	2,763,500	30%
		住友電工	無	平 24(納)6 号	880,660	50%
		古河電工	無		0	免除
日産発注 WH 及び関連製品	2002 年 5 月 ～2009 年 7 月	矢崎総業 住友電工	平 24(措)4 号 無	平 24(納)7 号	440,030 0	30% 免除
富士重発注 WH 及び関連商品	2000 年 7 月 ～2010 年 2 月	フジクラ	平 24(措)5 号	平 24(納)8 号	1,182,320	30%
		矢崎総業	平 24(措)5 号	平 24(納)9 号	551,500	30%
		古河電工	無		0	免除

2011 年 7 月 20 日、公取委は自動車用ワイパー、ラジエター、スターター、オルタネーターの製造販売業者らが新車モデルにつき受注予定者や提示価格を決めていた疑いがあるとして、デンソー、同子会社のアスモ、三菱電機、日立オートモティブシステムズ(以下、日立 AS という)、カルソニックカンセイ (以下、CK という) ミツバ、ティラド¹⁶⁴の 7 社に対して立入検査を行った。そして 2012 年 9 月 24 日に処分案の事前通知を行った後、同年 11 月 22 日、9 件の排除措置命令と 10 件の課徴金納付命令を行った。

【表 39 : オルタネーター他事件公取委措置】

対象製品市場	期間	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令 (千円)		減免
				平 24(納)98 号	平 24(納)99 号	
ホンダ発注 オルタネーター	2000 年 11 月 ～2010 年 2 月	三菱電機	平 24(措)13 号	平 24(納)98 号	58,139	30%
		デンソー	無		0	免除
スズキ発注 オルタネーター	2001 年 7 月 ～2010 年 2 月	三菱電機	平 24(措)14 号	平 24(納)99 号	38,879	30%
		日立 AS ¹⁶⁵	平 24(措)14 号		0	
		日立製作所	無		0	
		デンソー	無		0	免除
ホンダ発注 スターター	2000 年 11 月 ～2010 年 2 月	ミツバ	平 24(措)15 号	平 24(納)100 号	1,838	30%
		三菱電機	平 24(措)15 号	平 24(納)101 号	514	30%
		デンソー	無		0	免除

¹⁶⁴ 旧社名は東洋ラジエーター株式会社

¹⁶⁵ 日立オートモティブシステムの略。2009 年 7 月 1 日、日立製作所の自動車部品事業を承継した。

スズキ発注 スターター	2001年7月 ～2010年2月	三菱電機 日立AS 日立製作所 デンソー	平24(措)16号 平24(措)16号 無 無	平24(納)102号	43,499 0 0 0	30% 免除
スズキ発注 ワイパシステム	2002年9月 ～2010年2月	ミツバ デンソー	平24(措)17号 無	平24(納)103号	37,504 0	30% 免除
日産発注 ワイパシステム	2003年3月 ～2010年2月	ミツバ デンソー	平24(措)18号 無	平24(納)104号	57,380 0	30% 免除
富士重発注 ワイパシステム	2000年6月 ～2010年2月	ミツバ デンソー	平24(措)19号 無	平24(納)105号	14,029 0	30% 免除
ホンダ発注ラジエ ター及電動ファン	2001年2月 ～2010年2月	ティラド デンソー	平24(措)20号 無	平24(納)106号	67,235 0	30% 免除
富士重発注ラジエ ター及電動ファン	2002年3月 ～2010年2月	CK デンソー	平24(措)21号 無	平24(納)107号	19,866	30% 免除

2011年7月26日、公取委は自動車、産業機械、家電などに使用されるベアリングメーカーが価格カルテルを結んだ疑いがあるとしてNTN、日本精工、不二越、ジェイテクトの4社に対して立入検査を行った。2012年4月20日、東京地検特捜部と公取委は4社を独禁法違反容疑で家宅捜索し、同年6月14日公取委は課徴金減免申請を1番で行ったジェイテクトを除く3社とその幹部7名¹⁶⁶を検事総長に告発し、東京地検特捜部は同日3社と7名を起訴した。2012年12月28日、東京地裁（堀田真哉裁判長）は、不二越及び同社幹部に対し有罪判決を行い、2013年2月25日、同地裁（島戸純裁判長）は、日本精工及び同社幹部に対して有罪判決を行った。同年9月末現在、NTN及び同社幹部に対する判決は行われていない。

尚、NTNの株主が2日、鈴木泰信会長や歴代の取締役ら計23人を相手取り、「カルテルに故意に関与したり、存在を知り得たのに看過したりして放置した過失がある」などとして、課徴金約72億円を同社に賠償するよう求める株主代表訴訟を大阪地裁に起こしたことが報じられている¹⁶⁷。

【表40：産業用・自動車用ベアリング刑事事件東京地裁】

被告会社・被告人	罰条	求刑	判決
不二越	95条	罰金	罰金1.8億円
幹部A ¹⁶⁸	95条、89条	懲役1年2月	懲役1年2月（執行猶予3年）
幹部B ¹⁶⁹	95条、89条	懲役1年	懲役1年（執行猶予3年）
日本精工	95条	罰金	罰金3.8億円

¹⁶⁶ 2013年6月14日付日経によれば、日本精工3名、NTN2名、不二越2名

¹⁶⁷ 2013年9月3日日経

¹⁶⁸ 元取締役、荻野肇一（59）

¹⁶⁹ 元軸受企画部副部長、村井道男（54）

幹部 C ¹⁷⁰	95 条、89 条	懲役 1 年 2 月	懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年)
幹部 D ¹⁷¹	95 条、89 条	懲役 1 年 2 月	懲役 1 年 2 月 (執行猶予 3 年)
幹部 E ¹⁷²	95 条、89 条	懲役 1 年	懲役 1 年 (執行猶予 3 年)
NTN	未定		
幹部 F ¹⁷³	未定		
幹部 G ¹⁷⁴	未定		
ジェイテクト	不起訴		

また 2013 年 3 月 8 日、公取委は NTN、日本精工、不二越に対して排除措置命令及び課徴金納付命令の処分案を事前通知した後、同年 3 月 29 日、1 件の排除措置命令と 3 件の課徴金納付命令を行った。日本精工と不二越の課徴金額は独禁法 7 条の 2 第 19 項により罰金額の半分が控除されている。NTN は、カルテル行為はなかったという立場から同年 4 月 23 日、排除措置命令及び課徴金納付命令について審判請求を行った。また日本精工は、同年 5 月 29 日、課徴金納付命令についてのみ審判請求を行った。同年 7 月 17 日、公取委は NTN¹⁷⁵及び日本精工¹⁷⁶に関して審判開始決定を行った。

【表 41：産業用・自動車用ベアリング事件公取委措置】

対象製品市場	期間	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令 (千円)		減免
産業機械用軸受 及び自動車軸受	2010 年 7 月 ～2011 年 7 月	NTN	平 25(措)6 号	平 25(納)9 号	7,231,070	
		日本精工	同上	平 25(納)10 号	5,625,410	30%
		不二越	同上	平 25(納)11 号	509,390	30%
		ジェイテクト	無		0	免除

2012 年 3 月 14 日、公取委は自動車用ランプのメーカーが受注予定者や提示価格を決めていた疑いがあるとして、小糸製作所 (以下、小糸という)、スタンレー電気(以下、スタンレーという)、市光工業(以下、市光)、ミツバの 4 社に対して立入検査を行った。2013 年 2 月 19 日、処分案の事前通知を行った後、同年 3 月 22 日に 5 件の排除措置命令と 8 件の課徴金納付命令を行った。同年 5 月 23 日、小糸は排除措置命令と課徴金納付命令に疑義ありとして審判開始請求を行い、同年 7 月 19 日、公取委は審判開始決定を行った¹⁷⁷。

【表 42：自動車用ランプ事件公取委措置】

対象製品市場	期間	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令 (千円)	減免
--------	----	-------	--------	--------------	----

¹⁷⁰ 元常務、高川恵介 (60)

¹⁷¹ 元常務、桑原克己 (58)

¹⁷² 元産機営業統括部長、西山曜史 (61)

¹⁷³ 取締役、本間正志 (63)

¹⁷⁴ 産業機械事業本部副本部長兼東京支店長、岩本克彦 (60)

¹⁷⁵ 平成 25 年 (判) 第 21 号及び第 22 号

¹⁷⁶ 平成 25 年 (判) 第 23 号

¹⁷⁷ 平成 25 年 (判) 第 11 号ないし第 20 号

日産発注ランプ	2003年2月 ～11年8月	小糸	平 25(措)1号	平 25(納)1号	1,380,010	30%
		市光	無	平 25(納)2号	1,064,440	50%
		スタンレー	無	無	0	免除
トヨタ発注ランプ	2007年2月 ～11年5月	小糸	平 25(措)2号	平 25(納)3号	271,330	30%
		市光	無	平 25(納)4号	46,400	50%
		スタンレー	無	無		免除
富士重発注ランプ	2002年7月 ～11年8月	小糸	平 25(措)3号	平 25(納)5号	806,960	30%
		市光	無	平 25(納)6号	139,260	50%
		スタンレー	無	無	0	免除
三菱自工発注ランプ	2004年6月 ～11年8月	小糸 スタンレー	平 25(措)4号 無	平 25(納)7号 無	222,700 0	30% 免除
マツダ発注ランプ	2004年6月 ～11年8月	小糸 スタンレー	平 25(措)5号 無	平 25(納)8号 無	747,590 0	30% 免除

纏めると、公取委は、WH、オルタネーター他、ランプの3事件については新車モデルの各部品につき、部品メーカーが、自動車メーカーが行う見積合わせに関して受注調整・入札談合を行ったとして、そしてベアリング事件についてはベアリング業者による自動車用、産業用ベアリングの価格カルテルを行ったとして立件し行政処分を行った。またベアリング事件については刑事告発も行った。

(2) 問題点

① 不当な取引制限と優越的地位の濫用

トヨタ発注 WH 事件を例にとれば、公取委による違反行為の認定は概略次の通りである。「矢崎総業、住友電工及び古河電工の3社は、2002年9月頃以降、トヨタが見積合わせ（以下、コンペという）を実施して発注する特定自動車用 WH について、量産価格の低落防止の為、受注調整の合意に基づき、現行車種における受注部位及び受注シェアを勘案して部位ごとに受注予定者を決定し、それ以外の者は受注予定者が受注できるよう見積価格を上げる等により受注予定者が受注できるようにして、当該 WH の大部分を受注していた。」こうした認定は、ベアリング事件を除き、オルタネーター等事件でもランプ事件でも同様である。要するにコンペにおける部品業者の受注調整行為は、独占禁止法2条6項の不当な取引制限に該当し同法3条後段違反であると認定している。

まず第1にトヨタ発注 WH 事件の共同行為を基本合意と個別調整とに分けてみると、排除措置命令は受注調整の基本合意が、いつ、どこで、どのような内容で成立したかについて明らかにしていない。しかしトヨタの特定車種向け WH に関する個々のコンペが個別調整であることは容易に理解できる。これは WH にかぎらず、オルタネーター等及びランプについても同様である。第2に、一定の取引分野については、トヨタ発注の特定自動車用 WH というように自動車メーカー別かつ部品別に一定の取引分野が認定されており、市場画定はかなり狭いものとなっている¹⁷⁸。第3に、実質的に制限するという点について、「ト

¹⁷⁸ 公取委による本事件の市場画定は、自動車用 WH 市場という大きな捉え方ではなく、

ヨタはコンペの大部分においてサプライヤー候補を3社の中から選定していた。」及び「3社はトヨタ発注の特定自動車用WHの大部分を受注していた。」と排除措置命令に記述があり、また他の部品についても同様の記述があることから、一定の取引分野における有効な競争を期待することは不可能な状態であったことは明白である。従って部品業者による受注調整を不当な取引制限として扱うことにつき問題はない。

しかし、ホンダ発注WH事件の排除措置命令には「ホンダはサプライヤー候補から見積価格の提示を受けた後、特定のサプライヤー候補に対して、当該コンペにおいて提示された最も低い見積価格を下回る価格となるよう見積価格の修正を求めることがあり、当該サプライヤー候補がこれを受け入れた場合には、当該サプライヤー候補を受注者としていた。」という記述がある。これは部品業者による受注調整はあったものの、量産価格については自動車メーカーに値切られ、これを拒否すると受注者からはずされたということではなかろうか。従って実質的な競争制限又は実質的な競争制限効果は生じなかった場合もあるということになる。上記ホンダ発注WH事件の如き状況は、部品業者側に不当な取引制限があったとしても、自動車メーカーにも優越的地位の濫用があった可能性を示唆しているとみることが出来る。更には自動車メーカーの優越的地位濫用に対抗するための部品業者による不当な取引制限であるとみることも可能ではなかろうか。自動車メーカーが協力会等を通じて部品業者の活動をコントロールしていることは周知である¹⁷⁹。本事件に関連して公取委による自動車メーカーに対する措置がなかったことについていささか疑問を感じるどころである。

②市場画定、立入検査と課徴金減免申請

WH事件に関する課徴金減免申請については、古河電工が、2008年7月～2009年6月の間に行い、住友電工が、2009年11月までに行い、そして2010年2月24日の立入検査後に矢崎総業とフジクラが行ったと考えられる。つまり、1位古河電工、2位住友電工、3位矢崎総業と同3位フジクラの順であり100%免除、50%免除、30%免除ということになる。しかしながら前記(1)の通り、公取委の市場画定が狭いものであったため、古河電工が参加していない市場については、住友電工が100%免除を受けることになったのであろう。市場画定を狭くすると課徴金減免のチャンスが増えるということである。あたかもオリンピック競技種目が増えれば金メダルのチャンスが多くなるという具合である。

オルタネーター他事件に関する課徴金減免申請については、まずデンソーが、日付は不明であるが2011年7月20日の立入検査前に行い、その他の部品業者は当該立入検査後に行ったと考えられる。そしてデンソーは100%免除、その他の部品業者は30%免除ということになった。尚、オルタネーター他事件の受注調整行為は2010年2月24日に中止され

例えばトヨタであれば2012年型クラウン用、カローラ用、プリウス用、エスティマ用WHのコンペがあり、これらのメーカー別特定車種別WHのコンペを積み上げて、メーカー別特定自動車用WHという市場を画定した。WHについては、そうした市場が自動車メーカー別に5つあり、5本の排除措置命令となった。従って、一定の取引分野の画定としては狭いものとなっている。

¹⁷⁹ 藤樹邦彦 「変わる自動車部品取引 系列解体」エコノミスト社 2002年3月

たと認定されている。日立製作所は2009年7月1日付で日立ASに自動車部品事業を承継させ、同日以後これを営んでいないが、2010年2月24日から遡る3年間に受注調整行為による売上高がなかったためか課徴金納付を命じられておらず、また日立ASについても課徴金納付は命じられていない¹⁸⁰。オルタネーター他事件で注目すべきは、WH事件の立入検査日から遅れること17か月経過して立入検査が行われていることである。もしWH事件と同じく2010年2月24日に立入検査が行われたとすれば、デンソーは100%免除を受けることが出来なかったのではなかろうか。

ランプ事件に関する課徴金減免申請については、まずスタンレーが、2011年8月22日に行い、市光が同年12月23日に行った。そして2012年3月14日に立入検査があり、その後小糸が行った。従ってオルタネーター他事件と同様であるが、ワイヤーハーネス事件の立入検査日から遅れること24か月経過して立入検査が行われていることである。もし2010年2月24日に立入検査が行われたとすれば、スタンレーは100%免除、市光は50%免除を受けることが出来なかったと思われる。

③製造業と卸売業

WH事件に関連して住友電工は3件の課徴金納付命令を受けているがいずれにおいても卸売業として認定されている。従って課徴金料率は2%であるが、立入検査日から遡る10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあるので3%が適用されている¹⁸¹。住友電工を卸売業として認定した理由は不明である。もし子会社住友電装がWHメーカーであり、親会社住友電工は住友電装からWHを買入れ、卸売業者として自動車メーカー向けの受注調整に参加したということであれば、製造業は子会社で、販売は親会社で行うことで課徴金は安くなるということになりかねない。フジクラの審判請求は住友電工と同じ取扱を要求したものである。

2. 米国司法省 (DOJ) の措置

(1) 概要

2010年2月23日、デンソー、矢崎総業、東海理化の米国子会社は、DOJ傘下の連邦捜査局 (FBI) による捜査を受けた。2011年7月、ティラドと三菱電機の米国子会社も同様に捜査を受けた。

2011年9月、DOJはWHに関して古河電工と答弁合意書を締結し、2012年1月、WH、同計器パネル、同燃料制御器に関して矢崎総業と、電子制御器、温度制御パネルに関してデンソーと答弁合意書を締結した。さらに3月には車輪速度センサーに関してG.S.エレテックと、4月にはWHに関してフジクラと、6月にはシートベルト、エアバッグ、ハンド

¹⁸⁰ 公取委 HP「平成24年課徴金減免制度の適用事業者一覧」参照

¹⁸¹ 例として、平成24年(納)第2号(住友電工)における算出根拠：独占禁止法第7条の2第1項及び7項の規定により、492億4077万2923円に100分の3を乗じて得た額から、同条11項の規定により当該額に100分の50を乗じて得た額を減額し、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された7億3861万円

ルに関してスウェーデンのオートリブと、7月には同様の部品に関して TRW ドイツ子会社と答弁合意書を締結した。8月には計器パネルに関して日本精機と、10月には温度制御パネルに関して東海理化と答弁合意書を締結した。そして11月には防振ゴムに関して日本のゴムメーカー（社名は非開示¹⁸²）のオハイオ州子会社幹部と答弁合意書を締結した¹⁸³。この防振ゴム事件については、社名非開示の日本ゴムメーカーと競合他社1社（以下、X社という）がホンダシビック向け防振ゴムにつき受注調整をおこなったということである。

またオハイオ州北部地区連邦地裁への提出書類によれば X 社は DOJ に加え公取委に対しても減免申請を行ったとのことであるが、2013年9月末現在、防振ゴムについて公取委の立入検査は行われていない模様である。

本年7月になって、ダイヤモンド電機がフォード、トヨタ、富士重工、GM、クライスラー、ホンダ向け点火コイルに関するカルテルにより DOJ との間で罰金 1900 万ドル（5回の分割払い）の答弁合意書を締結して9月に裁判所で認可された。また同7月、パナソニックが①トヨタ向け各種スイッチ、②トヨタ向けステアリング角度センサー、③ホンダ、マツダ向け HID バラスト（高輝度発光体装置）に関するカルテルにより DOJ との間で罰金 4,580 万ドルの答弁合意書を締結して8月に裁判所で認可された。

9月になって、日立オートモティブシステムが罰金 1 億 9500 万ドルで、ジェイテクトが 1 億 327 万ドルで、ミツバが 1 億 3500 万ドルで、三菱電機が 1 億 9000 万ドルで、日本精工が 6820 万ドルで、ティラドが 1,375 万ドルで、ヴェロ・ジャパンが 1,360 万ドルで、山下ゴムが 1,100 万ドルでそれぞれ答弁合意書を締結した旨発表された。今後も自動車部品に関する刑事訴追が続くものと思われる。

尚、米国では自動車用ライトに関しては、補修市場向け価格カルテルが立件され 4 社 5 名に対する刑事訴追が行われたが¹⁸⁴。自動車メーカー向けの自動車用ライトに関するカルテル事件は、立件されていないようである。

【表 43：自動車部品米国カルテル刑事事件：被告会社】

被告会社 事件番号	合意書締結日 裁判所提出日	対象製品：対象期間：対象売上高	罰金 カーブアウト
古河電工 EDMI2:11-cr-20612	2011/9/24 2011/11/14	① WH：2000年1月～10年1月、 8億3900万ドル ¹⁸⁵ 、	2億ドル 4名
矢崎総業 EDMI 2:12-cr-20064	2012/1/30 2012/3/1	① WH：2000年1月～10年2月：20億ドル ② 計器パネル：2002年2月～10年2月 7300万ドル ③ 燃料制御器：2004年3月～10年2月	4億7千万ドル (6回払) 9名

¹⁸² 2013年2月18日の日本版WSJによれば山下ゴム。

2013年9月26日のDOJニュースリリースによれば山下ゴムである。

¹⁸³ DOJ ニュースリリース 2012年11月16日

¹⁸⁴ DOJ ニュースリリース 2012年2月24日

¹⁸⁵ 協力期間の売上高減額(合意書4条e項)

		160万 ^{ドル} ¹⁸⁶	
デンソー EDMI 2:12-cr-20063	2012/1/30 2012/3/5 ¹⁸⁷	① 電子制御機器 (ECUs) : 2000年1月～ 10年2月 : 2億3700万 ^{ドル} ② 温度制御パネル (HCPs) : 2000年1月 ～10年2月 : 2億1100万 ^{ドル}	7800万 ^{ドル} 7名
G.S. エレクトック EDMI 2:12-cr-20215	2012/3/15 2012/5/16	①車輪速度センサー : 2003年1月～10年2 月 : 1100万 ^{ドル}	275万 ^{ドル} (6回払) 1名
フジクラ EDMI 2:12-cr-20254	2012/4/23 2012/6/21	①WH : 2006年1月～10年2月 : 3200万 ^{ドル}	2000万 ^{ドル} 2名
Autoliv EDMI 5:12-cr-20383	2012/6/14 2012/6/21	①シートベルト ¹⁸⁸ : 2008年5月～11年2月 : 売上高不明 ②シートベルト ¹⁸⁹ 、エアバック、ハンドル : 2006年3月～11年2月 : 売上高不明	1450万 ^{ドル} 3名
TRW 独子会社 EDMI 2:12-cr-20491	2012/7/27 2012/9/25	①シートベルト、エアバック、ハンドル ¹⁹⁰ : 2008年1月～11年6月 : 売上高不明	510万 ^{ドル} 1名
日本精機 EDMI 2:12-cr-20569	2012/8/28 2012/11/8	①計器パネル : 2008年4月～10年10月 売上高不明	100万 ^{ドル} 1名
東海理化 EDMI 2:12-cr-20711	2012/10/30 2012/12/21	①温度制御パネル (HCPs) ¹⁹¹ : 2003年9 月～10年2月 : 7360万 ^{ドル} ②司法妨害 : 2010年2月	1770万 ^{ドル} 5名
ダイヤモンド電機 EDMI2:13-cr-20524	2013/7/15 2013/9/10	①フォード、トヨタ、富士重向けイグニッシ ョンコイル (点火コイル) : 2003年7月～ 10年2月	1900万ドル 2名
パナソニック EDMI2:13-cr-20540	2013/7/18 2013/8/13	①トヨタ向けスイッチ類 : 2003年9月～ 10年2月 ②トヨタ向けステアリング舵角センサー : 2003年9月～10年2月 ③ホンダ、マツダ、日産向け高輝度ランプ用 電源 : 1998年7月～10年2月	4,580万ドル 4名
日立オートモーティ ブシステム EDMI2:13-cr-20707	略式起訴状 2013/9/26	①フォード、GM、ホンダ、日産、トヨタ向 スターター他 : 2000年1月～2010年2月	1億9500万ドル
ミツバ	2013/9/26	①クライスラー、ホンダ、スバル、日産、ト	1億3500万ドル

¹⁸⁶ 燃料制御器は日本で受注調整実施(合意書4条c項(iv)号)

¹⁸⁷ 非公開の Cooperation Agreement 有(合意書18条)

¹⁸⁸ Autoliv ニュースリリースから米国トヨタ向又は米国スバル向と推測する

¹⁸⁹ 同上

¹⁹⁰ いずれもドイツ自動車メーカー2社向け。

¹⁹¹ トヨタ向け。

EDMI2:13-cr-20712		ヨタ向スターター他：2000年1月～2010年2月 ②司法妨害	
三菱電機 EDMI2:13-cr-20710	略式起訴状 2013/9/26	①クライスラー、フォード、GM、ホンダ、富士重、日産向スターター、オルタネーター、イグニッションコイル：2000年1月～2010年2月	1億9000万ドル
三菱重工 EDMI2:13-cr-20711	略式起訴状 2013/9/26	①GM、三菱向けコンプレッサー及びコンデンサー：2000年1月～2010年2月	1450万ドル
ティラド EDMI2:13-cr-20708	略式起訴状 2013/9/26	①トヨタ、ホンダ向ラジエター、トヨタ向ATF ウォーマー：2002年11月～2010年2月	1375万ドル
Valeo Japan EDMI5:13-cr-20713	略式起訴状 2013/9/26	①日産、スズキ、スバル向けエアコン：2006年4月～2010年2月	1360万ドル
ジェイテクト NDOH1:13-cr-00104	略式起訴状 2013/9/26	①トヨタ向ベアリング、：2000年～2011年7月 ②日産向電動パワーステアリング：2005年～2011年10月	1億327万ドル
日本精工 NDOH1:13-cr-00103	略式起訴状 2013/9/26	①トヨタ向ベアリング：2000年～2011年7月	6820万ドル
山下ゴム NDOH3:13-cr-00439	略式起訴状 2013/9/26	①ホンダ、スズキ向防振ゴム：2003年4月～2011年7月	1100万ドル

DOJ 対応を纏めると、上記の通りすでに自動車部品 20 社が司法取引を行い、うち 11 社は答弁合意書を締結し裁判所へ届出済みである。残り 9 社についても早晩答弁合意書締結そして裁判所へ届出となると思われる。

当該答弁合意書にはカーブアウト（刑事訴追可能性あり）された役員・従業員氏名又は人数¹⁹²が記載されているが、これを合計すると 39 名である。その 39 名のうち個別に答弁合意書を締結した又は締結を合意している者が 15 名いる。更に 39 名にはふくまれていないが、答弁合意書締結を合意している者が 2 名いる。よって 17 名が答弁合意書締結済み又は予定ということである。

また 2013 年 9 月 11 日に正式起訴された者が 1 名 (G.E. エレテックの Shingo Okuda)、9 月 19 日に正式起訴された者が 2 名 (フジクラの Ryoji Fukudome と Toshihiko Nagashima)、9 月 24 日に正式起訴された者が 1 名 (パナソニックの Shinichi Kotani) いる。よって 4 名が正式起訴されている。

¹⁹² 従来氏名が記載されていたが、2013 年 4 月 12 日 DOJ 発表にもあるとおり、反トラスト局長の Bill Baer は今後人数だけ記載して、氏名は付表とすること、その付表はシールをして一般には開示しない方針を定めた。

http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2013/295747.htm

DOJ としてはカーブアウトにした者で、かつ司法取引に応じない者については、今後共
 どしどし正式起訴してゆく意向であろう。そして逮捕状を請求する場合もあるだろう。正
 式起訴された者は、国外に出た途端インターポールを通じて身柄を拘束される可能性があ
 るため、日本国外に出ることは實際上出来なくなり、また国内に止まっても DOJ か
 ら犯罪人引渡要求がなされれば、実際に引き渡される可能性も高いと思われる。実際、本
 事件で正式起訴された G.S.エレテックの Shigo Okuda については逮捕状請求が行われて
 いる。逮捕状ができれば、DOJ としてインターポールを通じての手配書、そして犯罪人引渡
 要求となるであろう。

【表 44：自動車部品米国刑事事件：被告人】

氏名：事件番号	合意書締結日 裁判所提出日	対象製品：対象期間 ：対象売上高	量刑合意	受刑場所 刑期終了日
古河電工 Tetsuya Ukai EDMI2:11-cr-20613	2011/11/10 同日	WH：2003年4月～09 年7月：1億 ^{ドル} 超	禁錮18か月 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP ¹⁹³ 2013年5月1日
古河電工 Hirotsugu Nagata EDMI 2:11-cr-20615	2011/10/13 2011/10/24	WH：2004年1月～09 年6月：1億 ^{ドル} 超	禁錮15か月 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC FCI ¹⁹⁴ 2013年4月8日
古河電工 Junichi Funo EDMI 2:11-cr-20614	2011/10/24 同日	WH：2003年4月～09 年7月：1億 ^{ドル} 超	禁錮1年1 日、罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP 2013年2月22日
矢崎総業 Tsuneaki Hanamura EDMI 2:12-cr-20065	2012/1/30 2012/3/26	WH：2000年1月～10 年2月：2億5千万 ^{ドル} 超	禁錮2年 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP 2014年3月4日
矢崎総業 Ryoji Kawai EDMI 2:12-cr-20066	2012/3/26 同日	WH:00年1月～10年2 月：2億5千万 ^{ドル} 超	禁錮2年 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP 2014年3月4日
矢崎総業 Shigeru Ogawa EDMI 2:12-cr-20068	2012/3/26 同日	WH:2002/1～10/2 売上高：2億5千万 ^{ドル} 超	禁錮15か月 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP 2013年7月9日
矢崎総業 Toshio Sudo EDMI 2:12-cr-20548	2012/9/26 同日	計器パネル：2003年1 月～09年2月：7000万 ^{ドル}	禁錮14か月 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP 2013年11月18日
矢崎総業 Hisamitsu Takada EDMI 2:12-cr-20067	2012/1/27 2012/1/30	WH：2003年9月～10 年2月：1億 ^{ドル}	禁錮15か月 罰金2万 ^{ドル}	LOMPOC USP 2013年7月10日
矢崎総業	2012/6/7	WH：2000年1月～07	禁錮14か月	LOMPOC USP

¹⁹³ Medium セキュリティレベル

¹⁹⁴ Low セキュリティレベル

Kazuhiko Kashimoto EDMI 2:12-cr-20382	2012/9/26	年1月:2億5千万 ^{ドル} 超	罰金2万 ^{ドル}	2013年11月18日
デンソー Norihiro Imai EDMI 2:12-cr-20185	2012/5/15 2012/5/16	HCP:06年8月~09年 6月:1億 ^{ドル}	禁錮1年1日 罰金2万 ^{ドル}	TAFT CI 2013年11月21日
デンソー Makoto Hattori EDMI 2:12-cr-20271	2012/4/27 2012/6/27	HCP:2005年7月~08 年7月:1億 ^{ドル}	禁錮14か月 罰金2万 ^{ドル}	TAFT CI 2013年12月23日
デンソー Yuji Suzuki EDMI2:13-cr-20382	2013/5/22 2013/8/5	ECU:2005年8月~08 年12月とHCP:2005 年6月~08年12月	禁錮16か月 罰金2万 ^{ドル}	連邦刑務所以外
デンソー Hiroshi Watanabe EDMI2:13-cr-20381	2013/5/21 2013/8/5	HCP:2008年6月~10 年2月	禁錮15か月 罰金2万 ^{ドル}	連邦刑務所以外
YUSA ¹⁹⁵ Hiroshi Yoshida NDOH3:12-cr-00515	略式起訴状 2012/10/30	防振ゴム:2005年10 月~2011年6月:売上 高不明	禁錮:1年1日 罰金:2万 ^{ドル} ¹⁹⁶	LOMPOC USP 2013年12月7日
Autoliv Takayoshi Matsunaga EDMI2:13-cr-20523	略式起訴状 2013/7/16	シートベルト	禁錮:1年1日 罰金:2万 ^{ドル} ¹⁹⁷	不明
G.S. エレテック Shingo Okuda EDKY2:12-cr-00051	正式起訴状 2013/9/11	2003年1月~2010年2 月、トヨタ向けABS	正式起訴	
フジクラ Ryoji Fukudome EDMI2:13-cr-20689	正式起訴状 2013/9/19	2005年9月~2010年2 月、スバル向けWH	正式起訴	
フジクラ Toshihiko Nagashima EDMI2:13-cr-20689	正式起訴状 2013/9/19	2005年9月~2010年2 月、スバル向けWH	正式起訴	
パナソニック Shinichi Kotani EDMI2:13-cr-20700	正式起訴状 2013/9/24	2004年1月~2010年2 月、トヨタ向けスイッ チ類、ステアリングセン サー	正式起訴	
タカタ ¹⁹⁸ Gary Walker	略式起訴状 2013/9/26	2003年1月1日~2010 年2月、トヨタ、ホンダ、	禁錮:14か月 罰金:2万 ^{ドル}	不明

¹⁹⁵ 山下ゴムの米国子会社

¹⁹⁶ 2013年11月16日DOJ発表による。

¹⁹⁷ 2013年7月17日DOJ発表による。

¹⁹⁸ 略式起訴状記載の子会社住所より筆者推定

EDMI2:13-cr-20709		日産、富士重、マツダ向けシートベルト		
トーヨー ¹⁹⁹ Tetsuya Kunida NDOH3:13-cr-00438	略式起訴状 2013/9/26	2001年11月～2012年5月、トヨタ向け防振ゴム	禁錮:1年1日 罰金:2万ドル	不明

(2) 問題点

① 訴因と米国販売高

米国における本事件は、州際又は外国取引を制限する契約、トラスト又は共謀を違法とするシャーマン法1条違反事件である。前述の通り、2013年9月末現在、20社17名が有罪答弁を行い、すでに答弁合意書を締結し連邦地裁がこれに基づき判決を下している事案もある。それぞれの略式起訴状によれば、訴因として自動車部品に関する共謀が記載されているが、日本のように自動車メーカー別特定部品市場という捉え方はせず、むしろ部品ごとに共謀を捉え訴因としている。例えば古河電工であればWHについて受注調整することで取引制限の共謀を行ったことを訴因としており、また矢崎総業であればWH、計器パネル、燃料制御器について受注調整することで取引制限の共謀を行ったということで、訴因は3つである。自動車メーカー別に訴因を形成するのではなく、部品ごとに訴因を形成することで、市場を（罰金の基礎となる米国販売高を）大きくとらえている。

米国販売高については、①米国の部品子会社による現地生産品の販売高、②日本の部品親会社から米国への部品輸出高、及び③日本の部品親会社が日本の自動車メーカーに販売し米国輸出される自動車に組み込まれた部品の販売高を合算したものとしている。①及び②についてはシャーマン法1条が、③についてはシャーマン法6a条²⁰⁰が適用されるものとする。尚、③については日本でも課徴金算定対象になるため、課徴金と罰金の実質二重払いが生じる部分である。

② 量刑状況と刑務所

被告人17名の刑罰については、禁錮については1年1日²⁰¹から24か月まで様々であるが、罰金は押しなべて2万ドルである。DOJは、被告人については罰金を科すことよりも禁錮刑を命ずることに重点をおいている。

被告人らが収監された刑務所は、その殆どがLOMPOC刑務所²⁰²である。同刑務所は、ロサンゼルスからルート101を辿り西北西250kmのところであり、過去の様々なカルテル事件の答弁合意書からみると東洋系の被告人に人気が高い刑務所の1つである。この刑務所へ入所することを可能にするために、次の内容の最低監視刑務所、出頭入所条項が答弁合意書に規定されている。

¹⁹⁹ 略式起訴状記載の子会社住所より筆者推定。東洋ゴムも2013年9月27日付ニュースリリースで確認している。<http://www.toyo-rubber.co.jp/news/2013/130927.pdf>

²⁰⁰ Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1982 (FTAIA)、15USC § 6a

²⁰¹ 18 USC § 3559 felony (重罪) のクラスはA～Eの5段階で最も刑期の短いクラスEは1年超5年未満となっている。これ故最短で1年1日の刑期となっている。

²⁰² 3901 KLEIN BLVD. LOMPOC CA 93436

「合衆国は、被告人が裁判所に対して、矯正局による最低監視刑務所への入所手配を推奨するよう申立てることについて、そして指定日に自ら入所の為に出頭するよう刑罰言渡し後の保釈を申立てることについて何ら異議を唱えない。」

デンソー幹部2名が収監されている TAFT 刑務所²⁰³はロサンゼルスからルート5号を辿り北西 230km のところにあり、民営の最低監視刑務所である。

③移送条項

また殆どの被告人答弁合意書には次の内容の移送条項が規定されている。

「被告人が本合意書の定めを充足、履行した場合、DOJ 反トラスト局は、DOJ 刑事局執行部に対して、受刑者移送制度に基づき、被告人が日本への移送申請をすることに異議なきことを伝える。但し移送の決定は当該刑事局の裁量であり、反トラスト局の裁量ではないことを被告人は了解する。また受刑者移送については条約上外国政府の承認が必要なことも了解する。」

この狙いが何かについては不明である。マリンホース事件で英国人3名が米国で受刑せず英国で受刑した最大の理由は、英国では刑期が半分経過すれば仮釈放されることであったといわれる²⁰⁴。日本では有期刑はその刑期が3分の1以上経過すると行政官庁の処分により仮釈放することができることになっている²⁰⁵。日本での仮釈放で刑期の実質的短縮を狙うことは可能ではなかろうか。1985年7月1日に発効した「受刑者移送に関するストラスブルグ条約」については日米とも締約国である。同条約に基づき、米国では18USC § 4100(a)が、日本では「国際受刑者移送法²⁰⁶」、「国際受刑者移送法施行令²⁰⁷」「国際受刑者移送法施行規則²⁰⁸」と「国際受刑者移送法による東京地方裁判所の審査の手続きに関する規則²⁰⁹」がある。受入移送に関する判断は法務大臣が行うことになっている²¹⁰。

尚、国際受刑者移送については、栃木刑務所の英国人受刑者が英国へ移送される件²¹¹と米国刑務所の日本人受刑者が日本に移送される件²¹²、そしてイトマン事件及び石原産業事件の韓国籍受刑者が韓国に移送される件²¹³が報道されている。この韓国籍受刑者については、2013年9月30日に韓国で仮釈放されたと報道されている²¹⁴。

²⁰³ 1500 CADET ROAD TAFT CA 93268

²⁰⁴ 英国 Criminal Justice Act 244 条

²⁰⁵ 刑法 28 条。現実には刑期の三分の二が経過しないと仮釈放されない。

²⁰⁶ 平成 14 年法律第 66 号

²⁰⁷ 平成 14 年 11 月 27 日政令第 349 号

²⁰⁸ 平成 15 年 3 月 20 日法務省令第 15 号

²⁰⁹ 平成 15 年最高裁判所規則第 1 号

²¹⁰ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse29.html

²¹¹ 2004 年 4 月 2 日朝日夕刊

²¹² 2006 年 4 月 28 日日経夕刊 コカイン輸入により米国で服役していた 70 歳代男性。

²¹³ 2012 年 12 月 15 日日経朝刊。イトマン事件で特別背任罪により 2005 年に懲役 7 年 6 月、罰金 5 億円が確定、石原産業事件で詐欺罪などにより 2008 年に懲役 6 年が確定した。

²¹⁴ 2013 年 9 月 30 日日経夕刊によれば許永中受刑者がソウル市内の刑務所より仮釈放されたと伝えている。

④自発的な受刑

2001年ソルビン酸カルテル事件で被告会社ダイセルの答弁合意書では従業員4名がカーブアウト（刑事訴追可能性あり）とされていた。この4人のうち1名が自ら米国に赴き2004年9月8日に答弁合意書を締結し3か月服役したのち同年12月23日に釈放され復職した²¹⁵。因みにこの1名の答弁合意書にもカリフォルニア州 LOMPOC 刑務所が規定されていた。

さて、現在日本人17名が答弁合意書を締結して又はは締結予定で、すでに服役中の者もいるということには、どのような事情又は背景があるのだろうか。

DOJ が禁錮刑の実績を重視していることはすでに述べた。実績をあげるために、被告会社との答弁書締結交渉においてカーブアウトとなる役員・従業員を米国に赴かせ服役させるようプレッシャーをかけることはないであろうか。即ち被告会社はカーブアウトになった役員・従業員に対して刑期満了した場合には復職させる等の約束をして受刑を勧め、従業員は刑期満了後の勤務を希望し、DOJ はこうした被告会社対応を歓迎するという構図があるのではなかろうか。役員・従業員にとっては雇用保証、企業にとっては更生保護を含む法令遵守体制の実践、DOJ にとっては外国人実刑という点でそれぞれメリットを得ることができるということではなかろうか。刑事罰即解雇という対応をとってきたわが国企業一般の人事労務政策は、企業活動のグローバル化により多面的な法律の適用をうけることになったいまより柔軟な対応を迫られている。

カーブアウトとなって答弁書締結を選択しない約20名、そして正式起訴されている4名の処遇についても被告会社は頭を悩ませるはずである。何故ならばこれらの者については、米国が犯罪人引渡条約に基づき身柄引き渡しを要求する又は日本を出国すれば海外の空港での仮拘禁の可能性もある²¹⁶。

3. 欧州委の措置

(1) 概要

欧州委は、2010年2月24日、WHを含む自動車部品業者への立入検査を実施した²¹⁷。立入先には Leoni AG、Lear Automotive France、S-Y Systems²¹⁸等が含まれていた。2012年8月9日、欧州委は正式に WH に関する審査を開始した²¹⁹。そして2013年7月10日に、WHに関するカルテルがあったとして、総額€141,791,000の制裁金を矢崎総業、古河電工、SYS、及び Leoni に課した。住友電工はリニエンシー申請により制裁金100%免除を受けた。他の事業者も20~50%の減額措置を受けた。また略式手続申請を行いこれが認められたため、押しなべて10%の減額を得た。欧州委の決定文は公表されていない。

²¹⁵ http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2004/204910.pdf

²¹⁶ 木目田裕、平尾覚「国際カルテル事案における逃亡犯罪人引渡手続をめぐる問題点」公正取引 No.749、2013年3月

²¹⁷ MEMO/10/49

²¹⁸ コンチネンタルゴムと矢崎総業の合弁会社

²¹⁹ IP/12/894

【表 45：WH 事件欧州委決定】

違反事案	期間	住友電工	矢崎総業	古河電工	SYS	Leoni
トヨタ向 WH	2000/3/6～ 2009/8/5	参加	参加	参加	—	—
ホンダ向 WH	2001/3/5～ 2009/9/7	参加	参加	参加	—	—
日産向 WH	2006/9/14～ 2006/11/16	参加	参加	—	—	—
ルノー向 WH その 1	2004/9/28～ 2006/3/13	参加	—	—	参加	—
ルノー向 WH その 2	2009/5/5～ 2009/12/22	参加	—	—	参加	参加
制裁金 (€)		0	125,341,000	4,015,000	11,057,000	1,378,000

欧州委の WH に関する処分は上記の通りであるが、欧州委は 2011 年 6 月 9 日にシートベルト、エアバッグ、ハンドルの部品業者への立入検査をし²²⁰、同年 11 月 8 日に自動車用及び産業用ベアリング業者への立入検査を実施した²²¹。そして 2012 年 5 月 22 日に温度調節器等の部品業者への立入検査を実施した²²²。その後の成行は、2013 年 9 月末現在のところ不明である。

(2) 問題点

本事件に対する欧州委の措置は、部品別かつ自動車メーカー別のカルテル認定という点で公取委の措置に似ている。WH に関しては、略式手続が行われた為、審決取消訴訟が提起される可能性はほとんどなく、これで確定したとみても良いだろう。

シートベルト等、ベアリング、温度調節器等、まだ少なくとも 3 分野におけるカルテルへの措置が未定であるが、これらについても他の競争当局が措置を行っているので欧州委のみが審査打切を行うとは考えられず、近い将来何らかの措置が採られるものと思われる。

4. カナダ競争法委員会 (CBC) の措置

(1) 概要

本事件について、カナダ競争法委員会 (以下、CBC という) は、現在までに 3 件の措置を発表している²²³。

²²⁰ MEMO/11/395

²²¹ MEMO/11/766

²²² MEMO/12/563

²²³ <http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/eng/03555.html>
<http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/eng/03560.html>
<http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/eng/03583.html>

【表 46：自動車部品事件カナダ刑事事件】

事業者	年月日	違反内容	罰金 (C\$)
古河電工	2013年4月4日 オンタリオ州裁判所	2000年～10年、ホンダカナダに対する電子制御ボックス等の談合、取引額4,100万C\$	500万
矢崎総業	2013年4月18日 オンタリオ州裁判所	期間不明、ホンダカナダ、トヨタカナダに対するWHの談合、取引額2億6,000万C\$	3000万
ジェイテクト	2013年7月12日 ケベック州裁判所	2007～13年、トヨタカナダに対する車輪軸受けの談合、取引額不明	500万

(2) 問題点

CBC の処理は、DOJ に近く、部品別事件処理である。しかし、取引額の算定はカナダの自動車メーカーがカナダで自動車を生産組み立てる為に購入した部品の額と思われる。カナダに輸入された自動車に組込まれている部品については取引額に算入していない。

5. 豪州競争法委員会 (ACCC) の措置

(1) 概要

豪州競争法委員会 (ACCC) は、アデレードの連邦地裁において²²⁴、矢崎総業及びその豪州子会社 Australian Arrow Pty Ltd (以下、矢崎グループ) に対する民事訴訟を提起したことを発表した²²⁵。それによれば、矢崎グループは 2003 年から 2009 年後半まで競合他社とトヨタカムリ向け WH についてトヨタのコンペに対する受注調整を行った。ACCC によれば矢崎グループと競合他社との間に包括カルテル協定があり、それに基づき豪州子会社を通じて豪州トヨタの生産するカムリ用 WH の受注調整が行われたという。ACCC は豪州競争法 45 条及び 44 条 ZZRK 項により矢崎グループに民事制裁金、違反行為差止を求めている。

(2) 問題点

ACCC による訴訟提起であり、現在、結果が発表されていないので、問題点を指摘することは尚早であるが、矢崎グループと受注調整行為を行った競合他社は被告となっていないことから当該競合他社は ACCC にリニエンシー申請を行い認められた可能性があることのみ指摘しておく。

5. その他の競争当局の動き

韓国、シンガポール²²⁶の競争当局が自動車部品カルテル被疑事件を調査中との報道がある。

²²⁴ <https://www.comcourts.gov.au/file/Federal/P/SAD321/2012/actions>

²²⁵ 2012 年 12 月 13 日 ACCC メディアリリース

²²⁶ 2013 年 2 月 6 日、日本精工、不二越は現地子会社がシンガポール競争当局より調査を受けた旨発表した。

現在、当局からの発表はない。

6. まとめ

わが国では独占禁止法 6 条の影響もあってか、国内事業者と外国事業者とのカルテルを国際カルテルと呼んできたようである。カルテル行為がわが国のみで行われても（そして効果が国内に止まっても）外国事業者が含まれていれば国際カルテルと呼ばれたのである。しかしこうした考え方は改めるべきであろう。本事件は、国内事業者のみのカルテル行為であれ、複数国で行われれば勿論のこと、複数国で行われなくともカルテルの効果が複数国に及べば国際カルテルとして捕捉されることを如実に示している。また本事件は、国際事業展開を行う企業はもちろんのこと主に国内事業活動のみの企業であれ国際カルテルに対する一層のリスク管理が必須となることを知らしめるものである。一方、公取委にとっても外国事業者のみの外国でのカルテル行為であれ、その効果がわが国に及ぶものについては外国事業者をきちんと捕捉ができるようにしなければならない。これを効果主義とよぶのであれば、本事件は解釈に頼ることなく効果主義による独占禁止法の域外適用についての立法化を急ぐべきであることを再確認させる事件であったと思われる。

第 6 節 小括

マリンホース事件（2008 年）から自動車部品事件（2010～13 年）まで 5 件の国際カルテル事件に対する公取委の措置をみてきたが、その措置の背景を考えてみたい。

第 1 章の小括で述べた通り、黒鉛電極事件、ビタミン事件を契機にリニエンシー制度導入を目指した公取委は 2006 年 1 月からリニエンシー制度を独禁法の法制度として導入した。以後、国際カルテル事件の捕捉に向けて、外国当局との同時立入検査実施など情報交換も含め協力体制も築きあげてきている。第 2 章で取り上げた国際カルテル事件 5 件はすべてリニエンシー制度の利用があった。

一方、第 1 章の 5 つの事件では目立たなかったカルテル対象市場の捉え方、カルテル対象製品の捉え方の外国当局との違いが、マリンホース事件から自動車部品事件にいたる 5 件では顕著である。国別に市場も違えば、製品も違うと言えればそれまでであるが、市場の捉え方、製品の捉え方が特異な色彩を帯びているのは何が原因なのであろうか。リニエンシー制度の内容が外国のそれと異なるのであろうか。それとも依拠すべき独禁法 3 条が外国競争法のカルテル規制と殊更に異なった性格をもつものなのであろうか。又は別の理由があるのであろうか。

（1）独禁法第 3 条の適用

マリンホース事件以後の国際カルテル事件にはすべて独禁法 3 条違反として処理されている。外国事業者も含め独禁法 3 条を適用している事件は、マリンホース事件とブラウン管事件である。第 6 条と第 3 条との相違点は、国際的協定・契約の存在という要件である。第 3 条は「事業者は私的独占又は不当な取引制限をしてはならない」と規定し、第 6 条は「事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない」と規定していることから、第 6 条を適用する場合に

は、国際的協定・契約の締結又は存在が不可欠である。一般的に国際的協定・契約とは当事者に外国事業者が含まれる協定・契約である。ところが第3条には国際的協定・契約の存在という要件がない。従って、国内事業者にも外国事業者にも適用できるという普遍性がある。また第3条は協定・契約の締結又は存在という明示の合意を要件とせず、暗黙の合意で足りるとされている²²⁷。従って、合意という点については第6条に比べ第3条の方が立証という点でも公取委の負担が少ないと思われる。今後も国際カルテル事件については第6条の適用ではなく、第3条が適用されるものとする。

第3条の適用については、一定の取引分野の画定という問題が常にある、取引分野を狭くとれば事件処理は容易となるが、先に述べた液晶パネル事件の如くカルテル事件の本質又は全体像を見失うおそれがある。また先に述べた自動車部品事件の如くリニエンシー制度が各々の取引分野ごとに使えるためリニエンシーを受ける事業者の数が増加するという効果がある。

(2) 域外適用問題

次に独禁法第3条は、外国における外国事業者の行為にも適用できるのかという問題がある。マリンホース事件については、外国事業者が、書類送達受領を含めて公取委の措置に自発的に応じたため、域外適用の問題が発生しなかった。

民事訴訟法11条に应诉管轄の規定があるが、これをなぞって、外国事業者が公取委に対して管轄違い又は管轄がないという抗弁をしないで、調査に応じたのであるから、公取委は当該外国事業者に対して管轄権を有するという理屈が考えられる。

ブラウン管事件においては、例えばサムスンが審査段階では代理人を選任して公取委と交信をしたが、排除措置命令、課徴金納付命令の事前通知の後、代理人を解任した。これについては、サムスンは代理人を選任して公取委に委任状を提出する際に留保条項を入れたものと思われる。すなわち「サムスンは公取委がサムスンに対する管轄権を有すると認めていないが、その調査に協力する目的に限定して代理人を選任する。これはサムスンの任意でいつでも取消すことが可能であり、サムスンはその取消について一切債務を負わない。」といった留保条項が付いていたと思われる。排除措置命令、課徴金納付命令案がサムスンにとって受け容れ難いものであったのでサムスンは代理人選任届を取消したのである。その後公取委は、公示送達により排除措置命令及び課徴金納付命令をサムスンに送達した。サムスンは、不当な排除措置命令及び課徴金納付命令を無効にするためにこれら命令に対する審判開始請求を行った。そしてサムスンはこうした公取委への審判請求が上記の应诉管轄となることを防ぐ為に、そして審判開始請求の行為自体がサムスンに対する公取委の管轄を認めるものではないことを明らかにする為に、請求行為に一定の留保条件をつけて行ったと推測する。つまり限定应诉のような理屈をつけたものと思われる。

またLGに関しては代理人を選任していない模様である。従って、LGについては、事実上、独禁法が適用できない事態が生じている。

独禁法の域外適用とは、事業者が外国で行った行為が日本市場に影響を及ぼす場合に

²²⁷ 東芝ケミカル事件、東京高判平7・9・25

独禁法を適用することである²²⁸。公取委にとって域外適用を可能とすることが国際カルテルを捕捉する上で克服すべき大きな課題の1つとなっている。

(3) 減免制度

2005年改正により、2006年1月4日からカルテルに関する課徴金減免制度（リニエンシー制度とも呼ばれている）が実施された。第2章にのべた国際カルテル事件については、すべての事件でこの減免制度が利用され、公取委の審査活動に役立ったと思われる。当初の減免制度は適用範囲を1番目申請100%免除、2番目申請50%免除、3番目申請30%免除と3番目の申請者までに限定していた。しかし2009年改正により、2010年1月1日からは1番目申請100%、2番申請50%、3～5番目申請30%免除と5番目の申請者までに適用範囲が拡大された。こうし適用範囲の拡大により、減免制度はより一層活用されるようになり、国際カルテル事件の処理に役だっている。日本の減免制度の問題点は、立入検査開始前であれば100%免除或いは50%免除が得られないという点にある。すなわち公取委の立入検査により減免率が左右される。先に述べた自動車部品事件における立入検査日の違いによる減免率の相違という問題が生じることになる。リニエンシー制度における立入検査日基準は、独禁法の見直し課題の1つである。

(4) 当局間の協力

本章で取り上げた国際カルテルは、いずれも当局間の相互連絡により同時立入が行われた事件である。こうした当局間の捜査協力には良い点と悪い点がある。良い点としては、事件が総合的に俯瞰できるということであり、事実関係についても総合的に把握できることである。悪い点としては、当局間の調整に手間取ると立件までに時間を要することになるということである。例えばマリンホース事件ではYRCは減免申請を遅くとも2006年7月頃までにはおこなったが、米当局は2007年4月末に行われるテキサス州ヒューストンでのトレードショーでの逮捕を意図して、YRCを使ったおとり捜査を行った。従ってマリンホース事件は、単純な市場分割事件でありながら、リニエンシー申請から約1年を経て事件化された。

行政事件には、おとり捜査は無縁のものである。従って公取委を含めてカルテルに対して行政処分を行う機関は、おとり捜査期間の売上高を、制裁金、課徴金の算定基礎から除くというような措置が必要ではなかろうか。

また2009年改正で追加され、2009年7月10日から施行された²²⁹独禁法43条の2の趣旨は、国際カルテル等の審査をより円滑にするため競争当局間の情報交換を推進するため

²²⁸ 松下満雄・渡邊泰秀編「アメリカ独占禁止法[第2版]」P.307（東京大学出版会、2012年12月）によれば、「域外適用というのは、外国で行われた行為に対しても、それがアメリカ国内に影響を及ぼす場合にはアメリカの国内法である反トラスト法を適用することである。すなわち、域外で行われた行為に対してもアメリカ法を適用し、アメリカの裁判所がこれについて法的判断を下すための管轄権を行使するということである」と記載している。

²²⁹ 平成21年6月10日法律第51号付則1条但書。公布日（平成21年6月10日）から起算して1か月を経過した日（平成21年7月10日）から施行となる。

ということであろう。しかし事業者は常に注意を払う必要が出てきた。すなわち、独禁法 43 条により事業者の秘密は公表されないことになっているが、43 条の 2 により事業者の秘密は外国競争当局に提供される可能性があるということである。更に注意すべきは、減免申請により事業者が提出する情報も独禁法 43 条の 2 により外国競争当局に提供される可能性があるということである。

上記の問題を含みつつ、公取委は今後とも独禁法を用いて国際カルテル事件を捕捉していくわけであるが、わが国にもリニエンシー制度が導入された現在、不足するツールは何であろうか。それを解明して、導入しなければ国際カルテル事件のより適切な又は外国当局と比肩しうる措置は確保できなのではなかろうか。

第3章 マリンホース事件の全容

第2章で取り上げた国際カルテル事件は未だにいずれかの国における行政、民事、刑事のいずれかの点でまたは競争当局の措置の点においても現在進行形のものであるが、ほぼ解決済みとおもわれるマリンホース事件について外国競争当局とりわけ DOJ と欧州委の措置について詳しくみることにする。

第1節 米国司法省 (DOJ) とマリンホース事件

第1款. 不正請求防止法訴訟と防舷材等カルテル事件

おとり捜査により 2007 年 5 月各社幹部が米国で逮捕されたことで世間の耳目を集めたマリンホース事件について、同年 7 月 5 日付朝日新聞朝刊は、『司法省は 06 年秋、横浜ゴムが船舶用ゴム製品の販売エージェントとして雇っていた米国人を別のカルテル容疑で逮捕。同社が関与したとする供述を引き出し、同社に対し、「マリンホースでもカルテルがあるようだ。協力してくれるなら本件の訴追を見送ってもいい」などとリエンシー申請を持ちかけたという。』と報じている。別件カルテル事件を不問に付すことを餌に DOJ が横浜ゴムにマリンホース事件のリエンシー申請を勧め、おとり捜査協力を要請し、同社もこれに応じたということであろうか²³⁰。真偽のほどは不明であるが、まずは別件カルテル事件の端緒から始める。

1. 不正請求防止法

(1) 法の概要

False Claims Act(31U.S.C. § 3729~3733)は、不正請求法²³¹とも虚偽請求法²³²とも訳されているが、ここでは、同法の目的を鑑み、不正請求防止法と呼ぶことにする²³³。

同法は、米国連邦政府に対する不正請求を防止するために、不正請求により利得を得た者に対して、請求 1 件について 5,000~10,000 ドル及び連邦政府損害額の 3 倍の民事罰(civil penalty)を課すという制裁制度を定めるとともに、私人が連邦政府の名において民事訴訟を提起することを認め、当該訴訟に連邦政府が介入して勝訴した場合、当該私人は損害回復額の 15~25%相当の金額を連邦政府から受領することができ、また連邦政府が介入せずに勝訴した場合には、当該私人は損害回復額の 25~30%相当の金額を連邦政府から受領することができるという告発制度を定めている²³⁴。Whistle Bowler's Suit とか告発訴訟

²³⁰ 村山治著「市場検察」P.394~396、(文芸春秋、2008年4月)

²³¹ 碓井光明「私人による政府の賠償請求権の実現 - アメリカ合衆国不正請求法による Qui Tam 訴訟の検討」、自治研究第 75 卷 3 号、4 号、6 号、第一法規

²³² 栗田誠「実務研究競争法」P.37、(商事法務、2004年3月)

²³³ ジョン・グリシャム「パートナー」(白石朗訳、新潮文庫上 P.309、2000年11月)の第 19 話に「不正請求取締法は、密告奨励法の別名どおり、政府関係の事業の下請企業による過大請求のことを知っている人間にむかって、前に出てくることを呼びかけるものである。」とある。

²³⁴ 不正請求防止法 3730 条、尚、不正請求防止法の起源は 1863 年でリンカーン大統領の政権下である。

という表現があるが、それは不正請求防止法での告発制度に基づく民事訴訟を指すことが多い²³⁵。米国各州も不正請求防止法と同様の内容を持つ州法を定めている。

(2) 防舷材・プラスチック杭に関する不正請求防止法訴訟

2005年5月9日、Douglas Farrow氏(以下、Farrowという)は、自らが関係人として連邦政府を原告²³⁶とする不正請求防止法に基づく民事訴訟を、カリフォルニア州中部地区連邦地裁に提起した²³⁷。同年8月17日に提出された第1修正訴状によれば、連邦政府は、①船舶が接岸する際に接岸施設²³⁸との緩衝材になるマリフエンダー(以下、防舷材という)に係る受注調整カルテル、②棧橋の橋桁等に使われるプラスチック杭(以下、P杭という)に係る受注調整カルテル、そして③企業の事業規模についての虚偽申告により損害を蒙っており、被告19名(法人12名、自然人7名)に対して、連邦政府の為に、損害賠償請求を行うというものである。

関係人Farrowは、2004年4月からカリフォルニア州の防舷材メーカーであるUrethane Products Corporation(以下、UPCという)の取締役であり、同社業務に関連して不正請求を知り、同社元社長をも被告に含めて本件訴訟を提起した。その後関係人Farrowは、2006年6月14日に提出した第3修正訴状に、防舷材受注調整カルテルに関与したとして横浜ゴムその他を被告に加え、同訴状の被告は24名となった。また2007年8月21日に提出された第4修正訴状にはマリホース事件も対象に加え、更に2009年1月16日に提出した第5修正訴状には、マリホース事件関係者も被告に追加したため被告は最終的に42名となった。

本件訴訟は、その性質が告発であるため、裁判書類は訴訟提起からすべて非公開とされていたが、2009年12月に原告である連邦政府と被告3名との間で10万ドルの和解が成立し、2010年2月には更に15名の被告との間でも約1,540万ドルの和解が成立したため、同年同月以降に公開された²³⁹。尚、関係人Farrowは連邦政府が得た和解金約1,550万ドルの15~25%に相当する233~388万ドルを得ることになる。

結局18名の被告との和解が成立したため、連邦政府はその他の残った24名の被告との

²³⁵ 日本電気インフォメーションテクノロジー(株)ほか1名に対する件(1991年05月08日の課徴金納付命令、平成3年(納)第30号)に関連する不正請求防止法事件として、U.S. EX REL. WILLIAMS v. NEC CORP.931 F.2d 1493がある。この事件では米国空軍に勤務する者が職務遂行過程で知ったNEC他の談合について不正請求防止法訴訟が提起できるか否かが争われた事件で、1991年5月29日、第11巡回区控訴裁判所は政府職員であっても同訴訟を提起できると判断した。

²³⁶ Black's Law Dictionary (abridged seventh edition)によれば、ラテン語の *ex relatione* が略されて *ex rel.* として使用されるが、そもそもは *on the relation or information of* のことであり、事案に利害関係をもつ私人の申立に基づき政府により訴訟が提起される場合には *A suit ex rel.* ということになる。そしてこの場合の私人を *relator* という。

²³⁷ CDCA 5:05-cv-00381 The United States of America ex rel. Douglas Farrow v. Trelleborg, AB et al.

²³⁸ 岸壁・物揚場、棧橋、浮棧橋など

²³⁹ <http://www.justice.gov/usao/cac/Pressroom/pr2010/037.html>

争い行う実質的な利益が無くなったとして訴えの取下げを申立てた。

2012年9月27日、連邦地裁は Farrow に関しては残った被告について再訴不能の訴え却下²⁴⁰を認め、連邦政府に関しては再訴可能の訴え却下²⁴¹を認めて、本訴訟は提起から7年を経て終了した。

【表 47：不正請求防止法訴訟】

被告	和解年月日	和解内容	和解金(\$)
Gerald Thermos	2009年12月	不明	纏めて 10万
Larry Lizotte	2009年12月	不明	
Marine Fender International (MFI)	2009年12月	不明	
Trelleborg Engineered Products Inc. (TEP) 含親会社関連会社	2010年2月	2000年6月から2005年8月までの防舷材ほか海洋商品の受注調整で連邦政府に損害を与えた	1400万
Frank March 及び Seaward Holdings, Inc.(SHI)、Seaward International, Inc.(SII)	2010年2月	FM氏はSHIとSIIの実質所有者で、2002年にSIIをトレルボルクに売却したが、海洋商品に関して同社と共謀し連邦政府に損害を与えた	100万
ブリヂストン (含子会社)	2010年2月	違法行為を認めず	178,108
横浜ゴム (含子会社)	2010年2月	違法行為を認めず	173,410
ダンロップ (含親会社関連会社)	2010年2月	違法行為を認めず	97,210
合計			15,548,728

2. 防舷材、係留ブイ、プラスチック杭のカルテルに対する刑事訴追

関係人 Farrow が申立てた不正請求防止法の民事訴訟を端緒として、DOJ は防舷材、係留ブイ、P 杭、そしてマリンホース等に関する刑事捜査を開始した。

まず2007年2月21日、DOJ は、(1) 2000年6月から2005年8月までの間、防舷材及び港湾内に船舶を係留させる係留ブイ²⁴²に関して、(2) 2000年12月から2003年5月までの間、P 杭に関して、顧客分割と受注調整カルテルがあったこと、更に(3) P 杭に関して、ニューヨーク市第 86 埠頭改修工事に絡み代理店口銭を通じてニューヨーク市職員に対する賄賂の共謀があったことについて、SII の社長 Robert Taylor が有罪答弁を行ったことを明らかにした。また同日、DOJ は、Robert Taylor と防舷材と係留ブイに関する共謀を行った UPC の元社長でマリンフェンダーインターナショナル社 (MFI) の社

²⁴⁰ Dismissal with prejudice

²⁴¹ Dismissal without prejudice

²⁴² 係船浮標ともいう。そもそも浮標 (ブイ) には航路標識として用いられる標識浮標と船舶を係留するために用いられる係留浮標がある。池田宗雄著「港湾知識の ABC (10 訂版)」P.136~138、成山堂書店 2010 年 4 月。

長である Gerald Thermos²⁴³が、2006年9月に有罪答弁を行っていたことも明らかにした。

防舷材、係留ブイ、P 杭などはいずれも海洋商品とよばれ、需要者は米国国防省、各地港湾局そして港湾施設工事業者である。これら海洋商品のうち、米国国防省、港湾当局及び港湾設備業者に対する防舷材と係留ブイの納入について受注調整カルテルが行われ、そしてニューヨークの第 86 埠頭改修工事に関連して贈収賄が行われた。当局による刑事訴追は、概略次の通りである。

【表 48：防舷材等カルテル米国刑事事件】

被告人/被告会社 事件番号	答弁合意書 締結/届出日	訴因：対象商品/対象期間等	刑罰
Gerald Thermos EDVA 2:06-cr-91、	2006/6/8 2006/9/15	①防舷材/係留ブイ：2000/6～2005/8	罰金 5 万 ^{ドル} 禁錮 4 か月
Robert B. Taylor ²⁴⁴ EDVA2:07-cr-35	2007/2/14 2007/5/10	①防舷材/係留ブイ：2000/6～2005/8 ②P 杭：2000/12～2003/5 ③賄賂：2000/1～2002/12	罰金 10 万 ^{ドル} 禁錮：30 か月
Donald L. Murray ²⁴⁵ EDVA 2:07-cr-117、	2007/9/5 2007/9/11	①防舷材/係留ブイ：2002/12～2004/1 ②横領：2003/9～2006/夏 22 万ドル超	罰金：7 万 5 千 ^{ドル} 禁錮：18 か月
William A. Potts ²⁴⁶ EDVA 2:07-cr-154、	2007/8/3 2007/9/24	①P 杭：2000/12～2003/5	罰金：6 万 ^{ドル} 禁錮：6 か月
Charles Kriss ²⁴⁷ EDNY 08-cr-380.	2008/6/20 ²⁴⁸	①収賄：1999～2003	没収：36,380 ^{ドル} 禁錮：1 年 1 日
American Composite Timbers, Inc. ²⁴⁹ EDNY 08-cr-714、	略式起訴状 2008/10/23	①贈賄：1999～2003/2	没収：48,894.28 ^{ドル}
Andrew Barmakian ²⁵⁰ EDVA2:08-cr-197	2008/12/19	①P 杭：2000/12～2003/5	罰金：7 万 5 千 ^{ドル} 禁錮：1 日、 保護観察:10 か月
Frank A. March ²⁵¹	2009/5/18	①防舷材/係留ブイ：2001/6～2002/12	罰金：10 万 ^{ドル}

²⁴³ 2004 年 4 月 28 日まで Urethane Products Corporation(“UPC”)の社長、その後 Marine Fenders International, Inc.(“MFI”)の社長を務めた。

<http://urethaneproducts.com/index.htm>

<http://www.marinefendersintl.com/index.html>

²⁴⁴ バージニア州 Clearbrook 市の SII の社長。当該会社は 2002 年 12 月にスウェーデンのトレルボルグ社が買収し、社名を Trelleborg Engineered Products, Inc.とした。更にその後、Virginia Harbour Services, Inc.に社名を変更した。

²⁴⁵ R T 氏と同じ会社で財務役員を務めた。

²⁴⁶ R T 氏と同じ会社で副社長を務めた。

²⁴⁷ ニューヨーク市職員

²⁴⁸ DOJ 発表

²⁴⁹ バージニア州 Clearbrook 市の会社の代理店

²⁵⁰ カリフォルニア州ロサンゼルス市の Plastic Pilings, Inc.(“PPI”)の社長を務めた。

EDVA2:09-cr-76、	2009/6/30		禁錮：18 か月
Virginia Harbour Services, Inc. EDVA2:09-cr-54、	2009/4/20 2009/6/15	①防舷材/係留ブイ：2002/12～2005/8 ②P 杭：2002/12～2003/5	罰金：750 万 ^{ドル}

3. まとめ

上記 1 及び 2 を纏めると、カリフォルニア州の防舷材メーカーである Urethane Products Corporation(“UPC”)の取締役であり、同社業務に関連して不正を知った Farrow は、関係人として不正請求防止法訴訟を提起した。そして 2006 年 6 月 14 日付第 3 修正訴状で横浜ゴムの防舷材、P 杭などの海洋商品に関するカルテル行為、不正請求を追加した。同訴訟に関連して刑事訴追を開始した DOJ は、防舷材及び P 杭に関して横浜ゴムを調査する過程において²⁵²、マリンホースに関するカルテル行為を知ることとなったのではないかと推測する。朝日新聞の報道等によれば、DOJ は横浜ゴムに対して当該海洋商品に関する不正行為の可能性については不問とするが、マリンホースの不正行為に関する自首と捜査強力を求め、横浜ゴムはこれに応じたということであるが、この真偽については確認することができなかった。横浜ゴムの DOJ に対するマリンホースに関するリニエンシー申請は、不正請求防止法訴訟において横浜ゴムが被告に追加された第 3 修正訴状の日付から 2006 年 6 月以降であろうと推測できる。

よって、マリンホース事件の直接の端緒は、横浜ゴムのリニエンシー申請であるが、そのリニエンシー申請は、防舷材等の海洋商品に関する不正請求防止法訴訟が引き金となった可能性がある。すなわち関係人 Farrow の防舷材に関する内部告発から、防舷材等のカルテルの刑事訴追となり、横浜ゴムによるマリンホースのリニエンシー申請が行われ、それがマリンホースカルテル事件の刑事訴追につながるのである。

第 2 款 マリンホースカルテル

2007 年 5 月、マリンホースメーカー幹部 7 名及びコンサルタント 1 名の逮捕で始まったマリンホース事件に関する DOJ の刑事訴追は、被告会社 5 社（ダンロップ、トレルボルグ、パーカー-ITR、マヌーリ、ブリヂストン）との答弁合意書締結で終了している。一方、被告人については 8 名との答弁合意書締結、2 名が無罪評決、1 名が逃亡中で、これも概ね終了している。まずは刑事告発状から見ていくことにする。

1. 刑事告発状

逮捕状請求の為に、2 つの告発状²⁵³がフロリダ州南部地区連邦地裁の治安判事に提出さ

²⁵¹ バージニア州 Clearbrook 市の会社の CEO。

²⁵² 不正請求防止法訴訟の第 1 修正訴状の被告 19 名のうち Waterman Supply Co. Ltd. の HP には横浜ゴムの防舷材の写真が掲載されている。

http://www.watermansupply.com/index.php?option=com_k2&view=item&id=91:pneumatic-fenders-sizes-and-performances&Itemid=119

²⁵³

れたが、そのいずれにも国防省刑事捜査局（DCIS）の特別捜査員であるトーマス E. エリソンによる宣誓供述書が添付されているので、その骨子を紹介する。

(1) 2007年4月24日付告発状（事件番号07-6177）に添付された宣誓供述書

【要点2：宣誓供述書1】

- [1]私は、1988年以來、DCISの特別捜査員である。ジョージア州グリーンコにある法執行訓練センターで刑事捜査、詐欺、マネーロンダリング、金融、そして訊問などの訓練を積んできた。
- [2]現在は、マリンホース製造販売業者による価格協定、受注調整、市場分割に関して大陪審が命じて、DCISと海軍刑事捜査部（NCIS）が行っている捜査の事件担当者である。
- [3]この宣誓供述書は、英国人 Peter Whittle, David Brammar, Bryan Allison 及びフランス人 Jacques Cognard に対する告発状及び逮捕状の為に提出する。告発状は被疑者によるマリンホースに関するシャーマン法1条違反行為を記載している。
- [4]この宣誓供述書は、告発状及び逮捕状請求のために相当な理由があることを証明するために作成した。従って、私又は合衆国が知り得たすべての情報が記載されているものではない。また、すべてを記載した逐語的な説明陳述ではない。
- [5]DOJ、DCIS、NCISは、マリンホースメーカー6社及びカルテルのコーディネーターを務めたコンサルタントによる受注調整、価格協定、市場分割の捜査をしている。マリンホースとはタンカーと備蓄施設又はブイとの間で石油を送るためのゴムホースである。このホースは直径が6～24インチで、水上で使う浮遊タイプと水面下で使う潜水タイプの2種類がある。石油掘削会社及びメジャー石油会社であるシェル、エクソン、シェブロンなどがマリンホースを購入するし、軍事基地での使用のため国防省もマリンホースを購入する。
- [6]マリンホースの製造販売業者及びコンサルタントは遅くとも1999年から2006年までフロリダ州南部地区にあるプロワード及びモンロー郡及び米国内でマリンホースの受注調整、価格協定、市場分割を行った。
- [7]1999年から2006年までマリンホース及び付属部品の製造販売そしてその支払いが州際又は外国通商として行われた。そして州際又は外国通商に影響を与えた。
- [8]外国のマリンホースメーカーが、合衆国に対して受注調整、価格協定、市場分割に関与したことを認めた。この会社（以下、協力会社という）は捜査協力を約束し、反トラスト局と協力契約を交渉中である。もし協力会社が協力契約を締結し、その条件を遵守すれば、反トラスト局は協力会社及びその協力した従業員をマリンホースカルテルによって刑事訴追することはない。但し、損害賠償義務は免れない。
- [9]協力会社は反トラスト局にカルテルに関する膨大な書類を提出した。そうした記録によれば、1999年から2006年までの間、本カルテルは、米国の案件そしてトルコ、日本の米軍基地の案件も含め全世界のマリンホース案件について受注調整、価格協定、シェア割りを

<http://www.justice.gov/atr/cases/f223000/223056.pdf#search='criminal+complaint+unit+ed+states+vs+peter+whittle'>

<http://www.justice.gov/atr/cases/f223000/223057.pdf>

行った。

- [10]DCIS は協力会社の 2 人の秘密協力者（以下、CS1 と CS2 という）を含め、同社の幹部から事情聴取を行った。CS1 は長年協力会社でカルテル窓口を担当していた。CS1,CS2 その他幹部らは 1999 年から 2006 年まで協力会社がカルテルに関与したことを認めた。CS1 と CS2 は米国を含め、マリンホース輸出を担当していた。彼らはマリンホースの価格権限をもち、入札価格の検討と値札を入れることを行った。私は彼らが提供した情報と捜査により得られた書類との突合せを行い、彼らが信頼に足る証人であると判断した。
- [11]CS1 と CS2 は、共謀に関与したのは協力会社とその他マリンホースメーカー 5 社であるといった。英国のダンロップ社、フランスのトレルボルグ社を含む 5 社である。3 番目のマリンホースメーカーはフロリダ州ブロード郡に所在する。同社従業員でカルテルに参加した者の数名はフロリダ州南部地区に居住している。
- [12]CS1 と CS2 によれば、違法な計画を実行するためにカルテル参加者は Peter Whittle に金を払い調整を行わせた。CS2 によれば、Peter Whittle は 1999 年以来カルテルメンバーであったダンロップ社の元幹部で、英国に PW Consulting (Oil & Marine) Limited (以下、PWC という) という会社を所有していた。CS1 と CS2 によれば、将来のマリンホース案件情報を各マリンホースメーカーが Whittle に提供することも合意の一部であった。Whittle は予め定められた規則に従い、誰がどの案件を取るのかを決めた。Whittle は案件をとるメーカーをチャンピオンと言っていた。Whittle はチャンピオンを決めることで各マリンホースメーカーの市場シェアを維持しようとした。チャンピオンを決めると、Whittle はだれがいくらぐらいで入札をするか入札価格を計算した。
- [13]CS1 によれば、Whittle はカルテルメンバーに定期的に過去、現在、将来の案件の割振りについて報告書を送付していた。協力会社は Whittle の役割と符合する多くの書類を提出している。これらメールとかファックスをみると、Whittle が案件について指示をするとか案件割振りについて定期報告をするなど確認できる。
- [14]PWC は製造販売に従事していないが、2001 年から 2004 年までの間協力会社を含めたカルテルメンバーは、1 社 1 年 5 万ドル、合計 30 万ドルを Whittle に支払っていた。協力会社提出の書類によれば 2001 年 10 月から 2004 年 4 月までの間に 14 万ドルの支払いがあった。
- [15]CS1 と CS2 によれば、ダンロップ社は 1999 年以来カルテルメンバーであり、同社の David Brammar と Bryan Allison はマリンホース販売に関わっている共謀メンバーである。
- [16]CS1 によれば Brammar は 2000 年のバンコック会議から出席している。また 2001 年 6 月のフロリダ州南部地区の会議、2002 年 7 月のロンドン会議にも出席している。
- [17]Bryan Allison はダンロップ社のマリンホース事業の Managing Director であり、CS1 によれば Brammar の上司にあたる。Allison は 2002 年ロンドン会議には出席している。
- [18]CS2 によれば、トレルボルグ社は 1999 年以来カルテルメンバーであり、同社の Jacques Cognard は販売課長として 1999 年以来共謀メンバーである。1999 年のロンドン会議、2000 年のバンコック会議、2001 年のフロリダ州南部地区会議、2002 年 7 月のロンドン会議にも出席している。
- [19]1999 年から 2002 年まで少なくとも 4 回の全体会議が行われている。その議題と議事録がある。
- [20]1999 年ロンドン会議では基本ルールが定められ、2000 年バンコック会議には価格表の合

意が成立した。

- [21]2000年バンコック会議ではシェア割り合意も成立した。
- [22]2002年ロンドン会議ではシェア割り合意を確認した。
- [23]カルテルメンバーは互いの交信を発見されても誤魔化せるよう暗号をつかった。ダンロップ社は B1, トレルボルグ社は B2 であり、カルテルは「クラブ」とか「マリンホース技術委員会」と呼びその存在を隠すようにした。
- [24]公表資料によれば、Brammar と Allison はそれぞれ 2006 年、2007 年までダンロップ社での職位を保持していた。また Cognard は 2007 年までトレルボルグ社で職位を保持していた。
- [25]上記の事実から、Whittle, Brammar, Allison そして Cognard が 1999 年から 2006 年までフロリダ州南部地区ブロワード郡、モンロー郡を含む各地で、米国におけるマリンホースの州際及び外国通商における取引制限となるカルテル行為を行い、シャーマン法に違反したという相当な理由を示せたと信ずる。
- [26]合衆国は搜索状を請求しているがこれは被疑者ら及びそのホテルを捜査して証拠を押収するためのものである。彼らはテキサス州ヒューストンで行われるオフショア技術会合（以下、OTC という）の為にやってくるはずである。OTC は毎年開催されるが今年は 4 月 30 日から 5 月 3 日までの開催予定である。被疑者らは 2001 年から 2006 年まで毎年 OTC に参加している。私は Whittle と他のメンバーとのメール交信を読み、Whittle が OTC という機会をとらえマリンホースについての話をしようとしていることが判った。特に引き合い価格についての考え方について打合せをしようとしている。
- [27]DCIS は、被疑者らが OTC の期間中ヒューストンのホテルに宿泊することをつかんでいる。
- [28]合衆国は被疑者らを逮捕する予定である。逮捕状と搜索状の同時交付を請求する。合衆国は他の政府当局と同時立入を調整中である。時差の関係で、米国中央時間の午前 5 時までには搜索を行わなければならない。海外で立入が行われれば、海外から被疑者らに連絡が入り、被疑者らが逃亡したり、証拠等を隠滅するおそれがある。従ってこうした事情を勘案したうえで、中央時間の午前 5 時までには逮捕状の発給を請求する。

特別捜査官：トーマス H. エリオン

2007 年 4 月 24 日

合衆国治安判事 ピータ R. パレモ

(2) 2007 年 5 月 1 日付告発状 (事件番号 07 - 2553) に添付された宣誓供述書

【要点 3 : 宣誓供述書 2】

- [1]私は、1988 年以來、DCIS の特別捜査員である。ジョージア州グリーンコにある法執行訓練センターで刑事捜査、詐欺、マネーロンダリング、金融、そして訊問などの訓練を積んできた。
- [2]現在、マリンホース製造販売業者による価格協定、受注調整、市場分割に関する大陪審が命じ、DCIS と海軍刑事捜査部 (NCIS) が行う捜査の事件担当者である。
- [3]この宣誓供述書は、フランス人 Christian Caleca、日本人 Misao Hioki、イタリア人 Vanni

- Scodeggio、及び Francesco Scaglia に対する告発状及び逮捕状の為に提出する。告発状は被疑者によるマリンホースに関するシャーマン法 1 条違反行為を記載している。
- [4]この宣誓供述書は、告発状及び逮捕状請求のために相当な理由があることを証明するために作成した。従って、私又は合衆国が知り得たすべての情報が記載されているものではない。従って、すべてを記載した逐語的な説明陳述ではない
- [5]DOJ、DCIS、NCIS は、マリンホースメーカー 6 社及びカルテルのコーディネーターを務めたコンサルタントによる受注調整、価格協定、分割の捜査をしている。被疑者の Caleca、Hioki、Scodeggio、Scaglia は、下記に述べるとおり、2001 年から 2007 までの間カルテル行為を行ったという相当の理由がある。
- [6] マリンホースとはタンカーと備蓄施設又はブイとの間で石油を送るためのゴムホースである。このホースは直径が 6~24 インチで、水上で使う浮遊タイプと水面下で使う潜水タイプの 2 種類がある。石油掘削会社及びメジャー石油会社であるシェル、エクソン、シェブロンなどがマリンホースを購入するし、軍事基地での使用のため国防省もマリンホースを購入する。
- [7]マリンホースの製造販売業者及びコンサルタントはフロリダ州南部地区にあるブロード及びモンロー郡及び米国内でマリンホースの受注調整、価格協定、市場分割を行った。被疑者 Caleca は 2001 年 6 月から、Hioki は 2006 年 10 月から、Scaglia と Scodeggio は 2007 年 1 月から共謀に加わった。
- [8]1999 年から現時点までマリンホース及び付属部品の製造販売そしてその支払いが州際又は外国通商として行われた。そして州際又は外国通商に影響を与えた。
- [9]外国のマリンホースメーカーが、合衆国に対して受注調整、価格協定、市場分割に関与したことを認めた。この会社（以下、協力会社という）は捜査協力を約束し、反トラスト局と協力契約を交渉中である。もし協力会社が協力契約を締結し、その条件を遵守すれば、反トラスト局は協力会社及びその協力した従業員をマリンホースカルテルによって刑事訴追することはない。但し、損害賠償義務は免れない。
- [10]協力会社は反トラスト局にカルテルに関する膨大な書類を提出した。そうした記録によれば、1999 年から 2006 年までの間、本カルテルは、米国の案件そしてトルコ、日本の米軍基地の案件も含め全世界のマリンホース案件について受注調整、価格協定、シェア割りを行った。
- [11]協力会社の協力で得た 2007 年 1 月の電話記録そして 2007 年 2 月から 4 月までのメールはコーディネーターがカルテルを維持しようとする努力が伺われる。2007 年 5 月 1 日の Caleca、Scaglia も参加しているカルテル会合中に取得した証拠によれば、カルテルは現在も進行中であることがわかる。
- [12]DCIS は協力会社の 2 人の秘密協力者（以下、CS1 と CS2 という）を含め、同社の幹部から事情聴取を行った。CS1 は長年協力会社でカルテル窓口を担当していた。CS1、CS2 その他幹部らは 1999 年から 2006 年まで協力会社がカルテルに関与したことを認めた。CS1 と CS2 は米国を含め、マリンホース輸出を担当していた。彼らはマリンホースの価格権限をもち、入札価格の検討と値札を入れることを行った。私は彼らが提供した情報と捜査により得られた書類との突合せを行い、彼らが信頼に足る証人であると判断した。
- [13]CS1 と CS2 は、共謀に関与したのは協力会社とその他マリンホースメーカー 5 社である

といった。そこには、フランスのトレルボルグ社、日本のブリヂストン、イタリアのマヌーリ、同社はフロリダ州ブロワード郡に事業所を有している。そしてイタリアのパーカーITRである。その親会社はオハイオ州法人のパーカーハニフィンである。

[12]CS1 と CS2 によれば、違法な計画を実行するためにカルテル参加者は Peter Whittle に金を払い調整を行わせた。CS2 によれば、Peter Whittle は 1999 年以來カルテルメンバーであった。CS1 と CS2 によれば、将来のマリンホース案件情報を各マリンホースメーカーが Whittle に提供することも違法合意の一部であった。Whittle は予め定められた規則に従い、誰がどの案件を取るのかを決めた。Whittle は案件をとるメーカーをチャンピオンと言っていた。Whittle はチャンピオンを決めることで各マリンホースメーカーの市場シェアを維持しようとした。チャンピオンを決めると、Whittle はだれがいくらぐらいで入札をするか入札価格を計算した。

[15]CS1 によれば、Whittle はカルテルメンバーに定期的に過去、現在、将来の案件の割振りについて報告書を送付していた。協力会社は Whittle の役割と符合する多くの書類を提出している。これらメールとかファックスをみると、Whittle が案件について指示をするとか案件割振りについて定期報告をするなど確認できる。

[16]Whittle のコンサルティング会社である PWC は製造販売に従事していないが、2001 年から 2004 年までの間協力会社を含めたカルテルメンバーは、1 社 1 年 5 万ドル合計 30 万ドルを Whittle に支払っていた。協力会社は、その提出した書類によれば 2001 年 10 月から 2004 年 4 月までの間に 14 万ドルを支払った。

[17]CS1 と CS2 によれば、トレルボルグ社は 1999 年以來カルテルメンバーであり、同社の Caleca は工業用ホース部門の社長であり、遅くとも 2001 年 6 月からはマリンホース販売に関わっている共謀メンバーである。

[18]Whittle からの 2001 年 6 月 1 日のメールによれば、2001 年 6 月にフロリダ州モンロー郡キーラーゴでの会合の夕食会で Caleca はスピーチをする予定になっていた。

CS1 によれば Caleca は予定通り 2001 年 6 月にスピーチをして、カルテルメンバーに対して参加を感謝している。そして市況が厳しかった 1998 年、1999 年以來、カルテルのおかげでマリンホースの価格が上昇したと述べている。CS1 によれば、Caleca のスピーチはトレルボルグ社のスピーチである。

[19]私が確認した書類によれば、Caleca は 2001 年 6 月 11 日にフロリダ州南部地区に到着し、CS1 が特定し、Whittle のメールに記載されていたキーラーゴのホテルに宿泊した。

[20]2007 年 5 月 1 日の CS1 と Whittle との電話で、この電話は傍受されていたのであるが、Whittle は Caleca が 5 月 1 日の個別会合に出席すると述べた。またトレルボルグ社からもう 1 名が出席するとのべた。CS1 によれば、もう 1 名とは Caleca の部下である。DCIS の更なる捜査により Caleca が同会合に出席したことが確認されている。

[21]CS2 によれば、ブリヂストンは 1999 年以來のカルテルメンバーである。CS1 及び協力会社の第 3 番目の幹部によれば、Hioki は 2006 年 10 月頃協力会社に接触して、カルテルへの参加を推奨した。このことから Hioki が協力会社に接触した時に、彼はカルテルメンバーであったと考える相当の理由がある。

[22]2007 年 5 月 1 日早い時間に、Whittle は Hioki と面談した。その際 Hioki は、ブリヂストンはカルテルを支持するし、彼としても市場価格維持の為に出来るだけのこととする

- と Whittle に述べたことを Whittle は他のメンバーに伝えている。
- [23]CS2 によればマヌーリは 1999 年以來のカルテルメンバーである。Scaglia はマヌーリに製品課長であり 2007 年 5 月 1 日の会合に出席した。
- [24]CS1 と CS2 によれば、パーカー ITR は 1999 年以來のカルテルメンバーで Scodiggio は事業課長であり、2007 年 1 月からマリンホースカルテルに参加したと考える相当の理由がある。
- [25]CS2 によれば、2007 年 1 月 Whittle は電話で CS2 に対して、この電話は DCIS により傍受されていたが、パーカー ITR は、協力会社と競合している案件について協議したいと言っていると伝えてきた。Scodiggio は協力会社に 2007 年 1 月に電話でメッセージを残した。同月下旬、Scodiggio は CS1 との電話で、次の案件についてはパーカー ITR と協力会社がひきうけた案件を互いに下請けに回すということを提案した。この電話は DCIS により録音されていたが、Scodiggio は協力会社が提案に合意するよう、これはカルテルではないとしきりに主張する策略を用いた。私は、この電話の時点で Scodiggio はすでにカルテルメンバーであったと考える。
- [26]2007 年 4 月の Whittle から協力会社へのメールによれば、Scodiggio はパーカー ITR のカルテル担当であり、Whittle は Scodiggio に定期的に話合いを行っていることが述べられている。Whittle は Scodiggio に数回面談していることもあり 2007 年 1 月の会話も含め、マリンホースのカルテルが継続していると考えられる相当の理由がある。
- [27]2007 年 4 月のメールでは、Scodiggio が従来のパーカー ITR のカルテル担当に替り新たな担当になったことが確認できる。このことは 2007 年 1 月から Scodiggio がマリンホースの価格権限を持っていたと考える相当の理由がある。
- [28]2007 年 4 月の別メールから、Scodiggio が 5 月 1 日会合の出席者の 1 人として予定されていることが確認できる。2007 年 4 月中旬のメールからは 5 月会合の予定議題が記されている。またこのメールには秘密保持対策についての話合いもしたい旨が記されている。
- [29]2007 年 5 月 1 日の会合は 4 月 30 日から 5 月 3 日までテキサス州ヒューストンで開催されるオフショア技術会合（以下、OTC という）に合わせて計画されたものである。被疑者の Caleca を含め 2001 年から OTC に出席している。
- [30]共謀者本人が予定通りテキサス州ヒューストンで面談した。DCIS と FBI はこれを監視しており、Scaglia、Caleca、Cognard、Whittle、協力会社の幹部、そしてその他のマリンホースメーカー幹部を確認した。裁判所の許可を得て設置した隠しカメラの映像と音声は、Whittle が司会として価格維持を含む話合いをリードした。Whittle はカルテルを行って以来マリンホース価格が高値維持できたことも強調している。会合の中で、相互連絡方法、談合破りをしないというルール作りなどが話し合われている。
- [31]2007 年 5 月 1 日の会合はカルテルメンバーの初会合ではない。私が照査した証拠によれば、1999 年から 2002 年までの間にすくなくとも 4 回の会合があり、2001 年 6 月にフロリダ州南部地区モンロー郡キーラーゴで行われた会合は、ブロード郡所在のカルテルメンバーが会合を主催した。そしてこれらの会合で受注調整、価格協定、市場分割計画の実施規則について話合い、合意したのである。
- [32]また私が照査した証拠によれば、カルテルメンバーは交信とカルテルへの関与を隠ぺいした。CS1 と CS2 によれば、そして私が照査した協力会社から提供された多くの書類によ

れば、パーカーITRはB3、そしてブロード郡のカルテルメンバーはCというコード番号を割り振られており、Whittleは2007年3月までB3とかCを含むコード番号でカルテルメンバーと交信していた。またカルテルは「クラブ」とか「マリンホース技術委員会」と呼ばれ、その存在を隠すようにした。

[33] 上記の事実から、被疑者らを含む共謀者らが1999年から現在までフロリダ州南部地区ブロード郡、モンロー郡を含む各地で、米国におけるマリンホースの州際及び外国通商における取引制限となるカルテル行為を行い、シャーマン法に違反したという相当な理由を示せたと信ずる。Calecaは2001年6月から、Hiokiは2006年10月から、ScagliaとScodeggioは2007年1月から共謀に参加している。

特別捜査官：トーマス H. エリオン

2007年5月1日

合衆国治安判事 ルノナ S スノー

これら2通の宣誓供述書から次のことが判る。

- ①2006年までに横浜ゴムがDOJにリニエンシーを申請して、条件付きリニエンシー契約を締結したこと、
- ②同契約に基づき横浜ゴムの従業員が、とりわけCS1とCS2が捜査協力を行ったこと、
- ③捜査協力内容は横浜ゴムが提出した書類の説明のみならず、カルテルメンバー他社への電話・メールでの交信、そしてテキサス州ヒューストンでの会合への出席といういわゆるおとり捜査への協力があること。
- ④一方、捜査当局は電話傍受、隠しカメラでの証拠を集めたこと
- ⑤2007年4月24日の段階では英国人Peter Whittle, David Brammar, Bryan Allison及びフランス人Jacques Cognardの4名の逮捕を予定していたが、隠しカメラで証拠を固めた後は、つまり2007年5月1日の段階ではフランス人Christian Caleca、日本人Misao Hioki、イタリア人Vanni Scodeggio、及びFrancesco Scagliaの4名を加え合計8名の一斉逮捕が予定されていたこと。

おとり捜査²⁵⁴は米国刑事手続で許されるものであるが、米国のおとり捜査と他国の競争当局の行政上の審査との間に関連があり、又何らかの影響を与えるとしたならば適正な行政審査が損なわれる恐れがあると考えられる。マリンホース事件でのDOJによるおとり捜査内容が他の競争当局に提供されたという事実も、提供されなかったという事実も明らかにされていないが、マリンホースのおとり捜査が最終的に被疑者全員逮捕であれば、その目

²⁵⁴平成16年7月12日最決、大麻取締法違反事件で、最高裁は「おとり捜査は、捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働きかけ、相手方がこれに応じて犯罪の実行にでたところで現行犯逮捕等により検挙するものであるが、すくなくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは、刑事訴訟法197条1項に基づく任意捜査として許容されるものと解すべきである」と述べ、わが国でもおとり捜査は適法としている。

的を遂行するために他の競争当局の立入検査実施日時を調整させたことは否めないであろう。

2. 被告会社との答弁合意書

前述の通り、コンサルタントを含む被疑者 8 名に対する告発状はフロリダ州南部連邦地裁に提出されたが、被告会社ダンロップ、トレルボルグ、マヌーリとの答弁合意書はフロリダ州南部連邦地裁で認可され、パーカーITR 及び BS との答弁合意書は、テキサス州南部連邦地裁で認可された。このように被告会社 5 社の答弁合意書の認可が、3 社がフロリダ州南部連邦地裁で 2 社がテキサス州南部連邦地裁でと 2 か所に分かれた理由を考えてみたい。主な事実として次のものがある。

① マリンホースに関する米国内での共謀の場所としては、2007 年 5 月に共謀が行われたテキサス州ヒューストンと 2001 年 6 月に共謀が行われたフロリダ州キーラーゴがある。

② 被告会社マヌーリはフロリダ州に子会社事務所を有し、被告会社ブリヂストンはテキサス州に子会社事務所を有している。

③ 被告会社マヌーリの Scaglia と被告会社パーカーITR の Scodeggio の共謀関与は 2007 年 1 月からである。

④ 被告会社ブリヂストンの外国公務員への不正支払はテキサス州の子会社事務所を通じて行われた。

従って、共謀場所としてはフロリダ州でもテキサス州でもよいが、継続して行われた点からはフロリダ州がより適切であり、かつマヌーリの事務所も所在する。しかし被告会社パーカーITR に関して、その親会社パーカーハニフィンの立場は 2006 年 6 月まではパーカーITR の経営にタッチしていないということであり、同社 Scodeggio の参加は 2007 年 1 月以降であること、また被告会社ブリヂストンに関して海外不正支払行為はテキサス州で行われたことがある。こうした理由からダンロップ、トレルボルグ、マヌーリはフロリダ州南部地区連邦地裁で、パーカーITR とブリヂストンはテキサス州南部連邦地裁で審理されたと推測する。

(1) ダンロップ合意書 (事件番号 08-cr-60338)

まず 2008 年 12 月 1 日にフロリダ州南部連邦地裁に略式起訴状が提出され、2009 年 1 月 8 日に全 26 条からなる 2008 年 11 月 26 日付の合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 4：ダンロップ答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) と英国法人ダンロップ (Dunlop Oil & Marine Ltd.) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c)²⁵⁵に基づき締結された。

²⁵⁵ 答弁合意書には 3 つのタイプがある。(A) タイプは、合衆国として起訴しない、又は起訴を取り下げるといふもの、(B) タイプは、合衆国として被告人の量刑要求に反対せず、裁判所の判断に任せるといふもの、(C) タイプは、合衆国は被告人と量刑要求について合意しているので、裁判所が答弁合意書を認めるならば、量刑要求は裁判所を拘束するといふものである。もし裁判所が答弁合意書で合意した量刑内容を認めなければ、合衆国又は

【被告会社の権利】

第 1 条：被告会社は下記の権利があることを了解している。

- (a) 弁護人による弁護を受ける権利。
- (b) 大陪審による正式起訴される権利。
- (c) 英国法人として本件に関する召喚状の受領を拒否する及びフロリダ州南部連邦地裁での訴追につき管轄権を争う権利。
- (d) 無罪答弁をする権利。
- (e) 陪審による事実審を受ける権利。事実審では推定無罪の立場を有し、合衆国は有罪の判断を得るために合理的疑いを抱く余地がないまで(beyond a reasonable doubt) 訴因のすべての要件を証明しなければならないこと。
- (f) 合衆国側証人に反対尋問、再尋問すること、防御の為自己の証人を召喚すること
- (g) 有罪とされた場合に控訴すること。
- (h) 量刑について控訴すること。

【有罪答弁と権利放棄】

第 2 条：

- ・被告会社は第 1 条(b)-(g)の権利を放棄する。フロリダ州南部地区連邦裁判所の管轄を認める。
- ・量刑が本合意書第 8 条に定める推奨量刑以下の場合は、量刑控訴権を放棄する。
- ・連邦刑事手続規則 7(b)により、被告会社は大陪審による正式起訴される権利を放棄し、略式起訴状記載の訴因に対する有罪答弁をする。
- ・略式起訴状訴因 1 によれば、被告会社は、1999 年から 2007 年 5 月までの間、米国その他において販売されるマリンホースに関し入札談合、価格維持、シェア協定の共謀に参加した。これはシャーマン法第 1 条違反の外国及び州際通商の不当な制限に該当する。

第 3 条：被告会社が第 2 条の通り有罪答弁を行い、第 4 条以下の通り連邦刑事手続規則 11 条に従い有罪答弁の事実認識を申述べる旨定める。

【公訴事実】

第 4 条：事実審が行われれば合衆国は次の事実を証明する。

- (a) 対象期間は 1999 年から 2007 年 5 月まで。その間被告会社はマリンホースを英国で製造し米国他で販売した。マリンホースはタンカーと備蓄基地/連結ブイの間で石油を移しかえる為の柔軟性を有するゴムホースである。
- (b) 対象期間中、被告会社役員従業員は共謀に参加した。対象期間の米国取引高通商金額 (the volume of U.S. commerce attributable to the defendant) は少なくとも 3,245 万ドルである。
- (c) 本件共謀において、調整役の共謀者にマリンホース入札情報を集め、競合他社の幹部と合意した原則に基づき、入札の割振りを行った。具体的取引を扱う者とチャンピオンと呼ばれ、調整役はチャンピオンが受注できるよう競合他社の入札価格を指示した。
- (d) 対象期間中、マリンホース、その製造設備、支払いなどが実質的に州際通商、外国通商に影響を及ぼした。
- (e) 対象期間中少なくとも 1 回フロリダ州南部のモンロー郡で競合他社との共謀が行われた。

被告人は答弁合意書を破棄して事実審で争うことになる。

【法定最高刑】

第 5 条： 被告会社は、シャーマン法 1 条の罰金は(a)1 億ドル(b)18USC § 3571(c)及び(d)により違反行為から得た粗利の 2 倍又は(c)違法行為による損失の 2 倍、いずれか高い金額であることを承知している。

第 6 条： 被告会社は、(a)18USC § 3561(c)(1)により 1 年から 5 年の保護観察期間、(b)量刑ガイドライン § 8B1.1 又は 18USC § 3562(b)(2)又は 3663(a)(3)により、違反行為に関する利益没収命令、(c)18USC § 3013(a)(2) (B)により特別賦課金 400 ドルがあることを承知している。

【量刑ガイドライン】

第 7 条： 被告会社は、量刑ガイドラインには強制力はないこと。しかし裁判所は量刑に際して参照することを義務付けられていること。裁判所によるガイドラインの判断は、証拠の優越原則によることを承知している。量刑ガイドライン § 1B1.8 により、合衆国は被告会社による自己負罪情報が、量刑ガイドライン § 1B1.8 を除き、被告会社の通商金額を増加させるために使用しないことを約束する。量刑ガイドライン § 6B1.4 により、合衆国と被告会社は次の通り合意する。

(a)量刑ガイドライン § 2R1.1(d)(1)に従い、被告会社が有罪答弁を行った違反行為の基礎罰金額は 649 万ドルとする。

(b)対象期間中、量刑ガイドライン § 8C2.5(b)(4)による被告会社の従業員数は 50 名超 200 名未満で、権限ある者が違反行為に参加した、又は違反行為を知っていたに該当するので、量刑ガイドライン § 8C2.5 の有責スコアは 2 ポイント増加する。

(c)量刑ガイドライン § 8C2.5(g)(2)による被告会社の捜査協力は、有責スコアを 2 ポイント減少させる。

(d)上記を纏めると被告会社の有責スコアは 5 で、これに相当する乗数は量刑ガイドライン § 8C2.6 により 1.00~2.00 となる。従って被告会社の量刑ガイドライン上の罰金額は 649 万ドルから 1298 万ドルということになる。

【量刑合意】

第 8 条： 合衆国と被告会社は、裁判所に対して本件罰金額を 454 万ドルと申立てることに合意する。また(a)特別賦課金として 400 ドル、(b)保護観察期間は設けないこと、(c)本合意書 10 条により量刑審理の際に追加情報を提供することを申立てる。更に、連邦刑事訴訟手続規則 32 条(c)(1)(A)(ii)、量刑ガイドライン § 6A1.1、当裁判所規則 88.8 に従い、当裁判所が可及的速やかに合意書を認可するよう申立てる。

第 9 条： 合衆国と被告会社は、量刑ガイドラインの定める罰金額よりも低い罰金額を合意しているが、合衆国は、量刑ガイドライン § 8C4.1 により裁判所がこれを採用するよう申立を行う。

第 10 条： 量刑前に合衆国は、裁判所と矯正局に対して被告会社の協力度合を申立てる。

第 11 条： 合衆国と被告会社は裁判所が量刑について自由裁量があると了解している。

(a)合衆国と被告会社は、裁判所が合意した量刑案を認めない場合、本条(b)を除き本書が無効となることに合意する。

(b)裁判所が合意した量刑案を認めない場合、被告会社は有罪答弁を撤回することが出来る。この場合、合意書締結から撤回までの期間或いは合意書締結から 60 日間のいずれか長い期間、本件の時効は中断する。

第 12 条： 本件関連の民事賠償請求訴訟を鑑み、合衆国は利益没収命令を裁判所に求めない。

【被告会社の協力】

第 13 条：被告会社は、

- (a) 弁護士依頼人秘匿特権の適用がない情報についてはなんでも提供する
- (b) 親会社、マリンホースの製造販売に関与した子会社（以下、グループ会社という）その役員従業員を含め本件刑事訴追に全面的に協力するが、**Bryan Allison, Uwe Bangert, David Brammar, Olaf Kessel** の 4 名を除くものとする。

第 14 条：第 13 条(b)の協力は、合衆国の要求する資料提供、証言、情報提供などを含む。

【合衆国の合意】

第 15 条：合衆国は、被告会社及びグループ会社に対して本合意書締結前に行われたマリンホース製造又は販売に関する反トラスト法に関して更なる刑事訴追はしない。但し、民事法、租税法、証券取引法、暴力事件はこの限りでない。

第 16 条：合衆国は下記に合意する。

- (a) マリンホースの製造販売に関する反トラスト法共謀に関する違反行為に関して、合衆国は被告会社及びグループ会社の役員、従業員を含む個人の刑事訴追をしない。但し、**Bryan Allison, Uwe Bangert, David Brammar, Olaf Kessel** の 4 名を除くものとする。
- (b) 合衆国は、情報を有する役員従業員の協力を求めることが出来る。
- (c) 当該役員、従業員が協力を拒むときは、当該役員従業員に対する非訴追義務は無効とする。
- (d) 当該役員、従業員の提供した情報は、虚偽申告、捜査妨害等がない限り、訴追には利用されることはない。
- (e) 当該役員、従業員が第 14 条に定める協力義務を怠ったときは、上記(d) は、無効とする。
- (f) 本条の非訴追義務は民事法、租税法、証券取引法、暴力事件は適用されない。
- (g) 13 条(a)又は 14 条(a)に基づく書類は被告会社に対する大陪審召喚状に対する対応とみなされる。

第 17 条：合衆国に協力する為、被告会社役員、従業員が米国へ入国出国することについて合衆国は何ら逮捕拘禁せず又異議を唱えるものではない。但し、虚偽申告、裁判手続での虚偽申立、法廷侮辱罪等の場合を除く。

第 18 条：今後、DOJ を除き連邦、州の各機関による行政措置が行われる場合には、被告会社の協力について説明し、事情を考慮するよう助言する。

【弁護人の弁護】

第 19 条：被告会社は弁護人による弁護を受けており、その弁護活動に満足している。被告会社は本合意書を十分検討し、かつ弁護人からその性格、可能な防御及び判決の見込みについて助言を受けていることを認める。

【任意答弁】

第 20 条：被告会社による答弁合意書締結及び有罪答弁は自由意思に基づく任意のものである。合衆国は裁判所が本合意書を受け入れるか拒否するかについて何ら約束、表明をしていない。

【契約違反】

第 21 条：被告会社において 13 条に定める協力義務の違反があった場合、合衆国は本合意書に定める義務を免除され、訴追を実施することができる。15 条に定める訴追を受ける場合に、公訴時効は本書締結日から合衆国の被告会社に対する違反通知の 6 か月後まで延長される。

第 22 条：被告会社に本合意書違反があった場合、合衆国からの通知受領から 30 日間、被告会社が事情説明、違反状況の是正など措置をとることができる。合衆国はこうした被告会社の措

置を勘案して訴追を実施しなければならない。

第 22 条：被告会社に本合意書違反があった場合、被告会社提出されたすべての文書資料などは、合衆国の訴追の証拠となる。

【完全な合意】

第 23 条：本合意書は合衆国と被告会社の完全な合意である。両者が署名した書面によってのみ修正ができる。

第 24 条：被告会社の署名者は本合意書署名について別添 A に示す取締役会承認を得ている。

第 25 条：下記の検察官は司法長官から合衆国の為に署名する権限を与えられている

第 26 条：ファックスの署名はオリジナルの署名とみなす

2008 年 11 月 26 日

署名：被告会社

署名：司法省反トラスト局代理人

被告会社弁護士²⁵⁶

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①ダンロップはマリンホースを英国で製造し全世界に販売していたこと、
- ②対象期間におけるダンロップの米国取引額は 3,245 万ドルであり、罰金は 454 万ドルである。従って罰金は米国取引額の 14%相当であること。
- ③訴追免除は、ダンロップの親会社、関係会社をふくむこと。
- ④カーブアウトは Bryan Allison, David Brammar, Uwe Babgert, Olaf Kessel の 4 名であること²⁵⁷。

(2) マヌーリ合意書 (事件番号 08-cr-60198)

2008 年 7 月 28 日にフロリダ州南部連邦地裁に略式起訴状が提出され、2008 年 10 月 22 日に全 26 条からなる 2008 年 7 月 22 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 5：マヌーリ答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) とイタリア法人マヌーリ (Manuli Rubber Industries, S.p.A.) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

第 1 条～3 条：省略

【公訴事実】

第 4 条：事実審が行われれば合衆国は次の事実を証明する。

(a)対象期間は 1999 年年初から 2007 年 5 月まで。その間被告会社はミラノに本店を有するイタリア法人であり、マリンホースをイタリアで製造し米国他で販売した。

(b)被告会社は 2000 年から 2007 年 5 月まで共謀に参加した。共謀に参加する際、マリンホース市場の 10%のシェアが割当てられるという了解であった。

²⁵⁶ ダンロップの弁護士事務所は Freshfields Bruckhause Deringer LLP である。

²⁵⁷ このうち Bryan Allison と David Brammar はそれぞれ答弁合意書を締結している。Uwe Bangert は 2007 年 7 月 19 日にフロリダ州南部地区連邦地裁に正式起訴されている (事件番号 07-cr-60183)。Olaf Kessel に対する DOJ の訴追成行は不明である。

(e)被告会社はプロワード郡に事業所を有している。対象期間中少なくとも1回モンロー郡で競合他社との共謀に参加した。プロワード郡、モンロー郡ともにフロリダ州南部の郡である。

第5条~6条：省略

【量刑ガイドライン】

第7条：

(a)量刑ガイドライン § 2R1.1(d)(1)に従い、被告会社が有罪答弁を行った違反行為の基礎罰金額は420万ドルとする。

(b)対象期間中、量刑ガイドライン § 8C2.5(b)(4)による被告会社オイル&マリンスター事業部の従業員数は10名超50名未満で、権限ある者が違反行為に参加した、又は違反行為を知っていたに該当するので、量刑ガイドライン § 8C2.5の有責スコアは1ポイント増加する。

(c)量刑ガイドライン § 8C2.5(g)(2)による被告会社の捜査協力は、有責スコアを2ポイント減少させる。

(d)上記を纏めると被告会社の有責スコアは4で、これに相当する乗数は量刑ガイドライン § 8C2.6により0.80~1.60となる。従って被告会社の量刑ガイドライン上の罰金額は336万ドルから672万ドルということになる。

【量刑合意】

第8条：合衆国と被告会社は、裁判所に対して本件罰金額を200万ドルと申立てることに合意する。また(a)特別賦課金として400ドル、(b)保護観察期間は設けないこと、(c)本合意書10条により量刑審理の際に追加情報を提供することを申立てる。更に、連邦刑事訴訟手続規則32条(c)(1)(A)(ii)、量刑ガイドライン § 6A1.1、当裁判所規則88.8に従い、当裁判所が可及的速やかに合意書を認可するよう申立てる。

第9条~12条：省略

【被告会社の協力】

第13条：被告会社は、(a)弁護士依頼人秘匿特権の適用がない情報についてはすべて提供する、(b)役員従業員及びマリンスター製造販売に関する子会社(以下、グループ会社という)を含め本件刑事訴追に全面的に協力するが、Robert L. Farness, Charles J. Gillespie, Val M. Northcutt, Francesco Scagliaの4名を除くものとする。

【合衆国の合意】

第16条：

(a)マリンスターの製造販売に関する反トラスト法共謀に関する違反行為に関して、合衆国は被告会社及びグループ会社の役員、従業員を含む個人の刑事訴追をしない。但し、Robert L. Farness, Charles J. Gillespie, Val M. Northcutt, Francesco Scagliaの4名を除くものとする。

第17条~26条：省略

2008年7月22日

署名：被告会社

署名：司法省反トラスト局代理人

被告会社弁護士²⁵⁸

上記合意書から次のことが読み取れる。

²⁵⁸ マヌーリの弁護士事務所は Sullivan & Cromwell である。

- ①マヌーリはマリンホースをイタリアで製造し全世界に販売していたこと、フロリダ州に事業所を有していること。
- ②マヌーリは、カルテルに途中参加したが、参加の誘引となったのは10%のシェアを与えるという既存カルテルメンバーの約束であった。
- ②対象期間におけるマヌーリの米国取引額は2100万ドルであり、罰金は200万ドルである。これは米国取引額の9.5%相当であること。
- ③訴追免除は、マヌーリの関係会社をふくむこと。
- ④カーブアウトは Robert L. Furness, Charles J. Gillespie, Val M. Northcutt, Francesco Scaglia の4名²⁵⁹であること。

(3) トレルボルグ合意書 (事件番号 09-cr-60103)

2009年4月20日にフロリダ州南部連邦地裁に略式起訴状が提出され、2009年5月15日に全24条からなる2009年4月20日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点6：トレルボルグ答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) とフランス法人トレルボルグ (Trelleborg Industrie S.A.S.) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

第1条～3条：省略

【公訴事実】

第4条：事実審が行われれば合衆国は次の事実を証明する。

(a)対象期間は1999年年初から2007年5月まで。その間被告会社はクレルモン・フェランに本店を有するフランス法人であり、マリンホースをフランスで製造し米国他で販売した。

(b)被告会社は1999年から2007年5月まで共謀に参加した。当該期間における米国でのマリンホース売上高は少なくとも1000万ドルであった。

(c)(d)：省略

(e)被告会社は対象期間中少なくとも1回モンロー郡で競合他社との共謀に参加した。モンロー郡はフロリダ州南部地区の郡である。

第5条～6条：省略

【量刑ガイドライン】

第7条：

(a)量刑ガイドライン § 2R1.1(d)(1)に従い、被告会社が有罪答弁を行った違反行為の基礎罰金額は200万ドルとする。

(b)対象期間中、量刑ガイドライン § 8C2.5(b)(4)による被告会社オイル&マリン事業部の従業員数は200名超1000名未満で、権限ある者が違反行為に参加した、又は違反行為を知っていたに該当するので、量刑ガイドライン § 8C2.5の有責スコアは3ポイント増加する。

(c)量刑ガイドライン § 8C2.5(g)(3)による被告会社の違反行為の自認で、有責スコアを1ポイ

²⁵⁹ Robert Farness, Charles J. Gillespie はそれぞれ2008年10月10日、同年5月8日に答弁合意書を締結している。Val M. Northcutt と Francesco Scaglia は2007年9月13日正式起訴され、2008年11月12日陪審で無罪評決を得た。

ント減少させる。

(d)上記を纏めると被告会社の有責スコアは7で、これに相当する乗数は量刑ガイドライン § 8C2.6により1.4~2.8となる。従って被告会社の量刑ガイドライン上の罰金額は280万ドルから560万ドルということになる。

【量刑合意】

第8条：合衆国と被告会社は、裁判所に対して本件罰金額を350万ドルと申立てることに合意する。また(a)特別賦課金として400ドル、(b)保護観察期間は設けないこと、(c)本合意書10条により量刑審理の際に追加情報を提供することを申立てる。更に、連邦刑事訴訟手続規則32条(c)(1)(A)(ii)、量刑ガイドライン § 6A1.1、当裁判所規則88.8に従い、当裁判所が可及的速やかに合意書を認可するよう申立てる。

第9条~10条：省略

【被告会社の協力】

第11条：被告会社は、親会社、マリンホースの製造販売に関与した子会社（以下、グループ会社という）を含め(a)弁護士依頼人秘匿特権の適用がない情報についてはなんでも提供する、(b)役員従業員を含め本件刑事訴追に全面的に協力するが、Christian Caleca, Jacques Cognardの2名を除くものとする。

第12条~15条：省略

【合衆国の合意】

第16条：(a) マリンホースの製造販売に関する反トラスト法共謀に関する違反行為に関して、合衆国は被告会社及びグループ会社の役員、従業員を含む個人の刑事訴追をしない。但し、Christian Caleca, Jacques Cognardの2名を除くものとする。

第17条~24条：省略

2009年4月20日

署名： 被告会社

署名：司法省反トラスト局代理人

被告会社弁護士²⁶⁰

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①トレルボルグはマリンホースをフランスで製造し全世界に販売していたこと。
- ②対象期間におけるトレルボルグの米国取引額は1000万ドルであり、罰金は350万ドルである。これは米国取引額の35%相当であること。
- ③訴追免除は、トレルボルグの親会社、関係会社をふくむこと。
- ④カーブアウトはChristian Caleca, Jacques Cognardの2名²⁶¹であること。
- ⑤合意書の条数がダンロップやマヌーリの26条と比べ24条と2条少ない。これは合衆国がガイドラインより罰金額を低くするように申立てること²⁶²、及び合衆国が被告会社の協力

²⁶⁰ 弁護士事務所はHowrey LLPである。

²⁶¹ Christian Caleca, Jacques Cognardはそれぞれ答弁合意書を

²⁶² 「合衆国と被告会社は、量刑ガイドラインの定める罰金額よりも低い罰金額を合意しているが、合衆国は、量刑ガイドライン § 8C4.1により裁判所がこれを採用するよう申立を行う。」

があったことを申立てること²⁶³の条項が無いためである。この2条が無いのでDOJはトレルボルグとの司法取引に他のメーカーに比べ厳しい態度で臨んだと考える。その理由としては、先に述べたトレルボルグの関係会社 Virginia Harbour Services, Inc.による防舷材及びP 杭カバーのカルテル事件があると考え、トレルボルググループとしては防舷材他とマリンホースという2つの海洋商品カルテルを同時に行っていたので、DOJとしては司法取引に厳しい態度で臨まざるを得なかったということであろう。

(4) パーカーITR 合意書

2010年2月16日にテキサス州南部連邦地裁に略式起訴状が提出され、2010年3月25日に全26条からなる2010年2月8日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点7：パーカーITR 答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) とイタリア法人 (パーカーITR S.r.L.) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

第1条～3条：省略

【公訴事実】

第4条：事実審が行われれば合衆国は次の事実を証明する。

(a)対象期間は1999年年初から2007年5月まで。その間被告会社はベニアノに本店を有するイタリア法人であり、マリンホースをイタリアで製造し米国他で販売した。

(b)被告会社は1999年から2007年5月まで共謀に参加した。当該期間における米国でのマリンホース売上高は少なくとも1530万ドルであった。

(c)本件共謀は対象期間中テキサス州南部地区で実施された。共謀者のうち数社はヒューストンで事業を行っており、被告会社は対象期間中少なくとも1回ヒューストンで共謀者と面談した。

【量刑ガイドライン】

第7条：

(a)量刑ガイドライン § 2R1.1(d)(1)に従い、被告会社が有罪答弁を行った違反行為の基礎罰金額は306万ドルとする。

(b)対象期間中、量刑ガイドライン § 8C2.5(b)(4)による被告会社オイル&ガス事業部の従業員数は50名超200名未満で、権限ある者が違反行為に参加した、又は違反行為を知っていたに該当するので、量刑ガイドラインの有責スコアは2ポイント増加する。

(c)量刑ガイドライン § 8C2.5(g)(3)による被告会社の協力及び違反行為の自認で、有責スコアを2ポイント減少させる。

(d)上記を纏めると被告会社の有責スコアは5で、これに相当する乗数は量刑ガイドライン § 8C2.6により1.0～2.0となる。従って被告会社の量刑ガイドライン上の罰金額は306万ドルから612万ドルということになる。

【量刑合意】

第8条：合衆国と被告会社は、裁判所に対して本件罰金額を229万ドルと申立てることに合意する。また(a)特別賦課金として400ドル、(b)保護観察期間は設けないこと、(c)本合意書10条により量刑審理の際に追加情報を提供することを申立てる。更に、連邦刑事訴訟手続規則32条

²⁶³ 「量刑前に合衆国は、裁判所と矯正局に対して被告会社の協力度合を申立てる。」

(c)(1)(A)(ii)、量刑ガイドライン § 6A1.1、当裁判所規則 32.1 に従い、裁判所が可及的速やかに合意書を認可するよう申立てる。

【被告会社の協力】

第 13 条：被告会社は、親会社、マリンホースの製造販売に関与した子会社（以下、グループ会社という）を含め (a) 弁護士依頼人秘匿特権の適用がない情報についてはなんでも提供する、(b) 役員従業員を含め本件刑事訴追に全面的に協力するが、Giovanni Scodeggio, Romano Pisciotti の 2 名を除くものとする。

【合衆国の合意】

第 16 条：(a) マリンホースの製造販売に関する反トラスト法共謀に関する違反行為に関して、合衆国は被告会社及びグループ会社の役員、従業員を含む個人の刑事訴追をしない。但し、Giovanni Scodeggio, Romano Pisciotti の 2 名を除くものとする。

第 17 条～26 条：省略

2010 年 2 月 8 日署名： 被告会社

署名：司法省反トラスト局代理人

被告会社弁護士²⁶⁴

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①パーカー ITR はマリンホースをイタリアで製造し全世界に販売していたこと。
- ②対象期間におけるパーカー ITR の米国取引額は 1530 万ドルであり、罰金は 229 万ドルである。これは米国取引額の 15%相当であること。
- ③訴追免除は、パーカー ITR の関係会社をふくむこと。
- ④カーブアウトは Giovanni Scodeggio と Romano Pisciotti の 2 名²⁶⁵であること。

(5) ブリヂストン合意書（事件番号 4:11-cr-00651）

2011 年 9 月 15 日にテキサス州南部連邦地裁に略式起訴状が提出され、2011 年 10 月 5 日に全 30 条からなる 2011 年 9 月 9 日付合意書が提出された。合意書の骨子は次の通りである。

【要点 8：ブリヂストン答弁合意書】

本合意書は、合衆国（United State of America）と日本法人（Bridgestone Corporation）との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

【被告会社の権利】

第 1 条：被告会社は次の権利を有する。

- (a) 弁護人による弁護を受けること。
- (b) 大陪審による正式起訴されること。
- (c) 日本法人として召喚状受領を拒否すること、テキサス州南部連邦地裁での訴追につき管轄権を争うこと。

²⁶⁴ パーカー ITR の弁護士事務所は Jones Day である。Jones Day はパーカー ITR の親会社 Parker Hannifin Corporation の顧問弁護士事務所である。

²⁶⁵ Giovanni Scodeggio は 2008 年 7 月 28 日に略式起訴され 2008 年 8 月 27 日の略式判決により 6 か月の自宅謹慎を含む 2 年間の保護観察、罰金 2 万ドルとなった。Romano Pisciotti については成行不明である。

- (d)無罪答弁をすること。
- (e)陪審による事実審をうけること、そこでは無罪と推定されること、有罪の判断を得るために合衆国は合理的疑いを抱く余地がないまで訴因すべての要件を証明しなければならないこと。
- (f)被告会社、合衆国、裁判所が合意した場合には、陪審によらない事実審をうけること。
- (g)合衆国側証人に反対尋問、再尋問すること、防御の為自己の証人を召喚すること
- (h)有罪とされた場合に控訴すること。
- (i)量刑について控訴すること。

【有罪答弁と権利放棄】

第 2 条

- ・被告会社は第 1 条(b)・(h)の権利を放棄する。
- ・量刑が本合意書第 8 条に定める推奨量刑以下の場合は、控訴権を放棄する。
- ・連邦刑事手続規則 7(b)により、被告会社は大陪審による正式起訴される権利を放棄し、略式起訴状記載の 2 つの訴因に対する有罪答弁をする。
- ・略式起訴状訴因 1 によれば、被告会社は、1999 年 1 月から 2007 年 5 月までの間、米国その他において販売されるマリンホースについて入札談合、価格維持、シェア協定の共謀に参加した。これはシャーマン法第 1 条に該当する。略式起訴状訴因 2 によれば、共謀をおこない外国不正支払防止法（FCPA）の定める外国公務員への贈賄罪に違反した。

第 3 条：被告会社は、下記を含む本合意書の各条項に従うことを合意する。

- (a)有罪答弁をすること。
- (b)第 4 条記載の通り事実を認める。
- (c)本合意書記載の量刑に従う。
- (d)裁判所に出頭し、その命令に従う。
- (e)更なる罪を犯さないこと。
- (f)裁判所に対して嘘偽りが無いこと。
- (g)罰金及び特別評価料を支払うこと。
- (h)別添 B（企業コンプライアンスプログラム）の義務を履行すること。

【公訴事実】

第 4 条：

背景

- (a) 被告会社は日本法人で、その事業には多角化事業が含まれる。多角化事業には工業用品、化成品そして電子材料が含まれる。訴因 1 及び 2 に関連する製品は多角化事業の製品である。多角化事業の指揮命令系統は上から常務執行役員、執行役員、本部長、部長となっていて、工業用品本部の下に工業用品海外部がある。
- (b) 多角化事業の従業員数は 2,300 人以上であり、工業用品海外部長は日本で約 40 人の従業員に対して指揮命令権をもつ。工業用品海外部は幾つかの課に分かれており、1 つの課がマリンホースを専門に扱っていた。それぞれの課には課長がいて、課長がその課の担当者に指示を与えており、担当者が国外のブリヂストン販売員の窓口となっていた。
- (c) 工業用品海外部長は様々な地域販売子会社における約 90 名の従業員に関しても責任を負っていた。地域販売子会社には米国テネシー州ナッシュビル所在のブリヂストン工業用品アメリカ（BIPA）が含まれており、同社は北米、中南米の販売を担当していた。

また同社管理部門はナッシュビルにあるが、テキサス州ヒューストンには販売事務所を持ち、ここから中南米の工業用品販売を取り扱っていた。

- (d) 工業用品海外部の課長、担当者、地域販売会社従業員、工業用品販売部長、時にはその上司が顧客に対する被告会社の見積価格を決定し、工業用品に関する販売決定を行った。工業用品海外部はマリンホースに加え、その他の工業用品であるマリンフェンダー（港湾で使用される防舷材）、コンベアベルト、ラバーダムを販売していた。

訴因 1

- (e) 訴因 1 の対象期間は 1999 年 1 月から 2007 年 5 月である。この期間、被告会社は、日本においてマリンホースを生産し、米国その他海外については工業用品海外部を通じて販売していた。マリンホースとは、タンカーから貯蔵施設或いはブイまで石油を移動するために使用されるゴムホースである。工業用品を全世界に販売するため、被告会社は、**BIPA** を含む地域子会社と共同して営業活動をおこなっていた。
- (f) 対象期間中、被告会社は、多角化事業の役員従業員を通じて、主要マリンホースメーカーとの共謀に参加した。主たる目的は、米国その他で販売されるマリンホースに関する入札談合、価格協定、市場シェア協定による競争の抑制、回避である。対象期間における被告会社のマリンホース米国売上高は少なくとも 2,400 万ドルである。
- (g) 共謀に関して、被告会社は、工業用品海外部の役員従業員を通じて他のマリンホースメーカーと打合せや会合を重ねた。そうした打合せや会合で入札談合、価格協定、市場シェア協定の合意がなされた。共謀に参加するマリンホースメーカーは、コーディネーター役の共謀者に将来のマリンホース入札情報を与え、コーディネーターは、共謀者であるマリンホースメーカーが定めたルールに従い、誰がどの入札商売を取るのかの、落札予定者これをチャンピオンというが、その割振りを行った。チャンピオンとなるマリンホースメーカーが指定されると、コーディネーターは、チャンピオンが確実に落札できるよう、他のマリンホースメーカーに対して入札価格の指示を行った。
- (h) 対象期間中、共謀者により販売されるマリンホース、その生産、流通に必須の設備、部品、及び代金支払など州際及び外国取引が行われた。本事件の共謀によるマリンホースの生産、販売に関する被告会社及び共謀者の事業活動は州際及び外国取引の中で行われ、かつ州際及び外国取引に影響を与えた。
- (i) 共謀行為は、対象期間中、テキサス州南部で行われた。被告会社の子会社である **BIPA** を含む共謀者は、テキサス州南部のヒューストンで事業活動を行った。更に、共謀参加者は共謀実施の打合せのため、少なくとも 1 回ヒューストンで会合した。

訴因 2

- (j) 訴因 2 の対象期間は 1999 年から 2007 年 5 月までである。工業用品を世界に販売するため被告会社は、米国子会社 **BIPA** を含む各地域子会社と共同で営業活動を行った。**BIPA** は、国有企業を含む担当地域の顧客に工業用品を販売した。被告会社の為に、通常 **BIPA** は製品を販売するそれぞれの国の販売代理店と口銭ベースの契約を締結した。**BIPA** は、例えばブラジル、エクアドル、メキシコ、ベネズエラの販売代理店と契約を締結した。**BIPA** の販売代理店は、担当地域における見込み客と良好な関係を作り上げ、注文見込情報を連絡する役割を負っていた。こうした販売代理店の多くは、被告会社の工業用品の顧客となる国有企業の職員と関係を有していた。

ラテンアメリカにおける不正支払

- (k) 対象期間を含むかなり長い期間、被告会社は BIPA の販売代理店を通じてラテンアメリカ諸国の顧客である国有企業に雇われている外国政府職員に対してマリンホースを含む工業用品の成約の為不正支払を行うことを許可し承認していった。
- (l) ラテンアメリカの商売、とりわけメキシコの商売を確保する為、被告会社は BIPA の販売代理店を通じて国有企業に雇用されている外国政府職員に対する不正支払を許可し承認した。工業用品の種類により事情はことなるが、工業用品海外部内で不正支払に関連した販売は概して似たようなパターンをとった。ラテンアメリカ諸国の販売代理店は新規案件に関する情報を収集して BIPA の担当窓口連絡する。すると情報を受領した BIPA の担当窓口は、特定製品について販売責任を負う工業用品海外部の従業員、通常は担当者に連絡する。
- (m) 販売代理店は国有企業職員に取引高の一定パーセントを支払うことを約束する。BIPA と工業用品海外部の従業員はこれを承知しており、支払いを許可する。
- (n) BIPA と工業用品海外部の従業員は、この支払を隠ぺいする対策をとる。例えば、不正支払の書類が残らないようにするため、一定パーセントの支払いが含まれている支払明細と、顧客企業内の個人が特定されている BIPA から工業用品海外部へのファックスには、手書きで「読後破棄」と書かれていた。更に、多くの場合、工業用品海外部と BIPA 従業員は、不正支払に係る問題については、かならず文書ではなく電話で話し合っていた。
- (o) マリンホース課の担当者、課長、そして工業用品海外部長は、特定取引に関する損益見積表に捺印することで承認を行っていた。工業用品海外部では、この損益見積表のことを決裁書と呼んでいた。決裁書には、見込み販売価格と利益そして特定取引に関する口銭が記載されていることもあった。一定の場合、工業用品海外部長は、不正支払が含まれる取引について、工業用品本部の長に承認を仰ぐこともあった。被告会社が案件確保の為に顧客の従業員に対する不正支払を承認すると、BIPA は販売代理店を通じて入札に参加した。もし BIPA が案件を落札すると、BIPA は販売代理店に口銭を支払うがこの口銭には通常口銭に加えて顧客の従業員に対する不正支払も含まれていた。販売代理店は BIPA から口銭を受け取ると顧客従業員に不正支払を行った。
- (p) 対象期間中、被告会社は、BIPA 従業員、販売代理店その他とマリンホースの販売を含む工業用品海外部取扱商品の営業と販売契約確保の為、外国政府職員に対する不正支払の共謀を行った。対象期間において被告会社が許可し、承認した BIPA の販売代理店を通じて国有企業に雇用されている外国政府職員への不正支払の総額は約 200 万ドルである。この不正支払は、被告会社と BIPA に約 17,103,694 ドルの利益をもたらした。
- (q) 第 4 条(k)から(p)記載の共謀に関して、以下の行為はテキサス州南部その他で行われた。
- (r) 2004 年 5 月 31 日、工業用品海外部マリンホース課の課長はヒューストンの BIPA 従業員に対して、ペトロレオス・メヒカノス (PEMEX) にいる BIPA 従業員の連絡先が PEMEX の新規案件をブリヂストンが確保するために如何に援助してもらうべきかについての指示メールを発信した。
- (s) 2004 年 6 月 23 日、マリンホース課の担当者は、ヒューストンの BIPA 従業員に対して PEMEX 新規案件に関して、今後口銭の件はメールではなく電話かファックスにするよ

- う指示メールを発信した。
- (t) 2005年10月17日、BIPA従業員は、マリンホース課の担当者に対して「関係を強化して、彼を我々サイドにつける為、日本に招待したらどうか」というメールを発信した。
 - (u) 2006年9月5日、BIPA従業員はマリンホース課の担当者に対して「PEMEX案件に関して、顧客のトップレベル従業員に対する5%及びその他の従業員らに対する5%を含め口銭として24%を確保してほしい。尚、読後破棄。」というメール作成文書をプリントアウトしたものをファックスで送付した。
 - (v) 2006年9月19日、BIPA従業員は、マリンホース課の担当者に対して、PEMEX従業員からBIPA従業員が得たPEMEX案件の入札に関する極秘情報に関するメールを発信した。
 - (w) 2006年9月19日、BIPA従業員とマリンホース課の担当者は、PEMEX従業員のうち誰がブリヂストンの落札を手伝ってくれるかについてメール交信した。
 - (x) 2006年9月19日、BIPA従業員はマリンホース課の担当者に対して、PEMEXの特定従業員がブリヂストンの落札を手伝う段取りについてメール発信した。
 - (y) 2007年1月25日、BIPAはPEMEX宛てに、ブリヂストンからの口銭を受領する顧客の従業員の支援により落札した案件に関して324,200ドルの請求書を郵送した。

【法定最高刑】

第5条：訴因1について、被告会社は、シャーマン法1条の罰金は1億ドル、18USC § 3571(c)及び(d)により違反行為から得た粗利の2倍又は違法行為による損失の2倍、いずれか高い金額であることを了解する。

第6条：訴因2について、被告会社は、18USC § 371(海外不正支払防止法)の罰金は50万ドル、18USC § 3571(c)及び(d)により違反行為から得た粗利の2倍又は違法行為による損失の2倍、いずれか高い金額であることを了解する。

第7条：被告会社は、18USC § 3561(c)(1)により1年から5年の保護観察期間、USSG § 8B1.1、18USC § 3562(b)(2)又は3663(a)(3)により裁判所による違反行為に関する利益没収命令、18USC § 3013(a)(2)(B)により特別賦課金400ドルがあることを了解する。

【量刑ガイドライン】

第8条被告会社は、量刑ガイドラインには強制力はないこと。しかし裁判所は量刑に際して参照することを義務付けられていること。裁判所によるガイドラインの判断は、証拠の優越原則によることを了解している。

第9条：合衆国と被告会社は、訴因1と訴因2とはUSSG § 3D1.2の包括一罪とはならないことに合意し、§ 6B1.4により訴因ごとに次の通り合意する。

訴因1

- (i) 罰金基礎額は、USSG § 2R1.1(d)(1)により、4.8百万ドル。
- (ii) 被告会社多角化部門の人員は1000人超5000人未満であり、多角化部門の高い職位の者が違反に参加、若しくは意識的に違反を無視していたので、USSG § 8C2.5(c)により有責スコアは4ポイント増加²⁶⁶。

²⁶⁶ 有責スコアのスタートは5ポイントなので、5 + 4 = 9となる。

(iii) 捜査協力により、USSG § 8C2.5(g)(2)により有責スコアは2ポイント減少²⁶⁷。従って、有責スコアは7で、これに対応する乗数は、USSG § 8C2.6により1.40～2.80。よって量刑ガイドラインによる罰金の範囲は6.72～13.44百万ドルとなる。

訴因2

- (i) 基礎レベルはUSSG § 2C1.1(a)(2)により12。
- (ii) 賄賂提供が複数回により2レベルアップ。
- (iii) 賄賂提供による利益は17,103,694ドルなので、USSG § 2C1.1(b)2及びUSSG § 2B1.1(b)(1)(k)により20レベルアップ。その結果レベルは34となる。
- (iv) 罰金基礎額はUSSG § 8C2.4(a)(1)及び(d)により、28,500,000ドルとなる。
- (v) 被告会社多角化部門の人員は1000人超5000人未満であり、多角化部門の高い職位の者が違反に参加、若しくは意識的に違反を無視していたので、USSG § 8C2.5(c)により有責スコアは4ポイント増加²⁶⁸。捜査協力により、USSG § 8C2.5(g)(2)により有責スコアは2ポイント減少²⁶⁹。
- (vi) 従って、有責スコアは7で、これに対応する乗数は、USSG § 8C2.6により1.40～2.80。よって量刑ガイドラインによる罰金の範囲は39.9～79.8百万ドルとなる。

併合罪

USSG § 3D1.4(c)により、併合罪レベルは34で罰金の範囲は訴因2による39.9～79.8百万ドルとなる。

【量刑合意】

第10条：合衆国と被告会社は、裁判所に対し共同して罰金2800万ドルを推奨する。

被告会社の捜査協力、工業用品海外部の廃部、BIPAのヒューストン事務所の閉鎖、販売代理店契約の解除、不正支払に関与し従業員への懲戒、及び別添Bに定める企業コンプライアンスプログラムの遵守約束が罰金額の考慮要素である。

第11条：合衆国は裁判所に対して被告会社の協力姿勢などを説明する。量刑ガイドラインの定めよりも低い罰金額を合意しているが、合衆国は裁判所がこれを採用するよう申立を行う。

第12条：裁判所が答弁合意書を拒絶した場合、被告会社は任意にこれを撤回することができる。

第13条：訴因1に関連する民事訴訟を鑑み、合衆国は利益没収命令を裁判所に求めない。

第14条：被告会社は事業、資産を売却する場合には、本合意書の義務を引継がせなければならない。

第15条：被告会社は、本合意書について新聞発表する場合には合衆国に事前相談しなければならない。

【被告会社の協力】

第16条：被告会社、マリンホースを含む多角化商品を製造又は販売する子会社は本合意書の反トラスト法又は海外不正支払防止法に関する事件について合衆国に全面的に協力する。また役員、従業員に協力させる。但し、Misao HiokiとYasuo Asamiは除く。

第17条：第16条の協力は、合衆国の要求する資料提供、証言、情報提供などを含む。

²⁶⁷ $9 - 2 = 7$ となる。

²⁶⁸ 有責スコアのスタートは5なので、 $5 + 4 = 9$ となる。

²⁶⁹ $9 - 2 = 7$ となる。

【合衆国の合意】

第 18 条：合衆国は、被告会社及びマリンホースを含む多角化商品を製造又は販売する子会社に対して本合意書締結前に行われたマリンホースに関する反トラスト法又は本合意書第 4 条に関する海外不正支払防止法に関して更なる刑事訴追はしない。但し、民事法、租税法、証券取引法、暴力事件はこの限りでない。

第 19 条：第 20 条のマリンホースの製造販売に関する反トラスト法共謀に関する違反行為を除き、本合意書は、合衆国が被告会社の過去の役員、従業員を含む個人の刑事訴追をはしないことを約束するものではない。

第 20 条：合衆国は、被告会社及び子会社の現在及び過去の役員、従業員を含む個人の刑事訴追をはしないことを約束する。但し、非訴追の合意には、Misao Hioki 及び Yasuo Asami は含まれない。合衆国は今後の調査協力の要請をすることができる。調査協力要請を拒否した場合には、本合意書に基づく非訴追の合意は無効となる。調査協力要請により提供された情報は、提供者本人の刑事訴追には使用しない。但し調査協力要請に対する協力義務を完全に履行しない場合はこの限りではない。

第 21 条：合衆国に協力する為、被告会社役員、従業員が米国へ入国出国することについて合衆国は何ら逮捕拘禁せず又異議を唱えるものではない。

第 22 条：今後、DOJ を除き連邦、州の各機関による行政措置が行われる場合には、被告会社の協力について説明し、事情を考慮するよう助言する。

【弁護人による弁護】

第 23 条：被告会社は弁護人による弁護を受けており、その弁護活動に満足している。被告会社は本合意書を十分検討し、かつ弁護人からその性格、可能な防御及び判決の見込みについて助言を受けていることを認める。

【任意の答弁】

第 24 条：被告会社による答弁合意書締結及び有罪答弁は自由意思に基づく任意のものである。合衆国は裁判所が本合意書を受け入れるか拒否するかについて何ら約束、表明をしていない。

【契約違反】

第 25 条：被告会社に本書 16 条に定める協力義務の違反があった場合、合衆国は本合意書に定める義務を免除され、訴追を実施することができる。18 条に定める訴追を受ける場合に、公訴時効は本書締結日から合衆国の被告会社に対する違反通知の 6 か月後までの期間、延長される。

第 26 条：被告会社に本合意書違反があった場合、合衆国からの通知受領から 30 日間、被告会社が事情説明、違反状況の是正など措置をとることができる。合衆国はこうした被告会社の措置を勘案して訴追を実施しなければならない。

第 27 条：被告会社に本合意書違反があった場合、被告会社提出されたすべての文書資料などは、合衆国の訴追の証拠となる。

【完全な合意】

第 28 条：本合意書は合衆国と被告会社の完全な合意である。両者が署名した書面によってのみ修正ができる。

第 29 条：被告会社の署名者は本合意書署名について別添 A に示す取締役会承認を得ている。

第 30 条：ファックス又は PDF の署名はオリジナルとみなす。署名のページが複数になることを認める。

2011年9月9日

署名：被告会社ブリヂストン
被告会社弁護士²⁷⁰

署名：司法省反トラスト局代理人
同 刑事局代理人

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①ブリヂストンはマリンホースを日本で製造し、全世界に販売していたこと。
- ②訴因は2つあること。
- ③訴因1のマリンホースカルテルについては、対象期間におけるブリヂストンの米国取引額は2400万ドルであり、有責スコアは7で、これによる罰金のレンジは672～1344万ドルである。これは米国取引額の28～56%相当であること。訴因2のラテンアメリカ各国の公務員に対する不正支払により1700万ドルの利益を得ており、有責スコアは7で、これによる罰金のレンジは3990～7980万ドルであること。
- ④併合罪として罰金2800万ドルとすること。
- ⑤訴追免除はマリンホースカルテルに関連するもののみで外国公務員への不正支払は含まれないこと。
- ⑤カーブアウトはMisao HiokiとYasuo Asamiの2名²⁷¹であること。

ここで被告会社5社に科せられた罰金について比較検討をしてみる。

【表 49：マリンホース米国刑事罰比較】

被告会社	合意書締結日	米国取引額\$	有責スコア ²⁷²	罰金\$	比率 (%)
ダンロップ	2008年11月26日	3245万	5	454万	13.9
トレルボルグ	2009年4月20日	1000万	7	350万	35.0
マヌーリ	2008年7月22日	2100万	4	200万	9.5
パーカーITR	2010年2月8日	1530万	5	229万	14.9
BS	2011年9月9日	2400万	7	2800万	116.7

上記から明らかなことは、合意書締結日を早い方から並べると順序は①マヌーリ、②ダンロップ、③トレルボルグ、④パーカーITR、⑤BSの順である。また米国取引額に占める罰金の比率は少ない方から①マヌーリ、②ダンロップ、③パーカーITR、④トレルボルグ、⑤BSである。マリンホースに限った有責スコアをみるとマヌーリが4、ダンロップとパーカーITRが5、トレルボルグとBSが7である。

本事件は横浜ゴムがリニエンシーを獲得しているが、2007年5月2日の幹部逮捕から1年2か月後に有罪答弁合意書を締結したマヌーリが罰金比率で9.5%という他の被告会社と比べ優遇された取扱を受けたことが判る。

リニエンシー獲得者を1位とするとリニエンシーは獲得できなかったが当局との司法取引を行い早期に合意書を締結した被告会社にも相応のメリットを与えることになっている

²⁷⁰ BSの弁護士事務所はSkadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLPである。

²⁷¹ Misao Hiokiは答弁合意書を締結している。Yasuo Asamiについては不明である。

²⁷² マリンホース事件に限った有責スコアである。

ようである。これはあくまでも DOJ の裁量によるものと思われるが、こうした取扱いについて DOJ 反トラスト局の刑事担当次長（Deputy Assistant Attorney General）であるスコット・ハモンド氏が、2006 年 3 月 29 日に“Measuring the Value of Second-In Cooperation in Corporate Plea Negotiations”というテーマで講演しているのでこの講演録²⁷³がこうした取扱いの基本になっていると思われる。

従って、米国 DOJ のリニエンシー実務において、第 1 位申告者は罰金 100%免除、第 2 位申告者は罰金 50%免除、第 3 位以下はケースバイケースということであろう。尚、第 2 位申告者の罰金 50%免除の意味は、第 2 位申告者の米国取引高 X20%の基礎額算定で得られる額の半分ということから、第 2 位申告者の米国取引高 X10%相当を罰金額とすると理解すれば良いと思われる。

3. 被告人との答弁合意書

カルテル調整役 Peter Whittle、ダンロップの Bryan Allison、David Brammar、トレルボルグの Christian Caleca、Jacques Cognard、マヌーリの Robert Farness、Charles Gillespie、ブリヂストンの Misao Hioki の 8 名は答弁合意書を締結した。ダンロップの Uwe Bangert は起訴されたが成行不明である、マヌーリの Val Northcutt、Francesco Scaglia は起訴されたが評決で無罪となった。パーカー-ITR の Giovanni Scodeggio は略式起訴され、陪審なしの略式判決を受けた。ここでは 8 名の答弁合意書を検討する。

(1) Peter Whittle の答弁合意書（事件番号 4:07-cr-00487）

2007 年 12 月 3 日にテキサス州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2007 年 12 月 12 日に全 31 条からなる 2007 年 12 月 3 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 9：Peter Whittle 答弁合意書】

本合意書は、合衆国（United State of America）と Peter Whittle（以下、被告人という）との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

【被告人の権利】

第 1 条：被告人は次の権利を了解している。

- (a) 弁護人による弁護を受けること。
- (b) 大陪審による正式起訴されること。
- (c) 英国居住の英国人として、テキサス州南部地区連邦地裁での訴追につき管轄権を争うこと。
- (d) 無罪答弁をすること。
- (e) 陪審による事実審をうけること、そこでは無罪の推定を受けること、有罪の判断を得るために合衆国は合理的疑いを抱く余地がないまで訴因のすべての要件を証明しなければならないこと。
- (f) 合衆国側証人に反対尋問、再尋問すること、防御の為自己の証人を召喚すること
- (g) 自白を強制されないこと

²⁷³ <http://www.justice.gov/atr/public/speeches/215514.pdf>

(h)有罪とされた場合に控訴すること。

(i)量刑について控訴すること。

【有罪答弁と権利放棄】

第2条

- ・被告人は第1条(b)-(h)の権利を放棄する。
- ・量刑が本合意書第15条に定める推奨量刑以下の場合は、控訴権を放棄する。
- ・連邦刑事訴訟規則7(b)により、被告人は大陪審による正式起訴される権利を放棄し、略式起訴状記載の1つ訴因に対する有罪答弁をする。
- ・略式起訴状訴因1によれば、被告人は、1999年から2007年5月までの間、米国において販売されるマリンホースについて入札談合、価格協定、市場分割の共謀に参加しシャーマン法1条に違反して外国及び州際通商を不合理に制限した。

第3条：被告人は、第2条記載の刑事訴追に対して有罪答弁を行い、第4条記載の犯罪事実を認める。

【犯罪事実】

第4条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a)被告人は1999年から2007年5月まで(以下、対象期間という)まで、PW Consulting (Intl), Ltd. 後に PW Consulting (Oil & Marine) Ltd. という名の会社の単独所有者であった。この会社は英国法人であり、被告人の自宅からコンサルティング事業を行うといものである。被告人のコンサルティング事業はマリンホースメーカーの入札談合、価格協定、市場分割の調整役である。共謀に参加したマリンホースメーカーは被告人に調整役の報酬を支払い、被告人は過去、現在、将来のマリンホース案件について報告書を送付していた。対象期間において1億から2億5千万ドル以上の米国通商が被告人の共謀参加により影響を受けた。

(b) 被告人は、共謀に参加したマリンホースメーカーからの案件情報に基づき、個別案件を受注する者(以下、チャンピオンという)を決め、チャンピオンが受注できるようその他のマリンホースメーカーが入札するべき価格を指示した。

(c) 対象期間中のマリンホース販売及びその支払は州際・外国通商に該当し、被告人及び他の共謀者の行為は州際、外国通商に影響を与えた。

(d) 対象期間中、共謀はテキサス州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカーのうち1社はヒューストンに事務所をもっている。少なくとも1回、共謀メンバーはヒューストンでの共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【法定最高刑】

第5条：被告人は、シャーマン法1条の刑は、禁錮は10年を限度とし、罰金は100万ドル、違反行為から得た粗利の2倍又は違法行為による損失の2倍のいずれか高い金額であることを了解する。また保護観察期間は禁錮終了後3年間、その間に保護観察期間の規律を破ると2年間の禁錮刑があることを了解する。

第6条：被告人は、裁判所によって違反行為に関する不当利得返還命令、特別査定額100ドル支払い命令があることを了解する。

【量刑ガイドライン】

第7条：被告人は、量刑ガイドライン(USSG)には強制力はないこと。しかし裁判所は量刑に際して参照することを義務付けられていること。裁判所によるUSSGの判断は、証拠の優越原

則 (a preponderance of the evidence standard) によることを了解している。

合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(a) 違反基礎レベルは USSG § 2R1.1(a)により 12

(b) 入札談合は USSG § 2R1.1(b)(1)により 1 プラス

(c) 被告人に帰属する通商金額は、USSG § 2R1.1(b)(2)によれば 1 億ドル超 2 億 5 千万ドル未満の範囲であるので 8 プラス

(d) 被告人の役割は USSG § 3B1.1(a)によれば 4 プラス

(e) 自己責任を認めたことにより USSG § 3E1.1 により 3 マイナス

(f) 上記を合計するとレベルは 22 となる。これは禁錮 41～51 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1)²⁷⁴によれば罰金 115～575 万ドルになる。

【英国カルテル違反】

第 8 条：被告人は 2003 年 6 月から 2007 年 5 月までの間、次のことを合意し実施し、又はさせたことを理由に、2002 年英国企業法 188 条違反により英国公正取引庁（以下、OFT という）により刑事訴追されることを了解している。

(a) 英国におけるマリンホース及び付属部品の価格協定、

(b) 英国におけるマリンホース及び付属部品の供給制限

(c) 英国におけるマリンホース及び付属部品の供給割当

(d) 英国におけるマリンホース及び付属部品の顧客割当又は

(e) 入札談合

被告人は OFT に対する継続的な協力を確認する。

第 9 条：2002 年英国企業法 190 条によればカルテルは禁錮 5 年である。罰金額について上限はない。また最低限度の禁錮、罰金の定めはない。

第 10 条：合衆国と被告人は次の通り裁判所に共同で申立てる。

(a) 英国当局への捜査協力、英国当局との答弁合意、そして服役することを可能とするため、米国での量刑前に被告人を英国に移送すること、かつ

(b) 英国での答弁合意と服役の為に米国での量刑を延期すること

第 11 条：裁判所の許可があれば、被告人はロンドンヒースロー空港へと移送され、到着後直ちにロンドン警察により逮捕される。そして OFT の訊問を受け、下記条件が満たされれば保釈金支払で保釈される。

(a) 旅券を提出すること、海外渡航申請を行わないこと

(b) 英国裁判所の管轄内に止まること

(c) 保釈金を用意すること

(d) 英国 Lincolnshire の自宅に居住すること

(e) ロンドン警察に定期的に出頭すること

第 12 条：第 10 条に関する裁判所許可があれば、英国での量刑を終了後そして米国での量刑審理予定日の 10 日前までに米国に戻ることを合意する。但し、本答弁書 17 条に規定する連邦刑事手続規則 43 条(c)(1)(B)²⁷⁵に基づく量刑審理欠席の場合を除く。英国で収監されていない場合

²⁷⁴ 自然人の罰金レンジは通商金額の 1～5%であるが、2 万ドル以上でなければならない。

²⁷⁵ (c) (1) A defendant who was initially present at trial, or who had pleaded guilty or

は、被告人は合衆国からの通知受領後 20 日以内に米国に戻ることに合意する。

第 13 条：被告人は本合意書 12 条及び 21 条の義務は米国が犯人引渡をを求めることを停止条件とするものでないことに合意する。

第 14 条：被告人は英国での訴追事実は、米国での刑事訴追又は正式起訴に関連して米国憲法修正第 5 条での二重処罰禁止又は適正手続確保の抗弁にならないことを了解する。また米国での刑事訴追が英国での刑事訴追を妨げるいかなる権利も生じさせないことを了解する。そしてこうした抗弁を強制されることなく自由意思で放棄する。

【量刑合意】

第 15 条：合衆国と被告人は、罰金 10 万ドル、但し刑の宣告から 15 日以内に全額支払うこと。及び禁錮 30 か月を裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて 100 ドルの査定額を支払うことを了解している。

第 16 条：合衆国と被告人は、前条の禁錮期間は英国での禁錮 1 日当たり 1 日が減じられるよう共同して申立てる。但し英国判決が執行猶予付きの禁錮刑であった場合は米国の禁錮刑期間の短縮はないものとする。被告人は英国裁判所に本合意書 15 条の定める禁錮刑よりも軽い禁錮刑の請願をしないことを合意する。

第 17 条：裁判所が被告人の英国帰国と量刑延期を許可するのであれば、合衆国と被告人は、量刑前報告書 (Pre-Sentencing Report:PSR) の提出を英国裁判所の判決後とすること、英国裁判所の判決については直ちに裁判所に通知することを合意する。裁判所の量刑について、合衆国と被告人は次の通り合意する。

(a) もし英国裁判所の量刑が 30 か月超であれば、裁判所は被告人の出頭を求めず、PSR なしで量刑手続を進めることを裁判所に求める。

(b) もし英国裁判所の量刑が 30 か月未満であれば、被告人は裁判所に出頭し、PSR の要不要につき、裁判所に決定を求める。

第 18 条：被告人に対する推奨された量刑は USSG の定める量刑より下回っているため、被告人の協力遂行に応じて、合衆国は、USSG § 5K1.1 により低減申請を行うことに合意する。

第 19 条：合衆国は、被告人の協力及び今後の協力態度についても裁判所及び更生局に対して助言する。

第 20 条：裁判所は量刑について全く拘束されない裁量をもっていることについて、合衆国と被告人は理解している。

(a) もし裁判所が推奨量刑を受け入れない場合は、本合意書は 20 条(b)を除き無効とする。

(b) 被告人が本合意書を撤回する場合は、合衆国は、連邦証拠規則 410 条の定める例外規定を除き、被告人からの一切の情報を刑事民事いずれにも使用しない。

【被告人の協力】

第 21 条：被告人はマリンホースに関する反トラスト法刑事事件及びその関連事件について合衆国に全面的に協力する。この協力には、合衆国の要求する資料提供、証言、情報提供などを含む。尚、その際、偽証、虚偽申告、証拠隠滅、法廷侮辱などについて責めを負う。

nolo contendere, waives the right to be present under the following circumstances:(B) in a noncapital case, when the defendant is voluntarily absent during sentencing; or

【合衆国の合意】

第 22 条：合衆国は更なる刑事訴追はしない。但し、民事法、租税法、証券取引法、暴力事件はこの限りでない。

第 23 条：

(a) 被告人の協力がある限り、合衆国は被告人の国外追放を請求しない。

(b) 合衆国出入国管理局は、国外追放を請求しないことを本合意書に記載することに合意している。

(c) 被告人は非居住者としての出入国ビザを取得することが出来る。

(d) 国外追放しないという合意は被告人が本合意書を遵守する限り、有効である。

(e) 被告人は他の重罪を犯した場合には反トラスト局長に連絡する。

(f) 被告人の契約違反により合衆国が国外追放しない合意を取消した場合、被告人は当該取消を争う権利を遡及的に失う。

第 24 条：合衆国は、他の行政機関が被告人に対して何等かの措置を取る場合に、被告人から要求があれば、被告人の協力姿勢等について当該行政機関に助言する。

【弁護人の弁護】

第 25 条：被告人は米国弁護人及び英国弁護士による弁護を受けており、それらの弁護活動に満足している。被告人は本合意書を十分検討し、かつ米国及び英国弁護人から本合意書各条項及び合意書締結以外の代替的方策について助言を受けた上で、本合意書を締結した。

【任意の答弁】

第 26 条：被告人による答弁合意書締結及び有罪答弁は自由意思に基づく任意のものである。合衆国は裁判所が本合意書を受け入れるか拒否するかについて何ら約束、表明をしていない。

【契約違反】

第 27 条：被告人が本合意書 12 条又は 21 条に違反した場合その他の条項に違反した場合、合衆国は訴追をする。その場合に、公訴時効は本書締結日から合衆国の被告人に対する違反通知の 6 か月後までの期間、延長される。

第 28 条：被告人に違反があった場合、被告人は提出したあらゆる書類等が合衆国により使用されようとも異議を唱えない。

【完全な合意】

第 29 条：本合意書は合衆国と被告人の完全な合意である。両者が署名した書面によってのみ修正ができる。

第 30 条：合衆国の署名者は、本合意書署名について司法長官の承認をえている。

第 31 条：ファックスの署名もオリジナルとみなす。本合意書締結の為に複数の署名ページがあることを認める。

2007 年 12 月 3 日

署名：被告人

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

米国弁護人/英国弁護人

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 PW は英国を拠点にカルテルの調整役を行っていたこと。
- ②その期間は 1999 年から 2007 年 5 月までであること。

- ③被告人 PW の調整に対してマリンホースメーカーは報酬を支払っていたこと。
- ④シャーマン法 1 条違反と 2002 年英国企業法 188 条違反という 2 国の法に違反とされたこと。
- ⑤これについては二重処罰禁止、適正手続確保という観点からの抗弁を放棄させられていること。
- ⑥実刑については英米で禁錮日数の相殺を行ったこと。罰金についてはそうした取扱は行わなかったこと。
- ⑦米国弁護人と英国弁護人が弁護をしたこと。
- ⑧量刑ガイドラインでの禁錮期間 41～51 か月に対して量刑合意は 30 か月、罰金額 115 万ドル～575 万ドルに対して量刑合意は 10 万ドルとかなり減刑が行われていること。

(2) Bryan Allison の答弁合意書 (事件番号 07-cr-487-01)

2007 年 12 月 3 日にテキサス州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2007 年 12 月 12 日に全 31 条からなる 2007 年 12 月 3 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 10 : Bryan Allison 答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) と Bryan Allison (以下、被告人という) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

【犯罪事実】

第 4 条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a) 本合意書において 1999 年から 2007 年 5 月までを対象期間という。被告人は 2001 年よりダンロップでマリンホースの販売責任者であった。対象期間におけるダンロップの米国取引高は 1000 万ドル超 4000 万ドル未満である。

(d) 対象期間中、共謀はテキサス州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカーのうち 1 社はヒューストンに事務所をもっている。少なくとも 1 回、共謀メンバーはヒューストンでの共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【量刑ガイドライン】

第 7 条：合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(f) 上記を合計するとレベルは 18 となる。これは禁錮 27～33 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1) によれば罰金 30～150 万ドルになる。

【英国カルテル違反】

第 8 条：被告人は 2003 年 6 月から 2007 年 5 月までの間、次のことを合意し実施し、又はさせたことを理由に、2002 年英国企業法 188 条違反により英国公正取引庁 (以下、OFT という) により刑事訴追されることを了解している。

【量刑合意】

第 15 条：合衆国と被告人は、罰金 10 万ドル、但し刑の宣告から 15 日以内に全額支払うこと。及び禁錮 24 か月を裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて 100 ドルの査定額を支払うことを了解している。

第 16 条：合衆国と被告人は、前条の禁錮期間は英国での禁錮 1 日当たり 1 日が減じられるよう

共同して申立てる。但し英国判決が執行猶予付きの禁錮刑であった場合は米国の禁錮刑期間の短縮はないものとする。被告人は英国裁判所に本合意書 15 条の定める禁錮刑よりも軽い禁錮刑の請願をしないことを合意する。

2007 年 12 月 3 日

署名：被告人

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

米国弁護士/英国弁護士

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 Allison はダンロップの幹部でカルテルに参加していたこと。
- ②被告人 Allison は 2001 年から 2007 年 5 月までマリンホース販売の責任者であったこと。
- ③シャーマン法 1 条違反と 2002 年英国企業法 188 条違反という 2 国の法に違反とされたこと。(これについては被告人 PW と同じく二重処罰禁止、適正手続確保という観点からの抗弁を放棄させられている。)
- ④実刑については英米で禁錮日数の相殺を行ったこと。罰金についてはそうした取扱は行わなかったこと。
- ⑤米国弁護士と英国弁護士が弁護をしたこと。
- ⑥量刑ガイドラインでの禁錮期間 27～33 か月に対して量刑合意は 24 か月、罰金額 30 万ドル～150 万ドルに対して量刑合意は 10 万ドルとかなり減刑が行われていること。

(3) David Brammar との答弁合意書内容 (事件番号 4:07-cr-487-02)

2007 年 12 月 3 日にテキサス州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2007 年 12 月 12 日に全 31 条からなる 2007 年 12 月 3 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 11 : David Brammar 答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) と David Brammar (以下、被告人という) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

【犯罪事実】

第 4 条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a) 本合意書において 1999 年から 2007 年 5 月までを対象期間という。被告人はダンロップでマリンホースの販売担当者であった。対象期間におけるダンロップの米国通商金額は 1000 万ドル超 4000 万ドル未満である。

(d) 対象期間中、共謀はテキサス州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカーのうち 1 社はヒューストンに事務所をもっている。少なくとも 1 回、共謀メンバーはヒューストンでの共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【量刑ガイドライン】

第 7 条：合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(f) 上記を合計するとレベルは 17 となる。これは禁錮 24～30 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1) によれば罰金 30～150 万ドルになる。

【英国カルテル違反】

第8条：被告人は2003年6月から2007年5月までの間、次のことを合意し実施し、又はさせたことを理由に、2002年英国企業法188条違反により英国公正取引庁（以下、OFTという）により刑事訴追されることを了解している。

【量刑合意】

第15条：合衆国と被告人は、罰金7万5千ドル、但し刑の宣告から15日以内に全額支払うこと。及び禁錮20か月を裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて100ドルの査定額を支払うことを了解している。

第16条：合衆国と被告人は、前条の禁錮期間は英国での禁錮1日当たり1日が減じられるよう共同して申立てる。但し英国判決が執行猶予付きの禁錮刑であった場合は米国の禁錮刑期間の短縮はないものとする。被告人は英国裁判所に本合意書15条の定める禁錮刑よりも軽い禁錮刑の請願をしないことを合意する。

2007年12月3日

署名：被告人

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

米国弁護士/英国弁護士

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 Brammar はダンロップの幹部でカルテルに参加していたこと。
- ②被告人 Allison は1999年から2007年5月までマリンホース販売担当者であったこと。
- ③シャーマン法1条違反と2002年英国企業法188条違反という2国の法に違反とされたこと。（これについては被告人 PW と同じく二重処罰禁止、適正手続確保という観点からの抗弁を放棄させられている。）
- ④実刑については英米で禁錮日数の相殺を行ったこと。罰金についてはそうした取扱は行わなかったこと。
- ⑤米国弁護士と英国弁護士が弁護をしたこと。
- ⑥量刑ガイドラインでの禁錮期間24～30か月に対して量刑合意は20か月、罰金額30万ドル～150万ドルに対して量刑合意は7万5千ドルとかなり割引が行われていること。

（4）Christian Caleca の答弁合意書（事件番号07-cr-60269）

2007年11月6日にフロリダ州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2007年11月15日に全24条からなる2007年12月3日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点12：Christian Caleca 答弁合意書】

本合意書は、合衆国（United State of America）と Christian Caleca（以下、被告人という）との間で連邦刑事手続規則11(c)(1)(c)に基づき締結された。

【犯罪事実】

第4条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a) 本合意書において1999年から2007年5月までを対象期間という。被告人はトレルボルグでマリンホースを含む工業用資材部門の責任者であった。対象期間におけるトレルボルグの

米国取引高は 1000 万ドル超 4000 万ドル未満である。

(d) 対象期間中、共謀はフロリダ州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカーのうち 1 社はフロリダ州ブロワード郡に事務所をもっている。少なくとも 1 回、共謀メンバーはフロリダ州モンロー郡での共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【量刑ガイドライン】

第 7 条：合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(f) 上記を合計するとレベルは 17 となる。これは禁錮 24～30 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1) によれば罰金 10～50 万ドルになる。

【量刑合意】

第 8 条：合衆国と被告人は、罰金 7 万 5 千ドル及び禁錮 20 か月を裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて 100 ドルの査定額を支払うことを了解している。

署名：被告人
 弁護士

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 Caleca はトレルボルグの幹部でカルテルに参加していたこと。
- ②被告人 Caleca は 1999 年から 2007 年 5 月までマリンホースを含む産業ホース部門の責任者であった。
- ③シャーマン法 1 条違反とされたこと。
- ④量刑ガイドラインでの禁錮期間 24～30 か月に対して量刑合意は 14 か月、罰金額 10 万ドル～50 万ドルに対して量刑合意は 7 万 5 千ドルとかなりの減刑が行われていること。

(5) Jacques Cognard との答弁合意書（事件番号 07-cr-60269）

2007 年 11 月 6 日にフロリダ州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2007 年 11 月 15 日に全 24 条からなる 2007 年 12 月 3 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 13：Jacques Cognard 答弁合意書】

本合意書は、合衆国（United State of America）と Jacques Cognard（以下、被告人という）との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(c) に基づき締結された。

【犯罪事実】

第 4 条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a) 本合意書において 1999 年から 2007 年 5 月までを対象期間という。被告人はトレルボルグでマリンホースを含む工業用資材部門の責任者であった。対象期間におけるトレルボルグの米国取引高は 1000 万ドル超 4000 万ドル未満である。

(d) 対象期間中、共謀はフロリダ州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカーのうち 1 社はフロリダ州ブロワード郡に事務所をもっている。少なくとも 1 回、共謀メンバーはフロリダ州モンロー郡での共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【量刑ガイドライン】

第7条：合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(f) 上記を合計するとレベルは 17 となる。これは禁錮 24～30 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1)によれば罰金 10～50 万ドルになる。

【量刑合意】

第8条：合衆国と被告人は、禁錮 14 か月及び罰金 10 万ドルを裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて 100 ドルの査定額を支払うことを了解している。

署名：被告人
 弁護士

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 Cognard はトレルボルクの幹部でカルテルに参加していたこと。
- ②被告人 Cognard は 1999 年から 2007 年 5 月までマリンホースの販売担当者であった。
- ③シャーマン法 1 条違反とされたこと。
- ④量刑ガイドラインでの禁錮期間 24～30 か月に対して量刑合意は 14 か月、罰金額 10 万ドル～50 万ドルに対して量刑合意は 10 万ドルとかなりの減刑が行われていること。但し罰金額は上司である被告人 Caleca の 7 万 5 千ドルに比べも高いこと。

(6) Robert Furness の答弁合意書 (事件番号 08-cr-60198)

2008 年 7 月 28 日にフロリダ州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2008 年 10 月 10 日に全 21 条からなる 2008 年 7 月 24 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 14 : RobertFurness 答弁合意書】

本合意書は、合衆国 (United State of America) と Robert Furness (以下、被告人という) との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(B) に基づき締結された。

【犯罪事実】

第4条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a) 本合意書において 1999 年から 2007 年 5 月までを対象期間という。被告人は 1999 年から 2006 年 12 月 31 日までフロリダ州フォート・ローダデール所在のマヌーリ米国子会社の社長で、2007 年 1 月 1 日から 2007 年 5 月まではマヌーリの顧問である。対象期間におけるマヌーリの米国取引高は 1000 万ドル超 4000 万ドル未満である。

(d) 対象期間中、共謀はフロリダ州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカーのうち 1 社はフロリダ州ブロード郡に事務所をもっている。少なくとも 1 回、共謀メンバーはフロリダ州モンロー郡での共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【量刑ガイドライン】

第7条：合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(f) 上記を合計するとレベルは 17 となる。これは禁錮 24～30 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1)によれば罰金 21～105 万ドルになる。

【量刑合意】

第 8 条：合衆国と被告人は、禁錮 14 か月及び罰金 7 万 5 千ドルを裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて 100 ドルの査定額を支払うことを了解している。

第 11 条：合衆国と被告人は、第 8 条で合意した刑罰を認めるか否かについて、裁判所に裁量があることを承知している。連邦刑事手続規則 11(c)(1)(B)により、もし裁判所が合意した推奨量刑を認めなかった場合でも、被告人は有罪答弁を撤回できない。

署名：被告人
 弁護士

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 Furness は 2006 年末までマヌーリの米国子会社社長を務め、その後はマヌーリの顧問（コンサルタント）であった。
- ②被告人 Furness は 1999 年から 2007 年 5 月までマリンホースのカルテルに参加していたためシャーマン法 1 条違反とされたこと。
- ③量刑ガイドラインでの禁錮期間 24～30 か月に対して量刑合意は 14 か月、罰金額 21 万ドル～105 万ドルに対して量刑合意は 7 万 5 千ドルとかなりの割引が行われていること。
- ④被告人 Furness の答弁合意書は、(B) タイプの答弁書である。すなわち、合衆国として被告人の量刑要求に反対せず、量刑は裁判所の判断に任せる、又被告人は量刑如何により有罪答弁を撤回できないというものである。被告人 Furness が (B) タイプの答弁書を選んだ理由については不明である。

(7) Charles Gillespie の答弁合意書（事件番号 4:08-cr-00234）

2008 年 4 月 17 日にテキサス州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2008 年 5 月 8 日に全 21 条からなる 2008 年 4 月 10 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 15：Charles Gillespie 答弁合意書】

本合意書は、合衆国（United State of America）と Charles Gillespie（以下、被告人という）との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(C)に基づき締結された。

【犯罪事実】

第 4 条：事実審が行われれば、合衆国は次の事実を証明する。

(a) 本合意書において 1999 年から 2007 年 5 月までを対象期間という。被告人はマヌーリのフロリダ州事務所の地区販売課長であり、対象期間におけるマヌーリの米国取引高は 1000 万ドル超 4000 万ドル未満である。

(b) 被告人は 2000 年から 2007 年 5 月まではマリンホースの共謀に参加した。

(d) 対象期間中、共謀はテキサス州南部地区で行われた。共謀したマリンホースメーカー

のうち1社はテキサス州ヒューストンに事務所をもっている。少なくとも1回、共謀メンバーはテキサス州ヒューストンでの共謀実施打ち合わせのための会合を行った。

【量刑ガイドライン】

第7条：合衆国と被告人は USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

(f) 上記を合計するとレベルは 14 となる。これは禁錮 15～21 か月であり、USSG § 2R1.1(c)(1)によれば罰金 21～105 万ドルになる。

【量刑合意】

第8条：合衆国と被告人は、禁錮1年1日及び罰金2万ドルを裁判所に対し共同して推奨する。保護観察期間は不要、不法利得の没収については民事訴訟提起されていることから不要であることに合衆国は同意する。被告人は罰金に加えて100ドルの査定額を支払うことを了解している。

署名：被告人
 弁護士

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

上記合意書から下記のことが読み取れる。

- ①被告人 Gillespie は 1999 年から 2007 年 5 月までマヌーリのフロリダ事務所に勤務していたこと。
- ②被告人 Gillespie は 2000 年から 2007 年 5 月までマリンホースのカルテルに参加していたためシャーマン法 1 条違反とされたこと。
- ③量刑ガイドラインでの禁錮期間 24～30 か月に対して量刑合意は 1 年 1 日、罰金額 21 万ドル～105 万ドルに対して量刑合意は 2 万ドルとかなりの減刑が行われていること。

(8) Misao Hioki の答弁合意書（事件番号 4:08-cr-00795）

2008 年 12 月 8 日にテキサス州南部地区連邦地裁に略式起訴状が提出され、2008 年 12 月 10 日に全 28 条からなる 2008 年 4 月 10 日付合意書が提出された。合意書骨子は次の通りである。

【要点 16：Misao Hioki 答弁合意書】

本合意書は合衆国と Misao Hioki（以下、被告人）との間で連邦刑事手続規則 11(c)(1)(B)により締結された。

【被告人の権利】

第1条：被告人は次の権利を了解している。

- (a) 弁護士による弁護を受けること。
- (b) 大陪審による正式起訴されること。
- (c) 日本居住の日本人として、テキサス州南部地区連邦地裁での訴追につき管轄権を争うこと。
- (d) 無罪答弁をすること。
- (e) 陪審による事実審をうけること、そこでは無罪の推定を受けること、有罪の判断を得るために合衆国は合理的疑いを抱く余地がないまで訴因のすべての要件を証明しなければならないこと。
- (f) 合衆国側証人に反対尋問、再尋問すること、防御の為自己の証人を召喚すること

(g) 自白を強制されないこと

(h) 有罪とされた場合に控訴すること。

(i) 量刑について控訴すること。

【有罪答弁と権利放棄】

第 2 条

・ 被告人は第 1 条(b)-(h)の権利を放棄する。

・ 量刑が本合意書第 10 条に定める推奨量刑以下の場合は、控訴権を放棄する。

・ 連邦刑事訴訟規則 7(b)により、被告人は大陪審による正式起訴される権利を放棄し、略式起訴状記載の 2 つの訴因に対する有罪答弁をする。

・ 略式起訴状訴因 1 によれば、被告人は、2004 年 1 月から 2007 年 5 月までの間、米国その他において販売されるマリンホースについて入札談合、価格協定、市場分割の共謀に参加しシャーマン法 1 条に違反して外国及び州際通商を不合理に制限した。

・ 略式起訴状訴因 2 によれば、被告人は、18 U.S.C. § 371 に違反し、すなわち、海外不正支払防止法 (FCPA) の贈賄条項に違反した。

第 3 条：被告人は、第 2 条記載の刑事訴追に対して有罪答弁を行い、第 4 条記載の犯罪事実を認める。

【公訴事実】

第 4 条：本合意書記載の事実は本犯罪に関して、もしくは被告人が知る事実に関してすべてを記載しているわけではない。また量刑に当たり裁判所が考慮するすべての事実が記載されているわけではない。

(z) 被告人は 2004 年 1 月から 2007 年 5 月まで(以下、対象期間という)、会社 1²⁷⁶の工業用品海外部の部長であった。会社 1 は日本法人で対象期間中、マリンホース、マリンフェンダー、コンベアベルト、ラバーダム等を製造し、米国及びその他の地域で販売していた。マリンホースとはタンカーと貯蔵施設又はブイの間で油を送るために使用される屈伸可能なゴムホースである。

(aa) 被告人は部長として、マリンホースその他工業用品の海外販売を統括し、日本その他の販売員を監督し、上司や部下とともに会社 1 の価格決定を承認した。工業用品海外部の部下には課長、担当者がいる。対象期間中、会社 1 の工業用品海外部はマレーシア、英国、米国に子会社を有し、そこにいる人員は被告人の指揮命令下にある。米国子会社は北米、中南米でマリンホースその他製品を販売しており、米国子会社はそのヒューストン事務所を通じてラテンアメリカの顧客に販売していた。

訴因 1

(bb) 1999 年から 2007 年 5 月まで、共謀者らは米国その他で販売されるマリンホース販売に関して入札談合、価格協定、市場分割を行った。被告人は、共謀を行う為、マリンホース他社の幹部と会合をするほか、カルテルコーディネーターとして働いた個人とも会合した。共謀に参加したメーカーはコーディネーターに新規物件情報を渡し、コーディネーターは誰がどの物件をとるというメーカー間の合意に従って、その新規物件譲歩を割り振った。

²⁷⁶ 会社 1 がブリヂストンを指すことは明らかである。

- (d) 対象期間中、被告人に帰すべき売上高は 1000 万ドル超 4000 万ドル以下である。
- (e) 対象期間中、共謀はテキサス州南部地区で行われた。少なくとも 1 回、共謀メンバーはヒューストンでの共謀実施打ち合わせのための会合を行った。被告人は共謀について話し合う為、カルテルコーディネーターとヒューストンで会合した。

訴因 2

(f) 会社 1 の地域子会社は口銭ベースでの契約を各地の販売代理店、とりわけアルゼンチン、ブラジル、エクアドル、メキシコ、ベネズエラと締結していた。販売代理店の役割は見込顧客との間に取引関係をつくることそして新規案件の情報を取得することであった。多くの販売代理店は、会社 1 の工業用品の顧客である政府系企業の職員と関係を有していた。

(g) 対象期間中はもとより、その前から会社 1 は中南米その他の販売代理店を通じて政府系企業の職員又は私企業の従業員に不正支払を行ってきた。対象期間中、会社 1 は米国子会社を通じて中南米の政府系企業職員及び私企業従業員に不正払いを行った。

(h) ラテンアメリカの案件を確保するため、とりわけメキシコの案件を確保するため、会社 1 は米国子会社の販売代理店を通じて国有企業の職員に不正払いを行った。製品別に詳細は異なるが、ほとんど同じようなパターンをとっている。

各地販売代理店が新規案件情報を集め、それを会社 1 の子会社に提供する。子会社は販売代理店が提供した情報を、特定製品に責任をもつ会社 1 の担当者に提供する。

(i) 販売代理店は国有企業職員に取引予定額の何パーセントかを払う約束をしている。地域子会社の従業員も会社 1 の従業員もこの支払を認識している。

(j) 会社 1 と米国子会社の従業員はこうした支払を隠ぺいした。例えば、米国子会社から会社 1 へのファックスには支払詳細、金額、支払先が書かれていたが、「読後破棄」という手書きがあった。また不正支払にかんしては記録を残さないために電話連絡が行われた。

(k) 会社 1 の決裁書とよばれる書類には、口銭を含む取引価格の詳細について担当者、課長、部長の承認印がおされていた。不正支払が含まれる特定の場合には部長は更に上位職者の印を求めた。

(l) 会社 1 が不正払いを承認した後に、その地域子会社は販売代理店を通じて入札を行った。もし地域販売子会社が案件を落札した場合、販売代理店に口銭が支払われるが、顧客の従業員への不正払いを含む口銭であった。販売代理店は受領した口銭から顧客の従業員への不正払いを行った。

(m) 対象期間以前から対象期間終了まで、被告人の共謀者たちは不正払いの共謀を行った。被告人は対象期間に不正払いの共謀に参加した。対象期間中の直接又は間接の不正払いは 100 万ドル超になる。

(n) 被告人は不正払いの承認を行った。そして被告人は不正払いが米国法上違法であることを承知していた。

(o) 上記(f)から(n)に加え、下記の行為がテキサス州南部地区で行われた。

- ・ヒューストン所在の米国子会社従業員は、会社 1 の従業員から問い合わせにファックスで答えて、不正払いのパーセントと最終的に受領する国有企業の職員を特定した。

- ・ヒューストン所在の米国子会社従業員は、会社 1 の従業員からの問い合わせにメールで答えて、不正払いが必要な案件について協議した。

- ・ヒューストン所在の米国子会社従業員は、会社 1 の従業員からの問い合わせに電話で答え

て、不正払いについて協議した。

【法定最高刑】

第 5 条：訴因 1 について、被告人は、シャーマン法 1 条の刑は、禁固は 10 年を限度とし、罰金は 100 万ドル、違反行為から得た粗利の 2 倍又は違法行為による損失の 2 倍のいずれか高い金額であることを了解する。また保護観察期間は禁固終了後 3 年間、その間に保護観察期間の規律を破ると 2 年間の禁固刑があることを了解する。

第 6 条：訴因 2 について、被告人は、18USC § 371 の刑は、禁固は 5 年を限度とし、罰金は 25 万ドル、違反行為から得た粗利の 2 倍又は違法行為による損失の 2 倍のいずれか高い金額であることを了解する。また保護観察期間は禁固終了後 3 年間、その間に保護観察期間の規律を破ると 2 年間の禁固刑があることを了解する。

第 7 条：被告人は、裁判所によって違反行為に関する不当利得返還命令、特別査定額 100 ドル支払い命令があることを了解する。

【量刑ガイドライン】

第 8 条：被告人は、量刑ガイドライン (USSG) には強制力はないこと。しかし裁判所は量刑に際して参照することを義務付けられていること。裁判所による USSG の判断は、証拠の優越原則によることを了解している。

第 9 条：合衆国と被告人は訴因 1 と訴因 2 は USSG § 3D.1.2.による密接な関連性があるものとして分類されるものではないことに合意する。そして、USSG § 6B1.4 に従い、次の通り合意する。

訴因 1 について：

- (i) 違反基礎レベルは USSG § 2R1.1(a)により 12
- (ii) 入札談合は USSG § 2R1.1(b)(1)により 1 プラス
- (iii) 被告人に起因する売上高は、USSG § 2R1.1(b)(2)によれば 1000 万ドル超 4000 万ドル以下の範囲であるので 4 プラス
- (iv) 被告人の役割は USSG § 3B1.1(b)によれば 3 プラス
- (v) 訴因 1 の修正後の違反レベルは 20 となる

訴因 2 について

- (i) 違反基礎レベルは USSG § 2C1.1(a)(2)により 12
- (ii) 贈賄 1 回超は USSG § 2C1.1(b)(1)により 2 プラス
- (iii) 被告人に起因する不正支払額は、USSG § 2C1.1(b)(2)によれば 100 万ドル超の範囲であるので 16 プラス
- (iv) 訴因 2 の修正後の違反レベルは 30 となる

訴因 1 と訴因 2 を統合した違反レベルは USSG § 3D1.4 により 30

被告人はその責任を認めているので USSG § 3E1.1 により 3 マイナス。但し合衆国が追加証拠、情報を入手した場合には、合衆国は拘束されない。

上記により被告人の有罪答弁による修正違反レベルは 27 となる。USSG によればレベル 27 は禁錮 70 から 87 か月である。訴因 1 について USSG § 2R1.1(c)(1)によれば、罰金 107,000 から 535,000 ドルである。訴因 2 について USSG § 5E1.2(c)(3)によれば 12,500 から 125,000 ドルである。

【量刑合意】

第 10 条：合衆国と被告人は、裁判所に対し共同して罰金 8 万ドル、但し刑の宣告から 15 日以内に 4 万ドル、刑宣告日から 1 年以内に 4 万ドルを支払う。繰り上げ支払可、及び禁錮 2 年を推奨する。

不法利得の没収については民事訴訟提起されていることからこれを命じない。尚、訴因毎に 300 ドルの査定額を支払うこと。

第 11 条：合衆国は被告人がカリフォルニア州 Lompoc 刑務所の軽微警護棟への入所を希望することに異議を唱えない。また刑宣告日後に仮釈放を受け、その後裁判所又は監獄局（BOP）指定日に入所することを妨げない。

第 12 条：合衆国は、被告人の協力姿勢を評価し、USSG 以下の量刑とするよう申立を行う。

第 13 条：合衆国は、被告人の協力及び今後の協力についても裁判所及び更生局に対して助言する。

第 14 条：合衆国と被告人は、第 8 条で合意した刑罰を認めるか否かについて、裁判所に裁量があることを承知している。連邦刑事手続規則 11(c)(1)(B)により、もし裁判所が合意した推奨量刑を認めなかった場合でも、被告人は有罪答弁を撤回できない。

【被告人の約束】

第 15 条：被告人はマリンホースに関する反トラスト法刑事事件及び海外不正支払事件及びその関連事件について合衆国に全面的に協力する。この協力には、合衆国の要求する資料提供、証言、情報提供などを含む。尚、その際、偽証、虚偽申告、証拠隠滅、法廷侮辱などについて責めを負う。

【合衆国の合意】

第 16 条：合衆国は更なる刑事訴追はしない。但し、民事法、租税法、証券取引法、暴力事件はこの限りでない。

第 17 条：合衆国は被告人の米国通行に関して無害通行、不逮捕を保証する。但し、偽証、虚偽申告、証拠隠滅、法廷侮辱などについてはこの限りではない。

第 18 条：合衆国は、他の行政機関が被告人に対して何等かの措置を取る場合に、要求があれば、被告人の協力姿勢等について当該行政機関に助言する。

【弁護人による弁護】

第 19 条：被告人は弁護人による弁護を受けており、その弁護活動に満足している。被告人は本合意書を十分検討し、かつ弁護人からその性格、可能な防御及び判決の見込みについて助言を受けていることを認める。

【任意の答弁】

第 20 条：被告人による答弁合意書締結及び有罪答弁は自由意思に基づく任意のものである。合衆国は裁判所が本合意書を受け入れるか拒否するかについて何ら約束、表明をしていない。

【契約違反】

第 21 条：被告人に本書 15 条に定める協力義務違反があった場合、訴追を受けることを承知している。その場合に、公訴時効は本書締結日から合衆国の被告人に対する違反通知の 6 か月後までの期間、延長される。

第 22 条：被告人に違反があった場合、被告人が提出したあらゆる書類が合衆国により使用されようとも異議を唱えない。

第 23 条：被告人に違反があった場合、米国が犯罪人引渡要求をすることについて異議を唱えな

い。

【完全な合意】

第 24 条：本合意書は合衆国と被告人の完全な合意である。両者が署名した書面によってのみ修正ができる。

第 25 条：合衆国の署名者は、本合意書署名について司法長官の承認をえている。

第 26 条：ファックス、PDF の署名もオリジナルとみなす。

2012 年 1 月 30 日

署名：被告人

署名：司法省反トラスト局代理人弁護士

署名：弁護士

上記合意書から次のことが読み取れる。

- ①被告人 Hioki は 2004 年 1 月から 2007 年 5 月まで（以下、対象期間という）マリンホースの共謀に関与した。
- ②被告人 Hioki は対象期間にラテンアメリカにおける外国公務員への不正支払に関与した。
- ③これらを併合罪として扱おうと、マリンホースカルテルについての、有責スコアは 20 で、ラテンアメリカ各国の公務員に対する不正支払についての有責スコアは 30 で、高い方の数値となるが、被告人は有責を認めているので 3 ポイントマイナスとなり有責スコアは 27 となる。これによる禁錮刑は 70～87 か月である。カルテルの罰金レンジは 107,000 から 535,000 ドルである。海外不正支払の罰金レンジは 12,500 から 125,000 ドルである。しかし量刑合意の禁錮は 2 年、罰金は 8 万ドルであるので、マリンホースのカルテルに関与しただけの他の被告人、とりわけ Whittle、Allison、Brammar と比べれば、減額があったと考えるべきであろう。
- ④被告人 Hiokis の答弁合意書は、(B) タイプの答弁書である。すなわち、合衆国として被告人の量刑要求に反対せず、量刑は裁判所の判断に任せる、又被告人は量刑如何により有罪答弁を撤回できないというものである。被告人 Hioki が (B) タイプの答弁書を選んだ理由については不明である。

4. まとめ

防舷材等の海洋商品に関するカルテル行為等に関して不正請求防止法に基づく民事訴訟が提起され、それを端緒として DOJ による海洋商品に関するシャーマン法第 1 条及び贈収賄罪に基づく刑事訴追が行われた。横浜ゴムは防舷材代理店が被疑者となったため、被疑者に加えられていたが、そもそも防舷材にはウレタンを充填するタイプと空気を充填するタイプがあり横浜ゴムは後者のみを製造していたので防舷材に関する刑事訴追の被疑者から外れたと思われる。そしてその際に横浜ゴムは社内の法令遵守体制見直しを行ったと思われる。その結果、マリンホースに関するカルテルの存在が判明したため、2006 年 6 月頃、主要国の競争当局に対するリニエンシー申請を行ったと推測する²⁷⁷。

DOJ が横浜ゴムを防舷材に関する刑事訴追から外し、その見返りとしてマリンホースの

²⁷⁷ 2009 年 7 月 9 日横浜ゴム発表 <http://www.yrc-pressroom.jp/pdf/20097916mg001.pdf>

カルテルについて DOJ にリニエンシー申請を行わせたとする新聞報道等で伝えられた DOJ と横浜ゴムの取引を推測させるものは公表資料からは読み取ることが出来なかった。新聞報道のような裏取引は存在せず、むしろ防舷材カルテル事件が引き金となり横浜ゴムの自浄作用によりマリンホース事件のリニエンシー申請が行われたという見方が、素直ではなかろうか。

マリンホース事件について、DOJ はリニエンシー申請を行った横浜ゴムを除く、5 社 8 名と答弁合意書を締結した。そこから明らかになった DOJ の見解は、遅くとも 1999 年から 2007 年 5 月までマリンホースの販売に関する共謀があった、具体的には入札談合、価格協定、シェア協定が行われた、そしてその共謀の実施にあたり Peter Whittle という元ダンロップ幹部が調整役となり共謀のルールに基づきマリンホースメーカーの利害を調整した、2005 年以降、共謀のルールによる利害調整が困難になる場合も生じてきたので 2007 年 5 月の業界トレードショーを利用して横浜ゴムも加えた共謀のルール再確認を図ろうとした、横浜ゴムの協力を得て調整役及びマリンホースメーカー担当者を逮捕できた、マリンホースのカルテルは石油メジャーの石油資源開発及び備蓄、そして米軍基地での石油備蓄に多大の損害を与えるものであると纏められる。

またマリンホース事件に関連して中南米における外国公務員に対する不正支払事件もあきらかになった。国際カルテルと外国公務員に対する不正支払の重複可能性については 1999 年 12 月 9 日に当時反トラスト局刑事訴追担当部長であった Gary R. Spratling がワシントンのフォーシーズンズホテルで次の趣旨の演説をしている²⁷⁸。

「そもそも外国公務員に対する不正支払は、①口利きする外国公務員への支払いと②契約担当の外国公務員への支払いの 2 種類がある。そして国際規模の建設プロジェクトを請負う建設会社が仲間どうしでプロジェクトの割当てを行えば、これはカルテル行為であるが、受注予定者が必ずあるプロジェクトを落札できるよう上記①②の公務員に支払をおこなえばこれは外国公務員に対する不正支払でもある。更にプロジェクトの割当ては金額ベースになるが、不正支払い金額は受注する為の経費としてプロジェクト金額から控除される仕組みになっている場合がある。」 Spratling の演説がぴったり当てはまる事件が、2007 年マリンホース事件の BS のケースであったといえよう。

答弁合意書の形式に関して、被告会社 5 社はすべて、C タイプの契約を締結した、被告人 8 人は 6 名が C タイプ、2 名が B タイプであった。B タイプを選んだ理由は不明であるが、推測すると次のようなことが考えられる。

- ①被告人として、DOJ との司法取引によって合意した量刑に満足していない。「裁判官に判断を委ねることで、増刑となる可能性もあるが、増刑になれば控訴すればよいだろう。むしろ減刑となる可能性もあるので、その可能性を残しておきたい。」と考えればタイプ B を選択することになる。
- ②訴追する DOJ がタイプ B しか認めない場合もある。通常 DOJ がドラフト段階で提示する合意書はタイプ B であるといわれている。DOJ としてはタイプ B からタイプ C に移行することで被告人から何らかの譲歩を引き出せるかもしれないという可能性を

²⁷⁸ <http://www.justice.gov/atr/public/speeches/3981.htm>

確保するために交渉の当初はタイプ B に固執することがある。DOJ がタイプ B に固執した場合、被告人は、司法取引を中断するという選択がある。しかしこれは陪審の評決に臨む覚悟が必要である。ホワイトカラーは通常これを好まない。

- ③従って、被告人としては、「DOJ に譲歩するくらいであれば、むしろタイプ B で構わない、どうせ判事は合意した量刑があれば、それ認可するのが簡単だと思っているはずだ。」と考えるであろう。
- ④こうした推測は切りがないが、タイプ B を選択した被告人 2 名は、合意量刑に満足しておらず、裁判官の判断に任せればより有利な（軽い）量刑となるかもしれないということに期待をかけたと思われる。
- ⑤被告会社であればタイプ B を選択することはない。司法取引により罰金額を確定させなければならないので是が非でもタイプ C を選ぶことになる。

第 2 節 欧州委とマリンホース事件

1. 欧州委員会決定²⁷⁹

欧州委員会決定（以下、本決定という）の内容は次の通りである。

【要点 17：マリンホース欧州委決定】

主文

【前書】

欧州委は、EC 条約²⁸⁰、EEA 協定、理事会規則 No.1/2003 第 7 条及び第 23 条 2 項、2008 年 4 月 28 日の本事件審査開始決定、理事会規則 No.1/2003 第 27 条 1 項及び欧州委規則 No.773/2004 第 12 条による関係事業者に対する聴聞手続（意見陳述の機会提供）、諮問欧州委意見そして聴聞官の最終報告書に基づき、2009 年 1 月 28 日に本決定を行った。

【主文各項】

第 1 項：名宛人、違反行為及び違反期間

名宛人 11 社は、それぞれ記載した期間、欧州市場のマリンホース分野において受注調整、価格協定、数量割当、販売条件協定、地理的市場分割、重要営業情報の交換など単一の継続的な違反（a single and continuous infringement）を行い、EC 条約第 81 条及び EEA 協定第 53 条に違反した。

- ① 株式会社ブリヂストン(以下、BS)：1986 年 4 月 1 日～2007 年 5 月 2 日
- ② Bridgestone Industrial Limited(以下、BSIL)：1989 年 12 月 19 日～2007 年 5 月 2 日
- ③ 横浜ゴム株式会社(以下、YRC)：1986 年 4 月 1 日～2006 年 6 月 1 日
- ④ Dunlop Oil & Marine Limited(以下、DOM)：1997 年 12 月 12 日～2007 年 5 月 2 日
- ⑤ ContiTech AG(以下、CT)：2000 年 7 月 28 日～2007 年 5 月 2 日
- ⑥ Continental AG(以下、CO)：2005 年 3 月 9 日～2007 年 5 月 2 日

²⁷⁹ 2009 年 7 月 21 日発表の決定公表版による。

²⁸⁰ 2009 年 12 月 1 日にリスボン条約²⁸⁰が発効したことともない、EC 条約²⁸⁰は EU 機能条約(the treaty on the functioning of the European Union (TFEU))と名称が変わり従来の EC 条約 81 条～86 条は TFEU101 条～106 条となったが、ここでは従来の名称及び条文番号を使用する。

- ⑦ Trelleborg Industries SAS(以下、TB) : 1986年4月1日～2007年5月2日
- ⑧ Trelleborg AB(以下、TBAB) : 1996年3月28日～2007年5月2日
- ⑨ パーカーITR Srl(以下、パーカーITR) : 1986年4月1日～2007年5月2日
- ⑩ Parker Hannifin Corporation(以下、PHC) : 2002年1月31日～2007年5月2日
- ⑪ Manuli Rubber Industries SpA(以下、MRI) : 1986年4月1日～1992年8月1日
及び1996年9月3日～2007年5月2日

第2項：制裁金

- ① BS : €58,500,000、うち€48,100,000はBSILとの連帯債務
- ② YRC : なし
- ③ DOM : €18,000,000、うち€16,000,000はCOとの連帯債務とし€7,100,000はCTとの連帯債務
- ④ TB : €24,500,000、うち€12,200,000はTRABとの連帯債務
- ⑤ パーカーITR : €25,610,000、うち€8,320,000はPHCとの連帯債務
- ⑥ MRI : €4,900,000

制裁金は本決定通知日から3ヶ月以内にソシエテジェネラル銀行の指定口座に€で振込むこと。遅延利息は2007年1月1日現在の欧州中央銀行市中貸出金利プラス3.5%とする。

第3項：排除措置

名宛人は、第1項記載の違反行為を直ちに中止せよ。今後第1項記載の行為を禁止する。また同一類似の行為を禁止する。

第4項：名宛人住所 (省略)

【後書】

本決定はEC条約256条²⁸¹、EEA協定110条により執行力をもつ。

ブラッセルにて、欧州委を代表して Neelie Kroes²⁸²

決定理由

【対象製品、市場、事業者】

(1) 製品

本事件の対象製品であるマリンホースとは、沖合施設(SPM又はSBM²⁸³と呼ばれるブイ、FPSO²⁸⁴と呼ばれる浮遊式の原油貯蔵のタンクシステム)からタンカーに石油を積込む、またタンカーから沖合施設若しくは港湾備蓄施設へ石油を積下ろしするため使用されるゴム製のホースである。海上浮遊式と潜水式の2種類があり、形状は直径6～24インチ、長さ40フィートで、技術規格団体Oil Companies International Marine Forum(OCIMF)²⁸⁵により規格、検査基準が定められている。

(2) 需要者

マリンホース需要者は、石油資源開発会社、石油精製会社、ブイメーカー、港湾局、政府

²⁸¹ TFEU299条

²⁸² 1941年7月19日生オランダ、ロッテルダム生。エラスムス大学卒。経済学修士。2004年—2009年欧州委員会 競争政策担当委員。

²⁸³ SPM: Single Point Mooring System, SBM: Single Buoy Moorings

²⁸⁴ FPSO: Floating Production Storage and Offloading Systems

²⁸⁵ <http://www.ocimf.com/index.cfm>

などである。需要形態として新規需要と取替需要の2つがある。新規需要の場合、SBM 又は FPSO などのメーカーまたはそうした沖合施設の設置を請負うエンジニアリング会社が OEM と呼ばれ、最終使用者である石油精製会社、港湾局などのためにマリンホース及び付属部品をマリンホース事業者からシステムで購入し設置する。取替需要の場合、最終使用者がマリンホース事業者から直接マリンホース及び付属部品を購入することが多い。新規需要と比べ取替需要の方が大きい。全世界におけるマリンホース年間売上高は約 150 億円程度といわれている。

(3) 使用地

マリンホースの主な使用地は、石油消費地から遠く離れた石油資源開発地域にある。1960 年、70 年代はペルシャ湾岸、北海、北米が主な使用地であったが、80 年代になると南米、90 年代になると西アフリカが主な使用地に加わった。

(4) マリンホース事業者

主な事業者は、ゴム・タイヤメーカー又はその事業再編により新たにマリンホース事業を始めた者である。

①BS は、1960 年代後半からマリンホースの製造販売を行い、1970 年代から輸出を行った。後に海外販売については英国の BSIL、米国の Bridgestone Industrial Products America, Inc. マレーシアの Bridgestone Engineered Products of Asia Holdings, SDN, BHD の各海外子会社を通じて行い、国内販売については6つの国内子会社を通じて行った。なお 2008 年 2 月 12 日にマリンホース事業からの撤退を発表した²⁸⁶。

②YRC は、1917 年古河電気工業と米国のグッドリッチとの合弁会社としてスタートしたゴム・タイヤのメーカーである。日本においてマリンホースの製造販売を行うほか、海外向けに輸出しており、同社の工業資材事業部が担当している²⁸⁷。

③DOM の歴史は少々複雑である。そもそも英国タイヤメーカーである Dunlop Limited が 1960 年代からマリンホースの製造販売を行っていたが、1985 年 BTR が Dunlop Limited を含む Dunlop Holdings Limited を買収し、事業の切売りを行った。1997 年 12 月 12 日、BTR は Dunlop Limited のマリンホース事業資産を、Unipoly Limited の子会社として設立された DOM に対して売却し、以降 DOM がマリンホース事業を行っている。2001 年 1 月 1 日、Unipoly は DOM 株式を Phoenix AG (以下、PH) に売却したが、2004 年 11 月 2 日に CO が PH の株式 76%を取得し、更に同年 11 月 7 日に PH 株式を CO 子会社の CT に譲渡した。その後 PH と CT は 2005 年 3 月 9 日付けで損益共通契約を商業登記した。現在 DOM は CO 傘下の子会社である²⁸⁸。

④TB は、そもそもフランスのタイヤメーカーMichelin のグループ子会社である CMP Kleber であった。同社がマリンホースを製造販売していたが、1996 年 3 月 28 日にスウェーデンのゴムメーカーである TBAB がこれを買収して社名を変更した²⁸⁹。

²⁸⁶ <http://www.bridgestone.co.jp/info/news/2008021201.html>

²⁸⁷ <http://www.yrc.co.jp/industrial/>

²⁸⁸ <http://www.dunlop-oil-marine.co.uk/themes/home/home.html>

²⁸⁹

<http://www.trelleborg.com/en/Products-and-Solutions/Offshore-Oil-and-Gas/Oil-and-Marine-Hoses/>

⑤パーカーITRの歴史も複雑である。そもそもはイタリアのタイヤメーカーであるPirelliのグループ子会社PirellパーカーITReg SpAであった。同社は1960年代にマリンホースの製造販売を開始したが、グループ内再編でパーカーITR SpAとなった。そして1993年、Saiag SpAがパーカーITR SpAを買収したが、さらにこれを米国のPHCに売却する為2001年6月27日にパーカーITR Rubber Srlを設立し、2001年12月19日にパーカーITR SpAのマリンホース事業を含む資産をパーカーITR Rubber Srlに移した。2002年1月31日、PHCはパーカーITR Rubber Srlを買収し、社名をパーカーITR Srlとした²⁹⁰。尚、現在パーカーITR SpA²⁹¹とSaiag SpAは他の事業を行っている。

⑥MRIは、1973年イタリアのDardanio Manuli SpAと米国ゴム・タイヤメーカーUniroyal, Incとの合弁会社としてイタリアでマリンホースの製造販売を開始した。1984年12月2日、海外販売の為、米国子会社Manuli Oil & Marine (USA) Inc (以下、MOM)を設立したが、MOMは2006年12月31日で解散し、MRIがMOMの事業を引き継いだ。なお、1986年Dardanio Manuli SpAはMRIを100%子会社とし、1997年にはイタリアで上場したが、2003年に株式買戻しにより上場を廃止している²⁹²。

⑦その他マリンホース事業者としてブラジルにFlexomarine SA (2006年まではPageと呼ばれていた)とGoodyear Produtos de Borracha Ltdaなどがある。

【審査手続】

(1) 2006年12月20日、YRCは欧州委に対してリニエンシー申請を行い、2007年4月26日、欧州委は条件付認可をした。

(2) 2007年5月2日、欧州委はDOM、TB、パーカーITR、MRI及び調整役を務めたPeter Whittle(以下、PWという)の会社と自宅の立入り検査を行った。その後数ヶ月にわたり関係事業者及びその他の事業者から情報収集を行った。

(3) (年月日不明)MRIとパーカーITRがリニエンシー申請を行った。2007年12月7日、BSがリニエンシー申請を行った。(年月日不明)MRIはリニエンシー基準に合致する旨通知を受けた。2008年4月29日、パーカーITRとBSはリニエンシー基準に合致せず通知を受けた。

(4) 2008年4月28日、欧州委は本事件に関する異議告知書を採択し、4月29日から5月1日の間に関係事業者に通知した。関係事業者には閲覧可能な情報を記録したDVDが送付された。また欧州委施設においてリニエンシー申請者の口頭申立書の閲覧も行われたがDOMの親会社であるCTとCOは不参加であった。

異議告知書に対する答弁書の提出期限は6週間であるが、BS、パーカーITR、MRIには2週間、DOMには8日間の延長が認められた。

(5) 2008年7月23日、聴聞手続きが行われた。YRC、MRI、BS、パーカーITR、TBが参加し、DOM及びその親会社のCTとCOは不参加であった。

(6) 2009年1月20日、ルクセンブルグに於いて、諮問委員会は本事件に関する欧州委の事実認定について同意した。すなわち1997年から1999年の停滞期間はあるも、1986

²⁹⁰ <http://www.parker.com/portal/site/PARKER/>

²⁹¹ 2004年12月19日付けでComital Brands SpAに社名変更。

²⁹² <http://www.manulirubber.com/>

年から 2007 年まで単一の継続的違反 (a single and continuous infringement)が行われたとした。また諮問委員会は、リニエンシー申請の取り扱いについても同意した。

(7) 2009 年 1 月 22 日、聴聞官 Karen Williams により、欧州委の審査対象となった関係事業者の申立てについては適正に聴聞されたことが確認する報告書が提出された。

(8) 2009 年 1 月 23 日、ルクセンブルグに於いて、諮問委員会は本事件に関する欧州委の制裁金額について同意した。

(9) 2009 年 1 月 29 日、ブラッセルにおいて、欧州委は本決定を採択した。

(10) 2009 年 7 月 21 日、EU 官報に本決定要約、諮問委員会意見、聴聞官報告書が掲載され、また欧州委 HP に本決定 (公表版) が掲載された。

【事実認定】

(1) 関係事業者

本決定の名宛人は 11 社 (11 法人) であるが、関係事業者 (the undertakings)としては①BS とその子会社 BSIL、②YRC、③DOM とその親会社である CT 及び CO、④TB とその親会社である TBAB、⑤パーカーITR とその親会社である PHC、そして⑥MRI の 6 事業者になる。

(2) 違反行為及び期間

①本事件では、関係事業者がマリンホースの受注調整を行うことに付随して価格協定、数量割当、販売条件協定、地理的市場分割、重要営業情報の交換等を行った (以下、これらの行為を纏めてカルテル行為という)。関係事業者は、マリンホースの入札案件を調整役に提出し、調整役は、あらかじめ合意した受注シェアに基づき、誰がどの入札案件について受注予定者となるか、すなわちチャンピオンになるかを定め関係事業者に連絡し、これに合意したチャンピオン以外の関係事業者は、チャンピオンが落札できるよう、あらかじめ関係事業者間で合意した標準価格表に基づきチャンピオンより高い価格で入札し、チャンピオンが受注できるよう行動した。時にこうした取り決めに破る関係事業者がでることもあるが、その場合の罰則についても規定していた。

②入札案件の割振りに際しては、受注シェア、関係事業者における工場操業率、顧客の選好、納入実績などが考慮された。合意した標準価格表はあくまでも話し合いの基礎となるもので実際の個別入札案件毎に価格打合せが行われた。入札案件の割振りには「ホームマーケット」という合意も考慮された。すなわち BS と YRC にとっての日本、DOM にとっての英国及びリビア、パーカーITR と MRI にとってのイタリア、TB にとってのフランス、カメルーンはそれぞれのホームマーケットであり、受注シェアの計算では除外された。

③調整役は、当初日本グループについては BS が、欧州グループについては DOM が務めた。1999 年から 2001 年までは PW とパーカーITR が務め、2001 年 12 月以降は PW が外部調整役として単独で務めた。関係事業者はファックスとか E メール、時には電話で調整役と交信した。調整役はマーケットシェア報告、マーケット開拓報告、そして入札にかかわる指示などを発信し、さらに案件毎のチャンピオンを連絡した。

④関連事業者はカルテル行為の全体会合を Club とか Technical Committee と綽名しており、関連事業者間及び調整役との連絡に際しては、いくつかのコードネームを使用した。

関係事業者	BS	YRC	DOM	TB	パーカーITR	MRI
-------	----	-----	-----	----	---------	-----

コード1	JB	JY	ED	EK	EP	EM
コード2	A1	A2	B1	B2	B3	C

⑤また関連事業者は次の通り全体会合を行った。

年月日	場所	参加事業者 ²⁹³	備考
1986年4月1日	不明	BS、YRC、パーカーITR、TB、MRI	覚書
1986年6月8-10日	バンコク	BS、YRC、パーカーITR、TB、MRI	覚書修正
1986年10月6日	コペンハーゲン	BS、YRC、TB、パーカーITR、MRI	
1986年秋	コモ、イタリア	YRC、BS、パーカーITR、TB	
1987年4月6-7日	バンコク	YRC	規則
1987年9月28-30日	ベニス	YRC	
1988年2月29日-3月2日	バンコク	YRC	
1988年9月26-28日	ジュネーブ	BS,YRC,TB	
1989年4月13-18日	バンコク		
1990年4月2日	箱根	BS、YRC、パーカーITR、MRI	規則、議事録
1990年10月1-2日	コモ	BS、YRC、パーカーITR、MRI	
1991年4月18日	バンコク	BS、YRC、TB	
1991年10月4-5日	フィレンツェ	BS、YRC、TB、パーカーITR、MRI	
1992年4月1日	マカオ	BS、YRC、MRI	
1992年10月7-13日	パリ	YRC	
1993年10月初旬	ポルトガル	BS、TB、パーカーITR、MRI	
1994年4月7-8日	東京	BS、YRC、TB、パーカーITR	
1995年10月12-13日	バンコク	BS、YRC	
1999年6月23日	ロンドン	TB、YRC、BS	
1999年8月2日		YRC、DOM、TB	
1999年12月10日	ロンドン	BS、YRC、DOM、TB、パーカーITR	議事録
2000年12月6日	バンコク	BS、YRC、DOM、TB、パーカーITR、MRI	
2001年6月11-12日	マイアミ	BS、YRC、DOM、TB、パーカーITR、MRI	
2002年7月3-4日	ロンドン	BS、YRC、DOM、TB、パーカーITR、MRI	

²⁹³ 委員会による削除がある。

2004年5月

ヒューストン

DOM、TB、パーカー-ITR、MRI

⑥1986年6月から1992年夏までは年2回の全体会合が行われた。全体会合では議事録が作成され、さらに覚書、規則という書類が作成された。

⑦PWの自宅で発見された1986年4月1日付けの覚書内容は次の通りである。

1986年4月1日付け覚書

1. 価格：沖合施設メーカー、エンジニアリング会社からの新規引合はDOM価格表の25%アンド18%引きとし、石油精製会社などマリナーズユーザーからの新規引合は25%引きとする。
2. 価格帯：チャンピオン価格と第2位価格との差は4%以内とし、第2位価格と最高価格との差も4%以内とする。品目により変化させて同一類似価格提示を回避する。
3. 受注シェア：1986年4月1日から1987年4月1日までの各事業者の受注シェアは次の通り。
(欧州委による削除)

⑧1986年4月1日付「覚書」における価格を修正するため、1986年6月10日に「修正」が作成された。

⑨1987年4月7日の「規則」では87年4月1日から88年1月1日までの受注シェアが規定された。

⑩1990年4月10日の「規則」では定期的な情報交換を定めた。例えば、「新規引合いは早めに登録」「チャンピオンの確認は明確に」「各事業者の入札価格条件」「月次で受注シェア実績を連絡」「受注の確認」などの表現がある。

⑪1990年4月または10月の会合「議事録」には、「この会議の基本目的：高価格、販売費低減、前広に引合いの情報交換をすること、そうすれば仕事は公平に分配され、チャンピオンに選ばれた際に、仕事が取れるという安心感を確保できる。」という記述がある。

⑫1992年8月1日を以ってMRIは受注調整から離脱したが、1996年9月3日に復帰している。

⑬1997年3月頃から1999年6月頃までの間、事業者間の受注調整は停滞していたようである。TB,DOM,BS,MRIは「1997年春、受注調整行為が終了した、またはすくなくとも自社は受注調整に参加しなかった。1999年に新たな異なった受注調整が始まった。」と主張した。しかし、1997年においてDOM,パーカー-ITR,TB,MRI,BS,YRCが接触を保ち受注調整を続けたことを示す書類があり、1998年においても同様である。また1998年9月1日、BSはDOMを辞めたPWをコンサルタントとして雇い入れた。BSがPWを調整役として起用した証拠はないが、すくなくともPWはBSのために他の関係事業者と接触していた。

⑭従って、1997年から1999年までの間受注調整は停滞しマリナーズの価格は下落したが、関係事業者は接触を続け1999年6月までには値崩れを止め受注調整を再開しようという動きがあらわれた。1999年6月11日のパーカー-ITR、BS、YRC間のファックス、そして同年6月21日のDOM、TBをさらに加えたファックス、そして同年6月23日、London Sheraton SkylineホテルでのTB、YRC、そして当時BSのコンサルタントであったPWによる会合がこれを証明している。

⑮1999年12月のロンドン会議で、関係事業者は受注調整再開を確認した。議事録には次

の記載がある。

DOM：「過去やってきた如く協力を続けるためにできることはなんでもする。クラブを機能させる最後のチャンスと考えて欲しい」。

(欧州委により事業者名削除)：「再びクラブが機能して欲しい。」

YRC：「クラブを再開するという総論賛成が必須だ。」

⑩2000年12月の会議で、調整役を務めるPWに対する役務料を2000年10月以降、関係事業者が支払うことで合意が成立した。また議事録には「価格を引上げ、利益を確保し、指定チャンピオンに安心感を与える、前広に引合の情報交換をする。割り当てられた仕事は公平であること、割り当てられた仕事をきちんと行い、販売費を低減すること」という記載があった。

⑪MRIに関しては1997年から2000年までの間、他の関係事業者と密かな接触を行っていたが2000年5月9日以降は受注調整に復帰した。そして2003年3月12日にPWに対するレターで受注調整離脱を伝えたがMRIの米国子会社を通じて受注調整に参加した。実際2003年5月1日付けでMRI米国子会社はPWとの間でコンサルタント契約を締結している。2006年12月31日この米国子会社が解散した後は米国子会社の従業員は本社であるMRIに移籍し、受注調整に参加した。

⑫2006年6月1日、シェルアジアの入札に関して、YRCはカルテル価格を大幅に下回る価格で応札して(カルテル破りをして)受注した。これをもってYRCは受注調整から離脱した。

⑬しかし他の関連事業者はPWを通じて受注調整は継続した。BSは2006年7月から12月までPWとのメール交信を続け、PWは、2006年9月13日、ジュネーブでTB、パーカーITR、DOMと面談し、同年11月17日、ロンドンでMRIと、同年12月20日にはフランスでTBと面談した。

⑭従って受注調整は1986年4月から2007年5月までの間、1997年から1999年までの停滞期間はあったが継続した。YRCは2006年6月1日に離脱した。

【法の適用】

(1) EC条約81条とEEA協定53条の適用

本事件のカルテル行為は、全世界におけるマリンホース市場を対象としているので、当然のことながら共同市場²⁹⁴そしてEEA協定がカバーする地域のマリンホース市場における競争に対しても影響を与えた。よってEC条約81条及びそれと同様であるEEA協定53条(以下、纏めてEC条約81条という)が適用される。

(2) 管轄権

本事件のカルテル行為は加盟国間の取引に認識しうる影響(appreciable effect)を与えたので、欧州委はEC条約81条を適用する権限がある。

(3) 協定及び協調行動とは何か

①EC条約81条は、反競争的な事業者間の協定、事業者団体の決定及び協調行動を禁止している。

②事業者が互いの活動限度を定め、市場での活動を節制することで個別営業行為に制限を

²⁹⁴ 2009年12月1日以降は、域内市場という言葉に改正された。

加える共通の計画を支持した場合に協定が存在することになる。書面は不要であり形式を問わない。制裁の合意や履行の強制措置は不要である。協定の実態は、事業者の行動において明示的な場合もあれば黙示的な場合もある。EC 条約 81 条違反が存在するために、事業者が前もって包括的な共通の計画に合意していること不要である。EC 条約 81 条の協定という概念は、最終的な協定に至る交渉段階での初期的了解、部分的あるいは条件付き協定にも適用される。

③欧州第一審裁判所（以下 CFI という）は「81 条の協定が存在するというためには事業者が市場において一定の行動をとるといふ共同の意思を有していれば十分である。」と述べている²⁹⁵。

④また「反競争的目的の会議の結果に従わなくとも、会議の結果に従わないことを明らかに示さない限り、カルテルに参加した事実による責任は回避できない。²⁹⁶」またカルテルから離脱するためには、例えば、今後会議に参加しない（だから招待しないしてほしい）と表明することが必要である。

⑤「協定」と「協調行動」という言葉は分けて使用されているが、これらの言葉の意図するところは、「協定」が締結されたという段階に至らずとも、競争を損なう事業者間の実際的な協力となる調整行為を禁止することである²⁹⁷。

⑦調整とか協力の判断基準は、実際の計画のための入念な作業が行われたということではなく、各々の事業者は、共同市場に適用する販売政策を独立して決定したか否かということである。この独立経済活動の要件は、事業者にとって、競争者がすでに採用している又は採用するであろう行為と同一の行為をすることを禁止するものではない。しかし、共同市場における現実の又は可能性ある競争者の行為に影響を与える、又はそうした競争者に行為を開示することになる事業者間の直接又は間接の接触は、厳正に排除されなければならない²⁹⁸。

⑦事業者が、市場における活動を規制する共通計画に明示的に参画していなくとも商業行為の調整を円滑にする共謀の工夫を意識的に採用しているのであれば、EC 条約 81 条の「協調行動」に該当する²⁹⁹。

⑧EC 条約 81 条の「協調行動」には、単なる集合ではなく集合から生じた市場における行為及び集合に関連する接触が必要であるが、反証のない限り、集合に参加して市場で活動している場合には、集合が定期的かつ長期間にわたり行われていた場合には自らの行為を決定するために競争者と情報交換をするとみなされる³⁰⁰。

⑨競争者間で、過去の配送量のみならずカルテルの実効を確保するため現在の配送量を監視する情報交換も EC 条約 81 条の適用がある³⁰¹。

⑩複雑で長期間にわたる事件において、欧州委は行為を 1 つずつどのような共謀に該当す

²⁹⁵ PVC II 事件。T-305/94

²⁹⁶ サリオ事件。T-334/94

²⁹⁷ Imperial Chemical 事件。Case 48/69

²⁹⁸ Suiker Unie 事件。Case 40-48/73

²⁹⁹ Hercules 事件。Case T-7/89

³⁰⁰ P Huls 事件。C-199/92

³⁰¹ Societe Metallurgique de Normandie 事件。T-147/89

るか性格づけることは要求されていない。協定と協調行動の概念は流動的で重複している。分離している事象は個別に正確に叙述できるが、禁止行為のさまざまな性格を同時に有している違反行為を区別することは現実的ではない。1つ又は同一の目的をもつ継続的で共通の企てをいくつかの違反行為の形式に分割することは人工的である。

⑪CFIはPVCⅡ事件で「長年にわたり市場規制を目指してきた多くのメーカーの複雑な違反については、いずれもEC条約81条が適用される違反であるので、欧州委は違反行為を細かく分類することを期待されていない。」と述べておりこれは欧州裁判所でも確認されている³⁰²。

⑫長期間の複雑な事件において「協定」という言葉は概括的な計画や明らかな合意に対して適用されるばかりでなく、合意や共通目的の実施行為に対しても適用される。欧州裁判所は「協定は独立した行為のみならず一連の行為においても存在する。共通目的が共同市場の競争阻害であるゆえに、それぞれ異なる行為であれ、それが全体計画の一部を構成する。」と述べている³⁰³。また「一連の行為又は協定への参加者による価格競争制限の共謀が発見されたことにより、概括計画（そして単一の違反）の存在が証明される」と述べている³⁰⁴。

⑬EC条約81条違反を証明するため欧州委は詳細な整合性ある証拠を提示しなければならない。しかし欧州委提出の証拠が違反事実のすべての基準を満たしている必要はない。証拠が全体として違反事実を証明していればよい。EC条約81条が禁止する協定や協調行動が秘密性をもち、関連する書類などが部分的であることが通常だ。したがって、多くの事件では、反競争的行為とか協定は、他の説明ができないときは違反の証拠となりうる多くの偶然の一致とか指標とから推論される³⁰⁵。

（４）単一で継続的な違反

①複雑なカルテル行為は、カルテル行為存続期間における単一の継続した違反行為とみることが適切な場合がある。CFIはセメント事件でこの見解を採用した。

②そもそも単一目的の継続的行為であるものを複数の独立した違反行為から構成されるとして分割することは、人工的であり無理がある。

③単一で継続的な違反は、一旦休止しても再開されれば、単一で継続した違反である。単一で継続的違反という概念と違反期間を詳細に定める必要性との調和は、制裁金が期間に比例するというで図られている。単一で継続的は違反という概念は、短期間であれカルテル機能を停止しないが、通常の様子を変えていたとか、カルテル参加者間において限定的な接触しかなかった場合にも適用される。

④時効は、単一で反復する違反行為が終了した最後の日から進行する。そして単一の反復する違反行為という概念が適用される。関係事業者が同一のカルテルを再開したのであるから、単一の違反があり中断期間を除く全期間に対して単一の制裁金が課せられる。

「理事会規則 No.1/2003 第25条2項

時効は違反行為が行われた日から進行する。しかしながら継続した或いは繰り返しの違反

³⁰² Ani Partecipazioni 事件。 C-49/92

³⁰³ Technische Unie 事件。 C-113/04

³⁰⁴ C-105/04

³⁰⁵ Aalborg 事件。 C-204/00

については違反終了日から進行する。」

⑤カルテルは共同行為であるが、それぞれの参加者は個別の役割がある。ある者は仕切り役という主要な役割を果たす。内部紛争や馬鹿仕合もあるが、単一の継続的違反があるかりぎ 81 条違反を構成することを妨げない。

⑥役割に相違があってもカルテル参加者は共同して不法行為をしており、責任に差はない。これは関係事業者が他の関係事業者の不法行為を意識していた、もしくは合理的に予測でき、リスクをとる準備が出来ていた場合に適用される。

⑦EC 条約 81 条は単一の継続的違反という概念を規定していないが、「たとえ事業者がカルテル行為の一部しか直接的に参加していなくとも、その参加がカルテル行為の一部であることを知っていた又は当然知っているはずである場合にはカルテル行為全体に対し責任を有する。」という判例がある³⁰⁶。

⑧ある事業者がすべてのカルテル行為の要素に参加しなかったことは、81 条違反の責任を免除することにならない。しかし、そうした事情は、違反の重大性を評価する際の判断材料となる。違反行為の責任が個別であるということと矛盾しないし、証拠の個別評価とも矛盾しない。証拠法を無視することにもならないし、関係事業者の防御権を損なうことにもならない。

(5) 加盟国間の取引への影響

①EC 条約 81 条は、国内市場に参入障壁を設けたり、共同市場における競争構造に影響を与えることにより加盟国間の単一市場達成に阻害となる協定を対象としている。これは EEA 協定 53 条も同様である。事業者間の協定が、加盟国間の取引に影響を及ぼすというためには、加盟国間の取引形態に、直接であれ間接であれ、現実には又は可能性として、影響を与えるであろうことが、法のあるは事実の客観的要素に基づき十分な蓋然性を持って予測できなければならない³⁰⁷。EC 条約 81 条は協定が現実には加盟国間の取引に影響を与えることを必要としないが、協定にそうした効果があることを証明する必要がある³⁰⁸。

②本事件において、事業者間の協定は欧州市場全域をカバーしていた。欧州市場における価格協定、販売条件協定、加盟国における受注調整、加盟国を地理的分割することは加盟国間の取引に影響を与えたとし、与えうるということになる。

③DOM は欧州市場の域外で引渡され使用されるマリンホースについて、欧州委は管轄権を有しないと主張したが、欧州委は域内企業に販売されるが域外で引渡され使用されるマリンホースについても EC 条約が適用されると判断した。

(6) EC 条約 81 条 3 項の適用について

理事会規則 No.1/2003 第 1 条 2 項は、EC 条約 81 条 3 項に該当する場合、協定、決定、協調行動には EC 条約 81 条 1 項が適用されないと定めている。同理事会規則第 2 条は、EC 条約 81 条 3 項の該当性については、それを主張する事業者に挙証責任があるとしている。本事件の関連事業者は誰も EC 条約 81 条 3 項の該当性を主張していない。よって本事件には EC 条約 81 条 3 項は該当しない。

³⁰⁶ Buchmann 事件。T-149/89

³⁰⁷ Societe Technique Miniere 事件 Case56/65 ほか

³⁰⁸ Javico 事件。C-306/96 ほか

(7) 名宛人の決定、責任主体の特定

①そもそも EC 条約は Undertaking(事業者) を定義していない。欧州競争法における Undertaking(事業者)は、経済的広がりを持った概念であり、商法、会計法にいう法人格とは必ずしも一致しない。従って、事業者はカルテル会合の参加者が所属する企業グループ内の法人と必ずしも一致しない。CFI は、「加盟国間の取引に影響を与え、共同市場における競争を阻止し、制限し、廃止することを目的とする、またはそうした効果をもつ協定を事業者が締結する、または協調行動に参加することを禁止するために、EC 条約 81 条は長期にわたり特定の経済的目的を追求する、そして同条に規定する違反を犯すことに寄与するであろう人的、有形または無形の要素からなる結合体からなる経済的単位 (economic unit)を対象としている³⁰⁹」と述べている。

②EC 条約 81 条は事業者に適用され、事業者の概念が常に機能的な概念であるが、違反につき責任を負うことができるのは法人格を有したものである。従って決定の名宛人は法人である。

③インペリアルケミカル事件³¹⁰において欧州裁判所は、「欧州競争法は、様々な企業が同一のグループに属し1つの経済単位を構成することを認識しており、様々な企業が独立して行動を決定しないかぎりこの1つの経済単位が 81 条及び 82 条の事業者に該当する。子会社が市場におけるその行動を独自に決定しないのであれば、市場戦略を指示した企業が当該子会社とともに単一の経済単位 (a single economic unit) を構成し、同一事業者を構成するので違反に責任があることとなる。」と述べている。

④従って、子会社が、親会社からの指示を実施しているのではなく、市場での行動を独立して決定している証拠を示さない限り、親子会社は1つの事業者となる³¹¹。

⑤EC 条約 81 条違反をした事業者が、違反行為に関連する資産を処分して、関連市場から撤退しても、その事業者が存続するかぎり違反行為の責任を負う。違反行為に関連する資産を購入した事業者が、継続して違反行為をした場合は、違反行為関連資産を処分した事業者と当該資産を購入した事業者が期間に応じて責任を分担する。

⑥違反行為に責任を負う法人が存続するものの当該法人が他の事業者に譲渡された場合は、当該法人が譲渡前の違反行為について責任を負う。

⑦当初責任を負っていた法人が、ただ単に他の法人に吸収された為、消滅し法人格を失った場合、吸収した法人が消滅した法人の全責任を承継する。法人が消滅したことをもって事業者は責任を回避することはできない。

⑧しかしながら譲渡者と譲受者との間に経済的関連がある場合、事業を譲渡した譲渡者の責任は、譲渡者が存続する場合であれ、譲受者に移動することもある。さらに、違反行為に関与した他の法人の事業の大部分を吸収した経済的承継者 (economic successor)は、違反行為に責任を負う。特に違反法人の経済的承継者として新たに法人が設立された場合はことさらである³¹²。

⑨代理人の行為は、本人に該当する幾つかの会社が市場で単一企業として活動する場合、

³⁰⁹ Shell International Chemical Company 事件。T-11/89

³¹⁰ Case48/69

³¹¹ 東海カーボン事件。T-71/03

³¹² NHM Stahlwerke 事件。 T-134/94

当該会社に帰属する。代理人が本人の利益のために働いている場合、本人の指示を履行する商業使用人であり、本人の事業活動の一部となる付随組織として取り扱いうる。よって代理人は事業者における経済単位を構成する。

【措置内容】

(1) 排除措置命令

カルテル行為が秘密裏に行われる事を考えれば、違反行為が中止されたことを確認することは困難である。従って欧州委は、理事会規則 No.1/2003 第 7 条³¹³により、本事件の関連事業者に対して違反行為の中止と同一または類似行為の禁止を命じた。

(2) 制裁金

①理事会規則 No.1/2003 第 23 条 2 項により、欧州委は、事業者に対して前年連結売上高の 10%を超えない範囲で制裁金を課することができる。同規則第 23 条 3 項により、欧州委は違反状況とくに違反の重大性と期間を考慮して制裁金額を決めなければならない。そうすることで欧州委は制裁金に十分な抑止効果をもたせることができる。それぞれの関係事業者の行為は個別に評価しなければならない。その際は制裁金ガイドラインを参照しなければならない。最後に欧州委はリニエンシー告示の条項を適用しなければならない。

②本事件の時効は、理事会規則 No.1/2003 第 25 条 2 項第 2 文の規定により継続的または反復的違反が終了した日から進行するので、2007 年 5 月 2 日から進行することになる。但し MRI については 1992 年 8 月 1 日から 1996 年 9 月 3 日までの 4 年間受注調整に加わっていなかったことを鑑み、欧州委は、その判断により、1992 年 8 月 1 日までの期間に行われた違反行為については制裁金の対象としないことにした。

③ガイドライン³¹⁴によれば、基礎額は、域内売上高の 0~30%³¹⁵に違反期間を乗じて³¹⁶、更に域内売上高の 15~25%を加えた³¹⁷ものとなる。域内売上高(Value of Sales)は欧州域内売上高であり、通常は違反終了前年の域内売上高を使用する³¹⁸。しかしマリンホースの売上高が年により変動するので、本事件においては 3 年間の平均値を使うことにした³¹⁹。すなわち 2004 年~2006 年の平均値である (YRC は 2003 年~2005 年の平均値)。

④各関連事業者の 3 年平均域内売上高を合計して、これに各関連事業者の全世界におけるシェアを乗じて域内売上高を算出した³²⁰。

³¹³ 申告又は自らの調査により EC 条約 81 条又は 82 条違反を発見したとき、欧州委は決定により事業者或いは事業者団体に排除措置を命ずることができる。排除措置とは、違反行為を終了させるために必要な行為規制又は構造規制である。構造規制については、同等な効果をもつ行為規制がない場合又は行為規制が構造規制より困難を伴う場合にのみ命ずることができる。構造規制の合法的な理由として、欧州委は過去に違反が行われたことを挙げることもできる。

³¹⁴ Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No.1/2003

³¹⁵ ガイドライン 21 項

³¹⁶ ガイドライン 24 項

³¹⁷ ガイドライン 25 項

³¹⁸ ガイドライン 13 項

³¹⁹ ガイドライン 16 項

³²⁰ ガイドライン 18 項

⑤域内売上高は域内所在の購入者に対する売上高(請求書ベース)の合計である。すなわち欧州委は(i)欧州域内を最終仕向地とする売上高と(ii)欧州域内の購入者に請求するも欧州域外を最終仕向地とする売上高を合算した。これに対してパーカーITRは最終仕向地ベースで欧州売上高を算出するべきと論じ、DOMは欧州域外を最終仕向地とする売上高は加盟国間の取引に影響を与えないと論じた。これに対して欧州委は請求書ベース売上高を維持した。また欧州合併規制ガイドラインの196-198項と矛盾しないと述べている。

⑥重大性については、25%を設定した。ガイドライン23項は、「水平的価格協定、市場分割、生産量制限は通常秘密裏に行われその性格上、もっとも危険な競争制限である。方針としてこれらは重い制裁金を課せられるべきである。違反にかかわる売上高の割合は一般的に高い水準に設定されるべきである。」と述べている。

⑦ガイドライン24項は期間について定めており、計算上6ヶ月以上1年未満の期間は1年とし、6ヶ月未満は0.5年とする。これに従い各事業者の違反期間が設定された。

⑧ガイドライン25項は、「水平的価格協定、市場分割、生産量制限を抑止するため、欧州委は域内売上高の15~25%を加算する。欧州委は他の違反行為についてもこの加算をすることができる。この加算にあたり欧州委はガイドライン22項の要素を勘案する。」と定めており、本事件については25%を採用した。

⑨そして次の式で各事業者の制裁金基礎額が算出された。

各事業者の欧州域内売上高 X25% X 違反期間 + 各事業者の欧州売上高 X25% = 制裁金基礎額

⑩基礎額に対してカルテル調整役を果たしたパーカーITRとBSには30%増額が行われることになった。なお、基礎額に対する減額要素はなかった。

⑪調整された制裁金額は、理事会規則No.1/2003第23条2項に定める「制裁金は前年の連結売上高10%を越えてはならない」を逸脱していない。

(3) リニエンシーについて

①2006年12月20日のYRCによるリニエンシー申請は、リニエンシー告示³²¹8項(a)で定めるカルテルに対する立入検査を可能とする内容であった。YRC申請時点で欧州委はマリンホースに関して立入検査を実施していなかった。そしてYRC申請により立入検査が可能となった。よってYRCに対する制裁金は100%免除された。

②2007年5月4日のMRIによるリニエンシー申請は、申請書と50点以上の付属文書からなるもので、リニエンシー告示21項³²²を充足するものであった。MRIの提供した文書は欧州委の立証能力を高めた。しかしMRIの申請時点において欧州委はすでにカルテルを立証するための多くの文書を保持していた。よってMRIの減額は30%とする。

③2007年7月17日のパーカーITRによるリニエンシー申請は、カルテルが1972年から2006年まで存在したがパーカーITRは2006年—2007年にカルテル離脱を図ったという事業者陳述書(corporate statement)及び関連する付属文書である。しかしながら実質的

³²¹ Commission Notice on Immunity from fines and reduction of fines in cartel cases

³²² 正式申請であれマーカ申請であれ、同一の被疑事件について既存の申請に関する対応を決めない限り、委員会は他の申請を検討してはならない。

な付加価値が少ない文書であった。1972年から80年代はじめにかけてカルテルが存在するという証拠は、1981年4月1日から1986年4月1日までの5年間の連続性を証明するものがないので5年の時効にかかり、リニエンシー告示36項³²³に照らしリニエンシーの対象とはならない。よってパーカーITRの申請は却下された。

④2007年12月7日のBSによるリニエンシー申請は、カルテルが1986年から2007年まで続いたという表明文書と付属文書である。しかしながら付加価値がない文書であった。カルテルの存在は第1申請者であるYRCにより、また欧州委が集めた文書から明らかにされている。よってBSの申請は却下された。

(4) 支払能力について

名宛人の誰もが支払能力がないという申立てを行わなかった。

(5) 制裁金額 (単位:百万€)

名宛人	違反期間	年数	域内 売上高 ³²⁴	基礎額	減免 申請	制裁金
	制裁金計算期間	年数		調整基礎額		
BS	1986/4/1~2007/5/2	21	9.0	45.0	申請 却下	58.5
	1986/4/1~1997/5/13	19		58.5		
	1999/6/11~2007/5/2					
BSIL	1989/12/19~2007/5/2	17.5		37.0	申請 却下	48.1
	1989/12/19~1997/5/13	15.5		48.1		
	1999/6/11~2007/5/2					
YRC	1986/4/1~2006/6/1	20	2.95	14.4	免除	0
	1986/4/1~1997/5/13	18.5		14.4		
	1999/6/11~2006/6/1					
DOM	1997/12/12~2007/5/2	10	8.0	18.0	申請 なし	18.0
	1999/6/21~2007/5/2	8		18.0		
CT	2000/7/28~2007/5/2	7		16.0	申請 なし	16.0
	2000/7/28~2007/5/2	7		16.0		
CO	2005/3/9~2007/5/2	2		7.1	申請 なし	7.1
	2005/3/9~2007/5/2	2.5		7.1		
TB	1986/4/1~2007/5/2	21	4.9	24.5	申請 なし	24.5
	1986/4/1~1997/5/13	19		24.5		
	1999/6/21~2007/5/2					
TBAB	1996/3/28~2007/5/2	11		12.2	申請	12.2

³²³ 5年間の時効が適用される違反に関連する申請については、制裁金賦課の観点から無目的であり、委員会は条件付き減免又は減免付与をしてはならない。

³²⁴ 域内売上高(Value of Sales)は、制裁金額から逆算して推定したものである。

	1996/3/28～1997/5/13 1999/6/11～2007/5/2	9		12.2	なし	
パーカー -ITR	1986/4/1～2007/5/2	21	3.94	19.7	申請	25.61
	1986/4/1～1997/5/13	19		25.61	却下	
	1999/6/11～2007/5/2					
PHC	2002/1/31～2007/5/2	5		6.4	申請	8.32
	2002/1/31～2007/5/2	5.5		8.32	却下	
MRI	1986/4/1～1992/8/1	17	3.11	7.0	30% 減額	4.9
	1996/9/3～2007/5/2					
	1996/9/3～1997/5/13	8		7.0		
	2000/5/9～2007/5/2					
合計			31.86			131.51

2. 取消訴訟

(1) 欧州委決定に不服があれば決定本文通知後2ヶ月以内にルクセンブルグにある欧州第一審裁判所³²⁵に提訴することができる。また欧州第一審裁判所の判決については、2ヶ月以内に欧州司法裁判所³²⁶に上告することができる³²⁷。

(2) 2009年4月7日、TBとパーカーITR（それぞれの親会社を含む）は、欧州第1審裁判所に審決取消訴訟を提起した。

①パーカーITR及びParker Hannifin 対 欧州委員会 (CaseT-146/09)

申立人：パーカーITR Srl 及びParker Hannifin Corp.

被申立人：Commission of the European Communities

【申立内容】

- ・パーカーITRについて1986年4月1日から2006年6月9日までの期間、Parker Hannifinについて2002年1月31日から2006年6月9日までの期間、違反行為があったとする委員会決定の取消し。
- ・大幅な制裁金の減額。
- ・訴訟費用の委員会負担。

【申立理由】

- ・申立人はCOMP/39406-Marine Hosesに関するEC条約81条及びEEA条約53条に関する2009年1月29日付委員会決定C(2009)428の取消を求める。同決定は、申立人がEEA域内におけるマリンホース分野において単一の継続する違反行為に参加したとするものである。違反行為とは受注調整、価格協定、販売条件協定、地理的市場分割、価格、販売量、調達入札に関する情報交換である。更に申立人は制裁金の大幅減額を求める。
- ・理由1から3は、責任に関するものである。

³²⁵ Court of First Instance、現在は General Court（普通裁判所）と呼ばれている。

³²⁶ Court of Justice、欧州司法裁判所とも欧州上級裁判所とも呼ばれている。

³²⁷ EC条約230条

- ・理由1：現在存続し経済活動を行い他の事業者に属する法的主体により2002年1月1日以前に為された違反行為について、パーカーITRに責任ありとする委員会決定は個別責任の原則に反し、時効規則を回避するために権限を乱用し、非差別の原則に反し、理由を明らかにしていない。
- ・理由2：パーカーITRの従業員P³²⁸による違法行為について、パーカーITRに責任ありとする委員会決定は個別責任の原則に反している。(1)当該従業員Pは自らの利益の為にカルテル行為を行い、(2)利益を達成するために、申立人とは別個のパーカーITR オイル&ガス事業部を運営し、(3)パーカーITRは当該従業員Pの違法行為により損害を受けている。
- ・理由3：Parker Hannifin について2002年1月31日から2006年6月9日までの期間、違反行為があったとする委員会決定は誤りである。Parker Hannifinは100%子会社のパーカーITR のマリンホース事業に決定的な影響を与えているという前提は十分反論がなされたし、委員会決定に引用された議論及び書証はこの反論を覆すものではなく、Parker Hannifin の決定的影響力の証拠とはならない。
- ・理由4から9は、制裁金の額に関するものである。
- ・理由4：1986年4月1日から1997年5月13日までの期間の違反行為と1999年6月11日から2007年5月2日までの違反行為を単一の継続違反行為とみるか、反復違反行為とみるかについて委員会決定は、2003年規則25条第2パラグラフ第2文の解釈について明らかな間違いを犯している。従い、申立人は、1986年4月1日から1997年5月13日までの期間の違反行為に対する制裁金を課する委員会権限は時効にかかっている。
- ・理由5：1999年6月11日から2001年9月30日までの期間、パーカーITRがカルテルリーダーであったという委員会決定は誤りである。
- ・理由6：パーカーITRがカルテルリーダーということでParker Hannifinの制裁金を増加させることは個別責任の原則に照らし委員会決定の誤りがある。
- ・理由7：委員会決定は、EEA内に所在する事業者へ売上げた商品でEEA内に納入されない商品についてもEEA域内累積売上高に算入することで、制裁金に関するガイドライン18条の解釈にあたり法的に正当な期待原則に反しており誤りである。
- ・理由8：パーカーITRの責任部分についてもParker Hannifinの連結売上高の10%に依拠した委員会決定は2003年規則23条の解釈について誤りがある。
- ・理由9：委員会決定は審査協力に対する制裁金減額申請を拒否したことについて法的に正当な期待原則に反し理由を述べないことについて違反がある。

②Trelleborg Industrie 対 欧州委員会 (Case T-147/09) 及びTrelleborg AB 対 欧州委員会 (Case T-148/09)

申立人：Trelleborg Industrie SAS 及びTrelleborg AB

被申立人：Commission of the European Communities

【申立内容】

- ・1999年6月21日前に申立人違反行為があったとする委員会決定の取消し。

³²⁸ 従業員Pは頭文字だとすればRomano Pisciotiのことだと思われる。

- ・大幅な制裁金の減額。
- ・訴訟費用の委員会負担。

【申立理由】

申立人は COMP/39406—Marine Hoses に関する EC 条約 81 条及び EEA 条約 53 条に関する 2009 年 1 月 29 日付委員会決定 C(2009)428 の取消を求める。同決定は、申立人が EEA 域内におけるマリンホース分野において単一の継続する違反行為に参加したとするものである。違反行為とは受注調整、価格協定、販売条件協定、地理的市場分割、価格、販売量、調達入札に関する情報交換である。更に申立人は制裁金の大幅減額を求める。

・理由 1：1999 年 6 月 21 日前の期間に対して 2003 年規則 25 条第 1 パラグラフにより委員会は制裁金を課すことができない。何故ならば委員会は申請人が単一の継続違反行為を行ったという事実認識及び法令適用の誤りをおこなった。

・理由 2：1997 年 5 月で終了した違反行為の第一期について、委員会には法的利益もそれを明らかにする利益ももっていない。

・理由 3：委員会は法的譲渡人の責任に関して他の名宛人と異なる取扱いをして申立人を区別し、申立人が聴聞を受ける権利を損ね及び申立人に理由を述べる義務を怠った

③申立理由を纏めると、パーカー ITR の申立は、(i) 2002 年 1 月 31 日前の違反行為につき事業譲渡企業が存続しているため、パーカー ITR は責めを負わない、(ii) そもそもパーカー ITR 従業員 P が個人的利益追求のため違反行為を行った、(iii) 2002 年 1 月 31 日から 2006 年 6 月 9 日までの期間、米国親会社はパーカー ITR の経営に関与していない、(iv) 単一目的の継続した違反行為とした認定は誤りで、1986 年合意の違反行為は時効により制裁金計算の年数に含まれないというものである。また TB の申立は、(i) 1999 年 6 月 21 日までの違反期間は時効により制裁金の対象とならず制裁金を減額せよ、(ii) 訴訟費用は欧州委員会が負担せよというものである。

④2013 年 5 月 17 日、欧州普通裁判所は、まずパーカー ITR とその親会社 Parker Hannifin による取消訴訟 (Case T-146/09) に関して、次の内容の判決を行った。

(1) 欧州委決定第 1 条(i)でパーカー ITR の違反期間を 1986 年 4 月 1 日～2007 年 5 月 2 日としているが、2002 年 1 月 1 日以前の部分を取消す。

(2) 欧州委決定第 2 条(e)項、すなわちパーカー ITR の制裁金は 25,610,000€、内 Parker Hannifin の連帯債務は 8,320,000€という部分を取消す。

(3) パーカー ITR の制裁金を 6,400,000€、内 Parker Hannifin の連帯債務は 6,300,000€とする。

(4) その他の請求を棄却する。

(5) 欧州委は自らの裁判費用及びパーカー ITR と Parker Hannifin の裁判費用を負担せよ。

次に同年同月同日にトレルボルグとその親会社トレルボルグ AB による取消訴訟 (Cases T-147/09 及び T-148/09) に関して、次の内容の判決を行った。

(1) 欧州委決定第 1 条 (g) 及び (h) でトレルボルグ及び親会社トレルボルグ AB の違反期間を 1986 年 4 月 1 日から 2007 年 5 月 2 日、及び 1996 年 3 月 28 日から 2007 年 5 月 2

日としているが、1997年5月13日から1999年6月21日の期間を取消す。

(2) その他の請求を棄却する。

(3) 原告被告それぞれが自らの費用を負担せよ。

⑤ 欧州普通裁判所はパーカーITRの主張を認め、パーカーITRの責任を旧親会社から現在の親会社であるParker HannifinへパーカーITRが譲渡された時点以降に限定して、制裁金を減額した。一方トレルボルグに関しては、違反期間の記載ミスを訂正したのみであり、制裁金の減額は無かった。

3. まとめ

欧州委決定内容と本事件に対する公取委の措置内容を比較して、欧州委決定の特徴を確認する。

(1) 情報開示の度合い

①欧州委決定(公表版)のページ数はA4で125ページ、注釈の数も732に上る。一方公取委の排除措置命令はA4で10ページ、課徴金納付命令は4ページで、合計14ページである。情報開示量の差は歴然たるものがある。

②情報開示のスピード、すなわちホームページへの掲載では、欧州委が2009年1月28日決定後直ちにプレスリリースを掲載したが、決定(公表版)の掲載は約6ヶ月を要している。公取委は2008年2月20日決定後2日でプレスリリース及び命令書をホームページに掲載した。

③欧州委は、共同市場を維持発展させるため、加盟国および事業者の共通認識を確保するため相当量の情報開示が必要なのであろう。公取委はそうしたニーズはないということかもしれない。しかしながら今後、国内事業者のみならず外国事業者に対しても積極的に独占禁止法を適用するというのであれば、(命令書を英文化するだけでは足りず、)情報開示量を増加させることが必要になると思われる。

(2) 名宛人

①欧州委は、リニエンシー申請をして制裁金100%免除を受けたYRCも含め6グループ11社を決定の名宛人としている。一方公取委は減免申請をして課徴金100%免除を受けたYRCを排除措置命令の名宛人に加えていない。

②排除措置命令の名宛人ではないYRCに対しては、独占禁止法26条の定めから考えると25条にもとづく無過失損害賠償請求ができないことになる。もちろん民法709条による損害賠償請求、同703条による不当利得返還請求は可能であるが、課徴金減免制度は、独占禁止法25条を不適用とするメリットを提供するものではないと考える。この点については公取委の再検討が望まれる。

(3) 禁止行為

①EC条約81条は、加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ目的又は効果として、共同市場における競争を阻止、制限、歪曲する事業者間の協定、事業者団体の決定そして協調行動が禁止している。そして価格協定、市場分割などの例示がある。つまり事

業者間の共同市場内競争阻害協定や協調行動が禁止行為である。一方、独占禁止法は、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限する事業者間の拘束行為又は遂行行為を禁止している。

②禁止行為であるいわゆる価格カルテル、数量カルテル、市場分割などについて EC 条約 81 条は当然違法としているが、独占禁止法は、公共の利益に合致して、一定の取引分野における競争を実質的に制限しない事業者間の拘束行為又は遂行行為は禁止していない。よって合理の原則による判断をしているという理解が一般的である。

(4)対象市場

EC 条約 81 条の対象とする市場は共同市場であり、EU 加盟国プラス EEA のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えて 30 カ国である。一方、独占禁止法の対象市場は日本 1 カ国である。

(5)対象製品

欧州委は本事件の対象製品をマリンホース全体として捉えているが、公取委はマリンホースのうち、需要者が相見積をしたマリンホースという捉えかたをしている。すなわち需要者が相見積をしないマリンホースは対象製品としていない。

(6)制裁金

①欧州委は、事業者毎に欧州域内売上高を求め、それに違反の重大性については 25% という乗数を使用して、これに違反年数を乗じ、さらに欧州域内売上高の 25% を加えた額を基礎額としている。一方、公取委は 3 年間の相見積マリンホースの売上高をもとに課徴金を算出している。

②欧州競争法によれば違反年数が長いほど制裁金が増加する。日本の課徴金のように 3 年間という期間限定はない。また欧州域内売上高は違反前年の売上高に違反年数を乗じたものとされているが、欧州委は裁量によって、欧州域内売上高がない事業者については、みなし売上高を使用することもある。

③期間限定がなく、売上高、及び料率に裁量がある制裁金と、3 年間の期間限定があり、売上高の算出方法と料率が法定されている課徴金を比べれば、欧州競争法の有する抑止力は独占禁止法のそれとは比較にならないほど強いといえる。但し、裁量性がある制裁金が合理的なものであるかどうかについて検証が難しい。

④欧州委のこの立場を下支えするのが単一で継続的は違反行為という、禁止行為を継続犯としてみる考え方であり、これによって制裁金が高額化する。ちなみに本事件について欧州委は違反行為が 1986 年 4 月に開始されたという説であり公取委は 1999 年 12 月開始説である。

(7)証拠

①欧州委は違反事実を立証するために、立入検査を行うとともに、関係事業者から情報を提供させる。本事件の場合、立入検査の際に、欧州委がコピーした書類、手帳、出張精算表、メール交信、電話交信などが重要な証拠となった。また欧州委は本事件について米

国司法省ほか各国競争当局との情報交換があったことを認めている。

②公取委は証拠として審尋調書を重視している。すなわち事件関係者、参考人を出頭させ審尋して調書を作成して供述人に署名捺印を求める。YRC が課徴金減免申請を行っていることから、相当数の調書が作成されたものと推測する。一方その他の関係事業者、とくに外国事業者による情報提供と調書の有無は不明である。なお公取委の排除措置命令の事実認定にはフロリダ州南部連邦地裁に提出された刑事告発状添付の 2007 年 4 月 24 日及び 5 月 1 日付宣誓供述書と同趣旨の記載がある。

(8)管轄権

本事件に関する関係事業者の打ち合わせが欧州の都市を含めた場所で行われている事実からみて、欧州委が、本事件に関し域外事業者に対する管轄権で悩むことはなかったと思われる。すなわち関係事業者は欧州を含む各地で協議を行い合意した協定を欧州市場において実施したということになる。

第 3 節 その他の競争法当局とマリンホース事件

1. ACCC とマリンホース事件

2009 年 6 月 1 日、豪競争当局(Australian Competition and Consumer Commission, 以下、ACCC) は、日本のブリヂストン、英国のダンロップ、イタリアのパーカー-ITR としてフランスのトレルボルグのマリンホースメーカー 4 社 (以下、まとめて 4 社という) を、1974 年取引法違反による民事制裁金の支払い、行為の差止めを求めて、ヴィクトリア州メルボルンの連邦地裁に提訴した。2010 年 4 月 13 日、裁判所が決定を行ったので、その概要を紹介する。なお、日本の横浜ゴムとイタリアのマヌーリに対する訴訟は提起されていないが、ACCC はその理由を明らかにしていない。

(1) ヴィクトリア州連邦裁判所による事実認定

4 社は、表 50 に定めるマリンホースの供給について下記 3 条項を含む 2000 年 12 月 6 日付け協定に従い入札し、1974 年取引法 45 条 2 項 (b) (i) (ii) に違反した。

下記 3 条項はオーストラリア購入者に対する供給制限目的があり、オーストラリア市場における競争を制限する目的と効果があり、オーストラリア購入者に対する価格支配目的と効果がある。

①チャンピオン条項

4 社は、カルテル調整役が経営する PW Consulting(Oil & Marine) Ltd. PW Consulting (Intl) Ltd. 又は Offshore Supply Consultings Srl (以下、まとめて PWC という) の指示に従い入札又は見積もり提出する、又はチャンピオンとして入札又は見積もりを提出するメーカーよりも購入者にとって高い価格、不利な条件で入札又は見積もりを提出する。

②マーケットシェア条項

オーストラリアを含む特定市場におけるマリンホースメーカー各社の売上高シェアは BS:24.5%、DOM:24.5%、YRC:14.75%、パーカー-ITR : 14.75%、TB:11.5%、MRI : 10%

とする。

③最低価格条項

あらかじめ定めたプライスリストの 50%以上の価格レベルでマリンホース購入者に入札又は見積もりを提出すること

【表 50：豪州マリンホース事件プロジェクト案件】

プロジェクト名	番号	日付	入札者
Wandoo Oil Production	①	2001年1月15日	B S
	②	2001年9月21日	DOM
	③	2003年6月19日	DOM
	④	2004年10月11日	B S
	⑤	2006年5月17日	DOM
Puffin Oil Production	⑥	2005年10月4日	DOM
	⑦	2005年10月12日	T B
	⑧	2005年10月6日	B S
	⑨	2006年7月4日	T B
	⑩	2006年7月10日	B S
	⑪	2006年7月19日	DOM
Bayu-Udan Gas Recycle	⑫	2002年2月5日	パーカーITR
	⑬	2004年3月31日	T B
	⑭	2006年10月18日	パーカーITR
	⑮	2006年10月27日	DOM
	⑯	2006年11月23日	T B
Enfield Oil Production	⑰	2004年4月7日	T B
Woollybutt Oil Production	⑱	2005年12月14日	T B
Pyrenees FPSO Oil Production	⑲	2006年5月29日	T B

(2)裁判所命令

①B Sは、①④⑧⑩の入札 4 件に関する取引法違反について本命令より 30 日以内に 1,687,500 豪ドルを支払え。今後 3 年間、チャンピオン条項、マーケットシェア条項、及び最低価格条項を含むマリンホース契約を締結してはならない。裁判費用として本命令より 30 日以内に 45,000 豪ドルを支払え。

②ダンロップは、②③⑤⑥⑪⑮の入札 6 件に関する取引法違反について本命令より 30 日以内に 2,680,000 豪ドルを支払え。今後 3 年間、チャンピオン条項、マーケットシェア条項、及び最低価格条項を含むマリンホース契約を締結してはならない。裁判費用として本命令より 30 日以内に 45,000 豪ドルを支払え。

③パーカーITR は、⑭の入札 1 件³²⁹に関する取引法違反について本命令より 30 日以内に 675,000 豪ドルを支払え。今後 3 年間、チャンピオン条項、マーケットシェア条項、及び最低価格条項を含むマリンホース契約を締結してはならない。裁判費用として本命令より 30 日以内に 45,000 豪ドルを支払え。

④トレルボルグは、⑦⑨⑬⑯⑰⑱の入札 7 件に関する取引法違反について本命令より 30 日以内に 3,200,000 豪ドルを支払え。今後 3 年間、チャンピオン条項、マーケットシェア条項、及び最低価格条項を含むマリンホース契約を締結してはならない。裁判費用として本命令より 30 日以内に 55,000 豪ドルを支払え。

(3) 裁判経緯

① 訴訟手続き

【表 51：豪州ヴィクトリア州連邦裁判所訴訟手続】

2009 年 6 月 1 日	ACCC は 4 社に訴訟提起。 訴状 Statement of Claim と 法令適用 Application を提出。
7 月 1 日	ACCC は申立て通知 Notice of Motion と宣誓供述書 Affidavit を提出。
7 月 3 日	パーカーITR は答弁通知 Notice of Appearance を提出。
7 月 6 日	ACCC は宣誓供述書 Affidavit を提出。
7 月 7 日	DOM は答弁通知 Notice of Appearance を提出。
同日	ACCC は修正申立通知 Amended Notice of Motion を提出。 裁判所は BS に対して外交ルートで、TB に対して条約により送達することを認める。
7 月 28 日	TB は答弁通知 Notice of Appearance を提出。
7 月 31 日	BS は答弁通知 Notice of Appearance を提出。
8 月 7 日	ACCC は申立通知を提出。
8 月 12 日	ACCC は宣誓供述書 Affidavit を提出。
8 月 17 日	裁判所は ACCC が英国公正取引庁 (OFT) から受領した文書を守秘義務念書提出した被申立人の弁護士に対して開示することを許可。
9 月 23 日	裁判所にて Administrative Listing
9 月 24 日	ACCC は追加文書提出。
10 月 14 日	ダンロップ弁護士が答弁書提出。
10 月 15 日	パーカーITR が答弁書提出。
10 月 16 日	裁判所にて Directions
11 月 24 日	裁判所にて Administrative Listing

³²⁹ 表 1 によればパーカーITR は⑫と⑭の入札 2 件を行っている。

11月26日	裁判所にて Administrative Listing
12月1日	裁判所にて Administrative Listing
12月7日	ACCC は裁判上の和解について申立て (1社)
12月9日	ACCC は裁判上の和解について申立て (3社)
12月10日	4社は裁判上の和解について申立て
2010年4月13日	裁判所の決定

②マリンホース事件に関する ACCC の提訴は、米国司法省の刑事訴追、英国公正取引庁の刑事訴追、そして欧州委員会、公取委、韓国公取委の処分後に行われたものであり、当局の勝利そのものは明らかであった。また ACCC が英国公正取引庁から取り寄せた資料を裁判所の許可を得て証拠として使用したことが今後の国際カルテル事件における競争当局間での協力ということで参考となる。

③オーストラリア 1974 年取引法 45 条 2 項 (b) は、次のように規定している。「法人は、契約、協定が締結されるか否か、了解に至るか否かに拘らず、排他的な条項若しくは実質的に競争を減少させる可能性がある、又はそうした効果を有する条項を含めてはならない。」 また民事制裁金の請求は同法 77 条 2 項により、違反行為後 6 年以内に提起しなければならないとされている。なおオーストラリアにおいても、2009 年 7 月 24 日以降のカルテル行為には刑事訴追が可能となった。国際事業活動を行っている企業にとって、今後オーストラリア競争法にも十分留意する必要がある。

2. KFTC とマリンホース事件

(1) 事実認定

韓国公正取引委員会(以下、KFTC)によれば³³⁰、1999 年 1 月 4 日から 2006 年 6 月 9 日³³¹までの間、BS、YRC、DOM、TB、パーカー ITR、MR の 6 社で、入札談合があった。この期間、全世界の市場シェア協定をおこなうため、6 社はマリンホースクラブなるものを形成した。そもそもこのマリンホースクラブは 1986 年に形成されたが、いったん解消され、そして 1999 年に再び MR を除く 5 社で形成され、2000 年に MR も再参加した。同クラブは調整役としてのコーディネーターを任命しており、2000 年以降、各社は 5 万ドルずつコーディネーターに報酬を支払っていた。この為、名前ばかりのコンサルティング会社が設立され、各社はコンサルティング料という名目で支払を行った。各社の担当役員従業員は、カルテルの違法性を認識しており、カルテルが判らないようにするため、コードネーム、特殊用語を使い、連絡方法も携帯電話とか私的な通信手段を用いた。

具体的なカルテル行為として、各社の本国はホームマーケットであり他社は参入しないというホームマーケットルールがあり、そしてその他の市場については、予め定めた各社市場シェアが確保されるよう、入札ごとにコーディネーターを通じて落札する会社(以下、チャンピオンンという)を決め、チャンピオンが受注できるようその他の会社がチャンピ

³³⁰ KFTC News Release of May 18, 2009 及び Annual Report 2010, P.65

³³¹ シェルアジアの物件において、談合破りの横浜ゴムによる落札があった。

オンより高値入札するようにしたというものである。すなわち毎月 6 社は落札実績をコーディネーターに送付し、コーディネーターはそれを基に市場シェア報告書を作成し 6 社に送付するとともに、新規入札のチャンピオンを指名していた。

6 社は全世界マリンホース市場の 95% を占め、韓国マリンホース市場の 100% を占めていた。本件カルテルにより、Korea National Oil Corporation、SK energy Corporation、Hyundai Oilbank Corporation、S-Oil Corporation、GS Caltex Corporation が損害を受けた。

(2) 法の適用

本件カルテルは、韓国公正取引法の第 19 条 1 項（不当な共同行為の禁止）の 1 号（価格の決定、維持、変更）4 号（取引地域、取引相手方の制限）、及び 3 号（商品の生産出荷輸送その他の取引制限）に該当する。

(3) 排除措置及び課徴金

【表 52：マリンホース KFTC 措置】

事業者	排除措置命令	課徴金納付命令
ブリヂストン	あり	319 百万ウォン (256,600 万ドル)
ダンロップ	あり	146 百万ウォン (117,400 万ドル)
トレルボルグ	あり	50 百万ウォン (40,200 万ドル)
パーカー-ITR	あり	42 百万ウォン (33,700 万ドル)
マヌーリ	あり	なし
横浜ゴム	なし	なし
	合計	557 百万ウォン (447,900 万ドル)

マヌーリは韓国での売上がないため課徴金はなし。

横浜ゴムは課徴金減免申請が認められた³³²。

3. ブラジル競争当局とマリンホース事件

(1) 事実認定

ブラジル競争当局は、行政措置を命じる経済保護委員会（以下、CADE という）、調査を行う法務省経済法局（以下、SDE という）及び助言を行う財務省経済監視局（以下、SEAE という）と 3 つに機能が分かっていたが現在は SDE が CADE に統合されている³³³。

2007 年 11 月 SDE は、マリンホース事件に関して、BS、DOM、TB、パーカー-ITR、MR、横浜ゴム、住友ゴム、Hewitt-Robins、グッドイヤーブラジル、ページ、フレクスマリン、

³³² 2009 年 7 月 9 日付横浜ゴムニュースリリースによれば、同年 7 月 7 日同社は韓国公正取引委員会からは是正措置及び課徴金を免除された旨の通知を受けた。

³³³ 2012 年 5 月 29 日施行

同子会社、その他個人4名³³⁴に対する正式調査³³⁵を開始した³³⁶。SDEによれば、2000年から2005年の間、ブラジルで販売されたマリンホースは約4800万ドル³³⁷である。

(2) CADE との和解

2012年12月14日現在、次の通り4社との和解が成立している。その他の成行については不明である。尚この和解の法的根拠はブラジル競争法53条である。

【表 53³³⁷ : マリンホース事件ブラジル和解】

事業者	和解年月日	和解金額
ブリヂストン	2008年8月27日	1,594,000 レアル
マヌーリ	2009年1月21日	2,100,000 レアル
トレルボルグ	2009年9月16日	4,400,000 レアル
ダンロップ ³³⁸	2011年12月	不明
合計		8,094,000 レアル

4. OFT とマリンホース事件

2007年12月、米国から英国へ移送された Whittle, Allison, Brammar の3名は、同年12月18日朝ロンドンヒースロー空港に到着すると、直ちにロンドン警察に逮捕され、英国競争当局 Office of Fair Trade (以下、OFT という) から訊問をうけたあと、保釈金を払い釈放された。

2008年6月11日、Southwark Crown Court で Rivlin 判事は次の通り有罪判決を行った。Peter Whittle:禁錮3年、役員資格剥奪7年、Bryan Allison : 禁錮3年、役員資格剥奪7年、訴追費用25,000ポンド、David Brammar:禁錮2年半、役員資格剥奪5年。

2008年7月1日、同じく Rivlin 判事により、Whittle に649,636ポンド、Brammar に366,354ポンドの不当利得没収を命じる手続があった。3名は禁錮刑について控訴し、Royal Court of Justiceにおいて2008年10月29日に審理、11月14日に判決がなされた。

その結果、3名の禁錮刑は米国での答弁合意書通り、30か月、24か月、20か月となった。

³³⁴ 当初は(1) Massimo Nebiolo; (2) Antônio Carlos Araes; (3) Maria Lúcia Peixoto Ferreira Leite Ribeiro de Lima; and (4) Silvio Rabello の4名であったが、“Sixth UN Conference to review the UN Set on Competition Policy Geneva, 8 - 12 November 2010”のP.16によれば現在は次の18名となっている。

1)Massimo Nobiollo, 2)Antonio Carlos, 3)Maria Lucia Peixoto Ferreira Leite Ribeiro de Lima, 4)Silvio Rabello, 5)Charles Gillespie, 6)Jacques Cognard, 7)Christian Caleca, 8)David Brammar, 9)Bryan Allison, 10)Peter Owen Whittle, 11)Romano Piscioti, 12)Giovanni Scodeggio, 13)Teruo Suzuki, 14)Fumihiko Yazaki, 15)Hajime Kojima, 16)Yukinori Honda, 17)Kota Kusaba, 18)Kazuki Kobayashi

³³⁵ Administrative proceedings No.0812.010932/2007-18

³³⁶ 2007年11月12日付法務省リリース

³³⁷ 表15とほぼ同一内容であるが、和解した事業者に限定した。

³³⁸ コンチネンタル社 2011年報告書

控訴審判決における注目すべき点は次の通りである。

- ・2003年6月20日から2007年5月2日までの期間、3名がダンロップを含む事業者間の協定について他の共謀者と合意し、実施した。例として、英国国防省、リビア Azzawiya 石油会社向けのマリンホースの英国での売買、入札談合等（15項）

- ・全世界のマリンホース年間売上は6000万ポンド、2003年6月から2007年5月までの期間における英国関連マリンホース契約の売上高は1750万ポンドであった。（21項）

- ・カルテルによる利益増加は15%程度ゆえ、ダンロップは当該期間に250万ポンドの利益増加があった。（21項）

- ・2007年7月にOFT幹部が米国において3名の訊問を行った。（22項）

- ・3名は米国において監視装置を身につけることを義務付けられていた。（24項）

- ・英国の禁錮刑日数と米国の禁錮刑日数は判決で定められた日数で相殺されるものであり、英国の仮釈放は関係ない。（27項）

- ・答弁合意書で定めた禁錮刑より短い禁錮刑を請求しないということになっているので、被告人はそれ以上の減刑は請求できないし裁判所としても出来ない。（31項）

この控訴審判決から、英国外の企業に在籍ないし関与する個人に対し2002年企業法188条を適用する意図がないとみることでもできるという意見がある³³⁹。しかし英国が域外適用について実行理論を採用していることを考えれば、英国市場に影響を及ぼすカルテルであって、英国内で実行されれば英国外の企業に在籍ないし関与する個人であっても2002年企業法188条が適用される可能性があると考えらるべきであろう。企業法190条3項には次の規定がある。

“(3)No proceedings may be brought for an offence under section 188 in respect of an agreement outside the United Kingdom, unless it has been implemented in whole or in part in the United Kingdom.”

5. CBCとマリンホース事件

カナダ競争当局は、本事件の審査は行ったものの、措置をとるには至らなかった。

これについて、2008年5月12日にCBC委員長Sheridon Scottが行った講演記録に、「捜査は行ったがカナダにおける競争に与える影響が小さいため措置をとるには至らなかった。しかし本件については他の競争当局と協力をして情報交換を行った。」という趣旨の記載がある³⁴⁰。これはDOMの親会社であるコンチンタル2012年年次報告書³⁴¹の記載とも一致する。（下線筆者）

³³⁹ 土田和博編著「独占禁止法の国際的執行」第9章（渡辺昭成）「イギリス競争法の域外適用」P.230~233、（日本評論社、2012年10月）

³⁴⁰ <http://www.competitionbureau.gc.ca/eic/site/cb-bc.nsf/eng/02678.html>

³⁴¹ “・・・The proceedings of the European Commission and the DOJ, and of the authorities in other countries (Brazil, Japan, Australia, South Korea and Canada) against DOM for violations of their respective national antitrust law have since all been concluded and, like the case in Canada, will not be pursued further.”

“Finally, we look for ways to co-operate. For example, we exchange information about our investigative practices at yearly workshops dealing with merger and cartel enforcement. We also co-operate in actual investigations. We routinely seek waivers to exchange information with other jurisdictions where there is an immunity applicant. We exchange leads and thoughts on the theory of cases. A recent example can be seen in the marine hose international cartel case, where we worked alongside the US, EU and other international agencies in conducting the investigation. We were satisfied that, due to the minimal competitive effects in Canada, the settlements in other jurisdictions were able to sufficiently address our concerns. This approach allows us to focus our energies where we can secure optimum deterrence while at the same time making the most effective use of finite enforcement resources.”

第4節 小括

国際カルテル事件の1つであるマリンホース事件について、DOJ、欧州委、ACCC、KFTC、CADEそしてOFTの措置内容を概観したが、各競争当局での事実認識が異なっていることに驚く。もっとも大きな違いはDOJ、ACCC、KFTC、CADEそして公取委は概ね違反期間を1999年から2007年までの約8年としているが、欧州委は1986年から2007年までの約20年としている。この期間認定は、欧州委の制裁金が特に高い理由の一因である。その他の事実認定については、DOJと公取委がほぼ同じであるが、ACCC、KFTC、CADE、OFTは欧州委の事実認定を尊重しつつ、自国市場での事実と照らし合わせて認定しているようである。欧州委の決定を尊重する理由としては、決定書記載が詳細であること、そして欧州委にはそれを裏付ける証拠があり、関係競争当局はそれを確認することができたのではないと思われる。

そこでマリンホース事件における公取委と他の競争当局との違いは何かということになるがそれはカルテル対象市場の、又はカルテル対象製品の違いである。欧州委の認定に基づくとマリンホースカルテルの内容は、第1にホームマーケットの尊重あるは相互不可侵である。従って英国、イタリア、フランス、日本についてはそれぞれに本店を置くメーカーの独占地域なのである。第2に入札物件についてはコーディネーターを通じて予め定めたシェア割りでの受注調整を行う、第3に値下げ競争はしない。第1から第3までのいずれかの点があればそれをもって対象市場(又は地域)又は対象製品を決めたのが欧米当局である。公取委は第1の点と第2の点の重なりあう部分だけを対象市場及び対象製品とした結果、非常に狭い市場と製品認定になった。どうして第1の点だけ、又は第3の点だけで対象市場及び対象製品を認定しなかったのであろうか。世界市場分割だけでは外国事業者を捕捉できなかったのであろうか、はたまた全世界レベルでの値下げ競争禁止だけでは外国事業者を捕捉できなかったのであろうか。正解は不明であるが、もし独禁法に域外適用条項があれば、第1の点だけでも、或いは第3の点だけでも、対象市場は日本市場、そして対象製品はマリンホースという認定が可能であったと思われる。そしてそうした認定を行えば、わずか238万円という課徴金も大幅に増額出来たと思われる。つまり域外適用制度

は当局の措置を拡大するため、単に外国事業者を当該国の競争法に服させるという効果ばかりではなく、具体的には外国事業者も含め事業者の課徴金、罰金、制裁金を増加させる効果もあるということである。勿論こうした効果があるゆえ、域外適用条項は二重処罰問題を引き起こすのである。マリンホース事件でも個人レベルで二重処罰問題が発生している。

ところで、わが国ではマリンホース事件においてわが国に売上高のない外国事業者に対する課徴金がゼロであったことについて、課徴金裁量制度を設けて売上高のない外国事業者に対しても課徴金を課せられるようにするべきという意見があるようだが、これは課徴金の趣旨からいっても、わが国市場を保護対象とする独禁法の目的から到底是認できるものではない。具体的にはみなし売上高による課徴金計算と思われるが、みなし売上高こそ二重処罰問題の際たるものなのである。

もどって、日本におけるマリンホース事件は、その対象市場、及び対象製品の認定に関連して独禁法における域外適用条項の必要性を痛感させるものであったと考えるが、こうした指摘はなされていないようである。

第5節 損害賠償請求訴訟

1. 米国集団訴訟

2007年に提起された複数の集団訴訟は2008年2月フロリダ州南部地区連邦地裁で一括審理されることになった³⁴²。2009年6月までに原告と主要メーカー及びその役員従業員との停止条件付和解契約が締結され、同年8月に原告団すなわちクラスの認定そして和解契約の予備的認可が行われた。同年10月には和解契約に不参加の通知期限は同年12月13日、異議申立期限は12月14日、そして2010年1月13日に審査という日程が公表された。この第1次和解を行った被告は(1)ダンロップ、Bryan Allison, David Brammar、(2)トレルボルグ、Jacques Cognard、(3)横浜ゴム、(4)パーカーITR、Parker Haniffin、Giovanni Scodiggio、(5)BS、BS工業用品アメリカ、Misao Hioki、(6)Robert Furness、(7)Charles Gillespie、(8)Peter Whittle及びPWコンサルティングの8グループである。

第2次和解についての成行は次の通りである。2010年5月6日にマヌーリと住友ゴムとの停止条件付和解契約の予備的認可が行われた。そして同月21日には、和解契約に不参加の通知期限、及び異議申立期限は2010年7月3日、そして同年8月19日に審査という日程が公表された。

第3次和解についての成行は次の通りである。2010年10月に、パーカーITRを売却したSAIAGグループとの停止条件付和解契約が締結され、同年11月に同和解契約の予備的認可が行われた。そして同年12月3日には、和解契約に不参加の通知期限、及び異議申立期限は2011年1月19日、そして同年2月18日に審査という日程が公表された。

第1次から第3次までの和解については裁判所の審査を経て、すべて認可されたものと思われる。

尚、横浜ゴムの和解契約には、その損害賠償義務は反トラスト罰金強化改革法の定め

³⁴² Master Docket No.08-MDL-1888-GRAHAM/TURNOFF

より限定されるという下記記載があり、この記載から同社がリニエンシー申請で罰金100%免除を受けたことがわかる。

“Whereas, Yokohama’s damages exposure is potentially limited by the terms of the Antitrust Criminal Penalty Enhancement and Reform Act of 2004, Pub. L. No.108-237, 118 Stat. 665(June 22, 2004)(“ACPERA”)”

また住友ゴムは1998年以前にダンロップブランドのマリンホースを販売していたことが民事訴訟で被告になった原因であろう。

【表 54：マリンホース事件米国集団訴訟和解】

被告	和解契約日	和解金額（ドル）	対象期間	和解金 売上高比率
ダンロップ	2009年6月24日	6,500,000	1985年1月1日 ~2007年8月2日	11%
トレルボルグ	2009年6月22日	1,874,000	1985年1月1日 ~2007年5月2日	25%
横浜ゴム	2009年6月22日	1,950,000	1985年1月1日 ~2007年1月1日	8%
パーカーITR	2009年6月24日	2,900,000	2002年1月31日 ~2007年6月30日	不明
BS	2009年6月24日	8,500,000	1985年1月1日 ~2008年3月24日	21%
マヌーリ	不明	4,500,000	不明	不明
住友ゴム	不明	250,000	不明	不明
SAIAG	2010年10月25日	3,000,000	不明	不明
合計		29,474,000		

尚、この集団訴訟の原告弁護士は和解金から総額の33%を超えない範囲で報酬を受け取ることができること、また弁護士費用として180万ドルを上限に実費精算すること、原告弁護士の代表は5万ドルを上限に追加報酬を受け取ることなどが定められている。

2. 米国外の購入者に対するパーカーITRの和解提案

2009年3月、パーカーITRは、米国外の(i)パーカーITRマリンホース購入者、(ii)他社マリンホース購入者、(iii)2002年1月31日以前にパーカーITRのマリンホース事業を行っていた者(旧パーカーITR)からのマリンホース購入者を対象に裁判外和解提案を行った。

その内容は、次の通りである。

①パーカーITRは2002年1月31日から2007年5月2日までのアメリカ以外での自社マ

リンホース売上高の16%相当を和解基金として提供する。

②パーカーITR マリンホース購入者に対しては、パーカーITR に対する請求権放棄に対して購入金額の16%相当を支払う。

③他社マリンホース購入者、旧パーカーITR マリンホース購入者に対しては、他社及び旧パーカーITR への損害賠償を支援する、又損害賠償請求に関する費用について保証する。

④和解の受諾期間は2014年2月7日である。

和解の受諾期限が終了していない現在、このパーカーITR の和解提案についての成行は不明である。

3. Waha Oil Company による損害賠償請求訴訟

リビア第2位の石油会社である Waha は、2009年7月9日にダンロップ、2010年12月6日にブリヂストン等に対する損害賠償請求訴訟を英国裁判所に提起した³⁴³。成行は不明である。

4. その他の損害賠償請求訴訟

コンチネンタルの2012年年次報告書には次の記載がある。

“DOM is still facing claims for damages from third parties due to the infringement of antitrust law as a result of the marine hose cartel. Class actions in the U.S.A. were settled. A claim brought before the British High Court was also settled. However, further claims are still possible in the U.K. and other countries (e.g. Japan, South Korea, Australia and Brazil).”

この報告書の通り、日本、韓国、オーストラリア、ブラジルではマリンホースに関する損害賠償請求訴訟の可能性がある。しかし、マリンホースは一般消費財ではなく、工業資材であり購入者は特定できる。マリンホースメーカーは自らこうした購入者に連絡して賠償金の支払いを申し出ることになるであろう。従って、万一訴訟が提起されても、これが長引くことはなく、むしろ短期間に和解で終了することが多いと思われる。

³⁴³ Waha Oil Company v Dunlop Oil & Marine Ltd (HC-09-CO2388), Waha Oil Company v Bridgestone Industrial Ltd & Ors (HC-10-CO4218).

第4章 国際カルテル事件に対する日欧米競争法比較

本章では日米欧競争当局が国際カルテルを捕捉するために適用する根拠条文について概観する。

第1節 実体法比較

第1款 独占禁止法

1. 実体規定

国際カルテルを行った事業者にその責任を追及するための根拠条文として独禁法の3条後段と6条がある。現在、公取委は、国際カルテル事件に対して、独占禁止法第3条「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」の後段を適用していることは第2章で述べたとおりである。

不当な取引制限については、独禁法第2条6項に「この法律において、不当な取引制限とは、事業者が、契約、協定その他何らかの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。」と定義されている。

この定義により、行為要件として、他の事業者との共同行為（相互拘束・共同遂行）があること、例としては価格制限、数量制限、製品制限、設備制限、相手方制限等が示されている。効果要件として反公益性と一定取引分野における競争の実質的制限が示されている。

共同行為について、東京高裁は、共同してに該当するというためには事業者相互間に意思の連絡があったと認められることが必要である。この意思の連絡は明示の合意までは必要なく、暗黙の認容で足りるとしている。すなわち共同行為の立証には黙示の意思の連絡が必要であるとしている。さらに黙示の意思の連絡の立証困難性を鑑みて、東京高裁は、情報交換と同一又はこれに準ずる行動があれば、特段の事情がない限り意思の連絡があったものと推認するとしている。（東芝ケミカル事件（差戻審）³⁴⁴）情報交換をした事業者は反証ないかぎり意思の連絡があったと推認される危険性がある。

反公益性について、最高裁は、不当な取引制限による利益と自由競争経済秩序（直接保護法益）を比較衡量し、もし前者が一般消費者利益確保と国民経済の民主的健全な発達促進（究極目的）に実質的に反しないと認められるごく限られた場合にはその行為は違法性を阻却されると解釈している。（石油価格協定刑事事件³⁴⁵）。しかし、現在まで不当な取引制限行為について公益性が認定された事件はない。

次に一定の取引分野における競争の実質的制限であるが、第1に一定の取引分野とは取引が行われる場という意味で市場を指す。市場は、商品役務によって区分されるいわゆる

³⁴⁴ 東高判 平成7年9月2日 判例タイムズ906号P.136

³⁴⁵ 最判 昭和59年2月24日 刑集38巻4号1287頁「石油価格協定刑事事件」

製品市場、その流通段階により区分される流通市場、そして距離的広がりにより区分されるいわゆる地理的市場の3つの局面から画定される。第2に競争の実質的制限とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいう³⁴⁶。要は不当な取引制限行により市場支配力が発揮されることをいい、当該行為を行う事業者合計で約50%の市場シェアがあれば市場支配力があると考えられている³⁴⁷。

2. 排除措置命令

独禁法7条第1項の定めにより、公取委は、独禁法3条又は6条に違反する行為があるときは、これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命じることができる。また独禁法7条第2項の定めにより、既に当該行為がなくなっている場合でも特に必要があると認めるときは、事業者に対して排除措置命令をだすことができるが、同条同項但し書きにより、当該行為がなくなった日から5年を経過したときは排除措置命令をだすことができない。

3. 課徴金納付命令

独禁法7条の2により、公取委は、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定・契約のうちで、(i)対価に係るもの、又は(ii)供給量又は購入量、市場占有率、取引の相手方を制限することで対価に影響することとなるものについては、3年間に限り売上高の10%（小売業3%、卸売業2%）に相当する課徴金の納付を命じなければならない。但し独禁法7条の2第27項により実行期間の終了した日から5年を経過したときは課徴金納付命令をだすことはできない。

小売業であるか、卸売業であるか、それ以外であるかにより、3%、2%、10%と算定率が異なるので、争いが生じる。違反行為における事業活動内容を判断して業種を決めるものとし、事業者が主としてどのような事業活動を行っているかでは決めていない³⁴⁸。違反行為に小売又は卸売活動に該当する部分とその他に該当する活動部分がある場合にはその過半を占めている活動部分により算定率を決めている³⁴⁹。

独禁法7条の2第6項により、不当な取引制限行為の実行期間が2年未満でかつ調査開始日の1か月前までに違反行為を止めた事業者は課徴金が2割減となる

独禁法7条の2第7項により、調査開始日から遡る10年以内に課徴金納付命令を受けた事業者は課徴金が1.5倍となる。独禁法7条の2第8項により、不当な取引制限行為の首謀者又は強要者は課徴金が1.5倍になる。独禁法7条の2第19項により、不当な取引制限により罰金を命じられた事業者はその半分を課徴金から控除される。

4. 刑事罰

不当な取引制限をした事業者は、独禁法95条により5億円以下の罰金刑が科せられる。事業者の代理人、使用人その他従業者が、事業者の業務又は財産に関して不当な取引制限

³⁴⁶ 最判 平成24年2月20日 判例時報2158号36頁「多摩談合事件」

³⁴⁷ 勧告審決 昭和43年11月29日、「中央食品ほか6名に対する件」

³⁴⁸ 東高判 平成18年2月24日 「東燃ゼネラル石油事件」

³⁴⁹ 審判審決 平成17年2月22日 「出光興産課徴金事件」

を行った場合は、独禁法 89 条により 5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金が科せられる、又独禁法 92 条によりこれらが併科される。

不当な取引制限行為の計画を知り防止措置をとらなかった法人の代表者には、独禁法 95 条の 2 により、500 万円以下の罰金が科せられる。

独禁法 96 条により刑事罰は、公取委の専属告発となっている。但し公訴提起があった場合に、公取委は告発を取消すことはできない。

尚、不当な取引制限の罪は懲役 5 年以下とさだめられているので、公訴時効期間は刑事訴訟法 250 条 2 項 5 号により 5 年である。

5. 損害賠償請求

不当な取引制限に限らず独禁法違反行為により被害を受けた者は民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償請求あるいは民法 703 条の不当利得に基づく返還請求を行うことができる。前者による請求権は、民法 724 条により被害者が損害及び加害者を知った時から 3 年又は不法行為の時から 20 年で消滅する。後者による請求権は民法 167 条 1 項により 10 年で消滅する。

民法の規定に加えて、独禁法 25 条は独禁法 3 条、6 条又は 19 条違反を行った事業者の被害者に対する無過失損害賠償責任を定めている。また独禁法 25 条による損害賠償請求訴訟の第 1 審裁判権は、独禁法 85 条により東京高等裁判所と定められている。独禁法 25 条による損害賠償訴訟が提起されたときは、独禁法 84 条により、裁判所は公取委に対して違反行為によって生じた損害額について意見を求めることができる。尚、独禁法 25 条の損害賠償請求権は排除措置命令確定後 3 年を経過すると消滅する。

6. 域外適用

独禁法には域外適用の規定がない。またカルテルに対する刑事罰（独禁法 95 条、95 条の 2、95 条の 3、89 条）を国外犯に適用することは、刑法 2 条（すべての者の国外犯）に不当な取引制限の罪が規定されていないので無理がある。

第 2 款 反トラスト法

1. 実体規定

DOJ がカルテルを行った事業者及びその役員従業員の責任を追及する為の根拠条文はシャーマン法第 1 条³⁵⁰である。

「州際・外国通商を制限する契約、トラストその他の結合、又は共謀は違法とする。本条で違法とされた契約、トラストその他の結合、共謀を行った者は重罪を犯したとされ、有

³⁵⁰ 15 U.S.C. § 1 : Every contract, combination in the form of trust or otherwise, or conspiracy, in restraint of trade or commerce among the several States, or with foreign nations, is declared to be illegal. Every person who shall make any contract or engage in any combination or conspiracy hereby declared to be illegal shall be deemed guilty of a felony, and, on conviction thereof, shall be punished by fine not exceeding \$100,000,000 if a corporation, or, if any other person, \$1,000,000, or by imprisonment not exceeding 10 years, or by both said punishments, in the discretion of the court.

罪宣告により、裁判所の判断で法人であれば1億ドル以下の罰金、法人以外であれば100万ドル以下の罰金又は10年以下の禁錮又は併科される。」

シャーマン法第1条の要件は、(i)契約、結合又は共謀があること、次に(ii)それらが通商を制限するものであること、そして(iii)取引は州際通商又は外国通商であることの3点である。(i)から(iii)まですべて行為要件と考えることができるし、(ii)については効果要件と考えることもできる。先ず第1に、契約、結合、共謀について形式は問われないが、事業者同士が違法目的を達成するという共通の計画に対する意識的な確約があること必要である³⁵¹。第2に通商制限については、当然違法原則により判断させるものと合理の原則により判断されるものがあるが、競争者間の、すなわち水平的な価格協定、生産協定、市場分割協定、入札談合等は当然違法原則により、損害、正当化事由等を考慮せず直ちに違法と判断される³⁵²。第3の州際、外国通商についてであるが、国際カルテルに対するシャーマン法の適用はまさにこの第3点に依拠する³⁵³。

重罪 (felony) とは、そもそも刑罰に加え没収が科せられる罪をいうが、米国では死刑または1年超の禁錮刑をいう³⁵⁴。シャーマン法1条違反の量刑に1年1日というものがあるが、正に重罪が1年超であることを反映したものである。

2. 刑事罰

シャーマン法1条は、法人1億ドル以下、法人以外は100万ドル以下又は禁錮10年以下と刑罰の上限を定めている。一方、代替量刑法によれば、罰金額は金銭的利益又は損失の2倍のいずれか高額な方にまで引き上げることができる³⁵⁵。従ってシャーマン法1条の上限と代替量刑法の規定を睨みつつ、裁判所は連邦量刑ガイドライン (以下、USSG とい

³⁵¹ *Monsanto Co., v. Spray-Rite Serv. Corp.*, 465 U.S. 752, 768(1984)は、垂直的協定事件であるが、次の通り述べる。

“That is, there must be direct or circumstantial evidence that reasonably tends to prove that the manufacturer and others had a conscious commitment to a common scheme designed to achieve an unlawful objective. Under this standard, the evidence in this case created a jury issue as to whether Spray-Rite was terminated pursuant to a price-fixing conspiracy between Monsanto and its distributors. [Footnote 14] The judgment of the court below is affirmed.”

³⁵² *United States v. Socny-Vacuum Oil. Co.*, 310U.S.150, 223(1940)は、次の通り述べる。Under the Sherman Act, a combination formed for the purpose and with the effect of raising, depressing, fixing, pegging, or stabilizing the price of a commodity in interstate or foreign commerce is illegal per se.

³⁵³ 米国憲法第1章第8条には次の通り通商条項がある。

The Congress shall have power ;

To regulate commerce with foreign nations, and among the several states, and with the Indian tribes;

³⁵⁴ 田中英夫「英米法辞典 [第3版]」P.343、(東京大学出版会 1994年8月)

³⁵⁵ U.S.C. § 3571 (d) **Alternative Fine Based on Gain or Loss.**— If any person derives pecuniary gain from the offense, or if the offense results in pecuniary loss to a person other than the defendant, the defendant may be fined not more than the greater of twice the gross gain or twice the gross loss, unless imposition of a fine under this subsection would unduly complicate or prolong the sentencing process

う)を参照しながら罰金を定めることになる³⁵⁶。

公訴時効については、連邦刑事訴訟法に定めがあり³⁵⁷、「法により別途定めがない限り、死罪を除くその他の罪については、犯行後5年以内に公訴されないかぎり刑事訴追、事実審理、又は刑を受けることはない。」とされている。従って公訴時効は5年と理解する。

尚、管轄裁判所については、シャーマン法4条に「本法1条から7条の違反を防止、抑制するための裁判管轄権は連邦地方裁判所にある。・・・」とあるが、これは差止訴訟のことを規定していると思われる。一般原則により被告人居住地、犯罪行為地、又は被告人が活動を行っている場所を管轄する連邦地方裁判所が裁判管轄権を有するものと理解する。

3. 損害賠償請求

クレイトン法4条a項³⁵⁸によれば、シャーマン法1条違反行為に限らず反トラスト法違反行為により損害が発生した場合は、発生した損害の3倍額と合理的な弁護士費用を含む訴訟費用を請求できる。

クレイトン法における反トラスト法とは、シャーマン法、ウイルソン関税法、及びクレ

³⁵⁶ 従来、USSGは裁判所が従うべき義務的ガイドラインであったが、2005年のブッカー事件連邦最高裁判決（United States v. Booker, 543 U.S. 220）により、USSGは参照すべきガイドラインであり裁判所を拘束しないとされた。

³⁵⁷ 18 USC § 3282 (a) : In General.— Except as otherwise expressly provided by law, no person shall be prosecuted, tried, or punished for any offense, not capital, unless the indictment is found or the information is instituted within five years next after such offense shall have been committed.

³⁵⁸ 15 USC § 15 - Suits by persons injured

(a) Amount of recovery; prejudgment interest

Except as provided in subsection (b) of this section, any person who shall be injured in his business or property by reason of anything forbidden in the antitrust laws may sue therefor in any district court of the United States in the district in which the defendant resides or is found or has an agent, without respect to the amount in controversy, and shall recover threefold the damages by him sustained, and the cost of suit, including a reasonable attorney's fee. The court may award under this section, pursuant to a motion by such person promptly made, simple interest on actual damages for the period beginning on the date of service of such person's pleading setting forth a claim under the antitrust laws and ending on the date of judgment, or for any shorter period therein, if the court finds that the award of such interest for such period is just in the circumstances. In determining whether an award of interest under this section for any period is just in the circumstances, the court shall consider only—

(1) whether such person or the opposing party, or either party's representative, made motions or asserted claims or defenses so lacking in merit as to show that such party or representative acted intentionally for delay, or otherwise acted in bad faith;

(2) whether, in the course of the action involved, such person or the opposing party, or either party's representative, violated any applicable rule, statute, or court order providing for sanctions for dilatory behavior or otherwise providing for expeditious proceedings; and

(3) whether such person or the opposing party, or either party's representative, engaged in conduct primarily for the purpose of delaying the litigation or increasing the cost thereof.

イトン法である³⁵⁹。クレイトン法 4B 条³⁶⁰によれば、損害賠償請求権は訴因発生後 4 年で消滅時効にかかる。尚、管轄裁判所については、クレイトン法 4 条に、「被告の居住地、活動場所、又は代理人が存在する場所を管轄する連邦地方裁判所である。」と定めている。

ところで、クレイトン法 12 条³⁶¹に「会社に対する反トラスト法訴訟は、会社所在地、会社を見つけることが出来た場所、又は事業活動場所の連邦地方裁判所に提起する。・・・」と定めている。これは刑事事件も民事事件も含めた規定であると考えられる。

4. 域外適用

制定法として後に述べる Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1982 (FTAIA)、15USC § 6a がある。また DOJ と FTC による国際事業活動ガイドライン (1995 改訂) において FTAIA を競争当局として解説している。その背景としてはアルコア事件判決³⁶² (1945 年第 2 巡回区控訴裁判所)、ハートフォード事件判決³⁶³(1993 年連邦最高裁)などの多くの判決が効果主義に基づく域外適用を認めている事実がある。

第 3 款 欧州機能条約第 101 条

1. 実体規定

カルテルに対する実体規定として TFEU101 条 (旧 81 条³⁶⁴) がある。

³⁵⁹15 USC § 12 (a) “Antitrust laws,” as used herein, includes the Act entitled “An Act to protect trade and commerce against unlawful restraints and monopolies,” approved July second, eighteen hundred and ninety; sections seventy-three to seventy-six, inclusive, of an Act entitled “An Act to reduce taxation, to provide revenue for the Government, and for other purposes,” of August twenty-seventh, eighteen hundred and ninety-four; an Act entitled “An Act to amend sections seventy-three and seventy-six of the Act of August twenty-seventh, eighteen hundred and ninety-four, entitled ‘An Act to reduce taxation, to provide revenue for the Government, and for other purposes,’” approved February twelfth, nineteen hundred and thirteen; and also this Act.

³⁶⁰ 15 USC § 15b - Limitation of actions

Any action to enforce any cause of action under section 15, 15a, or 15c of this title shall be forever barred unless commenced within four years after the cause of action accrued. No cause of action barred under existing law on the effective date of this Act shall be revived by this Act.

³⁶¹ 15 USC § 22 - District in which to sue corporation

Any suit, action, or proceeding under the antitrust laws against a corporation may be brought not only in the judicial district whereof it is an inhabitant, but also in any district wherein it may be found or transacts business; and all process in such cases may be served in the district of which it is an inhabitant, or wherever it may be found.

³⁶² United States v. Aluminum Co. of America, 148 F.2d 416

³⁶³ Hartford Fire Insurance Co., et al v. California et al, 113 S. Ct. 2891

³⁶⁴ Article 101(ex Article 81 TEC)

1. The following shall be prohibited as incompatible with the internal market: all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices which may affect trade between Member States and which have as their object or effect the prevention, restriction or distortion of competition within the internal market, and in particular those which:

(a) directly or indirectly fix purchase or selling prices or any other trading conditions;
(b) limit or control production, markets, technical development, or investment;

101 条 1 項：加盟国間の通商に影響を及ぼす可能性があり、かつ域内市場の競争を阻害、制限又は歪曲する目的或いは効果をもつ事業者間の協定、事業者団体の決定及び協調行動は域内市場と両立しないものとして禁止される。特に次の行為は禁止される。

- (a) 購入価格、販売価格又はその他取引条件を直接或いは間接に定めるもの
- (b) 生産、販売、技術開発又は投資を制限、支配するもの
- (c) 市場又は供給源を分割するもの
- (d) 他取引先との同等取引に対し異なる条件を課して競争上不利な扱いをするもの
- (e) その性質又は商業上の使用に照らし契約対象と関連がない付属条件の受諾を条件として契約を締結するもの

2 項：本条により禁止されている協定又は決定は、自動的に無効とする。

3 項：第 1 項は、下記の場合に不適用となることがある。

—事業者間の協定又は一定類型の協定

—事業者団体の決定又は一定類型の決定

—協調行動又は一定類型の協調行動

であって、商品の生産、流通の改善又は技術或いは経済の促進に寄与する一方でその結果生じる利益が消費者に公平に還元されるもので、次の各号の一に該当しないもの

- (a) 目的達成の為に不可欠ではない制限を関係事業者に課するもの
- (b) 当該商品の相当部分に関して関係事業者に競争排除の可能性を与えるもの」

TFEU101 条違反の行為要件は、事業者間協定、事業者団体決定及び協調行動である。そして効果要件は、域内市場の競争阻害、制限又は破壊する目的或いは効果である。但し、価格を含む取引条件協定 (TFEU101 条 1 項 a 号)、生産・販売制限協定 (b 号)、市場分割・顧客分割に該当する行為 (c 号) のうち水平的協定については、差別的条件 (d 号)、抱合せ (e 号) とは明確に区別して、米国同様に当然違法として取り扱っているものと理解す

(c) share markets or sources of supply;

(d) apply dissimilar conditions to equivalent transactions with other trading parties, thereby placing them at a competitive disadvantage;

(e) make the conclusion of contracts subject to acceptance by the other parties of supplementary obligations which, by their nature or according to commercial usage, have no connection with the subject of such contracts.

2. Any agreements or decisions prohibited pursuant to this Article shall be automatically void.

3. The provisions of paragraph 1 may, however, be declared inapplicable in the case of:

- any agreement or category of agreements between undertakings,
- any decision or category of decisions by associations of undertakings,
- any concerted practice or category of concerted practices,

which contributes to improving the production or distribution of goods or to promoting technical or economic progress, while allowing consumers a fair share of the resulting benefit, and which does not:

(a) impose on the undertakings concerned restrictions which are not indispensable to the attainment of these objectives;

(b) afford such undertakings the possibility of eliminating competition in respect of a substantial part of the products in question.

る。

2. 排除措置命令

TFEU101 条違反行為であるカルテルに対して、欧州委は、理事会規則 No.1/2003 第 7 条³⁶⁵に基づき排除措置命令を出す。

3. 制裁金

欧州委は理事会規則 No.1/2003 第 23 条 2 項から 4 項³⁶⁶に基づき、違反行為をした事業

³⁶⁵ **Article 7 Finding and termination of infringement**

1. Where the Commission, acting on a complaint or on its own initiative, finds that there is an infringement of Article 81 or of Article 82 of the Treaty, it may by decision require the undertakings and associations of undertakings concerned to bring such infringement to an end. For this purpose, it may impose on them any behavioural or structural remedies which are proportionate to the infringement committed and necessary to bring the infringement effectively to an end. Structural remedies can only be imposed either where there is no equally effective behavioural remedy or where any equally effective behavioural remedy would be more burdensome for the undertaking concerned than the structural remedy. If the Commission has a legitimate interest in doing so, it may also find that an infringement has been committed in the past

³⁶⁶

2. The Commission may by decision impose fines on undertakings and associations of undertakings where, either intentionally or negligently:
(a) they infringe Article 81 or Article 82 of the Treaty; or
(b) they contravene a decision ordering interim measures under Article 8; or
(c) they fail to comply with a commitment made binding by a decision pursuant to Article 9.

For each undertaking and association of undertakings participating in the infringement, the fine shall not exceed 10 % of its total turnover in the preceding business year.

Where the infringement of an association relates to the activities of its members, the fine shall not exceed 10 % of the sum of the total turnover of each member active on the market affected by the infringement of the association.

3. In fixing the amount of the fine, regard shall be had both to the gravity and to the duration of the infringement.

4. When a fine is imposed on an association of undertakings taking account of the turnover of its members and the association is not solvent, the association is obliged to call for contributions from its members to cover the amount of the fine.

Where such contributions have not been made to the association within a time-limit fixed by the Commission, the Commission may require payment of the fine directly by any of the undertakings whose representatives were members of the decision-making bodies concerned of the association.

After the Commission has required payment under the second subparagraph, where

者、又は事業者団体に制裁金を課することができる。制裁金は、違反行為の重大性と期間を考慮して算定されるが、当該違反者の直近事業年度の売上高の10%以下とする。制裁金の計算方法については、欧州委のガイドライン³⁶⁷がある。

理事会規則 No.1/2003 第5条に基づき、制裁金は違反行為終了後5年を経過すると賦課することが出来ない。

4. 取消訴訟

欧州委の決定に不服がある場合、TFEU263条³⁶⁸に基づき、2か月以内に欧州普通裁判所に対して訴えを提起しなければならない。

5. 刑事罰

欧州委には、自然人及び法人に対して刑事罰を与える機能はない。カルテルに対する刑事訴追は欧州各国の法律に基づき各国政府により行われる。例えば、2002年英国企業法188条はカルテルに關与した個人に対する刑事罰を定め、同190条は5年以下の禁錮、又は罰金、又は併科を定めている。

6. 損害賠償請求

欧州委には、自然人及び法人に対して損害賠償請求を行う機能はない。カルテルに対する損害賠償請求は欧州各国裁判所を通じて行われる。

2013年6月11日、欧州委は、競争法違反に対する民事救済としての損害賠償請求訴訟の取扱いを加盟国において均質化し、活性化するという意図に基づき、加盟国の立法措置を促す指令(案)を発表した。従来、加盟国裁判所は、欧州裁判所で先行判決を得たうえで、競争法違反に対する損害賠償請求訴訟を処理してきた。こうした先行判決には、①私人に対するTFEU101条の適用を確認したクレハン事件(2001年)、マンフレディ事件

necessary to ensure full payment of the fine, the Commission may require payment of the balance by any of the members of the association which were active on the market on which the infringement occurred.

However, the Commission shall not require payment under the second or the third subparagraph from undertakings which show that they have not implemented the infringing decision of the association and either were not aware of its existence or have actively distanced themselves from it before the Commission started investigating the case.

The financial liability of each undertaking in respect of the payment of the fine shall not exceed 10 % of its total turnover in the preceding business year.

5. Decisions taken pursuant to paragraphs 1 and 2 shall not be of a criminal law nature.

³⁶⁷ Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No.1/2003 (2006/C210/02)

³⁶⁸ The proceedings provided for in this Article shall be instituted within two months of the publication of the measure, or of its notification to the plaintiff, or, in the absence thereof, of the day on which it came to the knowledge of the latter, as the case may be.

(2006年)、②リニエンシー制度関連書類の開示は加盟国裁判所の判断に委ねるというフリデラー事件(2011年)、③欧州連合を代理して欧州委がエレベーターメーカーに損害賠償請求が出来ることを確認したオーチス他事件(2012年)、そして④EU法はリニエンシー制度関連書類の開示を認めないというドナウ・ケミ事件(2013年)などがある。

欧州委は、こうした先行判決のステップを省略し、加盟国裁判所が競争法違反に対する民事救済を積極的に促進できるよう加盟国が均質なルールを作るべきであるという本指令案を発表した。指令案が欧州議会、閣僚理事会で採択されると、加盟国は2年以内に必要な国内法整備を義務付けられる。指令案の仮訳は次の通りであるが、2016年頃までには競争法違反による損害賠償に関する欧州統一基準が加盟国で立法化され、それ以降は、カルテルに対する民事救済が進展すると思われる。

なお、指令案の目玉は、リニエンシー申請書類のうちコーポレートステートメントと呼ばれる企業の供述書、略式(和解)手続の申請書など、企業が違反を認めるとともにその態様を供述した書類に関しては、損害賠償請求訴訟における証拠開示請求を禁じるルール作りを命じている点、そしてリニエンシー申請1番目の企業については、原則として共同不法行為における連帯責任を免除するルール作りを命じている点が挙げられる。加盟国がこうしたルールをつくり、リニエンシーの第1申請者の損害賠償責任を限定することでカルテル発見の道具としてもリニエンシー制度がより効果的に機能することも狙いとしているようである。

【要点18：欧州委競争法違反による損害賠償指令案】

前文

欧州議会と閣僚理事会は、TFEU、就中103条～114条により、欧州委員会からの提案を受け、加盟国議会に提案を送付した後、欧州経済社会委員会の意見聴取を行い、通常の立法手続により、下記(1)～(44)の点[仮訳省略]を考慮して、次の通り指令を採択する。

第1章：適用範囲と定義

第1条：本指令の適用範囲

1. 本指令は、TFEU101条又は102条違反、又は加盟国競争法違反により損害を被った全ての者が、当該損害について十分な補償を得る権利を効果的に行使できるよう必要な規則を定める。また本指令は、そうした損害を被った全ての者が欧州連合(以下、EUという)のいかなる場所においても公平な保護を受けられるようにすることで、域内市場における競争の歪みを是正し、市場が適正に機能することに対する障害を除去する為の規則を定める。
2. 本指令は、更に、競争当局による競争規則の執行と加盟国裁判所による損害賠償規則の適用との調整に関する規則を定める。

第2条：十分な補償を得る権利

1. EU又は加盟国競争法違反によって損害を被った全ての者はその損害について十分な補償を請求する権利がある。
2. 十分な補償とは、損害を被った全ての者を競争法違反がなかった状態に戻すものである。それ故、十分な補償には実際の損害、逸失利益、そして損害発生から実際に補償が支払われる

までの期間に生じた利息が含まれる。

3. 加盟国は、被害者が損害賠償請求権を効果的に行使できるよう定めなければならない。

第3条：実効性と公平の原則

加盟国は、競争法違反の損害に対する十分な補償を得るという EU が認めた権利を被害者が効果的に行使できるよう、損害賠償請求訴訟に関する加盟国規則及び手続を立案し且つそれが適用されるよう定めなければならない。TFEU101 条又は 102 条違反による損害賠償請求訴訟に関する加盟国規則及び手続は、加盟国における類似訴訟に関する規則及び手続よりも被害者にとって不利なものであってはならない。

第4条：定義

本指令における用語定義は次の通りである。

1. 「競争法違反」とは TFEU101 条若しくは 102 条違反、又は本条第 2 号に規定する加盟国競争法違反を意味する。

2. 「加盟国競争法」とは、TFEU101 条若しくは 102 条と同一目的を追求する加盟国の国内法条項で、同一事案に関して理事会規則 No.1/2003 第 3 条 1 項 に従い EU 競争法と並行して適用される条項をいう。

3. 「損害賠償請求訴訟」とは、被害者が加盟国裁判所に提起した損害賠償請求訴訟を意味する。加盟国法が許容する限り、1 人以上の被害者に代わって加盟国裁判所に提起された損害賠償請求訴訟を含む。

4. 「損害賠償請求」とは競争法違反により生じた損害の補償請求を意味する。

5. 「被害者」とは、損害に対する請求権をもつ者である。

6. 「加盟国競争当局」とは、理事会規則 No.1/2003 第 35 条 に従い、TFEU101 条及び 102 条の適用に責任をもつ機関として加盟国が指定した当局を意味する。

7. 「競争当局」とは、欧州委又は加盟国競争当局を意味する。

8. 「加盟国裁判所」とは、TFEU267 条が規定する加盟国の裁判所又は司法機関を意味する。

9. 「再審裁判所」とは、加盟国競争当局の決定を見直す権限を有する加盟国裁判所を意味し、見直し権限との関連で TFEU101 条又は 102 条違反認定の権限を有する場合もある。

10. 「違反決定」とは、競争当局又は再審裁判所による競争法違反を認定した決定を意味する。

11. 「確定違反決定」とは、競争当局又は再審裁判所により見直し不可、すなわち確定した違反決定を意味する。

12. 「カルテル」とは、2 以上の競争事業者による市場における競争行動を調整し且つ/又は競争関連の諸要素に影響を与えることを目的とする協定且つ/又は協調行為であって、販売価格、購入価格、その他取引条件の調整や協定、生産量・販売量の割当、入札談合を含む市場分割や顧客割当、輸出入制限、且つ/又は他の競争事業者に対する反競争的行為の協定又は協調を通じて行われるものを意味する。

13. 「リニエンシー制度」とは、秘密カルテルの参加者が、他の参加者から独立して、競争当局の調査に協力し、自発的にカルテル及び自らの役割に関する情報を提供することで制裁金の免除又は減額を受ける制度を意味する。

14. 「事業者供述書」とは、事業者が競争当局に自発的に提供する、口頭又は書面の供述であ

って、TFEU101 条又は対応する加盟国競争法の条項の適用に関して制裁金の免除又は減額を申請する目的で秘密カルテルと自らの役割を述べたものを意味する。この供述は、競争当局の審査手続に拘らず存在する書類や情報（既存情報）には含まれない。

15. 「略式(和解)手続届出」とは、事業者の競争当局への自発的な届出であり、TFEU101 条又は対応する加盟国競争法条項の違反と責任を認めるもので、事業者が略式手続を申請する為に競争当局への正式要請として提出する届出を意味する。

16. 「嵩上額」とは、競争法違反が無い状態で行き渡っていた価格と実際に支払われた価格との差を意味する。

17. 「和解」とは、紛争を合意解決し損害賠償する協定を意味する。

第 2 章：証拠開示

第 5 条：証拠開示

1. 加盟国は、請求者が自ら又は代理している人々が被告の競争法違反により生じた損害を被ったであろうと信ずるに足る根拠となりうる合理的に入手し得る事実又は証拠を申立てた場合、加盟国裁判所が、競争当局の記録に含まれるか否かに拘らず、本章の定めにより被告又は第三者に対して証拠開示を命じることが出来るよう定めなければならない。加盟国は、加盟国裁判所が被告の要求に応じて請求者又は第三者に対しても証拠開示を命じることが出来るよう定めなければならない。

本条項は、理事会規則 NO.1206/2001 における加盟国裁判所の権利と義務を損なうものではない。

2. 加盟国は、開示要求者が下記に該当する場合、加盟国裁判所が第 1 項の証拠開示命令をおこなうよう定めなければならない。

(a)他の当事者又は第三者が占有する証拠が、開示要求者の請求又は防御を行う為に関連するものであることを証明した場合

(b)合理的に入手しうる事実に基づき出来るだけ詳細にかつ限定して証拠の一部分または証拠のカテゴリーを特定した場合

3. 加盟国は、加盟国裁判所が比較衡量により証拠開示制限を行うよう定めなければならない。当事者から要求された開示が比較衡量に適うものか否かを決定する際に、加盟国裁判所はすべての当事者及び関連する第三者の法的利益を検討しなければならない。とりわけ、

(a)申立てられた競争法違反が発生した可能性

(b)特に関係する第三者にとって、証拠開示範囲と費用

(c)特に関係する第三者にとって、開示される証拠に秘密情報が含まれているか否か、そうした秘密情報の保護

(d)違反が競争当局により審査中又は審査済みであった場合において、証拠開示要求が競争当局に提出済み又は競争当局が保管する書類に関する不特定要求ではなく、むしろ書類の性質、目的、内容を特定した要求か否か

4. 加盟国は、加盟国裁判所が、損害賠償請求訴訟において秘密情報を含む関連証拠を確保しつつも、不適切使用から秘密情報を最大限保護するための対策をとる裁量を有するよう定めなければならない。

5. 加盟国は、証拠開示を強制されない法律上の特権及びその他の権利が十分行使できるよう

必要な対策をとらなければならない。

6. 加盟国は、加盟国裁判所が証拠開示要求を受けた者に対し、聴聞手続なしに開示を命じることが出来る場合において、聴聞手続を経た後に証拠開示命令に従わない者には過料を課すことができるよう定めなければならない。

7. 証拠とは、特に書類及び情報の蓄積方法に拘らず情報を含むその他の対象物であって、加盟国裁判所が認めるすべての証拠を意味する。

8. 本条第 4 項の義務及び本指令第 6 条の制限を損なうことなく、本条は加盟国がより広範囲の証拠開示を可能とする規則を維持し導入することを拒むものではない。

第 6 条：競争当局記録からの証拠開示制限

1. 加盟国は、損害賠償請求訴訟において加盟国裁判所がいかなる場合も当事者又は第三者に対して下記のカテゴリーに属する証拠の開示を命じることがないように定めなければならない。

(a) リニエンシー制度における事業者供述書及び

(b) 略式(和解)手続届出

2. 加盟国は、加盟国裁判所が、損害賠償請求訴訟の為に、競争当局の手続終了後又は理事会規則 No.1/2003 第 5 条 又は同規則第 3 章 の決定後であれば、下記のカテゴリーに属する証拠の開示を命じることができると定めなければならない。

(a) 競争当局の審査の為に自然人又は法人が作成した情報

(b) 審査において競争当局が作成した情報

3. 本条第 1 項及び第 2 項に掲げるカテゴリーに含まれない競争当局の記録にある証拠は、損害賠償請求訴訟においていつでも開示を命ずることができる。

第 7 条：競争当局記録からのみ得られる証拠の使用制限

1. 加盟国は、自然人又は法人が理事会規則 No.1/2003 第 27 条又はこれに相当する国内法条項に従い防御権行使により競争当局の記録から入手した、且つ本指令第 6 条 1 項に掲げられたカテゴリーに属する証拠は、損害賠償請求訴訟において証拠として認められないと定めなければならない。

2. 加盟国は、自然人又は法人が理事会規則 No.1/2003 第 27 条又は相当する国内法条項に基づく防御権行使により競争当局の記録から入手し、且つ第 6 条 2 項に掲げられたカテゴリーに属する証拠は、競争当局の手続打切後、又は理事会規則 No.1/2003 第 5 条又は同規則第 3 章の決定を行った後でなければ証拠として認められないと定めなければならない。

3. 加盟国は、自然人又は法人が理事会規則 No.1/2003 第 27 条又は相当する国内法条項に基づく防御権行使により競争当局の記録から入手し、且つ本条 1 項又は 2 項により使用が許されるものについては、当該自然人又は法人による訴訟で使用されうる、又は当該自然人又は法人の権利を引継いだ又は権利を取得した者によってのみ使用されうることを明確に定めなければならない。

第 8 条：制裁

1. 加盟国は、次の場合に加盟国裁判所が当事者、第三者、そして代理人に制裁を科すことができるよう定めなければならない。

(a) 裁判所の開示命令に対する不履行又は拒否

(b) 証拠隠滅、但し、隠滅の時点において

(i) 隠滅した者が損害賠償請求訴訟となる行為に関連して競争当局の手続の当事者である又はあった場合

(ii) 隠滅した者が加盟国裁判所で損害賠償請求訴訟が提起されていたことを知っていた又は合理的に考えれば知ることが出来たであろう場合で、かつ証拠が損害賠償請求又はその防御を行う為に関連する場合、又は

(iii) 隠滅した者が、自らが提起する又は自らに提起される係属中又は今後係属するであろう損害賠償請求訴訟に関連する証拠であることを知っていた場合

(c) 加盟国裁判所の秘密情報保護命令により課せられた義務履行を怠り又は拒絶した場合、又は

(d) 本章により提供される証拠、又は取得される証拠、情報開示に関する権利の濫用

2. 加盟国は、加盟国裁判所により課せられる制裁が効率的で、均衡がとれたもので、かつ抑止的なものであるよう定めなければならない。加盟国裁判所が利用できる制裁には、損害賠償請求訴訟手続の当事者行動に関する限り、関連問題点が証明されたものと推定したり、要求や抗弁が却下されたものと推定するような不利な取扱いをもたらす可能性がある制裁及び費用負担を含めなければならない。

第 3 章：加盟国裁判所決定の効力、出訴期間（時効）、連帯債務

第 9 条：加盟国裁判所決定の効力

加盟国は、加盟国裁判所が、TFEU101 条若しくは 102 条又は加盟国競争法に基づく損害賠償請求訴訟において、加盟国競争当局若しくは当局判断の見直審による違反の最終判断の対象となった協定、決定又は行為に関して決定を行う場合に、違反の事実認定を覆す決定を行うことができないように定めなければならない。この義務は EU 機能条約 267 条 に定める権利義務を害するものではない。

第 10 条：出訴期間

1. 加盟国は本条に従い、損害賠償請求訴訟を提起することができる出訴期間に関する規則を定めなければならない。当該規則では、出訴期間の開始時期、期間、そして期間の中断又は停止について定めなければならない。

2. 加盟国は、被害者が下記を知る前、又は合理的に考えて知ることができたであろうよりも前に出訴期間が開始すると定めてはならない。

(i) 違反行為となる行動

(ii) EU または加盟国競争法で違反となる行動の認定

(iii) 違反により損害が生じた事実、及び

(iv) 損害を与えた違反者の特定

3. 加盟国は、継続的又は繰り返しの違反が終了する前に出訴期間が開始することがないよう定めなければならない。

4. 加盟国は、損害賠償請求訴訟の出訴期間を少なくとも 5 年間と定めなければならない。

5. 加盟国は、競争当局が損害賠償請求訴訟と関係する違反に関して調査、手続を行った場合には出訴期間が停止するように定めなければならない。出訴期間の停止終了は、違反決定が確

定した後又は審査終了からどんなに短くとも1年間と定めなければならない。

第11条：連帯債務

1. 加盟国は、共同で競争法違反を行った事業者が違反により生じた損害について連帯債務を負うと定めなければならない。すなわち、違反事業者の誰もが損害全額について債務を負い、被害者は、損害が全額補償されるまで違反事業者の誰にでも補償を請求することが出来ると定めなければならない。

2. 加盟国は、リニエンシー制度により競争当局から制裁金免除を得た事業者は、同一の競争法違反行為に関与した他の事業者が全額補償できないことを証明できた場合にのみ、直接・間接の購入者又は供給者以外の被害者に対して損害賠償責任があると定めなければならない。

3. 加盟国は、違反事業者は他の違反事業者に対して違反により生じた損害に関してその責任割合に基づき求償をすることができる、と定めなければならない。リニエンシー制度で競争当局から制裁金免除を得た事業者の醸出額は、自らの直接・間接購入者又は供給者に生じた損害額を超えないと定めなければならない。

4. 加盟国は、直接・間接購入者又は供給者以外の被害者にも損害を与えた違反がある場合、制裁金免除を得た事業者の醸出額はその損害に対する責任割合により決まると定めなければならない。

第4章：価格転嫁

第12条：価格転嫁の抗弁

1. 加盟国は、損害賠償請求訴訟において被告は、原告が違反による嵩上額の全部又は一部転嫁している事実を挙げて、損害賠償請求への抗弁が出来ると定めなければならない。嵩上額が転嫁されたことの証明責任は、被告にある。

2. もし流通経路の次の段階の者に嵩上額が転嫁された場合であっても、次の段階の者にとって損害の補償請求することが法的に不可能な場合には、被告は前項の抗弁を主張することができない。

第13条：間接購入者

1. 加盟国は、損害賠償請求訴訟において、損害賠償請求権の有無及び認められる損害賠償額が、請求者である原告への価格転嫁の有無又はその程度によるのであれば、その存在及び転嫁の程度に関する証明責任は請求者である原告にあると定めなければならない。

2. 本条第1項の場合、間接購入者は、下記を証明した場合に、彼に価格転嫁があったことを証明したと見做される。

(a)被告が競争法に違反したこと

(b)違反が被告から直接購入した者への価格転嫁となったこと、そして

(c)間接購入者は違反の対象となった商品・役務、又は違反の対象となった商品・役務を含む又はそれに由来する商品・役務を購入したこと

加盟国は、加盟国裁判所が嵩上額のどの程度の割合が転嫁されたかについて推定する権限をもつ、と定めなければならない。

本条は、嵩上額は間接購入者へ転嫁されなかったことを証明する違反者の権利を損なうもので

はない。

第 14 条：流通段階における逸失利益と競争法違反

1. 本章の規定は、被害者が逸失利益に関する補償を求める権利を損なうものではない。
2. 加盟国は、本章における規則は競争法違反が違反事業者に対する供給に関連する場合にも適用されるよう定めなければならない。

第 15 条：異なった流通段階における損害賠償請求訴訟

1. 加盟国は、第 13 条が適用された場合の証明責任が満足されたか否かを判断する場合、損害賠償請求が係属している加盟国裁判所が次を勧案するよう定めなければならない。
(a)同一の競争法違反に関連する損害賠償請求であるが、流通経路の段階が異なる請求者からの損害賠償請求である、又は
(b)そうした訴訟に基づく判決
2. 本条は欧州議会及び理事会規則 No.1215/2012 の第 30 条 による加盟国裁判所の権利と義務を損なうものではない。

第 5 章：損害認定

第 16 条：損害認定

1. 加盟国は、カルテル事件については、カルテルにより損害発生を推定すると定めなければならない。違反事業者はこの推定を覆す権利を有する。
2. 加盟国は、証明及び損害算定に必要とされる事実申立の責任と水準が損害に対する被害者の権利行使を實際上不可能にする又は著しく困難にすることがないように定めなければならない。加盟国は、裁判所に対して損害額推定の権限を付与しなければならない。

第 6 章：合意による紛争解決

第 17 条：紛争解決による時効中断

1. 加盟国は、紛争解決の為の和解手続期間中は、損害賠償請求訴訟提起の出訴期間が進行しないよう定めなければならない。出訴期間の停止は、紛争解決の和解手続当事者に限られる。
2. 加盟国は、損害賠償請求が係属している裁判所が、裁判当事者による損害賠償請求の為の紛争解決和解手続を行っている場合、裁判手続を停止ができるよう定めなければならない。

第 18 条：和解後の損害賠償請求訴訟

1. 加盟国は、和解終了後における和解被害者の（和解違反者以外への）請求額は、違反行為により被害者が被った全損害に関する和解違反者の割合だけ減額されると定めなければならない。和解しなかった違反者は、残りの請求額に関して和解違反者に求償できないよう定めなければならない。和解しなかった違反者が残りの請求額に対応する損害支払が出来ない場合のみ、和解違反者は和解被害者への損害を支払うことになるよう定めなければならない。
2. 各々の共同違反者の醸出額を決定する場合、加盟国裁判所は当該共同違反者が関与したあらゆる和解を勧案しなければならない。

第 7 章：最終条項

第 19 条：見直し

欧州委は本指令の見直しをおこない（遅くとも加盟国の指令導入期限から 5 年後までに）欧州議会と閣僚理事会に報告する。

第 20 条：加盟国での立法化

1. 加盟国は（遅くとも本指令が採択された日から 2 年以内に）本指令に適合する為に必要な法律、規則、行政手続を施行しなければならない。加盟国は欧州委に該当する条項文言を連絡しなければならない。

加盟国が該当条項を採択した場合、加盟国は該当条項に本指令参照文言を含めるか、該当文言を官報で公告する際に本指令参照を付言しなければならない。

2. 加盟国は本指令対象分野で承認した自国法の主要条項を欧州委に連絡しなければならない。

第 21 条：本指令の発効日

本指令は EU 官報発行日の翌日から 20 日目に発効する。

第 22 条：本指令の名宛人

本指令の名宛人は加盟国である。

7. 域外適用

染料（Dyestuff）事件判決³⁶⁹では欧州域外の親会社を捕捉する親子会社一体理論により競争法の域外適用を認めた。Wood Pulp 事件判決³⁷⁰では、欧州域外事業者であっても欧州域内で実行行為がある場合には競争法の適用があるとされた。Gencor 事件判決では、事案が企業結合に関するものであるためか、域内市場への影響の予見可能性に基づき競争法の適用があるとされた³⁷¹。

尚、EU の域外適用はこうした判例に依拠するものであるが、欧州委の運用としては、一体理論は実行理論に組み込まれて使用され、企業結合のような事案には効果主義が使用されていると考える。

第 2 節 手続法比較

独禁法を含む競争法の域外適用の具体的効果は、競争当局の措置、すなわち課徴金、罰金、制裁金に現れる。ここでは具体的効果を事例に基づき検証する。

第 1 款 課徴金計算

国際カルテル事件における課徴金の計算について、ブラウン管事件における MTPD インドネシアの課徴金納付命令をみると、まず実行期間については 2004 年 3 月 30 日から

³⁶⁹ Imperial Chemical Industries Ltd v. Commission, Case 48,49,51-57/49 (1972)

³⁷⁰ Ahlsrom Osakeyhtio v. Commission, Case 89,104,114,116,117,125-129/85(1988)

³⁷¹ 土田和博編著「独占禁止法の国際的執行」P.195～212（第 8 章（若林亜里沙）「EU 競争法の域外適用について」（日本評論社、2012 年 10 月）

2006年3月29日となっている。2006年3月30日に中華映管がCPTミーティングへの欠席通知を同ミーティング参加予定者に通告し、MTPDも同様の対応を取ったことから、3月30日の前日である3月29日にカルテル実行としての事業活動はなくなっていると認定している。次に実行期間におけるMTPDインドネシアによる特定ブラウン管の売上高を、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する施行令（以下、施行令という）第5条1項に基づき、2004年3月30日から2006年1月4日前（つまり2006年1月3日まで）の約2年分を4,663,375,407円（つまり1年当たり約23億円である）、2006年1月4日以後3月29日までの3か月分を3,004,749,152円（つまり1か月当たり10億円である）と認定している。

施行令第5条1項は「法第7条の2第1項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、（中略）、実行期間において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計する方法とする。（以下省略）」である。MTPDインドネシアが特定ブラウン管を引き渡した相手先は、わが国ブラウン管TV製造販売業者の東南アジアの製造子会社又は製造委託先（以下、現地TV製造子会社等という）であり、わが国のブラウン管TV製造販売業者ではない。

MTPDインドネシアから現地TV製造子会社等に対して引き渡された特定ブラウン管の売上高に対して課徴金を課しているのである。こうした「日本国外から日本国外へ」（以下、「外—外」という）の売上高に対して課徴金を課す場合には、そもそも「外—外」売上高を生じさせた「外—外」販売行為に対して独禁法を適用し得る根拠が必要であると考えられる。しかし独禁法にはこうした根拠は規定されていない。

「外—外」販売行為とわが国との関係について、課徴金納付命令では何ら触れられていない。課徴金納付命令の名宛人は、「外—外」販売行為に対して何故わが国独禁法が適用されるのかが判らないと思う。

この点について、排除措置命令の理由、第1事実、1(2)イ(エ)には「・・・なお、現地製造子会社等が特定ブラウン管を用いて製造したブラウン管テレビのほとんどすべてについて、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者又は国内外の販売子会社等が購入して国内外に販売しており、このうちの大部分については、我が国ブラウン管テレビ製造販売業者又は国内の販売子会社等が購入して国内外に販売していた。」（下線筆者）」とある。

この記述の意図するところ、すなわち公取委の意図するところは、ブラウン管は「外—外」販売行為であるが、ブラウン管TVは「外—内」販売行為であり、このブラウン管TVの「外—内」販売行為があるので、わが国のブラウン管TV製造業者又は国内の販売子会社にカルテル被害が生じた。よって、独禁法を適用するということであろう。もし間接購入者としてのわが国ブラウン管TV製造業者又はその国内販売子会社が被害を受けたというならば、きちんとそのように記述するべきである。

またこの記述の意図するところが、現地TV製造子会社等はわが国ブラウン管TV製造業者と経済的に一体であり、外見的にブラウン管は「外—外」販売行為であるが、この経済的一体理論に基づけば、実質的に特定ブラウン管は「外—内」販売行為になるので「外—内」販売行為におけるカルテルについては独禁法が適用されるということなるのであろう。しかし、もしそうであれば、公取委はそのように記述するべきである。

間接購入者という位置づけ、又は経済単位として一体という捉え方のいずれでも良いし、

その他の理論でも良いが、公取委は独禁法の適用根拠を記載すべきである。適用根拠が見いだせない且つ理論の裏付けもないということであれば、本件課徴金納付命令は違法な行政処分であり取消対象となる。2009年11月6日、MT映像ディスプレイその他が審判開始請求をしたことは当然だと考える³⁷²。

これに対して、独禁法7条の2第1項にいう「(実行期間)における当該商品又は役務の政令で定める売上額、若しくは施行令5条にいう「売上額」については日本におけるという限定はないので、日本市場に影響を及ぼす、すなわち日本の需要者に対する売上額であれば、日本国外の売上額でも構わないのであるという見解がある。こうした見解は一見もつともであるが、日本市場に影響を及ぼすとか日本の需要者に対するという文言にはすでに効果主義による域外適用の考えが組込まれている。しかし、現在、独禁法には域外適用の規定はないのであるから、域外適用の規定があるとした議論はその根拠を欠いていると言わざるを得ない。

第2款 罰金計算

1. シャーマン法6a条

国際カルテル事件における罰金の計算について、自動車部品事件における古河電工の略式起訴状第4条をみると、古河電工と共謀者は、ワイヤーハーネス及び関連製品を (i) 米国で生産販売される車に装着するため米国で生産した、(ii) 米国で生産販売される車に装着するため日本で生産し輸出した、そして(iii) 米国向けに輸出され、米国で販売される日本で生産される車に装着するため日本で生産したと記述している。要するに(i)は米国生産米国販売のワイヤーハーネス、つまり現地生産部品である。(ii)は日本生産米国輸出のワイヤーハーネス、つまり輸出部品である。(iii)は日本生産日本販売のワイヤーハーネスで米国向け輸出車に日本で組込まれたもの、つまり輸出車向け装着部品である。

この3つの販売のうち (i) は米国内取引であるのでシャーマン法1条を適用すればことたりる。(ii)は米国への輸入取引であるので、やはりシャーマン法1条を適用すればことたりる。(iii)は日本での生産販売行為であるのでこれを違法行為として捕捉するためにはなんらか法的根拠が必要である。

この法的根拠としては「外国取引反トラスト改善法1992年」(Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1982)、シャーマン法6a条又は合衆国法律集第15章第6a条(15USC § 6a) と呼ばれる規定がある。

「本章第1条から第7条は輸入取引を除き外国取引に関する行為には適用されない。但し、当該行為が (A) 米国内取引に対して、又は (B) 米国で輸出取引に従事する者による輸出取引に対して、直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を及ぼす場合で、かつシャーマ

³⁷² <http://panasonic.co.jp/corp/news/official.data/data.dir/jn091106-4/jn091106-4.html>

「・・・しかし、公正取引委員会の判断はこれまでの独占禁止法の考え方ならびに運用と異なり、承服できるものでないことから、本日、公正取引委員会に審判請求をいたしました。・・・」

ン法条の請求原因となる場合には適用される。尚、上記 (B) 故に、当該行為にシャーマン法が適用されることとなる場合は、米国からの輸出取引に生じた損害に限り適用されるものとする³⁷³。

このシャーマン法 6a 条の規定は、文字通り読めばシャーマン法の適用について輸入取引例外と効果例外を定めたものといえることができるが、そもそも輸入取引についてはシャーマン法 1 条で捕捉することが出来るのであり、この規定の意義は効果例外を定めたことにあると考える。またこの規定の一義的な意味はシャーマン法の域外適用を定めたことにあるが、その結果として、罰金の計算において重大な意味をもつことになる。

2. 量刑ガイドライン

シャーマン法 1 条の罰金については、先述の通り、現在は法人 1 億ドル、自然人 100 万ドルが法定最高刑であるが、一方、代替量刑法により罰金額は金銭的利益又は損失の 2 倍のいずれか高額な方にまで引き上げることができる³⁷⁴。金銭的利益又は損失については DOJ に証明責任があるがこの証明はなかなか困難である。

国際カルテル事件のほとんどが訴訟によってではなく答弁取引によって解決されているので、DOJ と被告人との間で量刑ガイドラインに従い、罰金額の交渉が行われる。交渉のスタートは罰金基礎額の確定である。量刑ガイドラインは、1984 年量刑改革法により設置された量刑委員会が定めるガイドラインである。

量刑ガイドラインは 8 章から構成されるが、その第 8 章は「企業に対する量刑」で、A: 一般原則、B: 刑事事件被害者への措置とコンプライアンス及び倫理規定、C: 罰金、D: 保護観察、E: 特別評価料、F: 保護観察違反の 6 部から構成されている。

§ 8C2.4. は次の通り定める。

「(a) 基礎罰金額には、(d) に定める違反レベルに対応する罰金額表、違反行為による利益、又は違反行為による損失のいずれか大きい額とする。

(b) 第 2 章に定める企業の罰金に関する特別指示が適切であれば、それに従う。

(下線筆者)

(c) 利益、又は損失の計算が複雑で時間を要する場合にはこれに拘泥することは不要

³⁷³ 15 USC § 6a - Conduct involving trade or commerce with foreign nations
Sections 1 to 7 of this title shall not apply to conduct involving trade or commerce (other than import trade or import commerce) with foreign nations unless—
(1) such conduct has a direct, substantial, and reasonably foreseeable effect—
(A) on trade or commerce which is not trade or commerce with foreign nations, or on import trade or import commerce with foreign nations; or
(B) on export trade or export commerce with foreign nations, of a person engaged in such trade or commerce in the United States; and
(2) such effect gives rise to a claim under the provisions of sections 1 to 7 of this title, other than this section.

If sections 1 to 7 of this title apply to such conduct only because of the operation of paragraph (1)(B), then sections 1 to 7 of this title shall apply to such conduct only for injury to export business in the United States.

³⁷⁴ 1984 年罰金強化法 (Criminal Fine Enforcement Act of 1984) とも呼ばれる。18 USC § 3571 - Sentence of fine

である。

(d) 表 (省略) 」

そこで第 2 章をみると § 2R.1.1(d)(1)次の規定がある。

「 § 8C2.4(a)(3)に定める金銭損害の代わりに影響を受けた取引高 (the volume of affected commerce) の 20%相当額を使用することができる。」

従って影響を受けた取引高をめぐる DOJ と被告会社との交渉が行われるが、古河電工のワイヤーハーネスについては、米国生産分、日本からの輸出分そして日本での米国向け輸出車装着分の 3つの部分が、カルテルにより影響を受けた取引高ということになる。DOJ と古河との間で、違反行為期間の合計取引高をめぐる交渉が行われ、輸出車装着分については交渉により削除され結果として影響を受けた取引高は 8 億 3900 万ドルと定められたと考える³⁷⁵。

ところが矢崎総業のワイヤーハーネスについては輸出車装着分について交渉により削除されず、その結果、影響を受けた取引高は 2 億ドル超に定められたと考える³⁷⁶。

フジクラのワイヤーハーネスについての影響を受けた取引額はデンソーと同様の取扱を受け輸出車装着分は影響を受けた取引高から削除されず結果 3200 万ドルと定められたと考える³⁷⁷。

因みに、デンソーは電子制御機器、温度制御機器に関するカルテル行為について、古河電工と同様の取扱を受け輸出車装着分は影響を受けた取引高から削除された。

GS エレテックは車輪速度センサーについて、オートリブはシートベルトについて、TRW ドイツ子会社はシートベルト等について、日本精機は計器パネルについて、東海理化は温度制御パネルについて、いずれも矢崎総業と同様の扱いを受け輸出車装着分は影響を受けた取引高に含まれることになった。

こうして影響を受けた取引高が決まるとその 20%が罰金基礎額となる。従って DOJ の立場に立てば罰金基礎額を大きくすることが、司法取引における大きな交渉ポイントであり、それを下支えする法的根拠がシャーマン法 6a 条であると理解することができる。

³⁷⁵ 古河電工答弁合意書 4 条(a)

・・・For the purpose of this plea agreement, during the relevant period, the defendant's sales of automotive wire harness and related products affecting U.S. automobile manufacturers totaled more than \$839 million.

³⁷⁶ 矢崎総業答弁合意書 4 条(a)(i)

・・・During the relevant period, the defendant's sales of automotive wire harness and related products affecting certain automobile manufacturers in the United States and elsewhere totaled approximately \$2 billion.

³⁷⁷ フジクラ答弁合意書 4 条(a)

・・・During the relevant period, the defendant's sales of automotive wire harnesses and related products affecting an automobile manufacturer in the United States, and elsewhere, totaled approximately \$32 million.

更に、フジクラ幹部 2 名の正式起訴状 8 条には次の記載がある

・・・Fujikura and its co-conspirators manufactured automotive wire harness and related products (a) in Japan and elsewhere for export to the United States and installation in vehicles manufactured and sold in the United States and (b) in Japan and elsewhere for installation in vehicles manufactured in Japan for export to and sale in the United States.

第3款 制裁金計算

1. Woodpulp 事件

国際カルテル事件における制裁金の計算について、液晶パネル事件の欧州委決定をみると、まず域内売上高 (Value of Sales) については、(i)液晶メーカーが EEA 市場に直接販売した液晶パネル単体、(ii)液晶メーカーが自ら生産した液晶パネルを組み込んだコンピューター又は TV で EEA 市場に直接販売した液晶パネル製品、(iii)液晶メーカーが自ら生産した液晶パネルを第三者に販売し、その第三者がコンピューター又は TV に組込んで EEA 市場に間接販売した液晶パネル製品の3つのうち (i) と (ii) の合計の年平均額を域内売上高とした。(iii)を除いている点が注目し値する。

しかし、こうした取扱は、ウッドパルプ事件判決³⁷⁸に沿った扱いと考える。同判決は次の通り述べる。

「共同市場内の競争を制限する効果をもつ協定の締結という 85 条違反 (現在の TFEU101 条違反) は、2 つの要素をもつ行為により構成される。すなわち協定、決定又は協調行為の成立とその実行である。競争法で定められた禁止行為の適用を、協定、決定又は協調行為の成立した場所に依拠することは、競争法上の禁止行為から事業者が回避することを容易にしてしまう。決定的な要素は、協定、決定又は協調行為が実行された場所である。(16 項)

本件 (ウッドパルプ事件) のメーカーは、価格協定を共同市場内で実行した。彼らが域内の購入者に接触するために域内の子会社、代理人、復代理人、支店を通じて実行したか否かは重要な問題ではない。(17 項)

こうした行為について競争法を適用する共同体の管轄権は、国際公法で広く認められている属地主義により担保されている。(18 項) 」

ウッドパルプ事件判決が採用した実行行為理論は、液晶パネル事件で液晶パネルの直接販売、液晶パネルを組み込んだ製品の直接販売を域内売上高とした欧州委の扱いと整合がある。一方で、液晶メーカーが自ら生産した液晶パネルを第三者に販売し、その第三者がコンピューター又は TV に組込んで EEA 市場に間接販売した液晶パネル製品は、第三者が域内で実行したという点において実行理論では捕捉し難い取引であり、これを欧州委が加えなかったことについて実行理論との整合があると考える。

2. 制裁金ガイドライン

国際カルテルを含むカルテル行為及び支配的地位の濫用行為に対する制裁金は、38 項からなる欧州委の制裁金ガイドライン³⁷⁹に従い計算される。ガイドラインの要点は次の通り

³⁷⁸ Ahlstrom v. Commission, Judgment of the Court, September 27, 1988, Case 89, 104, 114, 116, 117 & 125-129/85

³⁷⁹ Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 15 (2) of Regulation No 17 and Article 65 (5) of the ECSC Treaty (98/C 9/03)は 98 年ガイドラインと呼ばれた。現行ガイドラインは Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003 (2006/C 210/02)で 2006 年ガイドラインと呼ばれている。

である。

制裁金は2段階の算定を行う。まず事業者又は事業者団体の基礎額を決定する、そして次に基礎額の加減調整をおこなうという2段階である。(9～11項)

基礎額の算定する為、欧州委は、まず事業者又は事業者団体による違反行為に直接又は間接に関連する EEA 域内³⁸⁰の地理的市場における製品又は役務の売上高をみるが、通常は違反行為が行われた直近1年間の域内売上高である。事業者団体の売上高は構成事業者の売上高の合計である。この売上高の数値は、事業者が提出する最も信頼し得る数値であるが、そうした数値がない場合、委員会は別の情報源からの数値を使用できる。この売上高は付加価値税など販売関連税を含まないものとする。(13～17項)

もし違反行為の地理的市場が EEA 域内を超えるものであれば(例えば全世界にわたる市場分割協定のような違反行為)、違反事業者の EEA 域内売上高は、その違反事業者の責任を適正に反映していない場合がある。そうした場合には、EEA 域内売上高と違反事業者の責任の両方を反映させる為に、欧州委は全世界市場での各違反事業者シェアを、EEA 市場での違反事業者の売上高合計額に乗じて各違反事業者の EEA 売上高を算出し、制裁金の基礎額算定に使用する。(18項)

基礎額は、関連製品又は役務の売上高に比例するが、その際は違反行為の重大性を加味し、違反行為の期間を乗じる。違反行為の重大性はケースバイケースでの判断となるが一般に30%を上限とする。違反行為の性格、違反行為者の累積シェア、地理的範囲、違反行為が実行されたか否かなどの要素を検討して重大性を決定する。水平的価格協定、市場分割協定、生産制限協定は、秘密裡に行われるもので、競争へ非常に悪い影響を及ぼす。従ってこの種の違反行為に対する重大性は高いものになる。違反期間については、6か月未満は半年と数え、6か月以上1年未満は1年と数える。(19項～24項)

更に、先に述べた価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテルの如き競争へ非常に悪い影響を与える違反行為に対しては基礎額の15～25%を追加する。欧州委はその他の違反行為³⁸¹にもこの追加を行うことができる。(25項)

違反行為の事業者の売上高が類似しているが同一でない場合であっても、欧州委は同一値を使うことができる。欧州委は、基礎額を決める際に、数字を丸めることもできる。(26項)

以上を纏めると次の数式になる。

【表 55：欧州競争法制裁金基礎額算定式】

$$\text{基礎額} = \{ \text{域内売上高} \times \text{重大性要素 (最大 30\%)} \times \text{違反年数} \} + \{ \text{域内売上高} \times 15 \sim 25\% \}$$

上記の数式で得られた基礎額に、更に A.増加要素、B.減少要素、C.抑止効果を狙った特

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2006:210:0002:0005:EN:PDF>

³⁸⁰ 現在 EEA は、スイスを除く EFTA 加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーと、EU 加盟の 27 か国、合計 30 か国で構成される。

³⁸¹ 垂直的競争制限行為や支配的地位の濫用行為についても適用することができるという意味であろう。

定増額、D.法定最高額、E.減免制度、F.支払能力という 6 つの観点から調整が行われる。
(27 項)

- A. カルテル又は支配的地位の濫用が欧州委により認定されたにも拘らずこれを継続して行ったり又は繰り返した場合は、100%まで増額することが出来る。欧州委への調査協力拒否、又は書類破棄などの妨害行為があった場合、違反行為の首謀者であった場合などは制裁金を増加する。(28 項)
- B. 欧州委の調査開始後直ちに違反行為を中止した場合、事業者が過失による違反行為であることを証明した場合、違反行為に対する消極的関与を証明した場合、欧州委への調査協力、公的機関又は法令による違法行為の承認又は助長があった場合などは制裁金を減少する。(29 項)
- C. 違反行為に関わる製品・役務の売上高以外の売上高が大きな場合、違反行為による利益が大きい場合などに特定の抑止効果を狙い制裁金を増加する。(30 項)
- D. 制裁金はいかなる場合も直近事業年度の売上高の 10%を超えないものとする。(32 項)
- E. 減免申請が認められれば、制裁金を免除又は減額する。(34 項)
- F. ガイドラインに則った制裁金が事業者の経済的破綻をもたらす客観的な証拠がある場合には制裁金を減額する³⁸²。(35 項)

最終考慮要素として、欧州委は、象徴的な制裁金を課す場合があるが、その場合は理由を決定に明記する。ガイドラインは一般的算定方法を示すものであり、特定の制裁金に関して算定方式の逸脱は許される。本ガイドラインは 2006 年 9 月 1 日以降に欧州委が発した異議告知書にかかる事件について適用される。(36~38 項)

制裁金ガイドラインにおいて特に国際カルテル事件に関連するのは 18 項である。欧州委はマリノース事件でこの 18 項を使用した。すなわち、欧州委はマリノース事業者 6 社の年度別世界販売高を作成し、6 社の 2004 年から 2006 年までの平均値を算出した。そしてこの平均値に基づき 6 社の世界シェアを導きだした。次に 6 社の年度別 EEA 地域売上高を作成し、6 社の 2004 年から 2006 年までの平均値を算出した³⁸³。そして 6 社の平均値を合計して EEA 地域合計売上高を導きだした。そしてこの EEA 地域合計売上高に 6 社の世界シェアを乗じることで 6 社の EEA 地域個別売上高を算出してこの値を用いて基礎額を算定した。従って、EEA 地域市場の売上高が小さい日本メーカーは実際よりも大きい売上高となり、同市場で売上高が大きい欧州メーカーは実際よりも小さい売上高となった。

こうした見做し計算は制裁金に関する欧州委の裁量に依拠するものであるが、きわめて合理性に乏しい裁量であると考えられる。カルテルが欧州市場にのみ影響を与え、その結果として欧州委のみが制裁金を課す場合には、こうした裁量も許されようが、国際カルテル事件では、複数の当局が罰金、制裁金、又は課徴金をそれぞれの市場における売上高に基づ

³⁸² 山根裕子「支払不能による EU カルテル制裁金の減額制度」国際商事法務 41 巻 2 号 P.167 (国際商事法研究所 2013 年 2 月)。“Inability to Pay – First cases and practical experiences” by Philip Kienapfel and Geert Wils, Competition Policy Newsletter, Number 3- 2010

³⁸³ 横浜ゴムについては 2003 年から 2005 年までの平均値を使用した。

き計算する。そうした場合に、欧州委の制裁金ガイドライン 18 項は、特定の事業者に過重となり別の特定の事業者に過小となり平等取扱の原則に反するものである。

国際カルテルに関して、すべての競争当局が各国における事業者別売上高の算出について、実額は用いない或いは各国の事業者別シェアを用いずに事業者別世界シェアを用いて算出するという合意があれば格別、そうした合意がないにもかかわらず、そして EEA 地域市場における事業者別売上高が判明しているにもかかわらず、その売上高は違反事業者の責任が適正に反映されていないとして、見做し計算により売上高を使用することは、行政処分に認められる裁量の範囲を超えた措置ではなかろうか。基礎額を算定した後の加減措置、特別事情による措置による調整こそ、適正な行政裁量が行われて然るべきものと考ええる。すなわち、制裁金ガイドライン 18 項はウッドパルプ事件判決の実行理論と整合しないガイドライン条項であり、欧州委として直ちに修正又は削除すべき条項であると考ええる。

なお欧州競争法の実行理論と米国反トラスト法の効果主義との大きな違いは、カルテル行為者によりカルテル対象品が欧州外で或いは米国外で第三者に販売され、その第三者が当該カルテル対象品を用いて別製品を作り、欧州で又は米国で販売した場合にこれを捕捉できるか否かではないだろうか。すなわち補足できるのが米国の効果主義で捕捉できないのが欧州の実行理論であると考えている。米国の効果主義は、違反者の行為が直接的・実質的・合理的予見可能性ある効果を及ぼすことを証明すればよく、欧州の実行理論は協定、決定又は協調行為が域内で違反者により実行されたことを証明しなければならない。上記の例で言えば、カルテル行為者ではない第三者がカルテル対象製品をカルテル行為者から購入し、これを用いて製品を欧州以外でつくり、欧州で販売した場合、欧州委はこれだけではカルテル行為者を捕捉できないことになる。従って実行理論は、部品等カルテルの捕捉については効果理論に比べ謙抑的であり、競争当局サイドに立てば弱点があると考ええる。

第 3 節 小括

法的根拠に基づき国際カルテルを捕捉したのち、その罰金や制裁金について法的根拠の範囲から絞り込みを行うことは可能である。しかし捕捉に使った法的根拠を拡大して、罰金や制裁金を増加することは認められるべきではないと考える。また事件ごとに捕捉に使う理由を変更することは法的措置の一貫性を保つという意味で望ましいものではない。

1. 航空会社運賃カルテル事件

公取委は取り上げなかったが、DOJ と欧州委がともに取り上げた航空会社の運賃カルテル事件をみると DOJ は罰金の、欧州委は制裁金の引下げに応じたことが推測できる。

例えば、全日空の答弁合意書³⁸⁴8 条(c)(d)は次のように規定している。

「通商に影響を与えた取引高には、被告人の海外から米国への航空貨物の取引は含まれていない。被告人は、カルテルがあった海外から米国への航空貨物の通商は米国通商に影響を与えた取引高に含むべきではないという意見である³⁸⁵。合衆国は被告人の意見に同意

³⁸⁴ ワシントン DC 連邦地裁事件番号 10-cr-00295 2010 年 12 月 6 日提出

³⁸⁵ 川合弘造「独占禁止法の海外企業外国人への執行と課題」注 20 は、航空法 110 条によ

せず、むしろカルテルがあった海外から米国への航空貨物の通商は、反トラスト法違反行為であり、これを含めない計算は事件の重大性や米国の被害者が被った被害を軽くみることになるとして反対している。両者はこうした点を訴訟で争うことは両者にとって著しい負担となることから、量刑ガイドラインの最低限を上回る罰金額とすることに合意した。」

つまり、DOJはカルテル対象となった海外から米国への航空貨物も、米国から海外への航空貨物も共に米国通商に影響を与えたので両方とも取引高として合計するべきという立場をとったが、答弁取引の過程で妥協が図られたということである。しかしこの妥協には疑問が残る。すなわち、この事件における海外から米国への航空貨物の通商を米国取引高から外すというDOJの取扱は、国際航空貨物利用運送事件における日本から米国への航空貨物運送役務の役務料を米国取引高とするDOJの取扱と全く正反対のものであり、論理が不整合である。

一方、航空会社の運賃カルテルについて欧州委の発表³⁸⁶には次の記載がある。

「EEAと域外第三国間の航空ルート運賃による販売高は、欧州域内への被害程度を勘案して50%減額して計算する。・・・」

すなわちDOJも欧州委も、カルテル行為はカルテル行為としてそれぞれの法的根拠に基づき捕捉した、又は捕捉する意図があることを明らかにしたのちに、罰金や制裁金の計算において法的根拠の範囲内で適用を縮小し、そして減額するという措置をとっている。

2. わが国独禁法の域外適用について

国際カルテル事件の処理において、自国市場に影響を及ぼす外国事業者の外国での違法行為を自国競争法で捕捉するためには、何らかの法的根拠が必要であり、法的根拠に基づき捕捉した後は、その根拠に基づき罰金を科す、又は制裁金・課徴金を課することが可能となる。欧米競争当局はこうした法的根拠をもち、事件処理にあたっているが、わが国の公取委はそうしたツールを持たずに事件処理にあたっている。すなわち、事業者が日本国外で独禁法違反行為を行いわが国市場に影響を及ぼした場合には当該事業者に独禁法を適用することが出来るという定めがないということである。

こうした法的根拠なしで公取委は国際カルテル事件を捕捉することは出来ないし、刑事罰を科すことも出来ないという現状認識が必要である。そしてこうした現状認識からスタートして独禁法に国際カルテル事件を捕捉するための法的根拠を設定することがわが国の独禁法にとって不可欠であり、早急に解決すべき課題であると考え³⁸⁷。

る独禁法の適用除外の可能性を言及している。西村利郎先生追悼論文集「グローバリゼーションの中の日本法」P.461、西村あさひ法律事務所、西村高等法務研究所編（商事法務2008年10月）

³⁸⁶ 2010年11月9日発表、IP/10/1487

³⁸⁷ 域外適用に関して、国際法における規律管轄権（立法管轄権）を前提として独禁法の域外適用は可能とする議論もがあるが、条文もなしに独禁法を適用されては、外国事業者が反駁することは明らかである。域外適用を可能とするための第1歩としては独禁法にそれを定める必要がある。

しばしば引用されるLotus号事件(PCIJ Judgment No.9, Sept. 7, 1927, Series A No.10)の判断は、1958年のジュネーブ公海条約11条1項「公海上の船舶につき衝突その他の航行上の事故が生じた場合において、船長その他当該船舶に勤務する者の刑事上又は懲戒上

第5章 国際カルテル事件に対する独占禁止法適用上の問題点

国際カルテル事件の端緒は、ほとんどがリニエンシー制度に依拠しているといわれている。そしてほとんどの国際カルテル事件では、複数国の競争当局にリニエンシー申請が行われ、競争当局は情報交換を行い、ほぼ同時に立入検査を実施している。本章ではリニエンシー制度について日米欧の制度を比較し、競争当局間の協力を確認するとともに、わが国のリニエンシー制度の改善すべき点を論じる。しかしリニエンシー制度を整備しても国際カルテル事件を捕捉しうる法的根拠が欠落しては確実に国際カルテル事件を捕捉することはできないし、外国事業者に対する民事救済も刑事処罰もできないのである。従って本章では具体的に独禁法に域外適用規定の新設を提言する。因みに相当数の国々がリニエンシーと域外適用規定の双方を具備しており、この2つは国際カルテルを捕捉するための車の両輪なのである。

第1節 課徴金減免制度と各国当局との協力

第1款 わが国の課徴金減免制度

1. わが国の課徴金制度

わが国の課徴金減免制度について論ずるために、まず課徴金制度の趣旨について概観しておく必要があるだろう。課徴金制度は1977年の改正によりカルテルを対象として導入された。当時の独禁法においてカルテルに対して行政処分としては排除措置命令である審決、刑事訴追そして損害賠償請求があったが、刑事訴追と損害賠償請求はそのいずれもが不活発であり実効性を欠いていた。よって行政処分として課徴金を課すことにより、カルテルによる不当利得の一部を篡奪することでカルテルのやり得を防止しようとしたのである³⁸⁸。

当初、課徴金算定率は売上額の1.5%と定められたが、その根拠は平均的な売上高経常利益率の半分というものであった。2001年に課徴金算定率は売上高の6%と改正されたが、

の責任が問われるときは、これらの者に対する刑事上又は懲戒上の手続は、当該船舶の旗国又はこれらの者が属する国の司法当局又は行政当局においてのみ執ることができる。」により覆っている。松下満雄「独占禁止法と国際取引」P.227（東京大学出版会、1970年5月）、杉原高嶺他「現代国際法講義[第4版]」P.82（有斐閣、2010年2月）、小寺彰「パラダイム国際法」P.97（有斐閣、2004年3月）

³⁸⁸「第7条の2 事業者が不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、公正取引委員会は第8章第2節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行った日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上高に100分の3（製造業については100分の4、小売業については100分の2、卸売業については100分の1とする）を乗じて得た額の2分の1に相当する額の課徴金を追徴することを命じなければならない。ただし、その額が20万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。（以下省略）」

その根拠は平均的な売上高営業利益率に求められた。そして 2006 年 1 月 4 日以降は、課徴金の対象を購入カルテルと支配型私的独占に拡大した。そして課徴金算定率は 10%と改正されたが、その根拠としては過去のカルテル・入札談合事件の平均不当利得率が 16.5%程度ということであった。従って、その導入以来、課徴金は、不当利得の篡奪によるカルテルのやり得防止を目的としていると考えてよいと思われる³⁸⁹。しかし、カルテルの早期離脱については算定率を 20%軽減するとともに 10 年以内に繰返しカルテルを行った場合には算定率を 50%アップするという制度も追加された（独禁法 7 条の 2 第 7 項）。

2010 年 1 月 1 日以降は、課徴金対象がカルテル（販売、生産、購入カルテル）、支配型私的独占に加え、排除型私的独占と法定 5 類型の不公正な取引方法にまで拡大された。またカルテル首謀者に対する算定率を 50%アップする制度も加わった（独禁法 7 条の 2 第 8 項）。

従って、現在の課徴金制度の趣旨は、2006 年 1 月 4 日以降、繰返し 50%アップ、2009 年に首謀者 50%アップという課徴金アップの仕組みを取り込んだうえに、私的独占についても法定 5 類型の不公正な取引方法についても課徴金が課されるものとなったため、従来の不当利得の篡奪に止まらず制裁措置という性格をも併せ持つものになったとみることができる。

2. わが国の課徴金減免制度

2005 年の独禁法改正により課徴金減免制度が設けられた。その趣旨は、カルテルは秘密裡に行われるもの故、発見解明が困難であるので、カルテルを自己申告した事業者に対して課徴金を免除・減額するもので、カルテルを申告すればカルテルによる不当利得を篡奪せずにそのまま保有することを認める制度であった。2006 年 1 月 4 日以降の課徴金減免制度は調査開始日³⁹⁰前の 1 番目の申請者は 100%免除、調査開始日前の 2 番目の申請者は 50%免除、調査開始日前又は調査開始日後の 3 番目の申請者は 30%免除というものであり合計 3 事業者までだが減免申請の対象であった。また 1 番目の申請者については刑事告発を行わないという制度であった³⁹¹。

2010 年 1 月 1 日以降の課徴金減免制度は、調査開始日前の 1 番目の申請者は 100%免除、調査開始日前の 2 番目の申請者は 50%免除、調査開始日前又は調査開始日後の 3 番目の申請者は 30%免除、調査開始日前又は調査開始日後の 4 番目の申請者も 30%免除、調査開始日前又は調査開始日後の 5 番目の申請者も 30%免除となった。つまり減免申請は合計 5 事業者までとなった。但し 4 番目、5 番目の申請者は、すでに公取委によって把握されている事実以外の事実を報告する必要がある。また調査開始日以後の申請者は 30%減額

³⁸⁹ 正田彬「独禁法最終講義」P.134~135（2011 年 9 月、公正取引協会）、根岸哲、舟田正之「独占禁止法概説[第 4 版]」P.342~345（2010 年 7 月、有斐閣）金井貴嗣、川濱昇、泉水文雄「独占禁止法[第 3 版]」P.477~480（2010 年 6 月、弘文堂）白石忠志「独占禁止法」P.437~441（2006 年 12 月、有斐閣）

³⁹⁰ 「調査開始日」とは独禁法 47 条 1 項 4 号に掲げる処分（立入検査）又は 102 条 1 項に規定する処分（犯則調査）が最初に行われた日である。

³⁹¹ 2005 年 10 月 7 日、公取委「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」

としてその数は最大 3 社までということになっている。また刑事告発については調査開始前の 1 番目の申請者のみならず、また 1 番目の申請者と同一グループに属している共同申請者に対しても告発を行わない方針が明確化された³⁹²。

下記の運用状況からみると、導入に際して懸念されたわが国の課徴金減免制度は、十分利用され機能していると言えよう。

【表 56：課徴金減免制度の運用状況³⁹³】

年度（4月～3月）	申請件数	公表事件数	公表事業者数
2006/1/4～06/3/31	26	0	0
2006/4/1～07/3/31	79	6	16
2007/4/1～08/3/31	74	16	37
2008/4/1～09/3/31	85	8	21
2009/4/1～10/3/31	85	21	50
2010/4/1～11/3/31	131	7	10
2011/4/1～12/3/31	143	9	27
2012/4/1～13/3/31	102	20	41
2013/4/1～13/7/11	?	3	3
合計	725	90	205

現在のわが国の課徴金減免制度を噛み砕いて言えば、「カルテルについて自首せよ、1 番目なら 3 年分の不当利得全額、2 番目なら半額、3 番目以降であっても 3 割相当を保持を認めよう。もし自首しないと首謀者であれば課徴金 5 割増し、又再犯ならば 5 割増しだぞ。」という脅し文句付の自首推奨制度ということができよう。

尚、課徴金減免制度に基づき申請した事業者に次の事由があった場合には、課徴金減免は受けることができない。

①調査開始日以後カルテルを行っていないこと（独禁法 7 条の 2 第 10 項 2 号、又は同条第 11 項 4 号）。調査開始日以後の申請者は申請日以後カルテルを行っていないこと。（独禁法 7 条の 2 第 12 項 2 号）。

②報告、提出資料に虚偽がないこと。（独禁法 7 条の 2 第 17 項 1 号、2 号）

③他の事業者カルテル参加を強要したり、離脱妨害をしないこと。（独禁法 7 条の 2 第 17 項 3 号）

課徴金減免失格事由のうち独禁法 7 条の 2 第 17 項 3 号に定める強要者・妨害者と、課徴金割増対象として独禁法 7 条の 2 第 8 号に定める主導的役割を果たした事業者（以下、主導者という）との違いが明確ではないと思われる。

公取委担当官は、「主導的役割の要件に該当することが直ちに強要等の失格要件に当た

³⁹² 2009 年 10 月 23 日、公取委「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」

³⁹³ 公取委各年次報告書及び公取委ホームページから作成。

るわけではありませので、カルテル等において主導的役割を果たしていた事業者は割増算定率の適用による高額の課徴金の負担を回避するためにも、課徴金減免申請を行うことを積極的に検討する必要があると考えられます。」と述べるが³⁹⁴、不明確性は解消されない。鈴木孝之教授は、「強要・妨害とは、他の事業者にカルテルに参加するよう、あるいは離脱しないように何らかの圧力をかけることをいい、たとえば、参加しない場合には、当該事業者の契約成立を阻止するなどの不利益をもたらすことなどがあたる。カルテル内部での調整の役回りをしたり、カルテル成立への賛成発言をしたりした程度であれば、減免適用は否定されない。」と述べている³⁹⁵。主導者と強要・妨害者との相違は、強要の程度問題であり、課徴金減免失格となった場合に事件化し司法での決着をみるまでは明確にはならないと思われる。また公取委も積極的に強要・妨害者で課徴金減免失格とすることは無いと思われる。むしろ課徴金減免申請1位を取れなかった申請者が、強要・妨害の事実を公取委に申立てることはあると思われる。

3. 文化シャッター事件

2010年6月10日付日経新聞は次の通り報じている。

「・・・関係者によると、文化シャッターは公取委の立入検査³⁹⁶後、課徴金減免制度に基づき、近畿地区のカルテルについて、3社間で開かれた会合の内容などを自ら申告する資料を提出した。しかし、公取委が他社などへの調査を進めた結果、同社の申告が最終的に調査事実と食い違うことが判明したという。公取委は同社側の申告内容が不適切だったとして、減免見送りを決めた。同社側は「内容に虚偽はなかった」と反発しているもようだ。」事実がこの報道の通りであれば、2005年独禁法改正により課徴金減免制度が導入されて以来、公取委が課徴金の減額を見送った初めての事件となる。

シャッターカルテル事件そのものは、2009年6月9日に、全国規模価格カルテルと近畿地区受注調整の2つの事件についてそれぞれ排除措置命令³⁹⁷が発出され、全国規模価格カルテルについて3件の課徴金納付命令³⁹⁸が、近畿地区受注調整について4件の課徴金納付命令³⁹⁹が発出された。これらに対して全国規模価格カルテルの排除措置命令については、三和シャッター、文化シャッター及び東洋シャッターが、近畿地区受注調整の排除措置命令については文化シャッター、東洋シャッターが、そして7件の課徴金納付命令についてはすべてについて審判請求が行われ、2010年10月6日公取委は審判開始決定を行った。現在審判係属中であるが、この審判を通じて、文化シャッターによる課徴金減免申請による虚偽申請の顛末が明らかになるものと思われる。

³⁹⁴ 品川武、岩成博夫「独占禁止法における課徴金減免制度」P.116、(公正取引協会、2010年2月)

³⁹⁵ 金井他編著「独占禁止法 [第3版]」第11章第2節(鈴木孝之執筆部分)P.497(弘文堂、2010年6月)

³⁹⁶ 2008年11月19日

³⁹⁷ 平成22年(措)第15号及び第16号

³⁹⁸ 平成22年(納)第94~96号

³⁹⁹ 平成22年(納)第97~100号

尚、公取委ホームページに課徴金減免制度 Q&A⁴⁰⁰の 25 番に虚偽について次の解説がある。

「問 25 虚偽の報告や資料の提出とはどのような場合のことをいうのでしょうか。報告書における記憶違いに基づく記載や単なる誤記入も、虚偽の報告として課徴金を減免されないことになるのですか？」

答 25 虚偽の報告や資料の提出とは、具体的には、意図的に誤った事実を記載したり、ありもしない資料をねつ造して提出することなどを指すものであり、報告書における記憶違いに基づく記載や単なる誤記入等まで含まれるものではありません。また、報告内容が調査した結果と異なっている場合であっても、それをもって直ちに「虚偽」として課徴金減免制度の適用が否定されるものではありません。しかし、報告する内容が真実と異なることについて、違反行為を行った事業者が知っていた場合、又は知り得る立場にあった場合において、事実と異なることを報告した場合は、当該報告は「虚偽」とされます。」

これによれば、公取委は意図的に誤った報告をした場合に減免申請を認めないものと考えられる。

第 2 款 米国の刑事訴追減免制度

1. リニエンシープログラム

カルテルに対する刑事罰については、すでに述べた通りシャーマン法 1 条では法人 1 億ドル、個人 100 万ドル若しくは禁錮 10 年、又はこれを併科すると規定されている。そして代替量刑法によれば、罰金額は金銭的利益又は損失の 2 倍のいずれか高額な方にまで引き上げることができる。そして量刑については連邦量刑ガイドラインにより法人であれば米国取引高の 20%相当額が量刑基礎額となる。

こうした刑事罰の訴追を免除する仕組みを、米国ではリニエンシープログラム又はアムネスティプログラムと呼ぶ。DOJ の反トラスト局は 1978 年にリニエンシープログラムを導入したが、リニエンシーの適用可否について DOJ の裁量が大きく、申請者にすれば適用されるか否かが不明確であったために殆ど利用されなかった。DOJ は 1993 年の法人用リニエンシー方針、1994 年の個人用リニエンシー方針を発表し、1978 年プログラムに大幅変更を加えリニエンシーの適用基準を明確にした。この為申請者はリニエンシー適用について確信を持てるようになり、その結果申請者は急増した。1998 年 4 月 1 日付の DOJ 文書によれば、1978 年プログラムでは申請は年 1 件であったが、1993 年方針では申請は月 1 件程度であると述べている⁴⁰¹。

現在この 1993 年方針又は 1994 年方針に基づくリニエンシープログラムにより、反トラスト局に最初に自首した法人又は個人は、十分な協力とその他の条件を充足することで刑事訴追を免れることができる。

(1) 方針

⁴⁰⁰ <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/qa.html#cmsQ325>

⁴⁰¹ “The Corporate Leniency Policy: Answers to Recurring Questions” by Gary R. Spratling, <http://www.justice.gov/atr/public/speeches/1626.pdf>

まず法人リニエンシー方針⁴⁰²と個人リニエンシー方針⁴⁰³の内容をみると次の通りである。

【法人リニエンシー方針】

1993年8月10日、反トラスト局は、一定の条件に合致すれば、早い段階で違法行為を報告した法人に対してリニエンシーを適用する方針を発表した。リニエンシーとは、違法行為を報告した法人を刑事訴追しないことであり、この方針は、法人アムネ스티とか法人免責方針という言葉でも知られている。具体的には刑事訴追を免除するということである。

パート A：捜査開始前のリニエンシー

下記6条件が充足されれば、捜査開始前に違法行為を報告した法人にリニエンシーが与えられる。

(1) 法人が違法行為を報告した時点で、反トラスト局は他の情報源から当該違法行為について情報を得ていないこと。

(2) 報告する違法行為を発見した場合に、法人は直ちにかつ効果的に当該違法行為への自らの関与を中止したこと。

(3) 法人は率直に包み隠さず違法行為を報告し、捜査の全過程において反トラスト局に継続的かつ完全に協力すること。

(4) 違法行為の告白が実際に法人としての行為であり個別幹部・役員のそれぞれの自白ではないこと。

(5) 可能な場合、法人は被害者に損害賠償を行うこと、そして

(6) 法人が他の者を違法行為に参加するよう強制しておらず、主導者や首謀者でなかったこと。

パート B：リニエンシーの為の代替条件

もし法人が反トラスト法違反行為を申告したが、上記パート A の6条件すべてを満足することが出来なかった場合でも、そして当該法人の申告が捜査開始前であるか開始後であるかに拘わらず、下記7条件が充足されれば、当該法人にリニエンシーが与えられる。

(1) 法人が違法行為の最初の報告者であり、かつリニエンシーを付与される資格があることとした時点で、反トラスト局は他の情報源から当該違法行為について情報を得ていないこと。

(2) 申請があった時点で、反トラスト局は有罪判決を得るほどの証拠をもっていないこと。

(3) 報告する違法行為を発見した場合に、法人は直ちにかつ効果的に当該違法行為への自らの関与を中止したこと。

(4) 法人は率直に包み隠さず違法行為を報告し、捜査の全過程において反トラスト局に継続的かつ完全に協力すること。

(5) 違法行為の告白が実際に法人としての行為であり個別幹部・役員のそれぞれの自

⁴⁰² <http://www.justice.gov/atr/public/guidelines/0091.htm>

⁴⁰³ <http://www.justice.gov/atr/public/guidelines/0092.htm>

白ではないこと。

(6) 可能な場合、法人は被害者に損害賠償を行うこと、そして

(7) 違反行為の性質、申請した法人の役割、申請の時期などを考慮して、リニエンシーを付与することがその他の者に対して不公正とはならないと反トラスト局が決定したこと。

上記条件(7)を適用するにあたり、主たる考慮要素は、どのくらい早く法人は申請したのか、法人は他の者を違法行為に参加するよう強制しておらず、主導者や首謀者でなかったということである。条件(7)を満足させるためのリニエンシー申請者の負担は、反トラスト局が違法行為の捜査を開始する前に申請があれば、小さいものである。もし有罪判決を得ることが出来るだろう証拠をつかんでいる場合は、リニエンシー申請者の負担は大きくなる。

パート C：役員・従業員のリニエンシーについて

もし法人がパート A のリニエンシーの資格を持てば、当該法人の役員・従業員で法人申請の一部として違法な反トラスト行為に関与したことを認めた者は、率直かつ完全に違法行為を認め、捜査中反トラスト局に継続して協力するならば、リニエンシーを受けることになる。もし法人がパート A のリニエンシーの資格がなかった場合でも、当該法人とともに申請をした役員・従業員はあたかも個人リニエンシーを反トラスト局に申請した如く刑事訴追を免れる。

パート D：リニエンシー手続

法人リニエンシー申請を受領した反トラスト局の職員が、当該法人にはリニエンシーを受ける資格あり、リニエンシーを付与するべきだと考えた場合、申請は、リニエンシー付与理由とともに司法省執行室 (the Office of Operations) に付託される。反トラスト局職員は、申請者以外に関する訴追メモを完成するまでリニエンシー申請の付託を遅らせてはならない。執行室長 (the Director of Operations) は申請を照査して反トラスト局長 (the Assistant Attorney General) に決定を仰ぐ。もし反トラスト局職員がリニエンシー申請に難色を示す場合、法人の代理人は執行室長に面談を求めることができる。面談は代理人の権利ではないが、通常面談の機会が設けられる。

【個人リニエンシー方針】

1994年8月10日に反トラスト局が発表したリニエンシー方針は、個人の為のものであり、直ちに発効する。法人による申出とか自白の一部ではなく、個人自らの為に反トラスト局が知得していない反トラスト法違反行為を報告し、リニエンシー申請をするすべての個人に適用される。本方針においてリニエンシーとは、報告された行為について個人を刑事訴追しないことをいう。

パート A：個人リニエンシーの要件

もし次の3つの条件が満足されるのであれば、捜査開始前に違法行為を報告した個人に対してリニエンシーが付与される。

1. 個人が違法行為を報告する時点において、反トラスト局が他の者から違法行為についての報告や情報を受領していないこと。
2. 率直かつ完全に違法行為を報告し、捜査期間中、十分に、継続的、かつ完全な協力を反トラスト局に提供すること。そして
3. 他の者に違法行為への参加を強要したり、違法行為の主導者、首謀者ではないこと。

パート B：本方針の適用

本方針のパート A のリニエンシーに不適合の個人については、刑事訴追について法律上の又は非公式な免責が検討される。そのような免責はケースバイケースで反トラスト局の訴追裁量により行われる。もし法人が法人リニエンシーを得ようとしており、法人とともに違法行為を告知した役員・従業員は法人リニエンシーの下で免責を得ることになる。

パート C：リニエンシー手続

個人リニエンシー申請を受領した反トラスト局の職員が、当該個人にはリニエンシーを受ける資格あり、リニエンシーを付与するべきだと考えた場合、申請は、リニエンシー付与理由とともに訴訟担当の部長（Deputy Assistant Attorney General）に付託される。反トラスト局職員は、申請者以外の者に対する訴追メモを完成するまでリニエンシー申請の付託を遅らせてはならない。訴訟担当部長は申請を照査して反トラスト局長に決定を仰ぐ。もし反トラスト局職員がリニエンシー申請に難色を示す場合、個人及びその代理人は訴訟担当部長に面談を求めることができる。面談は個人又はその代理人の権利ではないが、通常面談の機会が設けられる。

（2）レターアグリーメント

リニエンシーを得る為に法人又は個人が反トラスト局と締結するレターアグリーメントの雛型が公表されているが⁴⁰⁴、2008年11月19日に公表された最新雛型の内容は次の通りである。

【要点 19：法人向けレターアグリーメント⁴⁰⁵：その 1】

本レターは、反トラスト局とリニエンシー申請会社とが、米国その他において或る部品に関するシャーマン法 1 条刑事違反事件となる価格協定その他の行為に関する取決めを規定したものである。本契約は、申請会社が（1）本契約 1 条で表明するリニエンシー適格を証明できること、（2）本契約 2 条で定める反トラスト局への捜査協力を停止条件とする。申請会社がリニエンシー適格を証明し、かつ捜査協力を行った後、反トラスト局は申請会社に無条件のリニエンシーを付与する旨の通知をする。申請会社の弁護士がリニエンシー申請の事実を開示することは、弁護士と顧客の秘匿特権又は弁護活動に伴い作成された資料の極秘扱いを放棄するものではない。申請会社は本レターに添付されている 1993 年 8 月 10 日付の法人向けリニエンシー方針を十分承知している。

第 1 条：リニエンシー適格

⁴⁰⁴ <http://www.justice.gov/atr/public/speeches/1626.htm>

<http://www.justice.gov/atr/public/speeches/2247.htm>

⁴⁰⁵ <http://www.justice.gov/atr/public/criminal/239524.htm>

申請会社は米国その他において或る部品に関するシャーマン法 1 条刑事違反事件となる価格協定その他の行為を反トラスト局へ報告することを望んでいる（以下、報告対象違反行為という）。申請会社は、報告対象違反行為に関連して、リニエンシー適格があることを反トラスト局に表明し、そして (a) 報告対象違反行為については、その発見後、直ちに実効性ある終了行動をとったこと、そして (b) 報告対象違反行為について他社に参加を強要していないこと、主導者でも首謀者でもないことを表明する。

申請会社は、本条の表明の正確性も含めリニエンシー適格を証明する責任を有すること、第 3 条によりリニエンシーが取消された結果については十分理解していることについて同意する。本契約で使用される報告対象違反行為の発見は、申請会社の法律問題を扱う取締役会メンバー又は代理人である弁護士による発見を意味する。

第 2 条：協力

申請会社は、報告対象違反行為に関連して、下記を含み、反トラスト局に対して十分な、継続的かつ完全な協力をを行う。

- (a) 報告対象違反行為に関して申請会社が知るすべての事実について十分な説明を行う、
- (b) 弁護士顧客秘匿特権又は弁護士職務活動成果を除き、報告対象違反行為に関して反トラスト局からの要求があった場合には、文書提出命令なしで、どこにあらうとも、所有、保管、支配しているすべての文書、情報を直ちに提出する、
- (c) 在籍役員、従業員の継続的、十分なそして誠実な協力を確保する為に最善を尽くし、報告対象違反行為について彼らが持っているであろうあらゆる情報を反トラスト局に任意に提出するよう最善の努力を尽くす、
- (d) 在籍役員、従業員が反トラスト局の指定する日時と場所で聴取又は証言に応じるよう促す、
- (e) 報告対象違反行為について反トラスト局に情報提供する在籍役員、従業員が聴取や大陪審出廷においてそして陪審においてなされる質問に対し完全に、率直に、そして誠実に答えるよう最善の努力をする、
- (f) 報告対象違反行為について反トラスト局に情報提供する在籍役員、従業員が偽って人や企業を保護したり、関連させたりしないよう最善の努力をする、そして
- (g) 申請会社が参加した報告対象違反行為により被害を蒙った人や企業に、反トラスト局が満足する程度に賠償金を支払う合理的な努力をすること。但し、申請会社は、報告対象違反行為が近因となって生じた米国内通商への効果とは独立している反トラスト法被害を受けた犠牲者に対する支払を要求されるものではない。

第 3 条：法人リニエンシー

第 1 条に規定する申請会社の表明が証明され、かつ第 2 条に規定する十分な継続的かつ完全な協力がある場合、反トラスト局は申請者が添付の法人リニエンシープログラムのパート A 又は B の適用をうけることを条件付きで合意する。この法人リニエンシー方針に従い、反トラスト局は申請者に対して本状の日付より前におこなわれたであろう行為又は違反については刑事訴追をしないことに合意する。本条の約束は反トラスト局のみを拘束するが、申請会社の要求により、反トラスト局は本契約を他の訴追部署又は行政機関に知らせることになる。申請会社に無条件のリニエンシーが付与される前であれば、反トラスト局は、申請会社は第 1 条規定の表明に反しているのでリニエンシー不適格である、又は第 2 条規定の協力提供がないので本契約は無効であると決定し、申請会社による法人リニエンシープログラム申請に対する条件付き受

理を取消することができる。申請会社に対する条件付き受理を取消す前に、反トラスト局は申請会社の代理人に書面により条件付き受理を取消すべき旨の上申内容を知らせ、取消予定について代理人に面談の機会を与える。もし反トラスト局が申請会社による法人リニエンシープログラム申請の条件付き受理を取消した場合は、反トラスト局は何の制約もなく申請会社に対する刑事訴追を行うことができる。そうした刑事訴追が開始された場合、反トラスト局は申請会社に対するあらゆる刑事訴追において本契約により申請会社から、又は在籍役員、従業員により当局に提供された書類、供述等を使用することができる。申請会社は、反トラスト局のリニエンシープログラムが訴追裁量の行使であることを了解し、報告済違反行為に関する正式又は略式起訴が行われるまでは、条件付きリニエンシーを反トラスト局が取消したことについてあらゆる司法判断を求めないことに合意する。

第4条：役員・従業員に対して刑事訴追をしないこと

第1条に規定する申請会社の表明が証明され、かつ第2条に規定する十分な継続的かつ完全な協力がある場合、反トラスト局は、報告対象違反行為について承知していること、又はそれに関与したことを認め、そして捜査に十分、誠実に協力した役員・従業員に対し本レター日付前の申請会社に雇用されていた期間に行ったあらゆる行為について刑事訴追しないこととする。十分で誠実な協力とは下記を含むものとする。

(a) 弁護士顧客秘匿特権又は弁護士職務活動成果を除き、報告対象違反行為に関して反トラスト局の代理人から要求された私的文書、記録、その他を含むすべての文書と記録を、どこにあらうとも集め、米国で提出すること、

(b) 報告対象違反行為について合衆国代理人の要求により米国での聴取に応じること、

(c) 偽って他人に関与させたり、意図的に情報を隠すことは、虚偽申告 (18U.S.C. § 1001) 及び司法妨害 (18U.S.C. § 1503 et seq) の罰金刑となることを承知のうえで報告対象違反行為について合衆国の質問に十分で、真実の回答をすること、

(d) 弁護士顧客秘匿特権又は弁護士職務活動成果を除き、報告対象違反行為に関連するかもしれない、本条の (a) から (c) で要求されていない資料や情報を自発的に合衆国に提供すること、そして

(e) 偽証罪 (18U.S.C. § 1621)、大陪審又はその他の裁判手続で虚偽申告する罪 (18U.S.C. § 1623)、法廷侮辱罪 (18U.S.C. § 401-402)、及び司法妨害 (18U.S.C. § 1503 et seq) の罰金刑を承知の上で、合衆国からの要求により、報告対象違反行為に関して、米国における陪審及び大陪審又はその他手続において十分に、真実の、そして宣誓の下で証言をすること

本条の約束は、反トラスト局のみを拘束する、但し、申請会社の要求により、反トラスト局は本契約を他の訴追部署又は行政機関に知らせることになる。もし在籍役員・従業員が本契約における義務を履行しない場合、本契約はその履行しない当人に関する部分について無効となり、当人に与えられた条件付きのリニエンシー、免責又は非訴追は、反トラスト局により取消となる。反トラスト局は、本契約1条の適格について齟齬をきたすと決定した在籍役員・従業員に関して、又申告会社が報告済違反行為を中止し且つ当該個人に違法行為を中止するよう告げたにも拘らず違法行為を継続した在籍役員・従業員に関して、報告対象違反行為の捜査について本契約締結日の前後に拘わらず妨害をした又は試みた在籍役員・従業員に関して条件付き非訴追を取消す権利を留保する。緊急事態を除き、在籍役員・従業員個人の条件付き非訴追を取消

す最終決定の前に、反トラスト局は、当該個人の代理人及び申請会社の代理人に対して書面で取消上申書を通知する、そして取消予定について代理人と反トラスト局との面談の機会を提供する。もし反トラスト局が本契約による個人の非訴追を取消した場合は、反トラスト局は何の制約もなく当該個人に対する刑事訴追を行うことができる。そうした刑事訴追が開始された場合、反トラスト局は当該個人に対する刑事訴追において、本契約により申請会社から、又は当該個人を含めた在籍役員、従業員から当局に提供された書類、供述等を使用することができる。反トラスト局の当該個人に対する条件付き非訴追の取消決定は、当該個人の報告済違反行為に関する正式又は略式起訴が行われるまでは、あらゆる司法判断に服さないものとする。

第 5 条：完全な合意

本レターは反トラスト局と申請会社との完全な合意であり、本件に関する口頭又は書面による従前の了解にとって代わるものである。本契約は反トラスト局及び申請会社の署名付き書面でのみ変更可能とする。

第 6 条：締結権限

反トラスト局及び申請会社は互いに本契約の署名者は本契約を締結し相互に拘束する権限と能力を有していることを表明保証する。

各署名者は上記諸条件を受諾する。

日付	反トラスト局部長 (DAAG)
	Scott D. Hammond
日付	申請会社、氏名、役職
日付	申請会社代理人、氏名

もしも申請会社がカルテル事件 A に関与しているものが、カルテル事件 B についてはリニエンシー申請を行う場合には、カルテル事件 A における申請会社の取扱いに関する条項をリニエンシーレターに挿入することになる。いわゆるアムネ스티プラスの場合の取扱いである。挿入条項の内容は次の通りである。

【要点 20：法人向けリニエンシーレターアグリーメント⁴⁰⁶：その 2】

(挿入条項)

申請会社は、別のシャーマン法 1 条違反事件捜査(以下、別件という)で被疑者、参考人、又は被告人となっていることを了解している。そして別件で在籍役員・従業員又は旧役員・従業員が関与していたことも了解している。本レターは、別件で合衆国が申請会社又はその在籍若しくは旧役員・従業員を刑事訴追することを妨げない。別件での申請会社又はその在籍若しくは旧役員・従業員の置かれた状況が、本契約第 2 条の協力義務、第 4 条の役員・従業員の協力を得る為に最善の努力をする義務に影響をあたえることはない。第 4 条の不履行には次を含む。(中略)。第 4 条の義務は別件には及ばない。反トラスト局は、本契約により取得した情報に加え別件から取得した情報も使用することが出来る。

⁴⁰⁶ <http://www.justice.gov/atr/public/criminal/239525.htm>

一方、個人向けリニエンシーレターアグリーメントは次の通りである。企業がリニエンシー申請をせずに刑事免責が得られなければ、その役員・従業員は刑事訴追されることになる。従って、役員・従業員は独自の判断でリニエンシー申請をすることができる。

【要点 21：個人向けリニエンシーレターアグリーメント⁴⁰⁷】

本レターは、反トラスト局とリニエンシー申請者とが、米国その他において、或る部品に関するシャーマン法 1 条刑事違反事件となる価格協定その他の行為に関しての取決めを規定したものである。本契約は、申請者が（1）本契約 1 条で表明するリニエンシー適格を証明できること、（2）本契約 2 条で定める反トラスト局への捜査協力を停止条件とする。申請者がリニエンシー適格を証明し、かつ捜査協力を行った後、反トラスト局は申請者に無条件のリニエンシーを付与する旨の通知をする。申請者の弁護人がリニエンシー申請の事実を開示することは、弁護士と顧客の秘匿特権又は弁護士活動に伴い作成された資料の秘匿特権を放棄するものではない。申請会者は本レターに添付されている 1994 年 8 月 10 日付の個人向けリニエンシー方針を十分承知している。

第 1 条：リニエンシー適格

申請者は米国その他において或る部品に関するシャーマン法 1 条刑事違反事件となる価格協定その他の行為を反トラスト局へ報告することを望んでいる（以下、報告対象違反行為という）。申請者は、報告対象違反行為に関連して、リニエンシー適格があることを反トラスト局に表明し、そして報告対象違反行為については、他人に参加を強要していないこと、主導者でも首謀者でもないことを表明する。

申請者は、本条の表明の正確性も含めリニエンシー適格を証明する責任を有すること、第 3 条によりリニエンシーが取消された結果については十分理解していることについて同意する。

第 2 条：協力

申請者は、報告対象違反行為に関連して、下記を含み、反トラスト局に対して十分な、継続的かつ完全な協力を行う。

(a) 弁護士顧客秘匿特権又は弁護士職務活動成果を除き、報告対象違反行為に関して反トラスト局からの要求があった場合には、どこにあらうとも、所有、保管、支配しているすべての文書、情報を直ちに提出する、

(b) 反トラスト局の要求に基づき米国で聴取又は証言に応じる、

(c) 報告対象違反行為について反トラスト局のすべての質問に対し、十分に、率直に答え、偽って人や企業を関連させたり、意図的に情報を留保することないようにする。もしこれを怠った場合は虚偽申告罪（18U.S.C. § 1001）や司法妨害（18U.S.C. § 1503 et seq）により罰金刑が科せられる。

(d) 弁護士顧客秘匿特権又は弁護士職務活動成果を除き、上記 (a) から (c) で要求されていない、しかし報告対象違反行為に関係あると思われる証拠物又は情報について自発的に提供する。

⁴⁰⁷ <http://www.justice.gov/atr/public/criminal/239526.htm>

(e) 偽証罪 (18U.S.C. § 1621)、大陪審又はその他の裁判手続で虚偽申告罪 (18U.S.C. § 1623)、法廷侮辱罪 (18U.S.C. § 401-402)、及び司法妨害 (18U.S.C. § 1503 et seq) の罰金刑を承知の上で、合衆国からの要求により、報告対象違反行為に関して、米国における陪審及び大陪審又はその他手続において十分に、真実の、そして宣誓の下で証言をすること

第 3 条：個人リニエンシー

第 1 条に規定する申請者の表明が証明され、かつ第 2 条に規定する十分な継続的かつ完全な協力がある場合、反トラスト局は申請者が添付の個人リニエンシープログラムの適用をうけることを条件付きで合意する。この個人リニエンシー方針に従い、反トラスト局は申請者に対して本状の日付⁴⁰⁸より前におこなわれたであろう行為又は違反については刑事訴追をしないことに合意する。本条の約束は反トラスト局のみを拘束するが、申請者の要求により、反トラスト局は本契約を他の訴追部署又は行政機関に知らせることになる。申請者に無条件のリニエンシーが付与される前であれば、反トラスト局は、申請者は第 1 条規定の表明に反しているのでリニエンシー不適合である、又は第 2 条規定の協力提供がないので本契約は無効であると決定し、申請者による個人リニエンシープログラム申請に対する条件付き受理を取消することができる。特別の事情がない限り、申請者に対する条件付き受理を取消す前に、反トラスト局は申請者の代理人に書面により条件付き受理を取消すべき旨の反トラスト局職員による上申内容を知らせ、取消予定について代理人に面談の機会を与える。もし反トラスト局が申請者による個人リニエンシープログラム申請の条件付き受理を取消した場合は、反トラスト局は何の制約もなく申請者に対する刑事訴追を行うことができる。そうした刑事訴追が開始された場合、反トラスト局は申請者に対するあらゆる刑事訴追において本契約により申請者から、当局に提供された書類、供述等を使用することができる。申請者は、反トラスト局のリニエンシープログラムが訴追裁量の行使であることを了解し、報告済違反行為に関する正式又は略式起訴が行われるまでは、条件付きリニエンシーを反トラスト局が取消したことについてあらゆる司法判断を求めないことに合意する。

第 4 条：完全な合意

本レターは反トラスト局と申請者との完全な合意であり、本件に関する口頭又は書面による従前の了解にとって代わるものである。本契約は反トラスト局及び申請者の署名付き書面でのみ変更可能とする。

各署名者は上記諸条件を受諾する。

日付	反トラスト局部長 (DAAG)
	Scott D. Hammond
日付	申請会社、氏名、役職
日付	申請会社代理人、氏名

⁴⁰⁸ 報告違法行為を止めた日と違法行為を反トラスト局に告知した日とが大幅に乖離している場合は、反トラスト局は条件付きリニエンシーの付与を報告違法行為を止めた日までとする裁量を留保する。

DOJ はこれらリニエンシーレター雛型の公表とともに、リニエンシーに関する全部で 33 項目の質疑応答集を同日（2008 年 11 月 19 日）公表した⁴⁰⁹。その要点は次の通りである。

【要点 22：質疑応答集】

1. 申請手続

Q1:リニエンシー申請は誰に対して行うのか

A1:司法省反トラスト局の刑事担当部長（Deputy Assistant Attorney General for Criminal Enforcement）がリニエンシー申請を審査する。電話番号 202-514-3543。申請はワシントン DC にある反トラスト局刑事課、又はシカゴ、ニューヨーク、サンフランシスコの地方事務所に連絡をしてもよい。申請の為に情報収集時間も必要であろうから申請の予約受付もする

Q2:申請予約はどのように行うのか

A2:①違法行為を発見したこと、②違法行為の態様、③リニエンシーが可能か否かを判断するために産業、製品・役務、④企業名を連絡すること。予約は通常 30 日程度保持できる。

2. 法人リニエンシー基準

Q3:法人リニエンシーの基準は何か。

A3:法人リニエンシーの基準には、A タイプ（6 条件）と B タイプ（7 条件）の 2 つがある。A タイプは反トラスト局が事件情報を入手する前に限定される基準であるが、B タイプは A タイプ以外に適用されるものであり、反トラスト局が情報入手後であっても適用される。

Q4:リニエンシーを受けられる者は最初に報告した者だけか。

A4:その通りである。

Q5:条件付リニエンシーレターを受領する前に反トラスト法違反を認めなければならないのか。

A5:その通りである。違反行為を行っていない者はリニエンシー申請の必要がない。過去は採用していなかったが、現在、反トラスト局は申請予約制度を取り入れている。申請予約をして、一定期間調査を行い、反トラスト法違反行為が確認された場合にリニエンシー申請を行うべきである。

Q6:リニエンシー制度は反トラスト法違反以外の違反行為にも適用されるか

A6:される場合もあるしされない場合もある。反トラスト法違反行為と同時に他の違反行為が行われる場合がある。そうした他の違法行為にリニエンシー制度が適用されることがある。しかし、条件付リニエンシーレターは反トラスト局を拘束するが、他の連邦又は州の訴追当局を拘束しない。反トラスト法違反行為以外の違法行為については、自首することで、司法省の「合衆国司法マニュアル」の企業に対する連邦訴追原則⁴¹⁰に基づき、担当する訴追当局と別の非訴追契約を締結することも考えられる。

Q7:リニエンシー適用範囲の拡大変更は可能か

⁴⁰⁹ <http://www.justice.gov/atr/public/criminal/239583.htm>

⁴¹⁰ United States Attorney's Manual (USAM)

A7:下記条件のもとで可能である。条件付リニエンシーレターを受領した後、引き続き行われる捜査により、又は社内調査により報告済違反行為によりも広範囲の違法行為が判明した場合は、条件付リニエンシーレターの修正を作成する。もし広範囲の違法行為ではなく別の違法行為であれば、新たな条件付リニエンシーレターを作成することになる。

アムネ스티プラス

Q8:既に捜査中の案件ではリニエンシー申請が手遅れである場合、別の反トラスト法の共謀について関与したことを報告するで、捜査中の案件に関する有罪答弁合意書において有利な取り扱いを受けることができるか

A8:いわゆるアムネ스티プラスという取扱を受けることができる。つまり別の反トラスト法の共謀についてリニエンシーを受けることが出来ることに加えて、既に捜査中の案件に関する有罪答弁合意書において相当程度の罰金減額を受けることになる。

Q9:アムネ스티プラスの減額はどのように計算されるのか。

A9:リニエンシー申請した案件に関する証拠をどの程度提供したか、リニエンシー申請した案件の重要度はどのようなものか、そしてもしリニエンシー申請がないとすれば反トラスト局はどの程度追加情報を入手できたか、などの要素が勘案される。

Q10:リニエンシー申請をする案件とは別の案件捜査で参考人、対象者又は被告人となっている場合に条件付リニエンシーレターの内容に変更はあるのか。

A10:追加文言がある。

Q11:法人が違反行為を発見するとはどういう意味なのか

A11:取締役会メンバー又は社内又は社外弁護士が違反行為に気付いたときが、法人が違反行為を発見したときということである。発見した場合は直ちに違法行為を中止しなければならない。閉鎖会社などにおいて取締役会メンバー全員が違反行為に関与している場合であれば、本来違反行為を始めたときが違反行為に気付いた時になり、リニエンシー申請の資格がないことになるが、こうした企業については、弁護士から違反行為を中止するよう助言され直ちに中止した場合は、リニエンシー申請の資格がありうる。

Q12:条件付リニエンシーレターは、レター日付までの違法行為をカバーするのか。

A12:通常はレター日付までの違法行為をカバーする。しかし違法行為を中止した日と反トラスト局へ申請した日とに時間的な乖離がある場合に反トラスト局は、条件付リニエンシーレターにそれぞれの日を記載して申請者にそれを表明保証させることがある。

違反行為の参加中止について

Q13:違法行為の即時かつ実効ある中止とは何か

A13:反トラスト局が捜査活動の為に違法行為への継続参加を認めた場合を除き、違法行為を発見した場合、申請者は即時かつ実効ある違法行為の中止をしなければならない。幹部の中止はもちろんであるが、遠隔地の事務所にいる一般従業員の違法行為参加については発見後の短期間であればリニエンシー申請却下とはならない。一方で、申請会社は違法行為に参加した従業員の配置転換など必要な措置をとらなければならない。

尚、公開捜査であれ、非公開捜査であれ、捜査及び申請の開示は司法妨害になる。よって申請者は、企業内の誰に、いつ、どのような方法で、リニエンシー申請の事実を開示するかについて、申請者は反トラスト局と協議しなければならない。

違法行為の主導者、首謀者ではない

Q14:違反行為の主導者、首謀者の定義はどのようなものか

A14:法人リニエンシーのパート A は、欠格事由として違反行為の主導者、首謀者を定めている。この場合の主導者、首謀者は単独である。例えば 5 社の共謀において主導者が 2 社の場合は、5 社すべてがリニエンシー申請を行うことができる。つまり、単独の主導者、首謀者でないのであれば、業界最大手でシェア第 1 位であっても、リニエンシー申請欠格事由ではない。

Q15:申請会社の協力義務とは何か

A15:条件付リニエンシーレター第 2 条に規定の通りである。

Q16:弁護士依頼人秘匿特権又は弁護士職務活動成果に関する提出義務はあるのか

A16:条件付リニエンシーレター第 2 条及び第 4 条に規定の通り提出義務はない。

個々の役員・従業員の非協力について

Q17:役員・従業員の協力拒否があった場合、リニエンシー申請は拒否されるか

A17:役員・従業員が非協力であっても、申請会社が最善の努力を尽くしたのであればリニエンシー申請が拒否されることはない。非協力の役員・従業員には訴追可能性がある。

在籍従業員

Q18:在籍役員・従業員の定義はなにか

A18:在籍か否かの判定は、条件付リニエンシーレターが署名された時点による。その後役員・従業員が退職しても、協力義務を果たす限り、訴追免除が適用される。

旧従業員

Q19:元役員・従業員は条件付リニエンシーレターに含まれるか。

A19:原則として含まれない。申請会社が含めることを要求して、反トラスト局が協力を必要とすれば含めることになる。

損害賠償

Q20:法人リニエンシーの条件の 1 つである損害賠償義務はどのようなものか。

A20:申請会社が破産したり、裁判所から支払停止命令を受けていない限り、被害者に損害賠償をしなければならない。リニエンシー申請者は、原告への協力を条件に、損害賠償訴訟において連帯責任である 3 倍賠償の責めを免れる⁴¹¹。

不起訴

Q21:反トラスト局が刑事事件として立件しなかった場合の損害賠償義務はどのようになるのか。

A21:刑事事件として立件しない場合は、損害賠償義務はない。しかし損害賠償金を万一支払済みの場合に、返還請求はリニエンシー申請会社の責任で行い、反トラスト局は何ら責任を負わない。リニエンシー申請予約制度があるので、このような事態が起きる可能性は低くなっている。

外国被害者

Q22:国際カルテルにおける外国被害者に対する損害賠償義務はどのようになるか

A22:リニエンシー申請との関連で申請会社は、米国での通商の効果とは無関係の被害については、リニエンシー制度上の損害賠償義務はない。

⁴¹¹ Antitrust Criminal Penalty Enhancement and Reform Act of 2004(ACPERA)

役員・従業員に対するリニエンシー

Q23:法人リニエンシー申請を行った法人の役員・従業員に対する訴追免除はどのようなものか
A23:實際上、タイプ A でもタイプ B でも法人の役員・従業員には訴追免除を与えている。しかし反トラスト局は役員・従業員に関する訴追の裁量を保持している。

3. 個人リニエンシー基準

Q24:個人リニエンシーの基準は何か

A24:自分自身が反トラスト法違反行為をおこなったことを認めている限り個人リニエンシーを申請できる。法人リニエンシーが行われその中に当該個人が含まれている場合、個人リニエンシー申請は出来ない。

個人リニエンシー申請基準は、1994 年方針に記述の通りであるが、この方針に合致しない場合でも公式又は非公式の免責はあり得る。主導者、首謀者については、当該個人が唯一のそれでない限り、リニエンシー申請の資格はある。

4. 条件付リニエンシーレター

Q25:条件付リニエンシーレターとは何か、そして何故条件付なのか

A25:停止条件が満たされたのちに、反トラスト局はリニエンシーレターを出す。このレターによって申請者は停止条件が満たされリニエンシーが付与されたことが確認できる。

5. 最終リニエンシーレター

Q26:どのように、いつ最終リニエンシーレターを受領できるのか

A26:一般に、捜査が終了し、訴追が完了した後に最終リニエンシーレターが発行される。

Q27:最終リニエンシーレター受領前に、どのような状況が生じると条件付リニエンシーレターは取り消されるのか、そして反トラスト局は申請者に取消事前通知をするのか

A27:表明違反があった場合は申請資格がなくなるし、捜査協力をしなかった場合は条件付リニエンシーレターを取消することになる。尚、取消前に反トラスト局は書面で取消の意向連絡をする。反トラスト局の歴史で、100 件以上ある条件付リニエンシーレターを取消したことは 1 件のみである⁴¹²。

Q28:条件付リニエンシーレターを取消された申請者は、いつ反トラスト局の判断を訴えることができるのか

A28:リニエンシーが反トラスト局の裁量である以上、起訴後にのみ条件付きリニエンシーレターを取消された申請者は反トラスト局を訴えることができる。

Q29:法人リニエンシーレターが取消された場合、その役員・従業員の取扱はどうなるのか

A29:法人リニエンシーレターが取消されれば、そこに含まれる役員・従業員の免責も取消となるが、役員従業員が協力を継続し、かつ取消事由には関係がない場合には、反トラスト局は継続して免責を与える。

Q30:どんな場合に法人リニエンシーでカバーされている役員・従業員の免責が取消され得るのか

⁴¹² Stolt-Nielsen 事件のこと指していると思われる。

A30:条件付リニエンシーレター記載の条件に違反した場合、反トラスト局は個人の免責を取消す。また法人が反トラスト法違反行為を中止しているのに引き続き行った場合とか、捜査妨害を行った場合などは、反トラスト局は個人の免責を取り消すことになる。

Q31:個人の免責を取消す場合のどのような手続がとられるのか

A31:個人が逃亡の恐れがあるような場合を除き、取消す場合には個人の弁護士に対して事前通知を行い、反トラスト局との話し合いの機会をつくる。取消の検討期間中は、個人は協力義務が中断される。免責が取消された場合、反トラスト局は、入手したあらゆる情報を当該個人訴追の為に使用することができる。

6. 守秘

Q32:リニエンシー申請者についての秘密は保持されるか

A32:リニエンシー申請者の合意、又は裁判所の命令がない限り、申請者の秘密は保持され反トラスト局はこれを開示しない。

Q33:反トラスト局は申請者の情報を外国当局に開示するか

A33:申請者の同意なく反トラスト局は外国当局に申請者から得た情報一切を開示しない。この方針は 1999 年に公表されたが、外国当局も同じような方針を有していると理解する。

上記の米国のリニエンシー制度を噛み砕いて言えば、法人であれ、個人であれ 1 番目の申請者に対する刑事訴追免除を与えるものである。法人と個人の 2 つのリニエンシー申請がある場合には、どちらに対しても刑事訴追免除を与えるという点で徹底が図られている。また刑事訴追免除に加えて、民事損害賠償請求についてはクレイトン法 4 条の 3 倍賠償義務が免除され、実際の損害について賠償義務があるのみであることが特徴である。これはリニエンシー制度を補強するものである。

すなわち米国リニエンシー制度は刑事訴追免除と民事 3 倍賠償義務の免除がある⁴¹³。その一方で 2 番手の申請者には明示的な免除減額の定めはない。従って 2 番手の申請者にとっては、リニエンシー申請を行った事実は、量刑ガイドラインに基づく当局との司法取引の中で当局からの譲歩引き出すきっかけとなるに過ぎない。

2. ストルト・ニールセン事件

DOJ がリニエンシー申請を取消した唯一の事件として名高いストルト・ニールセン事件

⁴¹³ Antitrust Criminal Penalty Enhancement and Reform Act of 2004(“ACPERA”)

SEC. 213. LIMITATION ON RECOVERY. (下線筆者)

(a) IN GENERAL— Subject to subsection (d), in any civil action alleging a violation of section 1 or 3 of the Sherman Act, or alleging a violation of any similar State law, based on conduct covered by a currently effective antitrust leniency agreement, the amount of damages recovered by or on behalf of a claimant from an antitrust leniency applicant who satisfies the requirements of subsection (b), together with the amounts so recovered from cooperating individuals who satisfy such requirements, shall not exceed that portion of the actual damages sustained by such claimant which is attributable to the commerce done by the applicant in the goods or services affected by the violation.

を紹介する⁴¹⁴。

(1) 概要

ルクセンブルグに本社をもつ船会社のストルト・ニールセン（以下、SNSA という）は子会社ストルト・ニールセン・トランスポート・グループ（以下、SN 社という）を通じてタンカー輸送業務を行っていたが、1998 年頃、同業であるノルウェーのオデフジェル（以下、O 社という）及びオランダのヨー・タンカーズ（以下、J 社という）とともに顧客割当協定を行った。この協定の一部として、SN 社は遠洋航路タンカー輸送の顧客について競合他社との競争を回避していた。具体的には O 社とは顧客リストを交換することで、又 J 社とは都度話合いで競争を回避していた。

2002 年年初、SN 社の法務部長オブライエンは、顧客割当協定を仄めかす社内文書を発見し、SN 社会長クーパーマンにその旨報告したが、同年 3 月 1 日付で退社した。そして同年 6 月オブライエンは SN 社とクーパーマン会長を被告として不当解雇訴訟を提起した。

オブライエンから顧客割当協定があるかもしれないと報告を受けた SN 社会長クーパーマンと CEO レオナルド・リーは、2002 年 2 月下旬より、社内で反トラスト法遵守活動を開始した。そして、タンカー部門責任者のウィッグフィールドにも反トラスト法遵守ハンドブックを渡し、従業員のみならず競合他社にも同ハンドブックを配布するよう命じた。ウィッグフィールドは、SN 社の反トラスト法遵守方針を厳守することを約した。クーパーマン会長は自ら営業担当者と個別に面談しカルテル行為の即時中止を求め、これを守らなかった場合には厳しい処分をする旨を伝えるとともに、2002 年 3 月から 4 月にかけて世界中の SN 社事業所で反トラスト法セミナーを開催し、従業員から反トラスト法遵守の誓約書を取り付けた。こうした方針徹底と教育を行った結果、SN 社は 2002 年 3 月からは O 社及び J 社と激しい顧客獲得競争を展開するようになった。

2002 年 11 月半ば、クーパーマン会長は、前司法省反トラスト局刑事部長で、スカデン・アープス法律事務所のパートナーであるジョン・ナンネスを起用して第三者調査の実施と反トラスト局の法人リニエンシー制度の申請を検討させた。SN 社元法務部長オブライエンの不当解雇訴訟に関する記事が 2002 年 11 月 22 日付ウォールストリートジャーナルに掲載されたこともあり、ナンネスは反トラスト局にコンタクトしたが、反トラスト局は新聞記事を端緒として調査を始めたばかりで、いずれのタンカー会社に対しても訴追免除を

414 鈴木正貢「米司法省のリニエンシーの取消と連邦地裁による差止命令」国際商事法務 33 卷 6 号 P.733（国際商事法研究所、2005 年 6 月）「ストルト・ニールセン事件につき第 3 巡回区上訴裁判所が下した破棄・差戻し判決」国際商事法務 34 卷 6 号 P.721（国際商事法研究所、2006 年 6 月）。「米司法省とのリニエンシー事件でストルト・ニールセン再び勝訴」国際商事法務 36 卷 1 号 P.13（国際商事法研究所、2008 年 1 月）。井上朗「米国司法省反トラスト局による訴追免除措置制度改革について」国際商事法務 37 卷 4 号 P.425（国際商事法研究所、2009 年 4 月）。栗田誠「米国反トラスト法におけるリニエンシー制度の最近の動向と日本法への示唆」公正取引 696 号 P.15（公正取引協会、2008 年 10 号）ストルト・ニールセン年次報告書 2006 年～2011 年。Sarah Baumgartel, “Nonprosecution Agreements as Contracts: Stolt-Nielsen and the Question of Remedy for a Prosecutor’s Breach”, Volume 2008, No. 1, Wisconsin Law Review

与えてはいなかった。2002年12月4日、ナンネスは反トラスト局刑事部長のジェームズ・グリフィンと面談した。グリフィンは、「もしオブライエン解雇が反トラスト法違反行為を指摘したことに起因するのであれば、そもそもSN社にリニエンシー申請資格などない。」と述べたが、ナンネスは「オブライエンは解雇された訳ではなく自主退職であること、そしてそもそもSN社として反トラスト法遵守方針の徹底を図ったのであって、自主退職は反トラスト法違反行為とは関係ない。」と述べた。このときグリフィンは、ナンネスがSN社は2002年3月に違法行為への参加を中止したと表明保証した訳ではないことを承知していた。

2002年12月17日、グリフィンはナンネスに対して反トラスト局として捜査を開始したこと、そしてSN社にマーカールを与えることを伝えた。マーカールを得たことで、ナンネスは第三者調査を開始し、タンカー部門責任者のウィッグフィールドをはじめとする多くの従業員から聞き取りを行った。ウィッグフィールドは前任者の協力を得て、「組合せ顧客割当表」を見つけだし、ナンネスに提出した。ナンネスは、この表は当然違法の確固たる証拠となると考えた。

2003年1月8日、ナンネスは反トラスト局フィラデルフィア事務所に対して情報提供を行った。ナンネスはSN社と競合他社との顧客割当について説明を行い、顧客割当リストのコピーがあることを伝えた。この際も、ナンネスはSN社がカルテル参加を中止したと表明保証しなかったし、それについて反トラスト局から質問もされなかった。

2003年1月15日、反トラスト局とSN社は、反トラスト局が起案した条件付リニエンシー契約（以下、条件付訴追免除契約という）を締結した。SN社は、同契約において反競争的行為が発見されたら直ちに参加中止のための迅速かつ有効な措置をとることを表明保証し、反トラスト局に全面的に協力することを同意した。S社による自己負罪情報開示に対して、反トラスト局は2003年1月15日以前の違反行為について訴追しないことを約束した。

SN社の情報提供により反トラスト局は少なくともタンカーカルテル事件で下記成果をあげることができた。

【表 57：タンカー輸送米国刑事事件】

被告会社・被告人/事件番号	違反期間	訴因	刑罰
O社 EDPA 03-cr-654	2003年9月29日 2003年11月3日	98年8月～2002年11月 顧客割当	罰金 42.5 百万 ^{ドル}
Bjorn Sjaastad EDPA 03-cr-652	2003年9月25日 2003年10月24日	98年8月～2002年11月 顧客割当	禁錮 4 か月 罰金 25 万 ^{ドル}
Erik Nilsen EDPA 03-cr-653	2003年9月25日 2003年10月24日	98年8月～2002年11月 顧客割当	禁錮 3 か月 罰金 25000 ^{ドル}
J社	2004年4月16日	98年下期～2002年11月	罰金 19.5 百万 ^{ドル}

EDPA 04-cr-221	2004年6月9日	顧客割当	保護観察5年間
Hendrikus Van Westenbrugge	2004年1月8日	2001年1月～2002年11月	禁錮3か月
EDPA 03-cr-806	2004年1月8日	顧客割当	罰金75,000 ^{ドル}

ところが、2003年4月8日、反トラスト局はSN社に対して、「SN社が2002年3月頃に違法行為を中止せず、2002年下期まで違法行為を実施していた証拠を得た。これは訴追免除契約の条件に適合しない。」という通知を行った。そしてウイングフィールドやクーパーマンへの確認もなく、反トラスト局はSN社の協力義務を停止した。2003年6月24日、ウイングフィールドは逮捕され、2004年3月2日に訴追免除取消の正式文書が出状された。

こうした反トラスト局の措置に対して、2004年4月、SN社とウイングフィールドはペンシルバニア州東部地区連邦地裁に、同社及びその幹部への訴追中止を求める差止請求訴訟を提起した。2004年4月13日及び14日の証拠調べにはナンネスもグリフィンも証言をした。2005年1月14日、連邦地裁は、SN社に訴追免除契約違反の事実はなく、反トラスト局によるSN社訴追免除取消の差止命令を発した。(Stolt-Nielsen S.A. v. United States, 352 F. Supp.2d 553, EDPA 2005⁴¹⁵)

反トラスト局は控訴し、2006年3月23日、第3巡回区控訴裁判所は、三権分離の原則に則り、裁判所が、政府のSN社起訴を差止めることはできないという理由で差止命令を破棄し連邦地裁に差戻した。また控訴裁判所は、実体審理に入ることなく、①起訴後にSN社が抗弁として訴追免除契約を主張するならば、裁判所は新たに訴追免除契約を検討し、②SN社が反競争行為を発見した日を認定し、③発見日以後のSN社とウイングフィールドの行為を検討し、④SN社が迅速かつ効果的な反競争行為の中止措置を採ったか否かについて決定するべきであると説示した。(Stolt-Nielsen v. United States, 442 F.3d 177 (3d. Cir.2006⁴¹⁶))

SN社とウイングフィールドは、第3巡回区控訴裁判所の決定を連邦最高裁に裁量上訴したが、2006年10月6日不受理決定となった⁴¹⁷。(Stolt-Nielsen Petitioners v. United States Respondent, No.06-79)

2006年9月6日、大陪審は、SNSAを含めSN社とウイングフィールド及びクーパー

⁴¹⁵ No.2:04-cv-00537

⁴¹⁶ No.05-1480

⁴¹⁷ 越知保見「独禁法事件・経済犯罪の立証と手続的保障—日米欧の比較と民事・行政・刑事分野の横断的研究」P.501(成文堂、2013年1月)には「・・・これについて、Stolt-Nielsenが司法省を訴え、地方裁判所は、内部告発後の2002年3月に同社が違法な活動を止めなかったことは免責の条件となっていないので免責取消は免責合意書に違反するとして司法省を敗訴せしめたが、高裁はこれを覆し、最高裁が再度、高裁判断を覆したものである。」との記述があるが、連邦最高裁は裁量上訴を不受理決定したのであり、第3巡回区控訴裁判所の判断は覆らなかったと理解する。

マンを、シャーマン法 1 条違反で起訴した。被告人らは、訴追免除契約を理由に 2006 年 11 月 22 日公訴棄却の申立を行った。そこで、連邦地裁は第 3 巡回区控訴裁判所の説示に従い、証拠調べを行った。そして、①SN 社はオンラインがカルテル発見したのち顧客分割を中止するため直ちに有効な措置を行った、②SN 社が 2002 年 3 月以降も顧客分割に参加していたという信頼に値する証拠はない、③SN 社が訴追免除契約に違反した証拠はないとして、2007 年 11 月 29 日、公訴棄却を命じた。(United States v. Stolt-Nielsen, et al, EDPA No.06-cr-466) 2007 年 12 月 21 日、反トラスト局は控訴を断念する旨発表した⁴¹⁸。

反トラスト局との訴追免除契約に関する訴訟に関連して、SN 社は情報公開法に基づく訴えを提起した。この訴訟は、2005 年 1 月 14 日に連邦地裁が反トラスト局による SN 社訴追免除取消に対して差止命令を発した後、反トラスト局が控訴したために提起されたものである。SN 社は反トラスト局に 1993 年以降締結された訴追免除契約について、契約当事者の氏名を削除したものの情報提供を求めたが、反トラスト局がこれを拒否したため、2005 年 11 月 15 日及び 2006 年 3 月 15 日、SN 社はコロンビア特別区の連邦地裁に 2 件の略式判決を求める訴訟を提起した⁴¹⁹。2007 年 3 月 28 日、第 1 審は SN 社の請求をいずれも棄却したため、SN 社が控訴した。コロンビア特別区の控訴裁判所は、2 件を統合して審理し、2008 年 7 月 25 日、SN 社の主張を認め、連邦地裁の決定を破棄し、秘密情報を削除した形で訴追免除契約を開示する手続を検討するよう連邦地裁に命じた⁴²⁰。

2009 年 1 月 26 日、SN 社と司法省との間で、①秘密削除した 1993 年以降締結された約 100 件の訴追免除契約コピーが提供されること、訴訟取下げと同時に SN 社弁護士事務所 ホワイト & ケース に対して 4 万ドルを支払うことが定められた和解契約が締結された。

(2) 問題点

リニエンシー申請に関してストルト・ニールセン事件から得られる教訓は、①違反行為がいつ誰によってどんな方法で発見され、②いつどのような内容の違反行為中止命令が社内のだれに対して発せられたのか又は周知徹底されたのか、そして③違反行為はいつから中止されているかを明らかにした上で、当局との間で確認しておくべきということである。

当局は、リニエンシー申請者が違反行為を中止しているか否かについて、競合他社の幹部から証言を得る。そこで競合他社の幹部がリニエンシー申請者の了解と異なる証言をすればリニエンシー申請が認められない、又は破棄される危険がある。SN 社との訴追免除契約を無効とするために反トラスト局は競合他社幹部 6 名と SN 社幹部 1 名を証人に立てた。彼らは自らが有利な扱いを受けたいがために反トラスト局の指示通りに証言する可能性もある。とりわけ競合他社はリニエンシー申請を行った SN 社に良い感情を持っているはずはなく SN 社にとって不利となる証言をしがちである。従って、リニエンシー申請会社から競合他社に対してカルテル中止を知らせる行為は明白な行為でなければならない。且つ後日証明できるものでなければならない。

当局は、訴追免除契約を餌にして自らに有利な証言をする証人を確保するということを

⁴¹⁸ http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2007/228788.pdf

⁴¹⁹ No.1:05-cv-02217 及び No.06-0474

⁴²⁰ No.07-5191

行う。上記の当局側証人となった SN 社幹部は、当局との間で個人の訴追免除契約を締結していたことが裁判書類から明らかである⁴²¹。

従って、これはストルト・ニールセン事件に限らず、反トラスト局はリニエンシー申請者に関連する内部通報者を確保して、リニエンシー申請者からの情報につき裏付けを採っていると考えたほうが良いだろう。

訴追免除契約の性質が、その役員・従業員も対象とすることから第三者の為にする契約を含む契約であることは異論がないと思われる。訴追免除契約に関する違反があった場合の措置について考える。リニエンシー申請者側に違反があった場合、反トラスト局は契約を解除することができる。そしてリニエンシー申請者を刑事訴追することになる。では反トラスト局側に違反があった場合、リニエンシー申請者は契約を解除することができる。ところがリニエンシー申請者は反トラスト局を刑事訴追することにはならない。もしも反トラスト局側の違反が、リニエンシー申請者の秘密を漏洩したということであれば秘密漏洩者を特定して刑事訴追の申立を行い、かつ損害賠償請求を行うことも可能かもしれないが、もし反トラスト局側が、訴追免除契約にも拘らずリニエンシー申請者を刑事訴追した場合には、その訴追の無効を刑事裁判で争うことになる。

リニエンシー申請者に違反があった場合には、反トラスト局側は契約解除の通知を行い、これに対してリニエンシー申請者は契約解除の差止命令を申立て、そして差止命令を得た上でリニエンシー申請者側に違反事実があったか否かについて争うべきであろう。もし違反事実を争いそれを確定しないまま、刑事訴追をうけるとリニエンシー申請者は風評被害も含め多大な損害を受けることになり、回復不能の状態になる可能性もある。

本事件で連邦地裁は SN 社の差止請求を認めたにも拘らず、控訴審はこれを覆し、連邦最高裁も上告を棄却した。控訴審の理由は、起訴は行政権の行使であり、憲法問題がない限り司法判断に属さないというものである。誤った起訴であればそれは刑事訴訟の裁判において治癒されるべきであるという理由付けであるが、こうした理由付けにより SN 社が長い訴訟を強いられることになったことは上記の概要の通りである。2003年1月15日に訴追免除契約を締結し、実際に訴追免除をえられたのは、2007年12月21日の反トラスト局による控訴断念である。ほぼ5年後に得られた訴追免除ということである。

反トラスト局は本事件において SN 社がまず差止請求を行ったことに懲りたのであろう。現在の訴追免除契約では第3条に次の通り規定を置いて差止請求を禁じている。

「申請会社は、反トラスト局のリニエンシープログラムが訴追裁量の行使であることを了解し、報告済違反行為に関する正式又は略式起訴が行われるまでは、条件付きリニエンシーを反トラスト局が取消したことについてあらゆる司法判断を求めないことに合意する。」

しかし、こうした契約上の文言は反トラスト局の一方的な権限行使、不当な裁量の余地を残す措置として考えるべきであろう。いずれの日にか、この規定を無効とする判決がでることを期待する。

⁴²¹ Memorandum and Order of November 27, 2007, P.32

第3款 EUのリニエンシー制度

1. EUのリニエンシー制度の目的

1996年7月18日の欧州委告示⁴²²によりEUのリニエンシー制度が公表された。その後2002年2月19日の欧州委告示⁴²³により改正され、更に2006年12月8日の欧州委告示⁴²⁴により改正され現在に至っている。この制度の目的は、秘密裡に行われるカルテルの摘発は困難ゆえ、自首した企業に対して制裁金免除或いは減額を与えることでカルテルを撲滅し、競争を回復することである。

リニエンシー制度が導入された1996年から2002年の改正告示までの期間に80以上の事業者がリニエンシー申請を行った。この期間で100%制裁金免除を受けた事業者はローヌプーラン（ビタミン）、ブラゼリー・デゥ・ルクセンブルグ（ビール）、サッピ（ノーカーボン紙）の3社であった。100%免除が少ない理由の1つに首謀者にはリニエンシーを認めないという制度上の決まりがあったからである。2002年改正告示はこの欠格事由を削除したため、2002年以後のリニエンシー申請数についての統計はないが、その後のリニエンシー申請は増加し、またそれによるカルテル事件の解決も増加したと思われる。

【表58：欧州委とカルテル事件⁴²⁵】

期間	カルテル事件決定数	同決定の事業者数	期間中の制裁金(€)	裁判所修正後の制裁金(€)
1990-1994	10	185	539,691,550	344,282,550
1995-1999	10	45	292,838,000	270,963,500
2000-2004	30	157	3,462,664,100	3,157,348,710
2005-2009	33	205	9,414,012,500	8,349,823,163
2010-2013/7/10	17	125	5,499,997,674	5,499,997,674
	100	717	19,209,203,824	17,622,415,597

2. 2006年欧州委告示

2006年欧州委告示は序論、制裁金免除、制裁金減額、事業者陳述書（corporate statements）、一般的考察の5章40項から構成されている。以下にその要点を記す。

【要点23：2006年欧州委リニエンシー告示】

第1章 序章

(1)本告示は、共同体に影響を与えるカルテルに参加している又は参加していた事業者が欧州委の調査に協力することに対する報償の枠組みを定める。カルテルは2以上の事業者による市場

⁴²² Commission Notice on the non-imposition or reduction of fines in cartel cases (96/C 207/04)

⁴²³ (2002/C 45/03)

⁴²⁴ (2006/C 298/11)

⁴²⁵ 欧州委 Cartel Statics より作成。

<http://ec.europa.eu/competition/cartels/statistics/statistics.pdf>

における競争行為を協調させることを目的とする、若しくは入札を含む販売・購入価格又はその他の取引条件協定、生産割当、販売料割当、市場分割、輸出入制限、その他反競争的行為を目的とする契約又は協調行為である。こうした行為は TFEU101 条の最も深刻な違反行為である。

(2)通常、事業者間に存在する競争を人工的に制限することにより、事業者は製品開発及び効率的な生産方法という両面での革新への圧力を回避することが出来る。そうした慣行は、そうした事業者と取引をする欧州事業者にとってより高価な原材料や部品の購入をもたらすことになる。そして最終的には消費者にとって人工的な価格と狭い選択肢をもたらす。結局は競争力を失い雇用機会を喪失する。

(3)その性質上、秘密カルテルは、それに関与した事業者又は個人の協力なしでは発見、調査することが難しい。それ故欧州委は、カルテルに参加している他の事業者とは別に独立して欧州委の調査に協力するため、カルテルへの参加を中止する事業者に報償を与えることは共同体の利益になると考える。秘密カルテルが発見され罰せられることを確実にすることで消費者及び市民が得られる利益は、欧州委がそうした行為を発見し禁止することを可能とするそうした事業者に制裁金を課す利益よりも大きい。

(4)カルテルの存在を発見する為に事業者と協力することは本質的価値があると考えられる。調査開始又は違反発見への決定的な貢献は、一定の追加条件が満足されれば、そうした事業者に対して制裁金を免除することを正当化するだろう。

(5)更に、1以上の事業者の協力は欧州委による制裁金減額を正当化するだろう。いかなる制裁金減額も 欧州委による違反証明にとって、質と時間の点で、事業者の現実の貢献を反映したものでなければならない。制裁金減額は欧州委がすでに有している証拠に重要な付加価値を加える証拠を提供する事業者に限定されるべきである。

(6)既存の文書を提出することに加え、事業者は、リニエンシー制度において、カルテルに関する知識を任意に提供すること、特別に用意された役割を果たすことが出来る。こうした新構想は、有効な調査とカルテル行為の終了に有益であることが証明されたし、こうした新構想が民事訴訟の開示手続命令で阻害されてはならない。リニエンシー申請予定の事業者が、欧州委に協力をしない事業者と比べ民事訴訟で不利になるとしたら、本告示による欧州委への協力を思いとどまらせることになってしまう。そうした望ましくない効果はカルテル事件での TFEU101 条の効果的な執行を確保するという公共の利益を著しく阻害するし、付随して生じる又は並行して生じる効果的な私的執行をも阻害する。

(7)TFEU により競争問題について欧州委に付与されている監督の役割は、個別の違反を調査して制裁措置を採ることばかりではなく、一般的な方針を訴求することも含まれている。

事業者陳述書を公共の利益に基づき保護することは、欧州委における手続において名宛人の権利を保護する為に他の名宛人に開示することを妨げない。但しこれは、欧州委の施設内での閲覧に限り、且つ異議告知書が発行された後に 1 回限りという条件付である。更に、欧州委は、規則 No.45/2001 に定める義務に従い、本告示による個人情報について取り扱う。

第 2 章 制裁金免除

A. 免除条件

(8) 欧州委は、共同体に影響を及ぼすカルテルへの参加を開示する事業者が、欧州委の判断によれば、下記を可能とする情報及び証拠の最初の提供者である場合、当該事業者に対する制裁

金を免除する。

(a) カルテルに関連する立入検査を可能とするもの、又は

(b) カルテルに関連して TFEU101 条違反発見を可能とするもの

(9) 上記 (8) (a) の立入検査を可能とするために、事業者は、立入検査の有効性を損なうものではないと欧州委が判断する限りにおいて、下記の情報及び証拠を欧州委に提供する。

(a) 提出時点で申請事業者が知る限りにおいて下記を含む事業者陳述書（コーポレートステートメント）

* 目的、活動、機能を含むカルテル行為の詳細、製品・役務、地理的範囲、期間、影響を受ける推定市場規模、カルテル会合の日時、場所、内容、参加者、リエンシー申請添付の証拠に関する説明

* 申請事業者の名称、住所及びカルテル参加事業者の名称、住所

* 申請事業者が知る限りにおいて、かつ申請事業者に所属する者も含め、カルテルに参加している者又は参加した者の氏名、役職、事業所、必要に応じて自宅住所

* 欧州域内外の競争当局に対するカルテル関連の連絡又は連絡予定

(b) 申請事業者が申請時点で所有又は入手可能なカルテルに関するその他の証拠、これには違反行為に関連するあらゆる証拠が含まれる。

(10) 上記 (8) (a) による制裁金免除は、申請時点で欧州委がすでに立入検査実施決定を行うための十分な情報を持っている場合、又は立入検査実施済みである場合は、付与されない。

(11) 上記 (8) (b) による制裁金免除は、申請時点で欧州委がカルテルに関して TFEU101 条違反となる十分な証拠がなく、かつ上記 (8) (a) による条件付制裁金免除を他の事業者が得ていない場合にのみ付与される。これを得るためには、事業者は上記 (9) (a) で特定された情報を含む事業者陳述書と共にカルテルそのものの証拠を提供する必要がある。それによって欧州委が TFEU101 条違反認定を可能とする証拠である。

(12) 上記 (8) (a)、(9) 及び (10) 又は (8) (b) 及び (11) に加え、制裁金免除には下記条件を満たさなければならない。

(a) 申請時点から欧州委の行政手続終了まで継続的にかつ迅速に、申請事業者は誠実かつ十分な協力をしなければならない。この協力には下記を含む。

* 所有又は入手可能なカルテルに関するすべての情報及び証拠を速やかに欧州委に提供する。

* 欧州委からの要請に従い、事実関係を明らかにするであろう要求に対して答える。

* 役員・従業員（もし可能であれば旧役員・従業員も含む）を欧州委のインタビューに応じさせる。

* カルテル関連の情報又は証拠を隠滅したり偽造したりしないこと

* 別途合意ない限り、欧州委が事件について異議告知書を発する前に制裁金免除申請を行った事実又はその内容を開示しないこと。

(b) 欧州委の見解によれば完璧な立入検査を行う為に合理的に必要な場合を除き、申請後直ちにカルテルへの参加を中止しなければならない。

(c) 欧州委に申請を予定している場合、申請事業者はカルテルの証拠を隠滅したり偽造したりしてはならない、又他の競争当局への開示を除き、申請の事実又は申請内容を開示してはならない。

(13) 他の事業者に対してカルテルへの参加又はカルテルを離脱しないことを強要した事業者

は制裁金免除の資格がない。もし関連要件を充たしかつその条件にすべて合致する場合には制裁金減額の資格があり得る。

B. 手続

(14) 制裁金免除申請を行おうとする事業者は、欧州委の競争総局に連絡をしなければならない。申請事業者は当初予約申請を行うことも出来るし、上記 (8) (a)又は (8) (b)の条件に合致する為に直ちに正式申請を行うことも出来る。欧州委は異議告知書発行後に申請されたものはそれを理由に申請却下することが出来る。

(15) 欧州委は必要な情報と証拠を集めるために事案ごとに一定期間、制裁金免除申請事業者に対して予約を認める。予約を取得するためには、申請事業者は欧州委に対してその名称、住所、カルテル当事者、関係製品と地域、カルテルの存続期間見積、カルテル行為の性質に関する情報を提供しなければならない。申請事業者は他の競争当局に対する過去のリニエンシー申請とこれからの申請予定について欧州委に連絡して、予約取得理由を説明しなければならない。予約が認められた場合、欧州委は制裁金免除に必要な条件を満足するための情報と証拠の提出期間を定める。予約が認められた申請事業者は、正式申請を仮想条件で行うことは出来ない。もし申請事業者が欧州委が定めた期間内に予約を完結したのであれば、情報及び証拠は予約が認められた日に提出されたものとみなされる。

(16) 欧州委に正式申請を行う申請事業者は

(a)事業者陳述書を含め上記 (8) 及び (9) で特定された、カルテル関連の情報及び証拠を提出しなければならない。又は

(b)当初、仮想条件で情報及び証拠を提出した場合、申請事業者は、合意された日までに提出予定の証拠について説明を伴うリストを提出しなければならない。このリストは、仮想条件を維持しつつも、証拠の性質及び内容を正確に反映したものでなければならない。肝心な部分を隠した書類の複写によって、証拠の性質や内容を説明することが出来る。カルテルに参加した申請事業者及び他の事業者の名称は、申請に記載されている証拠が提出されるまで開示する必要はない。但し、カルテル対象の製品・役務、地理的範囲、期間見積は明記されなければならない。

(17) もし要求があれば、競争総局は制裁金免除申請を受領した旨の申請日付そして必要であれば申請時刻を記入した書類を交付する。

(18) 上記 (16) (a)により申請した事業者から情報と証拠を受領した欧州委は、上記 (8) (a)又は (8) (b)に合致していることを確認したうえで、条件付免除の書面を発行する。

(19) もし申請事業者が仮想条件で情報と証拠を提出したのであれば、欧州委はそれらが (16) (b)に記載されている性質と内容を持つ証拠が (8) (a)又は (8) (b)の条件に合致していることを確認して、事業者にその旨を知らせる。合意した日までに証拠の開示がありそれがリストの記述と合致していることを確認した場合には、欧州委は条件付免除の書面を発行する。

(20)制裁金免除が不可能である又は申請者が(8)(a)又は(8)(b)の条件を満足できなかった場合、欧州委は申請事業者に通知する。そのような場合、申請事業者は免除申請目的で提出した証拠を回収することができる、又本告示の第 3 章の適用の検討を要求することが出来る。こうしたことは、欧州委が調査の為に通常の権限行使により情報を取得することを妨げるものではない。

(21)欧州委は、免除申請が正式になされようと、予約という形でなされようとに拘らず、同一の違反に関する既存の申請についてその立場を決定する前に他の申請を検討することはない。

(22)行政手続の終了時点において申請事業者が(12)の条件を満足した場合は、欧州委は関連決定において制裁金免除を決定する。行政手続の終了時点において、申請事業者が(12)の条件を満足できない場合は、申請事業者は本告示からの利益を享受できない。条件付免除を付与した後に、申請事業者がカルテルを強要していたことが判明した場合には欧州委は免除を留保する。

第3章 制裁金減額

A. 制裁金減額要件

(23)共同体に影響を及ぼすカルテル参加を開示した事業者が第2章の条件を満足していない場合でも制裁金減額措置の対象となり得る。

(24)そのためには、事業者は欧州委に対して既に欧州委が有している証拠に関して重要な付加価値をもつ違反の証拠を提供しなければならないし、(12)(a)から(c)に規定するすべての条件を満足しなければならない。

(25)「付加価値」とはその性質及び/又はその詳細さにおいて欧州委のカルテル証明能力を強化するものという意味である。付加価値の有無を評価する際に、一般に欧州委は後日作成された証拠よりも、事実があったその時期に出来た書面証拠を評価する。間接的な関係を持つ証拠よりも被疑事実に直接的な関係をもつ証拠を評価する。同様に、事件関係者である他の事業者を捕捉する上で依拠する証拠について他の証拠などの補強証拠が必要な程度も証拠の評価に影響をもつ、従って説得力ある証拠は、抗弁があった場合に補強が必要な陳述書のような証拠よりも大きな価値をもつことになる。

(26)行政手続終了時点で採択する最終決定において欧州委は事業者が享受する減額レベルを決定する。

* 重要な付加価値を提供した最初の事業者：30~50%減額

* 重要な付加価値を提供した2番目の事業者：20~30%減額

* 重要な付加価値を提供したそれに次ぐ事業者：20%以下の減額

それぞれの範囲で具体的な減額レベルを決める為に、欧州委は(24)の条件を満足する証拠が提出された時点及び付加価値の程度を考慮する。

もし、(25)に記載する説得力ある証拠を欧州委が違反の重大性又は期間を増加する事実を証明することに使用した場合に、その証拠を提供したのが減額申請の1番目の事業者であれば欧州委は当該事業者の制裁金を算定する場合に使用しない。

B. 手続

(27)制裁金減額を享受しようとする事業者は欧州委に正式申請をして本告示(24)に規定するカルテルを証明するに十分な証拠を提供しなければならない。本告示第3章による取扱を享受しようとする事業者によって自発的に欧州委に提供される証拠については、提供時点において制裁金減額の正式申請の一部であることを明確に示さなければならない。

(28)もし要求があれば、競争総局は制裁金減額申請を受領した旨及びそれに関する証拠の提出があった日付そして必要であれば時刻を記入した書類を交付する。欧州委は同一のカルテル事件について制裁金免除の条件付き申請についてその立場を決定する前に制裁金減額申請についてその立場を決定することはない。

(29)もし事業者が提出した証拠は(24)及び(25)に定義する重要な付加価値があるという予備的な決定をして、申請事業者が(12)及び(27)に規定する条件を満足した場合、欧州委は、異議告知書

発行前に、書面で、(26)に規定する特定の範囲において制裁金の減額を行うつもりである旨の通知をする。欧州委は、同様に、もし制裁金減額申請が認められないという予備的な決定を行なった場合、その旨を書面で申請事業者に通知する。異議告知書発行後に提出された制裁金減額申請については、欧州委は一切取り扱わないことが出来る。

(30)欧州委は行政手続の最終段階において制裁金減額申請に関するその最終決定をおこなう。最終決定は次のことが含まれる。

(a)申請者が提出した証拠は、その当時欧州委が持っていた証拠に関して重要な付加価値を持っていたか否か

(b)(12)(a)から(12)(c)までの条件を満足しているか否か

(c)(26)に規定した範囲で申請事業者が享受するレベルはどのようなものか

もし申請事業者は(12)の条件を満足していないと欧州委が判断した場合、申請者は本告示でのいかなる優遇措置をも享受することが出来ない。

第4章 事業者陳述書

(31)事業者陳述書とは、本告示で特に提出を定めたもので、事業者がカルテル及びカルテルでの役割について欧州委に自発的に供述するものである。本告示により欧州委に対してなされる供述は欧州委の記録となり、証拠として使用される可能性がある。

(32)申請事業者の要求により、事業者陳述書の内容がすでに第三者に開示されていない限り、欧州委は口頭での供述を認める。口頭供述は欧州委の施設内で録音され反訳される。理事会規則 No.1/2003 の第 19 条、及び委員会規則 No.773/2004 第 3 条及び 17 条により口頭供述した事業者は欧州委の施設内で録音内容の正否を確認し、その内容を訂正する機会が与えられる。申請事業者は、一定期間内に、この権利を放棄することが出来る。放棄した場合はその瞬間から記録は申請事業者により承認されたものとなる。口述の明示又は黙示の承認、及びその訂正の後、申請事業者は欧州委施設内で一定期間内に反訳の正確性をチェックしなければならない。これを怠る場合は、本告示の優遇措置を失うことになりうる。

(33)事業者陳述書は異議告知書の名宛人のみ、閲覧が出来る。但し、名宛人はその弁護士とともにコピーを作成しないこと、そして下記の目的以外に知り得た情報を使わないことを誓約しなければならない。単なる事件通報者などは事業者陳述書の閲覧は出来ない。欧州委は申請事業者が供述書内容を第三者に開示した場合に、こうした供述書の保護は正当事由を失うと考えている。

(34)記録閲覧に関する欧州委規則の告示に従い、記録閲覧の許可は異議申立書の名宛人に限定されかつ閲覧から得られた情報は欧州委の競争規則に関する司法又は行政上の手続にのみ使用することが出来る。その他の目的での使用は、本告示の(12)又は(27)での協力欠如とみなし得る。さらに欧州委決定の後にそうした使用があれば、欧州委は共同体的裁判所において、そのような使用に責任をもつ事業者の制裁金を増加するよう請求することが出来る。もし外部弁護士も関与して目的外使用が行われた場合は、欧州委はそうした行為について所属弁護士会に対して懲戒処分をするよう報告することが出来る。

(35)本告示の事業者陳述書は、もし加盟国ネットワーク告知の条件が満たされ、かつ加盟国競争当局の情報開示に対する防止水準が欧州委と同等であれば、規則 No.1/2003 第 12 条により加盟国の競争当局に提供される。

第5章 一般条項

(36) 欧州委は、申請が規則 No.1/2003 の第 25 条 1 項による制裁金賦課の 5 年の時効が適用される違反に関することが明らかな場合は、そうした申請はその資格が欠如しているため、条件付き免除を付与するか否か、又は申請に対して報償を与えるか否かについて意見を表明しない。

(37) 欧州官報掲載日から本告示は、カルテルに関する免除減額の 2002 年委員会告示に基づく恩恵を享受しようとして欧州委に連絡した事案を除くすべての事案について 2002 年告示にとって代わるものである。しかし本告示の(31)から (35) は官報掲載日から、検討中又は新規に拘わらずすべての制裁金免除減額申請に適用される。

(38) 欧州委は、本告示がカルテルの存在を欧州委に開示した事業者が依拠する法的期待性を作りだすと認識している。

(39) 欧州委の慣行に従い、行政手続において事業者が欧州委に協力した事実は、制裁金免除又は減額について説明するために、決定において記される。制裁金免除又は減額された事実は、事業者が TFEU101 条違反に監査した結果としての民事責任から事業者を保護することにはならない。

(40) 欧州委は、本告示に関連する書類又は書面或いは記録された供述を公表することは一般に公益または私益を損なうと考えている。例えば、欧州委決定後であっても、規則 No.1049/2001 第 4 条の意味する立入検査及び調査目的は保護すべきである。

上記の EU リニエンシー制度を噛み砕いて言えば、制裁金免除は 1 事業者のみであるが、制裁金減額は少なくとも 3 事業者には認められる可能性がある。しかしながら、米国リニエンシー制度と異なり、民事賠償責任については何ら影響を及ぼさない。しかしリニエンシー申請の際に事業者が提出する事業者陳述書が民事賠償請求訴訟で使用されないように防止策が用意されている⁴²⁶。

3. イタリア生タバコ事件⁴²⁷

事業者のリニエンシー申請に対して、欧州委が提供情報に重大な付加価値がないとしてリニエンシー付与を拒否した事例は数多くある。欧州委がリニエンシー申請を受理したのちに事業者に失格事由ありとしてこれを取消した事件としてはイタリア生タバコ事件がある。

1995 年から 2002 年初めまで、イタリアの生タバコ加工業者大手 4 社、Delfafina、Dimon、Transcatlab 及び Tabacchi がイタリアにおける生タバコの購入カルテルを行った。具体的には、共通購入価格、それぞれに納入する業者とその量を割りつける、情報交換、過剰生産された場合の量と価格、1995 年と 1998 年の公共入札談合を行った。

Delfafina はリニエンシー申請を行い、2002 年 3 月 6 日に条件付き制裁金全額免除の地

⁴²⁶ この点については、先に紹介した競争法違反による損害賠償請求に関する EU 指令案の 6 条 1 項においても明らかにされている。

⁴²⁷ 上杉秋則、山田香織「リニエンシー時代の独禁法実務」P.302、318（レクシスネクシス・ジャパン、2007 年 12 月）

位を得た。4月4日に業界団体合会有り Delfafina は、2002年2月から欧州委に接触していることを会合メンバーに話した。4月4日夕方、Dimon と Transcatlab はリニエンシー申請を行った。そして2002年4月18日と19日に欧州委は立入検査を行った。

欧州委により異議告知書が送付され、その後2004年6月22日に開催された聴聞会において Delfafina が業界団体合会においてリニエンシー申請を開示したことが明らかになった。

2002年リニエンシー方針の11項(a)によれば申請者は欧州委へ継続的に十分な協力を行う義務がある、にもかかわらず Delfafina は欧州委立入検査前に自己のリニエンシー申請を他の競争者に知らせ、この義務に違反した。欧州委はこれを理由に Delfafina の条件付き制裁金全額免除の地位を取消した⁴²⁸。すなわち継続的協力義務にはリニエンシー申請の事実に関する守秘義務が含まれるということである。

欧州委の決定に対し Delfafina は欧州普通裁判所及び欧州裁判所で争ったが、欧州裁判所は Delfafina の訴えを棄却した⁴²⁹。

第4款 EU のカルテル事件における略式手続⁴³⁰

2008年6月28日、欧州委はカルテル事件処理に関する略式手続を発表した。この略式手続は単独で使用することも出来るが、リニエンシー制度と併用されることが多いので概略を紹介する。

1. 欧州委告示⁴³¹

略式手続に関する委員会告示の内容は、次の通りである。

【要点24：欧州委略式手続告示】

規則1/2003第7条及び第23条による委員会決定の採択の為のカルテル事件における略式審査手続（以下、略式手続）に関する委員会告示（以下、本告示という。）

序論

- 1 本告示は、カルテル事件に関し EC 条約第81条適用の為に開始された審査手続における審査対象事業者（以下、対象事業者という。）の協力に対し報奨の枠組みを定めるものである。略式手続は、委員会が同一資源を使ってより多くの事件を取り扱うことを可能とし、それにより効果的で時宜を得た罰則を与えることで公共の利益を促進し、違反への抑止力

⁴²⁸ COMMISSION DECISION of 20/10/2005, Case COMP/C.38.281/B.2 – Raw Tobacco Italy

⁴²⁹ JUDGMENT OF THE GENERAL COURT (Third Chamber) 9 September 2011 T-12/06

⁴³⁰ 和解手続という訳語が一般的であるが、制度の主旨から略式手続という訳語を使用する。木村智彦「EUの和解制度の概要と実務上の留意点」公正取引696号P.45（公正取引協会、2008年10月）、公正取引委員会官房国際課「カルテル事件における理事会規則1/2003号第7条及び第23条に基づく決定の採択に至る和解手続の実施に関する欧州委員会告示」公正取引696号P.53（公正取引協会、2008年10月）

⁴³¹

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:167:0001:0006:EN:PDF>

を高めることにもなる。本告示による協力は、カルテル事件における制裁金の免除・減額を定める告示（リニエンシー告示）に基づく審査の端緒となるもしくは審査を助長する自発的な証拠提出とは異なる。もちろん対象事業者の協力がリニエンシー告示と本告示の双方において適格ありということであれば、対象事業者は累積的に報奨を受けることができる。

2. EC 条約第 81 条違反となるカルテルに参加したこと及びそれによる責任を認める用意がある対象事業者は、本告示に定める方法及び保護の下、EC 条約第 81 条及び第 82 条の競争規則を実施するために定められた 2002 年 12 月 16 日付規則 1/2003 の第 7 条及び第 23 条による委員会決定の採択に至る手続の促進に貢献することができる。委員会は、審査機関としてまた、欧州裁判所の司法権に服するもののその決定を執行する権限を付与する EC 条約の守護者として、共同体法の違反事実の有無及び制裁措置の適否について交渉することは許されないが、本告示に基づく協力に対して報奨を与えることができる。
3. EC 条約第 81 条及び第 82 条による委員会の手続を定めた 2004 年 4 月 7 日付規則 773/2004 は、反競争法事件における実務上の取扱いを定めており、略式手続の取扱いも含まれている。これに関連して、規則 773/2004 は、委員会に対してカルテル事件における略式手続を採用する裁量も付与している。もちろん略式手続の選択は対象事業者にとって強制ではない。
4. 共同体競争法の有効な執行は、対象事業者の防御権を十分尊重した上でのものでなければならないことは、あらゆる状況において共同体法の基礎であり、とりわけ制裁金を課す反競争法手続においては尊重されなければならない。EC 条約第 81 条を執行する委員会の審査においては、行政手続を通じて委員会が提示する事実、異議そして状況の信憑性と関連性について対象事業者に有効に意見を述べる機会を与えなければならないことは当然である。

手続

5. 委員会は、対象事業者の略式手続への関心を探り事件が略式手続に適しているか否かを検討し、略式手続の開始を決定し、中止し、又は最終的に略式手続による解決を行うための広範な裁量をもっている。これに関連しては、対象事業者との間で、カルテル参加事業者数、責任の帰趨をめぐる想定される立場の衝突、事実に関する主張内容などの観点から、合理的な期間内に、想定される異議の範囲について共通理解に達することが出来るか否かも勘案される。委員会ファイルから非極秘情報バージョンの書類を開示するという業務負担を含め、略式手続の進捗度合いからどの程度手続上の効率が見込まれるかという点も勘案される。先例を確立する可能性についても勘案される。対象事業者が、共同して違反立証の又は制裁金計算に関連する証拠の隠滅をした場合、委員会は略式手続を中止することが出来る。違反立証に関連する証拠の隠滅は、規則 1/2003 第 23 条第 2 項(a)による制裁金の算定方法に関する指針第 28 項に規定する加重状況に該当する、またリニエンシー告示第 12 項及び第 27 項に規定する協力の欠如にも該当する。委員会は、対象事業者からの書面要請に基づいてのみ略式手続を行うことができる。
6. 対象事業者は略式手続により事件を解決する権限を持たないが、委員会は、事件が略式手続による解決に適していると判断した場合、審査手続の対象事業者全てに対して略式手続への関心を打診（以下、略式手続の打診という）をする。

7. 対象事業者は、委員会の事前書面許可なく、略式手続における協議内容及び略式手続関連で知った書類を第三者に開示漏洩してはならない。これに関する違反は、規則 1/2003 第 23 条第 2 項(a)による制裁金の算定方法に関する指針第 28 項に規定する加重状況に該当する、またリニエンシー告示第 12 項及び第 27 項に規定する協力の欠如にも該当する。

審査手続開始と略式手続検討過程

8. 規則 1/2003 第 7 条及び第 23 条による委員会決定の採択が想定される場合、委員会は前もって EC 条約第 81 条違反により制裁金を課す対象事業者の法人格を特定しなければならない。
9. この目的のため、規則 1/2003 第 11 条第 6 項による審査手続開始は、遅くとも異議告知書発行日以前でなければならない。更に規則 773/2004 第 2 条第 1 項は、もし委員会が対象事業者への略式手続打診が望ましいと考える場合は、委員会は異議告知書又は略式手続打診のいずれか早い方の日以前に審査手続を開始するべきと規定している。
10. 規則 1/2003 第 11 条第 6 項による審査手続の開始後、委員会は事件に EC 条約第 81 条を適用する唯一の競争法機関となる。
11. もし委員会が対象事業者に略式手続の事前協議への関心を打診することが適切であると考えるのであれば、規則 773/2004 第 10 条 a 第 1 項及び第 17 条第 3 項に従い、2 週間以上の猶予期間を設けて、後日の略式手続の正式申立て提出を視野に置いての対象事業者に略式手続の事前協議打診をしなければならない。略式手続の事前協議打診に対して対象事業者が略式手続の事前協議に応じることは、違反行為参加の自認若しくは有責の自認にはならない。
12. 委員会が同一企業グループにおける 2 以上の対象事業者に対して審査手続を開始した場合には、委員会はそれぞれ事業者に他の事業者名を通知する。もしこうした 2 以上の対象事業者が略式手続の事前協議打診に応じる場合は、2 以上の対象事業者は、本告示第 11 項に述べた期間に略式手続の事前協議へ応じるための共同代表を指名しなければならない。共同代表の指名は略式手続の事前協議促進を目的とするものであり、違反の責任の回避であってはならない。
13. 委員会は本告示第 11 項の期間を経過した後に提出されたことを理由に制裁金の免除若しくは減額の申請を無視することが出来る。

略式手続の開始：略式手続における事前協議

14. 対象事業者が、略式手続の事前協議打診に応じて本告示第 11 項及び第 12 項の要件を充足した場合、委員会は、競争総局と略式手続の事前協議に応じた対象事業者との間での双方向接触という形で略式手続の事前協議を開始することができる。
15. 委員会は、対象事業者と略式手続の事前協議を行うこと及びその場所について裁量を持つ。この裁量は、規則 773/2004 の第 10 条 a 第 2 項により、略式手続全体の進捗に応じて、協議順序、頻度、及び予想される異議内容及び制裁金を立証するために用いられる委員会ファイルにある証拠を含む情報開示時期に及ぶ。略式手続の事前協議の進捗度に応じ、時宜を得た情報開示がなされる。
16. 規則 773/2004 第 10 条 a 第 2 項及び第 15 条第 1a 項による略式手続の事前協議における早期情報開示には、対象事業者が、委員会が考える違反事実、その格付け、カルテル行為の重大性と期間、責任割合、予想される制裁金の額、証拠などについて、予め勘案す

ることができるようにするものが含まれている。これによって、対象事業者は、その主張を展開して、略式手続による事件解決是非を決定することが可能となる。委員会は、対象事業者の要求があれば、カルテル行為の時期及びその他の局面について対象事業者の主張が可能となるであろう委員会ファイルにある特定書類の公開版を開示する。

17. 略式手続の事前協議により違反事実の範囲、予想される制裁金の額について共通の理解が得られ、かつ委員会として手続の効率性が確保できるという見込みを得た場合には、委員会は、対象事業者に対して規則 773/2004 の第 10 条 a 第 2 項及び第 17 条第 3 項により最短 15 日の猶予を与え、正式な略式手続申立てを許可することができる。猶予期間の延長は、合理的理由を付した要請があれば可能である。正式な略式手続の申立てをするまえに、対象事業者は本告示第 16 項により特定された情報の開示請求をすることができる。
18. 略式手続において適正手続に関する問題が生じたときは、対象事業者は、いつでも聴聞官を要請することができる。防御権の行使が確保されていることを確認することが聴聞官の義務である。
19. 対象事業者が正式な略式手続申立てを行わない場合には、略式手続の規則に代わって規則 773/2004 第 10 条第 2 項、第 12 条第 1 項、及び第 15 条第 1 項が適用される。

略式手続の正式要請

20. 略式手続を選択する対象事業者は、略式手続申立ての形式による正式要請を行わねばならない。規則 773/2004 第 10 条 a 第 2 項に定める略式手続申立てには、次の内容が含まなければならない。

(a) 明白で率直な違反行為に対する責任を認めること、略式手続の事前協議に沿った違反行為の目的、効果、主たる事実、法人格、役割、参加などを記載すること。

(b) 略式手続の枠組みの中で受諾しうる制裁金の最高額。

(c) 委員会の異議について十分認識していること及び対象事業者に主張の機会が十分与えられたこと。

(d) 委員会が略式手続の正式要請を異議告知書及び決定に反映するならば委員会ファイルの閲覧請求もしくは聴聞請求をしないこと。

(e) 合意された EC 公用語により規則 1/2003 の第 7 条及び第 23 条による異議告知書及び決定を受領すること。

21. 略式手続による対象事業者の承認及び確認は、略式手続に従い早急に事件を処理することに対する協力の約束である。しかし対象事業者の承認と確認は、委員会が、制裁金の最高額を含め事業者の要求を満たすことを前提条件とする。
22. 委員会が対象事業者の略式手続の正式要請の内容を第一に異議告知書そして最終的には決定に反映させないという事態が生じない限り、対象事業者は略式手続正式要請を一方的に撤回できない（本告示第 27 項と第 29 項参照）。異議告知書が、本告示第 20 項(a)記載の事項を反映しているのであれば、略式手続の正式要請が了承されたことになる。また略式手続の正式要請に記載の制裁金最高額を超えない範囲での制裁金の賦課であれば、委員会決定は略式手続の正式要請を了承したこととなる。

異議告知書及び答弁書

23. 規則 773/2004 第 10 条第 1 項により、決定の採択前に対象事業者に対して告知書を通知

することが義務付けられている。従って、委員会は略式手続においても異議告知書を発行しなければならない。

24. 対象事業者の防御権行使を確保するため、委員会は決定採択前に異議及び関連証拠に対する事業者の見解を聴取しなければならない、また必要に応じ当初の分析を修正しなければならない。委員会は対象事業者の主張を受け入れることも拒否することもできるし、論拠なしとして異議を取下げたり、異議を維持するため事実と法に照らし、委員会の主張を補足したり再評価するために、対象事業者が提出した書類、証拠などについて独自の分析をすることもできる。
25. 異議告知書の通知前に、略式手続の正式要請という形式で略式手続による事件解決を要求するために、対象事業者は、諮問委員会への諮問前もしくは最終決定の採択前ではなく、むしろ異議告知書を起案する委員会に対してその見解を知らせることができる。
26. 異議告知書が略式手続の正式要請内容を反映しているならば、対象事業者は規則 773/2004 第 10 条 a 第 3 項及び第 17 条第 3 項に従い少なくとも 2 週間という期限内に異議告知書は略式手続の正式要請を反映しており、略式手続に拘束されることを明らかにする答弁書を提出しなければならない。答弁書の提出がない場合、委員会は対象事業者の拘束義務違反を記録して、略式手続に従うという対象事業者の要求を無視することができる。
27. 委員会は対象事業者の略式手続の正式要請を反映しない異議告知書を採用することができる。その場合は、規則 773/2004 の第 10 条第 2 項及び第 15 条第 1 項の一般条項が適用される。略式手続の正式要請に記載された対象事業者の自認は撤回されたものとみなされ、手続きにおいて証拠として採用されない。かくして対象事業者はもはや略式手続の正式要請に拘束されず、制限期間内であれば、要求によりいつでも防御内容を一新して、委員会ファイルの閲覧及び聴聞手続きを要求することができる。

委員会決定及び略式手続報奨

28. 略式手続への拘束確認となる異議告知書に対する答弁書に基づき、規則 773/2004 は委員会に対して、規則 1/2003 第 14 条による諮問委員会との協議の後、なんらその他の手続きを経ることなく規則 1/2003 第 7 条及び第 23 条による最終決定を行うことができる権限を与えている。とりわけ、略式手続の正式要請内容が、規則 773/2004 第 12 条第 2 項及び第 15 条第 1 a 項に従い、異議告知書に反映された後は、聴聞及び委員会ファイルの閲覧請求は許されない。
29. 委員会は、対象事業者の略式手続の正式要請を確認する異議告知書記載の当初の見解を離れ、諮問委員会の意見あるいは委員会の独立性による適正な考慮に基づく最終的見解を示す権利がある。しかし、もし委員会がこうしたことをする場合には、対象事業者に対して新たな異議告知書を示し、一般手続きによる防御権行使を可能としなければならない。その場合、対象事業者は、委員会ファイルの閲覧請求、聴聞および異議告知書に対する答弁書提出をすることが出来る。略式手続の正式要請に記載された自認は撤回され証拠として採用されることはない。
30. 規則 1/2003 第 7 条により、最終制裁金の金額が決定され、同規則第 23 条により制裁金が賦課される。
31. 委員会の実務に即して、本告示のもと委員会に協力した対象事業者については、最終決定に記載して、制裁金レベルを説明する。

- 3 2. 本告示に従い、委員会が略式手続に関する報奨を決定する場合には、規則 1/2003 第 23 条第 2 項 a により 10% 上限が適用された後に賦課される制裁金の 10% 相当額が減額となる。妨害行為に関する増加倍率は 2 を超えないものとする。
- 3 3. 略式手続の事案について減免制度を利用している対象事業者は、減免制度による制裁金の減免に加えて略式手続の報奨を受けることができる。

一般条項

- 3 4. 本告示は、EC 官報発行日及びそれ以降に係属するすべての事件に適用される。
- 3 5. 略式手続の正式要請の閲覧は、略式手続の正式要請をしない異議告知書の名宛人にのみ許される。ただし、閲覧する名宛人は、その社外弁護士とともに、略式手続の正式要請記載情報の閲覧においてその写し（機械的または電子的方法による写しを含む）を作成しないこと得られた情報は、競争法の司法又は行政手続きにおいてのみ使用されることを確約しなければならない。事件の申告者は、略式手続の正式要請の閲覧は許されない。
- 3 6. 上記と異なる略式手続の正式要請に関する情報の使用は、リニエンシー告示第 12 項及び第 27 項の意味する協力の欠如とみなされる。さらにこの目的外使用が委員会の禁止決定後に行われた場合に、委員会は、EC 裁判所において、関連事業者の制裁金増額申請をすることができる。社外弁護士の関与がある目的外使用について、委員会は当該弁護士所属の弁護士会に対して懲戒処分をもとめて報告することができる。
- 3 7. 本告示の略式手続の正式要請は規則 1/2003 第 12 条により加盟国の競争当局に伝達される。しかしネットワーク告示に定めた条件が満たされることそして委員会による情報漏洩防止策と同様の防止策が加盟国の競争当局により実施されることが必要である。
- 3 8. 要請があれば、略式手続の正式要請を口頭で行うこともできる。委員会の施設において口頭の略式手続の正式要請が録音される。規則 1/2003 第 19 条および規則 773/2004 の第 3 条第 3 項及び第 17 条第 3 項により、口頭の略式手続の正式要請を行った対象事業者は、遅滞なく、委員会の施設内で、録音の問題点をチェックすることができるし、口頭の略式手続の正式要請の実質的内容及び反訳の正確性を訂正することができる。
- 3 9. 委員会は、EC 条約第 81 条及び第 82 条の適用に関する委員会と加盟国裁判所との協力に関する委員会告示に従い、関連する申立人の同意なしに、略式手続の正式要請を各国の裁判所に提出してはならない。
- 4 0. 委員会は、本告示に関連して受領した文書および文書化された若しくは録音された陳述書（略式手続の申立てを含む）を一般に公開することは、たとえ委員会決定が行われた後であっても、欧州議会、理事会及び委員会書類の閲覧に関する 2001 年 5 月 30 日付け欧州議会及び理事会規則 1049/2001 第 4 条の意味する検査及び調査目的の保護を例にあげるまでもなく、公的及び私的利益を害するもの考える。
- 4 1. 規則 1/2003 による委員会の最終決定は、EC 条約第 230 条により司法審査に服する。さらに EC 条約第 229 条及び規則 1/2003 の第 31 条により欧州裁判所は規則 1/2003 第 23 条により賦課される制裁金の決定について最終司法審査の権限を有する。

規則 1/2003 第 7 条及び第 23 条の決定に至る略式手続概要

1. 委員会による調査	この段階で対象事業者は略式手続の意向表明することが出来る
-------------	------------------------------

2. 委員会による略式手続の打診	(規則 1/2003 の第 11 条第 6 項による) 略式手続を視野に 入れた審査手続の開始決定と略式手続の打診レターを 対象事業者及び加盟国に送付
3. 略式手続の事前協議	違反行為、責任、予想制裁金に関する意見交換 違反行為、責任、予想制裁金に関する証拠開示 委員会ファイルの書類 (非極秘版) の開示
4. 略式手続の正式要請	対象事業者による条件付き略式手続の要請。場合によっ ては対象事業者の共同要請となる。 委員会による受理書送付
5. 合意された異議告知書	委員会による略式手続の正式要請を反映した異議告知書 の送付 申立人である対象事業者の異議告知書に対する同意
6. 決定	諮問委員会に対する決定案の提出 委員会の合意により、同決定案の採択

2. 略式手続の事例

現在までに 7 件の事例があるが、いずれもリニエンシー申請があった事件である。これら 7 件の決定に至る日程をみると次の通りである。何が特徴的かといえれば、先ず第 1 に異議告知書送付から決定までの期間が短いということである。DRAM 事件は 3.5 か月、動物飼料事件は 8 か月、洗剤事件は 2 か月、ブラウン管ガラス事件は 3 か月、冷凍コンプレッサー事件は 2 か月、水処理機器事件は 2 か月、ワイヤーハーネス事件は、1.5 か月である。このうち動物飼料事件は、1 社が略式手続申請を撤回したために 8 か月となっているが、その他の事件からみると異議告知書から決定までの事件は、概ね 2～3 か月程度とみてよいだろう。

短期間で決定に至る理由としては、略式手続においては、事業者が委員会ファイルの調査と聴聞手続を放棄するからである。この 2 つの手続を放棄するために異議告知書から決定までの時間が短縮されるのである。そうした放棄の対価として制裁金 10%カットが欧州委から与えられる。

第 2 の特徴は、決定書の頁数が少ないということである。欧州委の決定書は通常 100 頁以上あるが、これら 7 件ではいずれも 100 頁以下であり、25 頁という決定書が 3 件ある。これは事業者が事実関係その他を欧州委と争わないために結果として決定書が短くなったということであろう。

そして第 3 の特徴は、略式手続を選んだ事業者は欧州委決定を争わない、すなわち取消訴訟を提起することが現実にはないということである。もちろん事業者は略式手続による決定であっても取消訴訟を提起することはできる。しかし、制裁金の 10%減額は取消訴訟提起の意欲を削ぐものでもあろう。

欧州委制裁金に関する研究によれば、「1998 年制裁金ガイドラインが適用されたカルテル件数は 63 件、うち 52%が取消訴訟提起となった。また 2006 年制裁金ガイドラインが

適用されたカルテル件数は 22 件、そのうち 34%が取消訴訟提起となった。」とのことである⁴³²。また別の統計によれば、「制裁金を課した欧州委決定のうち 85%は欧州普通裁判所への取消訴訟提起となる。またその判決の 25%は欧州裁判所に上訴となる」とのことである⁴³³。こうした取消訴訟への対応を回避してその資源をより多くのカルテル摘発に当てるという意味で、略式手続の制裁金 10%減額は十分機能しているように思われる。

【表 59：略式手続事件一覧】

事件	リニエンシ ー申請	立入検査	審査開始	略式手続協 議	異議告知書 送付	欧州委 決定	決定書 頁数
DRAM ⁴³⁴	2002/12	?	2009/2/10	2009/3/31 ~09/11/25	2010/2/4	2010/5/19	41
動物飼料 ⁴³⁵	2003/12/16	2004/2/10 ~2/11	2009/1/19	?	2009/11/23	2010/7/20	55
洗剤 ⁴³⁶	2008/5/13	2008/5/13	2009/12/21	2008/6/3 ~11/1/7	2011/2/9	2011/4/13	25
ブラウン管 ガラス ⁴³⁷	2009/2/10	2009/2/10	2010/6/29	2010/7/13 ~11/7/1	2011/7/29	2011/10/19	25
冷凍コンプ レッサー ⁴³⁸	2009/2/11	2009/2/11	2010/10/13	2010/10/15 ~11/9/24	2011/10/11	2011/12/7	25
水処理機器 ⁴³⁹	2008/12/15	2008/12/5	2011/1/27	2011/2/16 ~12/3/20	2012/4/25	2012/6/27	21
ワイヤーハ ーネス ⁴⁴⁰	?	2010/2/24	2012/8/9	2012/9/25 ~13/5/14	2013/5/31	2013/7/10	?

⁴³² Centro Veljanovski, “Deterrence, Recidivism and European Cartel Fines”, P.20, Journal of Competition Law and Economics, November 2011

⁴³³ P.7, Information Note by Mr. Almunia & Mr. Lewandowski, Inability to pay under paragraph 35 of the 2006 Fining Guidelines and payment conditions pre-and post-decision finding an infringement and imposing fines, European Commission, June 12, 2010

⁴³⁴ Commission Decision of 19/5/2010, COMP/38511-DRAMs

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/38511/38511_1813_5.pdf

⁴³⁵ Commission Decision of 20/7/2010, COMP/38866-Animal Feed Phosphates

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/38866/38866_1676_3.pdf

⁴³⁶ Commission Decision of 13/4/2011, COMP/39579-Consumer Detergents

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39579/39579_2633_5.pdf

⁴³⁷ Commission Decision of 19/10/2011, COMP/39605-CRT Glass

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39605/39605_2700_3.pdf

⁴³⁸ Commission Decision of 7/12/2011, COMP/3960-Refrigeration Compressors

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39600/39600_2147_7.pdf

⁴³⁹ Commission Decision of 27/6/2012, COMP/39611-Water Management Products

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39611/39611_2354_3.pdf

⁴⁴⁰ Commission Decision of 10/7/2013, COMP/39748-Automotive Wire Harness

http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39748/39748_3730_3.pdf

なお、2009年1月9日、欧州委はICカードのメモリーチップに関するカルテルの疑いで立入検査を行った⁴⁴¹。そしてチップメーカーと略式手続で事件を解決する話合いが進められていたが、2013年4月22日、欧州委としてはこれを諦め、異議告知書を送付したことそして本来の手続を進めることを明らかにした⁴⁴²。欧州委としては、カルテル事件を略式手続で処理することは大歓迎であるが、違反事実の証拠が十分確保できなければ、違反事業者らに略式手続をとるよう誘導することは難しいことを窺わせる発表であった。

第5款 わが国課徴金減免制度の問題点

1. 米国リニエンシー制度との比較

米国リニエンシー制度は刑事訴追を免除する制度であるが、その対象は法人及び個人である。対象が法人及び個人であることはシャーマン法1条の対象が法人及び個人であることに対応している。またこれは法人がリニエンシー申請をしない場合、当該法人の役員・従業員が個人リニエンシーをすることも可能としている。

これに比べて、わが国課徴金減免制度には刑事告発免除が規定されていない。しかし独禁法には刑事罰規定がある。公取委は、このギャップを平成17年10月7日⁴⁴³の「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」（以下、告発方針という）で埋めようとしている。独禁法96条に定める通り、同法89条から91条までの罪は公取委の専属告発であるので、告発方針が定まっていればそれで良いという考え方であろう。しかし告発方針1（ウ）は、調査開始日前に最初に課徴金免除の報告及び資料提供を行った事業者の役員、従業員のみが刑事告発を免れることを定めている。つまり事業者がリニエンシー申請1位であればその役員、従業員は刑事告発を免れるが、もし事業者が1位でなければ、その役員、従業員は刑事告発の可能性が生じることになる。刑事告発されるか否かが事業者の申請行為により左右されることは役員、従業員個人としては納得できないであろう。従って、役員、従業員自身が公取委への減免申請を期待しても事業者が減免申請をしないと刑事告発されるという現行制度は、改善が必要である。裏返してみれば、現行課徴金減免制度において1位申請者は不当利得分の得をするが、役員、従業員には何の報酬もなく、真の法令遵守意識を徹底させるインセンティブがないし、インセンティブがあったとしても所属する事業者が1位申請者でない場合には刑事告発されるリスクもあるということである。こうした問題を解決する為に、公取委は課徴金減免制度に加えてカルテル行為を行った個人に対する刑事告発免除制度を設ける必要があると考える。

米国リニエンシー制度に学ぶべき第2の点は、米国のリニエンシー制度は捜査開始後のリニエンシー申請についても1位を認めていることである。わが国の減免制度においては、調査開始日後の申請では、例え1番手であっても課徴金免除は得られず30%減額しか得られない。加えて刑事告発の可能性もある。このような仕組みでは事業者の減免申請意欲を

⁴⁴¹ http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-09-1_en.htm?locale=en

⁴⁴² http://europa.eu/rapid/press-release IP-13-346_en.htm

⁴⁴³ 平成21年10月3日改定

削ぐことにもなるだろう。そもそも立入検査実施時期は公取委の都合により決まる。公取委の都合により課徴金免除が受けられたり受けられなかったりすること、そして刑事訴追を受ける可能性が発生することは減免制度として安定性を欠くのではないか。立入検査という時間軸を定め、申請がその前であるか後であるかということのみで、申請内容について判断しない現行制度は改善するべきである。すなわち、調査開始日前に申請者がいない場合には、調査開始日後であっても1位でカルテル行為を申告した者に課徴金免除及び告発免除を認めることが必要であろうし、調査開始日後申請であったとしても公取委の審査に大いに役立つのではなかろうか。

2. EU リニエンシー制度との比較

EU リニエンシー制度は行政制裁金減免制度であるので、わが国の課徴金減免制度との比較が容易である。まずEU リニエンシー制度の申請期間であるが、立入検査の前後という明確な基準はなく、むしろ異議告知書が発行されるまでの期間であればいつでも申請できる。EU の場合、立入検査から異議告知書発行までの期間は平均すると約1年間である。一方わが国の課徴金減免制度は立入検査の前後で免除の有り無しが分かれ、減額申請も立入検査後20日間である。申請期間があまりにも短すぎるのではなかろうか。少なくとも立入検査後60日間程度は確保し、申請の可能性を広げるべきではなかろうか。

次に、減額率であるが、EU リニエンシーは、免除を除く減額申請1番手は30~50%、2番手は20~30%、3番手以降は20%以下となっている。減額率の範囲が示され実際の適用率は欧州委の裁量ということであろうが、その裁量の基準が「重要な付加価値」ある証拠ということになっているので、甚だ曖昧な基準であると思われる。

わが国課徴金減免制度は免除を除くと減額について1番手50%、2番手から4番手まで30%となっている。尚、減額1番手は立入検査前に申請しなければならないことになっている。従って、減額1番手について減額率を50%で固定しているわが国制度が明確で良いと思われる。但し、立入検査前申請条件は削除するべきであると思われる。次に2番手から4番手が一律30%固定というわが国制度には疑問がある。申請の速さを競うのであれば30%、20%、10%などの格差を設けるべきであり、現行の一律減額では、3位申請者として急いで申請を出した努力が報われないことになる。尚、TFEU101条は行政措置のみで刑事罰の規制はない。従って欧州委としては刑事訴追免除を定める必要はない。

また、欧州委には審査の時間と手間を省くための略式手続があるが、わが国にはこうした制度がない。リニエンシー制度の利用ができない事業者にも10%の課徴金減免の機会を与えることになる略式手続制度の導入は、わが国でも検討されてよいのではないかと思われる。

3. リニエンシー制度と競争当局の協力上の問題点

第2章で紹介したわが国独禁法が適用された国際カルテル事件はすべて課徴金減免制度による申請が事件の端緒になっている。では課徴金減免制度による申請を受けた公取委は、その情報を他の競争当局へ連絡するの否か。連絡するとすれば何のために連絡するのかという疑問がある。

日米競争当局間で連絡をすれば、それは1999年10月7日にワシントンで締結さ

れた日米独禁協力協定に基づくものであろう。また日欧競争当局間で連絡をすれば、それは2003年7月10日にブリュッセルで締結された日欧独禁協力協定に基づくものであろう。独禁協定にはこれに加え、2005年9月6日にオタワで締結された日加独禁協力協定がある。公取委から連絡を行う競争当局とはこうした独禁協力協定のある米、欧、カナダの競争当局に限られるのであろうか。

例えば、日米独禁協定第3条は執行協力を定めるが、同条第1項は協力基本規定、第2項は協力方法規定である。

第1項：それぞれの締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に合致する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、他方の締約国政府の競争当局に対しその執行活動について支援を提供する。

第2項：それぞれの締約国政府の競争当局は、自国の法令及び自国政府の重要な利益に合致する限りにおいて、次のことを行う。

(a) 他方の国の領域内における競争に対しても悪影響を及ぼすことがあると認める反競争的行為に係る自己の執行活動に関して他方の締約国政府の競争当局に通知すること

(b) 自己が保有し、かつ、気付くに至った反競争的行為に関する重要な情報であって他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連し又はかかる執行活動を正当化することがあると認めるものを当該他方の締約国政府の競争当局に対し提供すること

(c) 要請に応じ、かつ、この協定の規定に従い、自己の保有する情報であって他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連するものを当該他方の締約国政府の競争当局に提供すること

ところで課徴金減免申請があったということは当該申請者が独禁法違反を認めているということであり、これを無暗に外国の競争当局に通知することは当該外国における競争法違反の可能性について通知することになるので、当該申請者にあらぬ嫌疑がかかることになりかねず、課徴金減免制度が円滑に機能しなくなるおそれもある。従って、公取委は、課徴金減免申請者が公取委に対して提供した情報について、他の競争当局との間で情報共有するのは、減免申請者から **waiver** が得られた場合に限定されるとしている⁴⁴⁴。

しかし **waiver** を出すことは課徴金減免申請の条件にはなっていない。では何故減免申請者は公取委に **waiver** を出すのであろうか。企業結合案件であれば、申請者は **waiver** を出すことで、各国の競争当局間で情報交換を促進し、早めに整合性ある措置または許可を得るというメリットがありうる。しかし、カルテル行為をした減免申請者が **waiver** を出す理由については明らかではない。まず **waiver** を出すことの見返りについては何ら定めがない。次に **waiver** を出して独禁法違反の情報が外国当局に連絡されると当該外国でも競争法違反の被疑者となる可能性がある。よって、本来は減免申請者としては **waiver** を出すべきではないのである。仮に **waiver** を出す出さないはあくまでも公取委と減免申請者との交渉で決まるべきもので、公取委に減免申請を認めてもらいたいがために申請者と

⁴⁴⁴ 品川武、岩成博夫共著「独占禁止法における課徴金減免制度」P.113、(公取協、2010年2月)

して **waiver** を出すようなことがあるとすればそれは課徴金減免制度を逸脱したものであり、本末転倒であることを公取委も減免申請者も肝に銘じなければならない。

一般的に言えば、すでに米国で刑事訴追免除を受けた事業者は、日本で課徴金免除、EU で制裁金免除を受けることになれば、**waiver** を出すであろう。しかし、米国で刑事訴追免除を受けていなければ、日本で課徴金免除、EU で制裁金免除を受けることになっても **waiver** を出す可能性は低いと思われる。従って申請者にとって **waiver** を出す出さないと判断は、米国での刑事訴追免除と大きく関係していると思われる。

もちろん日米独禁協定 10 条⁴⁴⁵は刑事手続における使途制限を規定しているが、その第 2 項で国際捜査共助法に基づく日本政府に対する要請は排除されないことが明記されている。こうしたことから、米国での刑事訴追免除を得られない限り、課徴金減免申請者は公取委に **waiver** を出すべきではないのである。

元公取委事務総長の上杉秋則氏は、「現行の第 1 世代協力協定の下では、国際カルテルの規制に必要な秘密情報たる証拠書類の引渡しは、競争当局間で許されないところに問題点の 1 つがあるとされているが、リニエンシー制度のネットワーク⁴⁴⁶が完成したことで、この障害が、第 2 世代協力協定を締結せずとも克服可能となってきた。リニエンシー申請者によるウエーバーの活用が現実味を帯びてきたからである。つまり、あらかじめリニエンシー申請者から、提出した資料を他の競争当局に対して提供することへの同意を取り付けておくという方法である。申請者としては、いずれ他の競争当局にも提供する予定の資料であるか、または提供を求められる資料であれば、ウエーバーに反対する理由はなくなる。」と述べている⁴⁴⁷。しかしこの見解は、競争当局の便宜を考慮した上での見解であって、減免申請者のリスクと都合を十分勘案した上での見解とは言えないと考える。

公取委事務総局官房審議官（国際）の南部利之氏によれば、「**Waiver** については企業結合案件においては、申請者はなるべく早く企業結合が審査を済ませて許可されるように **Waiver** を出すが、カルテル案件においては、利害得失があり簡単に **Waiver** を出すことはない。公取委としては **waiver** が得られない場合でも独禁法第 43 条の 2 により国際カル

⁴⁴⁵ 日米独禁協力協定第 10 条

第 1 項：この協定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に伝達された情報（公開情報を除く。）は、刑事手続において大陪審又は裁判所若しくは裁判官に提示されてはならない。

第 2 項：この協定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に伝達された情報（公開情報を除く。）を、刑事手続において大陪審又は裁判所若しくは裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に当該情報に対する要請を外交上の経路又は要請を受ける国の法律に従って定められた他の経路を通じて提出する。要請を受ける締約国政府は、要請に基づき、要請する締約国政府が示す正当な期限までに迅速に回答するよう最善の努力を払う。

⁴⁴⁶上杉秋則、山田香織「リニエンシー時代の独禁法実務」P.345、(レクシスネクシス・ジャパン 2007 年 12 月)によれば、1991 年 9 月 23 日にワシントンで欧米独禁協力協定が締結され、1999 年に日米、2003 年に日欧の独禁協力協定が締結され、2006 年 1 月から日本の課徴金減免制度が施行されたので、いわゆる 3 極のネットワークが完成したということである。

⁴⁴⁷ 上杉秋則、山田香織「リニエンシー時代の独禁法実務」P.192、(レクシスネクシス・ジャパン 2007 年 12 月)

テル事案の情報連絡を外国の競争当局と行うことになる。」と述べている⁴⁴⁸。これが現時点での公取委の実務であろうが、独禁法 43 条の 2 には waiver を上回る効果があることを改めて認識する。

要するに、従来は、各国競争当局がリニエンシー申請者の届出情報に基づき情報交換をするためには、申請者から waiver を取り付ける必要があり、いったん waiver を取り付ければ申請者の届出情報は 2 国間の独禁協力協定に基づき他の競争当局に流れるという仕組みであった。ところが 2009 年改正（2010 年 1 月 1 日施行）で独禁法第 43 条の 2 が規定されたために、それ以降、公取委は申請者から waiver を取り付けることなく他の競争当局に対して、申請者の届出情報を流すことが可能となり、公取委にとっては国際カルテルに関する競争当局間の協力に一層寄与することが出来るようになったということである。

事業者にとっては、誰かが減免申請を行えば、瞬く間にカルテルの事実は欧米カナダに知られるところになり、役員・従業員が海外で逮捕されるかもしれないというリスクが生じることになることを認識しなければならないということである。

4. 国際捜査共助等に関する法律による捜査共助

カルテル事件に関連してすくなくとも 2 件の国際捜査共助が行われたことが明らかになっている。1 つはいわゆるファックスペーパーカルテル事件に関連する捜査共助であり、もう 1 つは炭素繊維事件に関連する捜査共助である。いずれも米国からの捜査共助要請であり、1980 年 5 月 29 日法律第 69 号の国際捜査共助等に関する法律（もとは国際捜査共助法という名称であった。1980 年 10 月 1 日施行）に基づき捜査共助が行われたことを示すものである。

(1) ファックスペーパーカルテル事件関連の捜査共助

本件はシャーマン法 1 条違反の捜査共助における押収処分に対する準抗告事件である。

1994 年 9 月 7 日、東京地裁裁判官は、新王子製紙本社ビル及び同社神崎ビルの新王子製紙本社事務所、及び三菱製紙本社を搜索場所とする搜索差押許可状各 1 通を発付した。そして 9 月 9 日、東京地検検事らは各許可状に基づき新王子製紙本社ビルから手帳等 28 品、神崎ビルから人事記録カード等 20 品、及び三菱製紙本社においても押収品目記載の物件をそれぞれ押収した。これに対して新王子製紙及び三菱製紙はそれぞれ準抗告⁴⁴⁹の請求を東京地裁に行った。

そもそも 1994 年 6 月 8 日、米国から日本に対してファックスペーパー価格協定行為について共助要請があった。これを受け証拠収集の一環として、東京地検検事は、搜索差押令状請求書に共助犯罪名を独占禁止法違反、共助犯罪被疑者を新王子製紙株式会社ほか 1 名として請求した。これに対して東京地裁から発付された許可状には、被疑事件として「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」違反被疑事件、被疑者氏名及び年令の欄には「新王子製紙株式会社ほか 1 名」と記載されているのみで、国際捜査共助であること

⁴⁴⁸ 2013 年 7 月 10 日、公正取引協会月例会での発言

⁴⁴⁹ 刑事訴訟法 430 条 1 項

「検察官又は検察事務官のした第 39 条第 3 項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察庁に対応する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。」

が明示されておらず、かつ罪名が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反」と記載されており明らかに誤りがあった。

よって新王子製紙と三菱製紙は押収処分取消を求めたが、東京地裁は罪名に不適切な点はあるが、令状の性質、発付の経緯、対象物件の特定の度合を考えると罪名記載の誤りは令状の効力に影響を及ぼさないとして1994年10月20日新王子製紙による準抗告を、10月25日三菱製紙による準抗告をそれぞれ棄却した⁴⁵⁰。

両社は最高裁に特別抗告を行い⁴⁵¹、1994年12月21日最高裁は、許可状は記載内容からすると共助事件について発付されたものとみることはできないとして、東京地裁の決定を取消した⁴⁵²。

最高裁の取消決定後、事態はどのように動いたかについては、明らかにされていない。思うに、東京地検は、改めて東京地裁に対して適正な記載での搜索差押許可状の発付を求め、東京地裁はこれを発付し、東京地検は改めて同一の押収品目を差押え、そのうえで法務大臣から外務大臣に送付手配の依頼が行われ、DOJへ送付されたものと思われる。

(2) 炭素繊維事件関連の捜査共助

2000年3月15日付の日本経済新聞夕刊によれば⁴⁵³、同日午前、東京地検は、東レ、三菱レイヨン、東邦レーヨンの3社の家宅搜索をおこなった。これはDOJが外務省を通じて捜査協力を要請し、法務省がこれを受けて東京地検に証拠収集を命じたものである。

炭素繊維事件の成行について、反トラスト局長代行のR. HEWITT PATEが2003年5月16日、ロンドンでのセミナーで次の通り説明している。

「炭素繊維事件では、米国の要請で日本政府が炭素繊維メーカー間の価格協定に関する文書を東京で発見してくれた。これは大陪審調査からの隠蔽目的で米国から東京へ送られたものである。当該文書その他が発見されたことにより、我々は2社及び1個人を正式起訴した。」と述べている⁴⁵⁴。

因みに正式起訴状は、2002年3月19日にカリフォルニア州中部連邦地裁に提出されたもので、被告人にはトーホー・カーボン・ファイバー・インク、東邦テナックス（旧社名：東邦レーヨン）及びJinnosuke Takedaの名前が挙がっており、訴因は司法妨害である。また正式起訴状第7項には、2000年3月頃日本政府の検察当局が東邦テナックス本社を搜索し、大陪審調査対象文書を同社従業員のオフィスで発見したという記述がある^{455/456}。

⁴⁵⁰ 東京地裁決定 平6(む)748号ほか(新王子製紙)、738号等(三菱製紙)

⁴⁵¹ 刑事訴訟法433条1項

「この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第405条に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告することができる。

同第2項：前項の抗告の提起期間は5日とする。」

⁴⁵² 最高裁 平6(し)153号(新王子製紙)、158号(三菱製紙)

⁴⁵³ 2000年4月8日週刊ダイヤモンドでも報じられている。

⁴⁵⁴ <http://www.justice.gov/atr/public/speeches/201199.htm>

⁴⁵⁵ United States v. Toho Carbon Fibers, Inc.; Toho Tenax Co. f.k.a. Toho Rayon Co.;

その後事件は、2002年11月19日、トーホー・カーボン・ファイバー・インクに20万^{ドル}、東邦テナックスに30万^{ドル}の罰金支払を命じる判決があり、法人処刑については終了した。個人処刑については未了であると理解する。

(3) 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約

日米刑事共助条約は、2003年8月5日にワシントンで署名、2004年5月19日に国会承認、6月21日に東京での批准書の交換、6月23日に公布及び告示（条約第9号及び外務省告示第358号）、2005年7月21日に効力が発生した。この条約により、捜査共助法とは異なり、外交ルートを通さず捜査協力が可能となった。従って、現在の日米間の国際捜査共助は本条約に則り、両国の捜査機関が直接に捜査依頼を行い、日本が依頼を受けた場合には、国際捜査共助等に関する法律に基づき、捜査等が行われるという仕組みになっている。

先述のリニエンシー制度の申請者情報の提供に加え、上記(1)(2)の捜査共助の事実から競争当局間の国際協力がこうした形でも行われていること示している。

(4) 国際刑事警察機構 (International Criminal Police Organization:ICPO)

インターポール⁴⁵⁷と称される機構は、1956年に設立され、本部をフランスのリオンに置く。加盟国は188か国・地域(2010年12月末現在)である。わが国は、1923年に設立されたインターポールの前身である国際刑事警察委員会に1952年から参加している⁴⁵⁸。インターポールは国際犯罪及び犯罪者に係る情報収集・提供、国際手配書発行などを主たる任務とする加盟国間の相互協力組織であり、自らが警察活動を行うものではない⁴⁵⁹。

【表60：インターポール活動】

(1)国際犯罪情報の受発信												
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
発信	2,585	2,787	2,831	2,708	2,266	2,741	2,732	2,394	2,634	3,383	3,928	4,801
受信	13,215	14,132	12,903	15,539	18,107	18,011	19,151	21,172	29,994	28,767	39,684	46,354
合計	17,342	19,117	17,513	20,949	23,339	24,022	25,912	27,732	39,918	42,285	54,359	63,810
手配書 受理	1,542	2,198	1,779	2,702	2,966	3,270	4,029	4,166	7,290	10,135	10,747	12,655
(2)外国から要請を受け実施した捜査共助												
ICPO	1,106	827	985	1,085	856	1,193	995	1,013	1,079	2,213	2,343	2,752
外務省	10	19	13	13	30	25	14	12	13	26	23	53
合計	1,116	846	998	1,098	886	1,218	1,009	1,025	1,092	2,239	2,367	2,805
(3)外国に対して要請した捜査共助												
ICPO	774	871	817	534	485	483	458	441	476	429	412	504

and Jinnosuke Takeda, Cr. No. 02-281 (C.D. Cal. 2001).

⁴⁵⁶ http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2002/10863.htm

⁴⁵⁷ <http://www.interpol.int/en>

⁴⁵⁸ <http://www.npa.go.jp/interpol/index.htm>

⁴⁵⁹ 神山敏雄ほか「新経済刑法入門」P.76 (成文堂、2008年12月)

外務省	24	15	10	14	14	30	26	39	35	59	45	59
合計	798	886	827	548	499	513	484	480	511	488	457	563

(出典：「2013 国際刑事警察機構⁴⁶⁰」その他に基づき作成)

ICPO から発行される手配書には次の種類があるが⁴⁶¹、国際カルテルに関連するのは①の赤手配書である。例えば、日本に居住する日本人役員が米国シャーマン法 1 条違反で起訴された場合に、司法省が ICPO に赤手配書発行を依頼して、依頼通り赤手配書が発行されたとする。当該日本人役員が米国に出張した場合、米国空港で身柄が拘束され、逮捕されることになる。当該日本人役員が韓国に出張した場合、やはり韓国で身柄を拘束されることになり、つぎに犯罪人引渡条約に基づき韓国から米国へ身柄が引き渡されるものと思われる。

次に当該役員が起訴はされていないが、刑事免責があたえられていない場合、すなわちカーブアウト対象者であった場合はどのようになるのかであるが、カーブアウト対象者については、司法省が逃亡者と呼んでいることを考えると当然 ICPO に赤手配書の発行を依頼していると思われる。

もし ICPO が赤手配書を発行しているのであれば、カーブアウト対象者は米国に出張など入国すれば逮捕され、取り調べのあと起訴されることになる⁴⁶²。もっとも、現在、インターポールの重点は、テロと麻薬におかれているようである⁴⁶³。

ICPO による国際手配には国際手配書によるものと専用無線網を使って緊急手配するディフュージョン (Diffusion) という 2 種類がある。国際手配書には次の通り 9 つの種別がある。

①国際逮捕手配書 (赤手配書) : 引渡を目的として、逃亡犯罪人の身柄の拘束を求める。

2012 年末有効手配数 : 29,451

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
発行数	2,799	3,131	3,126	5,020	6,344	7,678	8,136

②国際情報照会手配書 (青手配書) : 被手配者の所在発見を求め、又は被手配者の正確な人定事項、犯罪経歴等に関する情報を求める。2012 年末有効手配数 : 3,356

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
発行数	357	412	304	522	521	705	1,085

③国際防犯手配書 (緑手配書) : 常習的国際犯罪者に関する情報を通報し、各国警察に注意を促す。2012 年末有効手配数 7,590

⁴⁶⁰ <http://www.npa.go.jp/interpol/pic1/ICPO%20Pamphlet.pdf>

⁴⁶¹ 出典は同上。

⁴⁶² 渡邊肇「反トラスト法の執行と司法取引をめぐる実務上の観点」NBLNo.990、P.38 (商事法務、2012 年 12 月 1 日)

⁴⁶³ マルク・ルブラン「インターポール」P.80、P.83 (白水社、2005 年 10 月)

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
発行数	676	1,092	664	1,139	1,334	1,132	1,477

④国際行方不明者手配書（黄手配書）：行方不明者、自救無能力者等に関する情報を求める。2012 年末有効手配数：5,205。

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
発行数	307	410	385	472	1,803	1,059	1,691

⑤国際身元不明死体手配書（黒手配書）：国内で発見された身元不明死体について通報し、その身元を照会する。2012 年末有効手配数：1,035

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
発行数	108	77	91	103	85	104	141

⑥武器等警告手配書（オレンジ手配書）：偽装爆弾、小包爆弾その他危険物について、各国警察、公的機関及び国際機関等に警告をする。2012 年末有効手配数：72

⑦国際特殊手口手配書（紫手配書）2012 年末有効手配数：24

⑧ICPO 国際連合特別手配書：国際連合安全保障理事会タリバーン・アルカーイダ制裁委員会から要請があったテロリストについて周知する。2012 年末有効手配数：357

⑨盗難美術品手配書（白手配書）

ディフュージョン（Diffusion）の主たる目的は次の通りである。

- ①有罪判決を受けた者、起訴された者の逮捕、拘束、又は移動制限の為
- ②所在の特定、追跡の為
- ③情報、追加情報入手の為
- ④身元特定の為
- ⑤犯罪活動に関する警告の為

実際に ICPO の赤手配書によるデータベース⁴⁶⁴の国籍欄に日本、手配要請国欄に米国をいれると、2013 年 9 月 20 日現在で 8 件が現れる。そのうち Adachi Naoki を見ると手配理由として「シャーマン法違反の共謀」と現れる。次に DOJ 反トラスト局のホームページで検索すると同人はパナソニックが関与した冷蔵コンプレッサーカルテルにより起訴されていることが判る⁴⁶⁵。同様に国籍欄に韓国、手配要請国欄に米国をいれると 11 件が現れる。そのうち KWAK, CHUNG SIK を見ると手配理由として「価格協定の共謀」と現れる。次に DOJ 反トラスト局のホームページで検索すると、同人はアジアナ航空が関与した航空旅客運賃カルテルにより起訴されていることが判る⁴⁶⁶。

このように ICPO による犯罪人手配は、カルテル事件においても活用されている。

⁴⁶⁴ <http://www.interpol.int>

⁴⁶⁵ <http://www.justice.gov/atr/cases/f275400/275457.pdf>

⁴⁶⁶ <http://www.justice.gov/atr/cases/f262100/262149a.pdf>

5. 小括

国内カルテルの捕捉に止まらず、国際カルテルの捕捉にもリニエンシー制度が効果をあげているという説明が公取委に限らずその他の競争当局からも行われている。更にそうした成果は競争当局間の連絡による相互協力であるという追加説明が行われている。リニエンシー申請者から提供した情報を受領した競争当局が他の当局に提供するということである。他の当局への提供に当たっては、当局はリニエンシー申請者から **waiver** を取り付けることが実務であるようだ。ではリニエンシー申請者はどうして **waiver** を出すのかということであるが、リニエンシーを認めるか否かは当局判断によるため、**waiver** を出すことで他の当局から制裁措置が採られない限り、当局の意に沿うように **waiver** を出すということであろう。

これに加え、独禁法 43 条の 2 により公取委には情報提供権限がある。従ってこの条文を使うことで公取委はリニエンシー申請者からの情報を他の当局に提供することが容易になった。

つぎに日米、日欧、日加には独禁協力協定がある。この協定を通じて公取委は米国、欧州、カナダと情報交換及び調査協力ができる。従って、これら国々の競争当局と国際カルテルに関する情報交換ができる。

第 3 に、刑事に関する共助に関しては米国（日・米刑事共助条約）、韓国（日・韓刑事共助条約）⁴⁶⁷、中国（日・中刑事共助条約）⁴⁶⁸、ロシア（日・露刑事共助条約）⁴⁶⁹、及び欧州（日・EU 刑事共助協定）⁴⁷⁰との間の条約がある。従って国際カルテルに関する刑事事件はこうした条約を通じて要請があれば、国際捜査共助等に関する法律に基づき、日本では検察庁が捜査を行うことになる。また刑事共助条約を締結していない国についても外交ルートで要請があれば、その内容の是非を判断したうえで検察庁が捜査を行うことになる。

リニエンシー制度を利用した国際カルテル捕捉が強調されているが、当局間の独禁協力協定に、刑事捜査共助条約も加えたところで国際カルテル事件の捕捉努力が行われているという事実を認識するべきであろう。

更にこれに加えて、競争当局間のネットワーク活動も盛んである。例えば竹島前公取委委員長は ICN について次の通り述べている。

⁴⁶⁷ 2006 年 1 月 20 日東京で署名、5 月 17 日国会承認、12 月 27 日東京で批准書交換、2007 年 1 月 4 日公布及び告示（条約第 1 号及び外務省告示第 3 号）、1 月 26 日効力発生

⁴⁶⁸ 2007 年 12 月 1 日北京で署名、2008 年 5 月 16 日国会承認、10 月 24 日批准書交換、10 月 27 日公布及び告示（条約第 11 号及び外務省告示第 577 号）、11 月 23 日効力発生

⁴⁶⁹ 2009 年 5 月 12 日東京で署名、2010 年 4 月 23 日国会承認、11 月 13 日批准書交換、11 月 17 日公布及び告示（条約第 12 号及び外務省告示第 483 号）、2011 年 2 月 11 日効力発生

⁴⁷⁰ 2009 年 11 月 30 日ブリュッセルで署名（EU 側）、12 月 15 日東京で署名（日本側）

2010 年 4 月 23 日国会承認、12 月 3 日外交上の公文の交換、12 月 8 日公布及び告示（条約第 13 号及び外務省告示第 505 号）、2011 年 1 月 2 日効力発生

「2001年10月にできたICN⁴⁷¹というバーチャルな組織がある。2002年にイタリアのナポリで第1回の会議が始まった。私は1回目には出席しなかったが、2回目以降はずっとでている。韓国も一生懸命やっているし、わが国も何かと役に立たなければ申し訳ないと思い、第6回モスクワ総会からICN成果物の唱導及び実施（Advocacy and Implementation）を担当する副議長を務めている。スタート当初は14か国の当局が参加しただけであったが今や100か国以上の当局が参加するバーチャルな組織となっている。そこでは「互いに競争当局同士だね」と言っていて握手をしているだけではなく、そこで知り合った人たちが、個別事件が起きた時に一緒に仕事することをやりやすくしていると思う。これは上の者同士でも同じで、なかなか解決できない問題でも、例えばドイツのカルテル庁長官と直接話を済ませると、帰ってきた後で下の方でもストーンと落ち着くべきところに落ち着くなどすることがある。」

こうしたICN活動が、競争当局間の情報交換を更に活発化して、国際カルテル捕捉に著しい成果をあげていることは想像に難くない。

リニエンシー制度が国際カルテルの捕捉に効果的であることはなんら異論はない。しかし個別のリニエンシー制度が国際カルテルの捕捉に効果をもたらすためにはそれを支える活動も必要である。すなわちリニエンシー申請者から提供された情報が他の当局に連絡されること、そして他の当局からの連絡を受けられることも必要である。そして情報交換には公的な仕組みがあれば私的な仕組みもありこれらが総合的に機能をしてこそ国際カルテル捕捉の効果が上がると考える。

第2節 各国措置の重複

国際カルテルを複数国に対して影響を及ぼすカルテルと定義し、複数当局による措置があるという前提に立てば、そうした複数の措置に重複は無いのか否か、重複があった場合にどのように処理しているのか、又はどのように処理するべきかを検討することになる。ここでは第2章で取り上げたマリンホース事件、液晶パネル事件、国際航空貨物利用運送事件、テレビ用ブラウン管事件、国際航空貨物利用運送事件、自動車用部品事件を例に検討する。

第1款 二重処罰の例

1. マリンホース事件

マリンホース事件での重複措置は刑事事件で生じた。すなわち英国人である Peter Whittle, Bryan Allison, David Brammar の3名は、米国でそれぞれ禁錮30か月、24か月、20か月、罰金10万ドル、10万ドル、7万5千ドルを科せられた。そして英国でそれぞれ禁錮30か月、24か月、20か月、没収金約65万ポンド、ゼロ、約37万ポンドを科せ

⁴⁷¹ International Competition Network、第1回ナポリ(2002年9月28-29日)、第2回メキシコ、第3回ソウル(2004年4月21-22日)、第4回ボン(2005年6月5-8日)、第5回ケープ・タウン(2006年5月3-5日)、第6回モスクワ(2007年5月30日-6月1日)、第7回京都(2008年4月14-16日)、第8回チューリッヒ(2009年6月3-5日)、第9回イスタンブール(2010年4月27-29日)、第10回ヘーグ(2011年5月18-20日)

られた。これについて、①禁錮刑については、英国での禁錮刑の日数を米国での禁錮刑の日数から控除する、②米国では罰金を科すが英国では科さない、③米国では民事訴訟が提起されているので没収金を命じないが、英国では命じる、ということであらかじめ当局間で調整が行われたようである。しかしながら米国で有罪かつ英国でも有罪という英米の判決である。複数国に影響を与えるカルテルという国際カルテルの特徴が個人について如実に現れた事件である。本事件における二重処罰回避のエッセンスは、英国での禁錮刑日数を米国での禁錮刑日数から控除するというものであった。

【表 61：マリンホース事件個人二重処罰】

		Peter Whittle	Bryan Allison	David Brammar
禁錮刑	米国	30 か月	24 か月	20 か月
	英国	30 か月	24 か月	20 か月
罰金刑	米国	10 万 ^{ドル}	10 万 ^{ドル}	7 万 5000 ^{ドル}
	英国	0	0	0
没収金	米国	0	0	0
	英国	65 万ポンド	0	37 万ポンド

マリンホース事件について公取委の措置と他の競争当局との措置の重複はなかった。その理由としては一定の取引分野を狭くとしたこと、化合織事件と異なり日本からのマリンホース輸出部分を取り上げなかったことなどが挙げられる。

本事件で欧州委は制裁金ガイドライン 18 項を適用してみなし域内売上高を基に制裁金を課した。本事件におけるみなし域内売上高は欧州事業者にとって過少に日本事業者にとって過大なものとなった。従って同ガイドライン 18 項は二重賦課を生じさせるものである。

2. 液晶パネル事件

液晶パネル事件では、二重賦課問題は生じていないようである。そもそも公取委は任天堂ゲーム機用の液晶パネルにカルテルを特化して、TV 用又はコンピューター用液晶パネルのカルテルを取り上げなかった。

DOJ は液晶メーカー各社と答弁合意書を締結した、AU に対しては第 1 審で勝訴している。罰金を算定するための米国取引高については米国の OEM メーカーである Dell, HP, Apple, IBM 等への売上高に基づくものとなっている。欧州委は、液晶メーカーが部品として欧州市場に直接販売したもの、及び完成品に組込み欧州市場に直接販売したもの限り、制裁金の基礎となる域内売上高を算出している。液晶メーカーが欧州外で第三者に販売し、当該第三者が完成品にして欧州市場に販売したものは域内売上高に含めていない。

3. 国際航空貨物利用運送事件

本事件では、事業者に対する二重賦課が生じた。すなわち公取委は日本発の航空貨物利用運送について、その輸出諸掛部分に基づき課徴金を課した。米国は米国着の航空貨物利用運送について、当該輸出諸掛部分に基づき罰金を科した。従って日本発米国着の航空貨

物利用運送の輸出諸掛部分は公取委による課徴金と DOJ による罰金の二重賦課があった。また欧州委は欧州発及び欧州着の航空貨物利用運送の輸出諸掛部分に基づき制裁金を課した。従って欧州発米国着の航空貨物利用運送の輸出諸掛部分は欧州委による制裁金と DOJ による罰金の二重賦課があった。

4. テレビ用ブラウン管事件

本事件では、重複措置は生じなかったと思われる。そもそものカルテル行為が実施された場所はマレーシア、インドネシア、タイなどの東南アジア諸国である。東南アジアのブラウン管メーカーはブラウン管を東南アジアにある日本テレビメーカーの東南アジア子会社に販売した。同ブラウン管はそこでテレビに組み立てられ、東南アジアテレビメーカー子会社がその親会社である日本テレビメーカー又はその兄弟会社である日本子会社に販売した。カルテルが行われた場所からかんがえれば、東南アジアの競争当局が立件すべき事件であったが、それを行わなかった。

一方、公取委は、東南アジアブラウン管メーカーから東南アジアテレビメーカー子会社へのブラウン管販売実績を基に課徴金を算定し、支払いを命じたのであるが、同ブラウン管を組込んだテレビ自体はほとんど日本に輸出されずに、東南アジアから欧州、アフリカ、中南米などに輸出された。販売契約上は東南アジアのテレビメーカー子会社から日本親会社のテレビメーカーに販売し、当該親会社が欧州、アフリカ、中南米の海外代理店にテレビを販売する形式をとったが、実際にはテレビは、東南アジアのテレビメーカー子会社から海外代理店に直接輸出された。その結果、ブラウン管事件については、名目的需要地である日本において課徴金が課せられたにとどまった。

5. 自動車部品事件

本事件では、ワイヤーハーネスメーカーが日本のカーメーカーに納入した米国向輸出車向けに組込まれるワイヤーハーネスは、公取委の課徴金算定の売上高に含まれるとともに、米国市場に直接的、実質的、合理的予測可能な効果を及ぼすものとして米国の罰金の算定基礎となる取引高にも含まれるため、事業者に対する二重賦課の問題が生じている。

6. 二重賦課回避の方策

こうした二重賦課問題は、国際カルテルである以上複数の競争当局が処分を行うので発生を回避することは困難であろう。しかし同一行為に対して2度も制裁措置を受ける事業者又は役員従業員としてはたまったものではない。しかし競争当局には、二重賦課回避を推進するインセンティブがない。インセンティブがなければ、二重賦課回避の方策は見つからないかもしれない。

何故、二重賦課は回避しなければならないかといえ、それは違反行為に対する適正な処分の確保するということであり、その為に二重賦課は回避しなければならないということである。不適正な処分が行われれば、事業者は疲弊して倒産する可能性もある。企業が倒産すれば、結局その企業の取引先、従業員、地域住民が経済的負担を強いられ、経済が悪化するのである。また倒産によって競争単位である企業が消滅することになり市場にとって悪影響がある。つまりカルテルの二重賦課、二重処分は不適正なカルテル抑止策とな

り、事業者を疲弊させるため自由競争を回復させるものとならないのである。適正な処分があってこそ自由競争が確保できる。不適正な処分では適正なカルテル抑止が確保できなくなる。

上記の例でみるかぎり、二重賦課の問題は、カルテル対象が商品であれ役務であれ輸出部分で生じている。従って、二重賦課を回避する方策の1つとして、輸出部分の取扱に関する競争当局の共通ルール作成が考えられる。例えば、「輸出カルテルは輸出先国が取り締まる、なぜなら輸出により影響を受けるのは輸出先国であって輸出元国ではない。」というルールである。こうした取扱は効果主義とも実行理論とも整合すると考える。こうした共通ルールが確立されれば、二重賦課の問題はそのほとんどが解決できると思われる。輸出元国が輸出カルテルを行為が行われた場所が輸出元国であるとして属地主義を適用し、輸出先国が輸出カルテルで影響を受ける場所が輸出先国であるとして効果主義を適用していたのでは、いつまでも二重賦課の問題が解決しないのである⁴⁷²。

次に輸出先国が輸出カルテルを取り締るとして、この場合の輸出先国とは需要者又は直接購入者の所在国なのか、それとも最終仕向国又は最終消費国なのかという問題がある。実質的な影響を受ける最終消費国こそ現実の市場であり、最終消費国が輸出カルテルの取締りを行うべきであると考えられる。最終消費国を特定することが難しい場合は最初の需要者の所在国になろう。こうした認定困難な問題は、輸出先国として需要者が所在する国の当局と最終消費者が所在する国の当局が話し合いを行い決定せざるを得ないだろう。

最後に個人の刑事罰についても効果主義を考慮にいれるべきである。すなわち輸出元国（この場合、外国を想定する）において、日本向けカルテルに参加した外国事業者の従業員Aについては、公取委は外国事業者とともにその従業員Aを刑事告発するべきである。日本向けカルテルに国内事業者が関与して国内事業者とともにその従業員Bを刑事告発する場合に従業員Aと従業員Bは同じ扱いを受けるべきである。

もしも輸出元国において国内カルテルに参加するとともに輸出カルテルにも参加していた従業員Aを考えると従業員Aは輸出元国で国内カルテルによる刑事罰を受け、輸出先国において輸出カルテルによる刑事罰を受ける可能性がある。但し、国内カルテルと輸出カルテルが対象製品・役務が同一で時期も同一であれば包括一罪とみて、輸出元国で刑事罰が行われる可能性もあり、さすれば、輸出先国で刑事罰を免除する。又はその逆に輸出先国で刑事訴追され刑事罰が確定すれば、輸出元国で刑事罰を免除するということが望ましい。刑法5条但書⁴⁷³を基に考えると、マリンホース事件の英国人3名の取扱は先例として参考となる。

更に、例えば、自動車部品のうちWHカルテルについては、日本各社の役員・従業員が

⁴⁷² 山田昭雄「反トラスト法の域外適用に関する疑問」NBL1001号（商事法務、2013年5月15日）

⁴⁷³ 刑法5条「外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部または一部の執行をうけたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。」

米国で刑事罰を受けているが、もしも日本でも刑事告発がなされ日本で逮捕されたとして、同時に米国でも刑事訴追が行われるとすれば、事件捜査をどのように行うのかマリナーズ事件の英米協力同時捜査を日米当局が協議するのか、それとも日本で先に刑事告発し逮捕した場合には、犯罪人として米国に引き渡さないという判断を行うのかなど、さまざまな状況に応じて適切な対応を考えなければならなくなる。

第2款 犯罪人引渡条約と受刑者移送条約

国際カルテルの刑事事件において重要な役割を果たす条約が、犯罪人引渡条約と受刑者移送条約である。前者は犯罪人を引渡し要請国に引き渡す条約であり、後者は移送要請国において受刑者として収監された者が移送を希望し、その者の国籍を有する国が受け入れた場合に国籍国において収監するために移送する条約である。

1. 犯罪人引渡条約

1886年、日本と米国との間で犯罪人引渡条約を締結した。1953年、米国はサンフランシスコ平和条約第7条(a)に基づきこの条約の効力を今後も維持する旨通告した。これに対応するため、同年わが国は逃亡犯罪人引渡法⁴⁷⁴を定めた。その後、犯罪の多様化に対応する為、1978年に日米犯罪人引渡条約を締結した⁴⁷⁵。この条約は、引渡犯罪を「この条約の不可分の一部をなす付表に掲げる犯罪であつて両締約国の法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているものについて並びに付表に掲げる犯罪以外の犯罪であつて日本国の法令及び合衆国の連邦法令により死刑又は無期若しくは長期一年を超える拘禁刑に処することとされているもの」と定めている。

2002年サッカーワールドカップの日韓共同開催を契機に日韓犯罪人引渡条約が締結されている⁴⁷⁶。こちらは引渡犯罪を「両締約国の法令における犯罪であつて、死刑又は無期若しくは長期一年以上の拘禁刑に処することとされているものを引渡犯罪とする。」と定めている。

日米犯罪人引渡条約は別表において独禁法を引渡犯罪に特定している、又日韓犯罪人引渡条約は長期1年以上の拘禁刑という定義により独禁法89条から91条までの罪は引渡犯罪となる。

現在までのところ、日米間で独禁法又は反トラスト法犯罪人引渡が行われたことはないと思われているが、次のような報道がある。

アミノ酸の1つであるリジンのカルテル事件に関連して味の素役員が米国で起訴され、更に逮捕状が出たことについて、匿名の法務省幹部が「米国から Kazuyoshi Yamada の引渡要求はないが、もしあれば法務省として検討することになるだろう。」と述べた。これに対して DOJ は法務省幹部の言葉にも米国の引渡要求についてもノーコメントであると

⁴⁷⁴ 昭和28年7月21日法律第68号

⁴⁷⁵ 1978年3月3日東京で署名、4月21日国会承認、1980年2月19日批准の閣議決定、2月15日ワシントンで批准書交換、3月5日公布及び告示（条約第3号及び外務省告示第86号）、3月26日効力発生

⁴⁷⁶ 2002年4月8日ソウルで署名、5月29日国会承認、6月6日東京で批准書の交換、6月7日公布及び告示（条約第4号及び外務省告示第250号）、6月21日効力発生

発表した報道がある⁴⁷⁷。

また、調味料としてグルタミン酸と共に使用される核酸のカルテル事件に関連して味の素従業員 **Tamon Tanabe** が米国で起訴されたが、INTERPOL から赤手配書が各国当局に回っていたため出張先であるインドのデリーで逮捕され、数か月拘留されたという報道がある⁴⁷⁸。最終的に米国への引渡は行われなかったようである。

犯罪人引渡条約により米国が日本人の引渡を要求したが、日本が拒絶した事件としては遺伝子スパイ事件⁴⁷⁹が有名である。

2. ノリス事件

英米間で反トラスト法違反に関連する犯罪人引渡が行われたノリス事件⁴⁸⁰の概略を紹介する。

ノリスは英国人でカーボン製品メーカーである英国モーガン・クルーシブル社の会長であったが、2004年9月28日、カーボン集電装置及びカーボンブラシに関する価格カルテル及び関連司法妨害等4つの訴因で大陪審により起訴された⁴⁸¹。

訴因1は、シャーマン法1条違反、訴因2は、証言拒否、証拠隠滅の共謀、訴因3は、証言拒否の勧誘、訴因4は証拠隠滅の勧誘である。訴因2から訴因4は大陪審捜査による1999年4月付文書提出命令への違法な対応である。米国は英国にノリスの引渡を求め、まず英国裁判所で引渡を認めるか否かの判断があり、その結果2010年3月23日、ノリスは英国から米国に引き渡された。

なお、2008年9月22日の英国裁判所の引渡命令によれば訴因1での訴追は不可ということであった。なぜならば、カーボンカルテル事件当時、英国企業法は施行されていないので、シャーマン法1条の個人罰に相当するものが英国には存在せず、引渡し事由にならないというものであった。

ペンシルバニア州連邦地裁で審理が開始され、2010年7月14日から7日間の陪審が行われた結果、7月27日に訴因2に関して有罪評決、訴因3及び4に関して無罪評決があった。2010年12月10日、連邦地裁はノリスに対して禁錮18ヶ月、罰金25,000ドルを言い渡し12月13日に判決文が交付された。ノリスは第3巡回区控訴裁判所に控訴したが、2011年3月15日、同裁判所は地裁判決を確認し、ノリスの控訴を棄却した。ノリスは米国で服役し、2011年11月14日釈放された。

この事件で興味深い点は、イギリスによる犯罪人引渡において考慮された英国と米国での双方可罰性の確保である。前述の通り、訴因1を認めなかった理由は英国では2002年

⁴⁷⁷ 1996年12月27日のAP (Associated Press)

⁴⁷⁸ 2002年12月22日のThe Telegraph(Calcutta, India)

⁴⁷⁹ 逃亡犯罪人引渡審査請求事件、2004年3月29日東京高等裁判所第5特別部決定、平成16年(て)第20号

⁴⁸⁰ 事件番号EDPA 03-cr-632

⁴⁸¹ 2003年9月24日にシャーマン法1条違反を除く訴因3つで正式起訴されたが、同年10月15日にシャーマン法1条違反を加え訴因は4つとする起訴状修正が行われ、さらに2004年9月28日に訴因4つのままで更なる起訴状修正が行われた。

<http://www.justice.gov/atr/cases/f206000/206064.htm>

企業法により個人のカルテル刑事罰が規定され、それ以前は個人のカルテル刑事罰が規定されていなかったためである。今後、理論と実際の両面において犯罪人引渡の双罰性の要件は緩和される方向に向かうだろうという見解もあるが⁴⁸²、英国は、ノリス事件において、双罰性を重要視したということである。わが国も、犯罪人引渡を要求する際も、また要求を受ける場合も、ノリス事件の如く、そして犯罪人引渡の原則を守るという立場から双罰性を確保すべきであると考えられる。

なお、犯罪人引渡の原則としては、①国が相互に犯罪人を引き渡すことが確保できなければ引渡を行うべきではないという相互主義、②双方の国で罰せられる犯罪でなければ犯罪人引渡を行うべきではないという双方可罰主義、③政治犯は引き渡さないという政治犯不引渡、④引渡が認められた犯罪以外については訴追処罰されないという特定主義、⑤自国民不引渡の原則もある⁴⁸³。しかし犯罪人引渡条約が締結されている場合は、②③④のみが原則となり、同条約が締結されていない場合は、①から⑤の原則が働くことになる。

3. 受刑者移送条約

本条約⁴⁸⁴が国際カルテルに適用された事例は不知であるが、一般に受刑者は、特に欧米の受刑者は本国での受刑を希望することが多いと思われる。従い受刑者移送条約を締結しているわが国としては、国際カルテル事件においてわが国で刑事罰をうける外国人受刑者が生じた場合で、かつ当該外国人受刑者が移送希望した場合には積極的にこれを認め、当該外国人受刑者の本国に移送することで、当該外国人受刑者の更生、又は社会復帰が促進されるものと考えられる。

ところでカルテル事件により禁錮刑を受け米国で服役した日本人受刑者はすでに数多くいると思われるが、そうした日本人受刑者が日本へ移送された例を知らない。その理由は、米国におけるいわゆるホワイトカラー犯罪人を収容する刑務所は日本のそれよりも居心地がよい、又は日本で刑務所に入ると他の日本人受刑者に知られて出所後肩身が狭い思いをするが、米国の刑務所であれば出所後そうした心配が少ないなど様々な理由があるだろう。

その一方で日本は刑法 28 条で仮釈放の要件を刑期の 3 分の 1 と定めていることから、米国で刑期を 3 分の 1 が経過した日本人受刑者が、犯罪人移送条約で日本に戻り、すぐさま仮釈放することが可能ではなかろうか⁴⁸⁵。こうした取扱についても今後検討の必要が生じるかもしれない。

第 3 節 法的根拠を欠くわが国独禁法の効果主義

現在 100 か国以上が競争法を定めている。その多くの国は、競争法の適用原則も定めている。例えば、客観的属地主義⁴⁸⁶を定める国として英国があり、国ではないが EU も判例

⁴⁸² 森下忠「新しい国際刑法」P.113、(信山社、2002年9月)

⁴⁸³ 森下忠「新しい国際刑法」P.108、(信山社、2002年9月)

⁴⁸⁴ 1983年3月21日ストラスブールで作成、1985年7月1日効力発生、2002年7月23日国会承認、2003年2月17日加入書寄託、2月18日公布及び告示(条約第1号及び外務省告示第42号)、6月1日日本について効力発生

⁴⁸⁵ 森下忠「新しい国際刑法」P.174、(信山社、2002年9月)

⁴⁸⁶ Implementation Doctrine と呼ばれている。

でこれを採用している。効果主義を定める国としては米国、ドイツ、韓国、中国などがある。客観的属地主義と効果主義の双方を定める国としてブラジル、南アフリカなどがある。その内容は次の通りである。

(1) 英国 1998 年競争法

第 2 条 1 項：第 3 条に従い、下記の事業者間の協定、事業者団体の決定又は協調行為は本章により適用免除とならない限り、禁止される。

(A) 英国内における通商に影響を与えるもの

(B) 英国内における競争を阻止、制限、消滅させる目的又は効果をもつもの

第 2 条 2 項：(省略)

第 2 条 3 項：第 1 項の規定は、協定、決定、協調行為が英国で実施される又は実施することを意図している場合にのみ適用される。

(2) 欧州裁判所 1998 年判決 ウッドパルプ事件

「本件のパルプ製造業者は、共同市場において価格協定を実行した。パルプ製造業者が共同市場における購入者と接触するために共同市場内の子会社、代理人、支店を起用したことは重要ではない。本件の行為に競争法を適用する共同体の管轄権は、国際公法で普遍的に承認されている属地主義に含まれている。」

(3) ドイツ競争制限法

第 130 条 2 項：この法律は、この法律の施行地域外で行われた競争制限行為であっても、この法律の施行地域内に効果を及ぼすすべての行為に対して適用される。

(4) 米国シャーマン法

第 6 条 a⁴⁸⁷：シャーマン法 1 条ないし 7 条は、輸入取引を除き外国通商には適用されない。但し、米国国内取引に直接的、実質的、合理的に予測しうる効果がある場合、もしくは輸出取引に従事している米国事業者に直接的、実質的、合理的に予測しうる効果がある場合でかつシャーマン法 1 条ないし 7 条の請求原因となる場合には適用される。尚、輸出取引に従事している米国事業者に直接的、実質的、合理的に予測しうる効果がある場合とは、その輸出事業に損害を生じさせる場合である。

(5) 韓国競争法

第 2 条の 2：本法は、国外で行われた行為であっても、国内市場に影響を及ぼすものとみなされる行為については適用される。

(6) 中国競争法

第 2 条：中華人民共和国内の経済活動における独占的行為に対してこの法律を適用する。

⁴⁸⁷ Foreign Trade Antitrust Improvements Act of 1982(FTAIA)に基づきシャーマン法第 6 条 a 及び FTC 法第 5 条(a)(3)として域外適用条項が追加された。

また、中華人民共和国外で行われる行為のうち、国内市場における競争を排除又は制限する影響を及ぼす行為には、この法律が適用される⁴⁸⁸。

(7) 南アフリカ競争法

第3条1項：本法は共和国内でのすべての経済活動、又は共和国内に影響を与えるすべての経済活動に適用される。

(8) ブラジル競争法

第2条：本法は、ブラジルが締結する協定及び条約を妨げることなく、ブラジル国内で全部または一部が行われた行為、又はその効果がブラジル国内に及ぶ若しくは及ぶ可能性がある行為に適用される。

ブラジル国内で事業活動を行う、又は支店、代理店、子会社、施設、代理人、代表者を有する外国会社は、ブラジル国内に所在しているものとみなす。

【表 62：各国のリニエンシー制度及び域外適用規定の状況⁴⁸⁹】

国名	リニエンシー制度の有無	域外適用規定の有無
Australia	○	○
Belgium	○	×
Brazil	○	○
Bulgaria	○	○
Canada	○	○
China	○	○
Czech	○	○
Denmark	○	×
Egypt	○	○
EU	○	○(判例)
France	○	×
Germany	○	○
Hong Kong	○	○
India	○	○
Italy	○	○
Japan	○	×
Jordan	×	○
Korea	○	○
Mexico	×	○
Mongolia	×	○

⁴⁸⁸ <http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/china-kariyaku.pdf>

⁴⁸⁹ 公取委ホームページ等に基づき筆者作成

New Zealand	○	×
Norway	○	×
Pakistan	○	×
Poland	○	○
Portugal	○	×
Rumania	○	×
Russia	○	○
South Africa	○	○
Sweden	○	×
Switzerland	○	○
Turkey	○	×
Ukraine	○	×
United Kingdom	○	○
United States	○	○
Venezuela	×	○

1. 立法措置の必要性

主要国の競争法がその法適用の範囲を定めている一方で、わが国はこれを定めていない。解釈論に頼ることは、刑事罰との関連でも許されることではない⁴⁹⁰。現実にはTV用ブラウン管カルテル事件で外国事業者が、独禁法適用有無を争っている。独禁法の適用範囲を定める必要性は明らかである。

独禁法の適用範囲を定める場合に、客観的属地主義か効果主義かを選択する必要はない。南アフリカやブラジル競争法に倣いその両方を採用することにすればよい。その理由は、第一にわが国独禁法の不当な取引制限及び不公正な取引方法は行為要件があるので、客観的属地主義による独禁法の適用が適切であろう。しかし不作為を違法とする場合には効果主義が必要となろう。第二に企業結合関連は、「・・・することとなる」という構造規制ゆえそもそも属地主義の適用が困難であり、むしろ効果主義による独禁法の適用が必要である。

可及的速やかに独禁法適用規定を定める必要がある。そうした規定が設置されれば、日本市場を含む国際カルテルに参加していた外国事業者によるリニエンシー申請を助長することになる。また独禁法適用規定は外国事業者に対する行政処分にとどまらず、わが国の消費者による民事救済や検察当局による刑事訴追にも有効である。また適用範囲を定める規定が整備されてこそ、他国との独禁法協力協定もその意義が増加する⁴⁹¹。また犯罪人引

⁴⁹⁰ 2012年1月13日の公取協月例会において公取委の竹島委員長は「BHPピリトン事件、マリンホース事件、ブラウン管事件など国際事件は効果主義を無差別に適用している。以前なら外務省はしっぺ返しを恐れて消極的であった。」と発言している。

⁴⁹¹ わが国は独禁法協力協定を米国（1999年10月7日）、EU（2003年7月10日）、カナダ（2005年9月6日）と締結している。また競争法協力を含む経済連携協定をシンガポ

渡条約に基づきわが国独禁法の不当な取引制限の罪を犯した外国人の引渡要求する際も、こうした独禁法適用規定が必要である。独禁法に明確な規定がなければ、外国政府はわが国の刑法第 2 条に基づき引渡を拒否する可能性もある。こうした独禁法域外適用に関する立法措置は、わが国一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することとなる。

2. 独禁法の域外適用に関するわが国の立場

独禁法域外適用に関していままでわが国はどのような立場をとってきたかを確認しておく。

(1) ノボインダストリーによる審決取消訴訟事件⁴⁹²における公取委の主張

東京高裁第 3 特別部で争われたノボインダストリーによる審決取消訴訟において、公取委は次の通り主張していた。

「第 1. (原告の当事者適格ないし訴えの利益について)」

1. 原告は本審決の実質上の当事者は原告である旨主張するが、独自の見解であって当を得ない。

独禁法第 6 条第 1 項は「事業者は、不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。」旨規定し、かかる協定または契約をすること事体(ママ)を禁止するものである。一同法第 19 条と異なる。

原告の(ママ)天野製菓と同様不当な排地(ママ)条件または拘束条件を付した契約を締結した一方の当事者の地位にあるが、原告に対してはわが国の管轄権が及ばないから排除措置の受命者たりえないものであり、したがって原告は行政処分の対象者たる被審人とはなりえない。

天野製菓が勧告を受諾するに至った事情が原告主張の通りであることは知らない。

以下省略」

上記の通り、取消訴訟で勝つための論理であろうが、公取委は「ノボインダストリーに対する管轄権が及ばないので行政処分の受命者にはならない。」と主張した。こうした主張をした公取委が効果主義の独禁法適用を主張するためには立法措置が必要である。

(2) 日本製紙事件における日本政府意見書⁴⁹³

本事件における 1996 年 11 月 21 日付日本政府意見書の結論は次の通りである。

「国際法の基本原則に照らし、日本国内で日本企業が行う事業活動は、主に日本法の適用を受ける。米国法の域外適用により規制されるべきものではない。当局によるそうした域外適用は他国の主権侵害のおそれがあり厳しく制限されるべきである。刑事制裁を通じて私企業に対する外国経済規制を課す試みは殊更問題である。従って、シャーマン法の刑事条項は、米国内で何ら共謀行為が行われていない場合の共謀行為に適用できないという連邦地裁の判断は国際法により遍く支持される。

経済の国際化が進み、国際経済活動が著しく拡大することで各国の管轄権抵触が生じる

ール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、フィリピン、スイス、ベトナム、ASEAN と締結している。

⁴⁹² 昭和 46 年 5 月 19 日東京高裁判、昭和 45 年(行ケ)第 16 号

⁴⁹³ Brief of Amicus Curiae the Government of Japan, November 21, 1996

ことは必至である。しかしそうした管轄権抵触は域外活動に対する一方的な管轄権の主張ではなく、相互協議又は OECD など多国間協定により解決されるべきものである。競争政策の収斂を促進するために現在行われている長期的な取組は反競争対策の支配的な域外適用の減少を助長することになる。

これらの理由より、日本政府は連邦第 1 巡回区控訴裁判所が連邦地裁決定を確認し、国際法及び国際礼譲に沿って、米国裁判所が日本における日本企業による活動に対して管轄権を行使することなきよう決定することを要請する。」

日本製紙事件は米国刑事事件であるが、この意見書で述べている日本政府意見は、域外適用の禁止を求めるものである。こうした域外適用反対を政府意見書で表明しているのだから、日本がそれを取消して、自ら域外適用を行うためには立法化が必要である。

そもそも日本製紙事件はファクスペーパー事件の一部をなすものである。先に同事件において捜査共助が行われたことを紹介した。つまり同一事件でわが国は捜査共助により米国の依頼に応じてわが国企業から証拠品の押収を行いながら、わが国企業に対する刑事制裁は行うべきではないということは本意見書にはそもそも論理的及び行為の上でも矛盾があったと考える。

(3) エンパグラン事件における日本政府意見書⁴⁹⁴

本事件における 2004 年 2 月 3 日付日本政府意見書の要約は次の通りである。

「外国貿易反トラスト改善法 (FTAIA) 15U.S.C. § 6a は、外国市場で外国企業から商品を購入した外国購入者が反トラスト法での損害賠償を求め米国で訴訟提起することを認めていると解釈してはならない。FTAIA の立法史及び FTAIA がその明確化を意図したシャーマン法及びクレイトン法において、外国市場における外国企業に米国反トラスト法の管轄権が及ぶことを拡大したりするものはないし、又はファイザー事件⁴⁹⁵における連邦最高裁決定は、司法管轄権を拡大する制定法はないという事実を変更するものでもない。外国購入者に外国市場のみでの取引に関する損害賠償請求権を与えることは、自国内での行為を規制する国家主権に関する礼譲という重要な原則をないがしろにすることになる。FTAIA を原告の如く解釈することは、日本政府がその経済を規制し社会を当事する能力に悪影響を与えることになる国際公共政策の解釈になってしまう。従って、連邦地裁決定に関する連邦控訴裁判所決定は破棄されるべきである。」

この意見書で日本政府は FTAIA により反トラスト法が域外適用されることを認めた上で、外国購入者による米国での損害賠償請求を米国が認めることは外国政府の主権侵害になると論じた。ということは、この意見書に於いて日本政府は反トラスト法の域外適用を認めた上で議論を進めていることになる。反トラスト法の域外適用を認めるのであれば日

⁴⁹⁴ Brief of the Government of Japan as Amicus Curiae in support of petitioners, February 3, 2004

⁴⁹⁵ Pfizer Inc. v. Government of India - 434 U.S. 308 (1978) インド政府に米国民事訴訟における原告適格を認めた事件。

本政府としても独禁法の域外適用を立法化しないことには法適用のバランスを欠くことになるであろう。

ノボインダストリー事件での公取委主張、日本製紙事件での域外適用否定及びエンパグラン事件での域外適用肯定というちぐはぐな立場を改めるためにも、独禁法の適用範囲に関する立法措置をなるべく早く講じなければならないのである。

3. 具体的提案

以上を踏まえた具体的提案は、次の通りである。

(1) 独禁法に次の趣旨のあらたな規定を設ける。

「この法律は、第1条の目的を確保する為に、日本国内で全部または一部が行われる事業者又は事業者団体の行為、又はその効果が日本国内に及ぶ若しくは及ぶ可能性がある当該行為に適用される。」

この提案理由は、わが国として独禁法を域外適用することを宣言することで、外国競争当局、そして外国事業者らにも明確に伝えられる。

(2) 独禁法に次の趣旨のあらたな規定を設ける。

「第89条、第90条、第91条、第95条、第95条の2、第95条の3の罪は、日本国外において各条の罪を犯したのものにも適用する。」

この提案理由は、すべての者の国外犯を定めた刑法2条とのギャップを埋めるものであり、刑法8条但書「その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。」に従い、定めるものである。

佐伯仁志教授は「国外で行われた行為であっても、国内市場に影響のある行為であれば独禁法の適用を肯定するべきである。独禁法の適用が肯定されると次に、刑法の場所的適用範囲が問題となる。・・・国内において罪を犯したとは、構成要件該当事実の一部が日本国内で実現したことをいう。したがって、競争の実質的制限が本条（独禁法89条）の罪の構成要件の結果とみる立場からは、国内で競争の実質的制限が生じていれば、行為が国外で行われた場合であっても、本条の適用が可能である。」と述べている⁴⁹⁶。

しかし解釈することと規定することでは実質的に効果が違う。独禁法94条第3項は「第1項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。」と規定している。従って上記に提案した規定を置かない限り、外国事業者から、この独禁法94条第3項を引用されて、「95条の罪は国外犯についても適用ありと規定した条文がありませんね。」と言われることになる。

解釈に頼る独禁法の域外適用は、その条文の文言で齟齬を来し、法執行の上で無力と

⁴⁹⁶ 根岸哲編「注釈独占禁止法」P.813（佐伯仁志担当）（有斐閣、2009年12月）。山口厚編著「経済刑法」P.289（島田総一郎担当）（有斐閣、2012年11月）も同様の趣旨が記載されている。

なるのである。

域外適用規定として上記（１）だけでは不十分であり、上記（２）も追加して規定しないことにはその他の条文との齟齬が解消されないのである。

おわりに

リニエンシー申請をするという事は、申請者が自主的に違法行為を認め、自らの違法行為に対して競争当局がその競争法を適用することを認めた上で競争当局による措置の減免をはかるものである。従ってリニエンシー申請者については域外適用問題が生じないことになる。リニエンシー制度があれば、域外適用規定は實際上不要だという見解もあるが本当にそうであろうか。

もしリニエンシー申請が認められない場合、又は当局措置に申請者が満足しない場合は、申請者と競争当局との争いとなり域外適用問題は生じる可能性がある。またリニエンシー申請しない事業者は域外適用規定がないことを自らの防御策として活用する可能性は高い。また外国事業者に民事救済を求める場合にも域外適用規定は必要であるし、刑事事件については域外適用規定がなければカルテル国外犯の捕捉は事実上不可能である。従って独禁法に域外適用規定を設けることは必須なのである。

しかし域外適用規定は二重処罰が生じる原因ともなる。二重処罰を回避するためには競争法の適用について、すくなくとも競争当局間で輸出先国ルール、需要者所在国ルールを取り決めなければならない。二重処罰は事業者の競争力を不当に損なうからである。

纏めると、独禁法違法行為に対してまずは法適用可否を検討し、その後に処分を行うべきことは異論がないであろう。そうであれば法適用可否の検討を省略して、減免制度を利用する違法行為者を処分すれば法の適用になるという措置は本末転倒である。そうした本末転倒なことがおこなわれると措置内容はいびつなものとなる。第2章で紹介した国際カルテル事件は公取委の措置が他の競争当局の措置と比べ幾分いびつなものであることは否めない。こうしたいびつな措置を回避するためには法適用の基礎が必要である。

第5章で域外適用規定を有する国々を挙げたが、そのすべてがリニエンシー制度ももっている。わが国がリニエンシー制度のみで済ませようとするならばそれは世界の水準からは逸脱しているのである。

本論文は、国際カルテルに対する日欧米当局の措置内容を比較し、国際カルテル事件にわが国独占禁止法を適用する場合の問題点を抽出することを試みたものである。そもそもカルテルは市場における自由な競争を回避することで事業者が消費者の犠牲において利益を獲得する仕組みであるがゆえに捕捉して制裁を加えることで発生を抑止しなければならないのである。わが国ではカルテルを含む独占禁止法違反事件の処理は、公取委による行政処分が主たるもので、刑事告発が少ないため刑事事件への展開は数えるほどしかなく、損害賠償請求による民事救済も少ない。そしてカルテルに関しては公取委の行政処分は国内カルテル、特に談合事件が多く、国際カルテル事件は非常にすくない。

しかし国際カルテルは、国内カルテル以上に市場における競争を阻害し、消費者利益を損なうものであることは、エコノミスト、学者により報告されている。例えば John Beyer による推定値であるが、グルタミン酸と核酸のカルテルでは約 30 年間で平均 12~43%の過剰請求となる価格設定が行われた、結晶セルロースのカルテルでは 13 年間で平均 35%、

ビタミンカルテルでは 8~9 年間で平均 18~19% (ビタミン C を除くと 30%)、マリンホースでは 14 年間で平均 30% の過剰請求となる価格設定が行われたということである⁴⁹⁷。

また John Conner と Robert Lande による 674 件のカルテルの超過請求又は過少請求の推定値を分析すると中央値 (median) は 25% とのことである⁴⁹⁸。

従って、こうしたエコノミスト、学者の報告を読めば、公取委としては国際カルテルの捕捉にも注力するべきと思われる。しかしながら、捕捉のための道具立てとして、効果主義又は実行理論を具体的に規定する条文が独禁法にないのである。道具がなければ公取委としては国際カルテルの捕捉はできず、違反事業者からの自主的な応諾を待つしかない。また道具立てとしての規定がなければわが国市場に影響を及ぼす外国での行為を刑事告発することもできない。よってその道具立てを整えるべきであるという考えを本論文で主張した。

さて独占禁止法の母法である米国反トラスト法では司法省による刑事訴追、民事救済とともに被害者による損害賠償請求、州司法長官による父権訴訟など違反行為に対する制裁が盛りだくさんである。また欧州では欧州委による行政処分が中心であるが、本年 6 月に欧州委が損害賠償請求にかんする国内法整備の指令案を発表している。これが欧州議会、閣僚理事会を経て正式指令となれば、加盟国は 2 年以内に国内法を整備することになり、損害賠償請求訴訟も活発化するであろう。独占禁止法違反行為、特にカルテルに対しては行政、刑事、民事の 3 つの局面から抑止を図っていかなければ、なかなかなくなるものではなさそうである。今後国際カルテル事件において外国人の引渡を要求するようなことも現実にあるだろうし、日本人が日米両国とか日英両国で刑事罰を受け、その執行を日米当局又は日英当局が調整することもあるだろう。そうした対外的要求や調整の前提として、従来の解釈に頼る域外適用ではなく、法としての域外適用条文が必要不可欠である。国際カルテルの端緒は殆どがリニエンシー申請であるが、その情報交換を当局が行う際にも域外適用条文がなければ必要な情報の提供を受けられないおそれさえある。域外適用条項の追加は、早くに実現するべき課題である。

最後に、複雑化する国際カルテル事件に対して、わが国独占禁止法を中心座標として日米欧の 3 つの局面から総合的に分析、検討を行うという意図で本論文を書き進めてきたが、現実には道遥かということである。本論文を今後の研究を進めるうえでの第 1 歩として位置づけた上で、国際カルテル事件を効果的に捕捉し解決するための独禁法のもつ行政、民事、刑事という性質を踏まえて理論と実務の関連を更に深く研究して行きたいと思う。

以上

⁴⁹⁷ John C. Beyer “Are Global Cartels More Effective Than National Cartels?” January 14, 2010

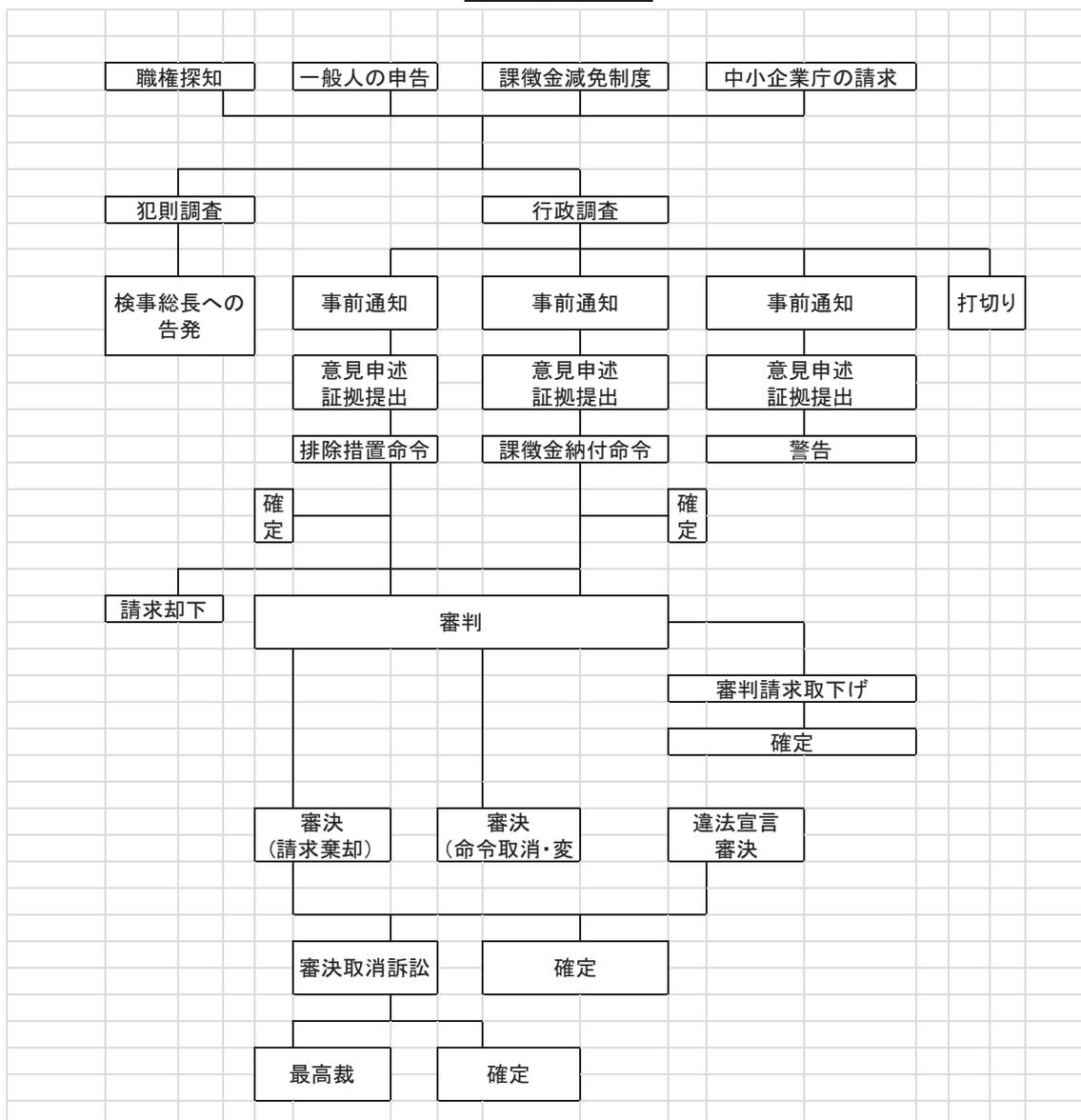
<http://ec.europa.eu/competition/antitrust/actionsdamages/beyer.pdf>

⁴⁹⁸ John Connor & Robert Lande, “Cartel overcharges and optimal cartel fines”, October 16, 2008, http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1285455

大橋弘教授が公正取引 746 号 P.61 (公正取引協会、2012 年 12 月) で引用している。また Margaret Levenstein & Valerie Suslow も Competition Law and Policy 1107(ABA section of Antitrust Law 2008)で引用している。

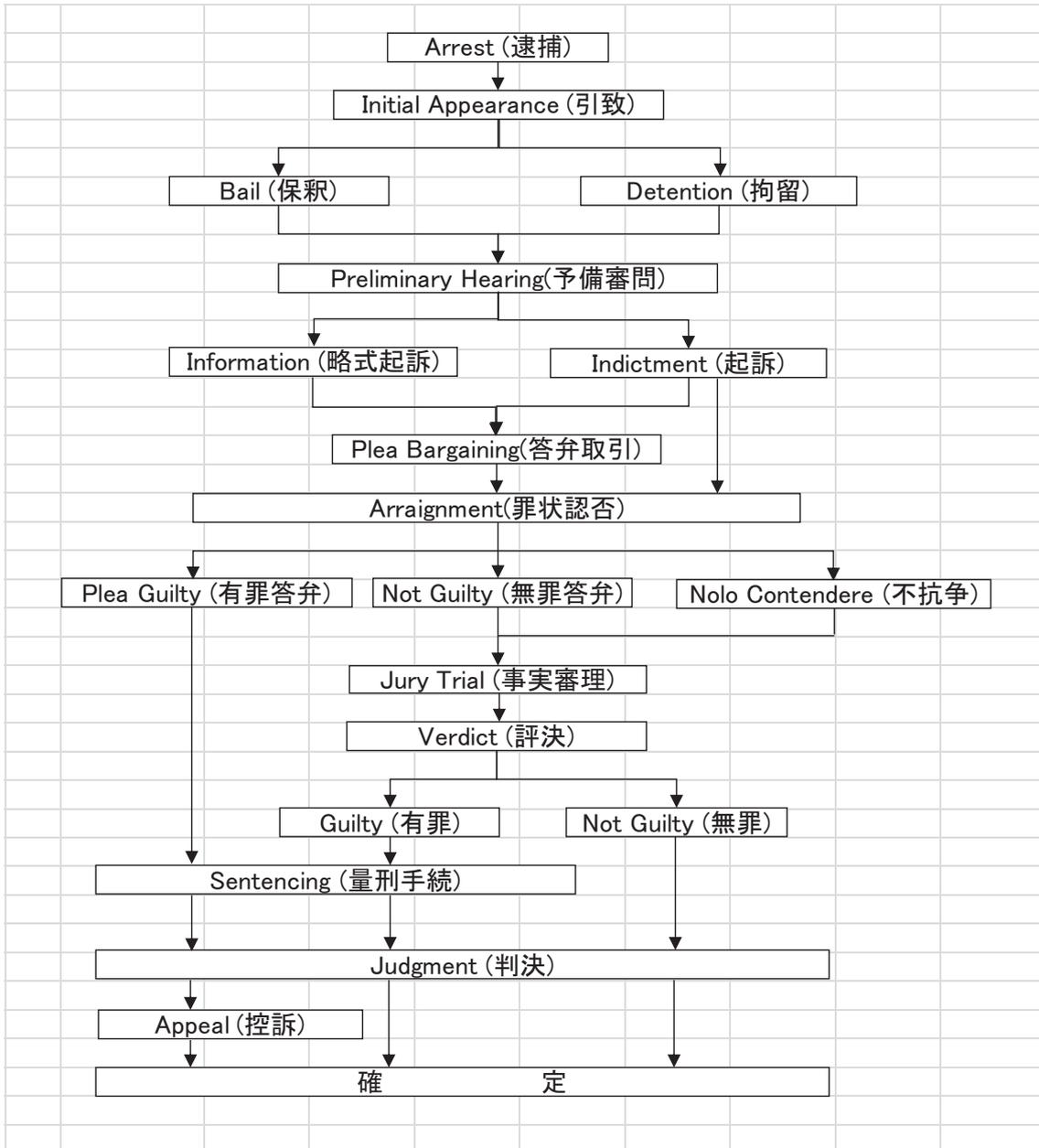
別表：手続図499

1. 独禁法手続

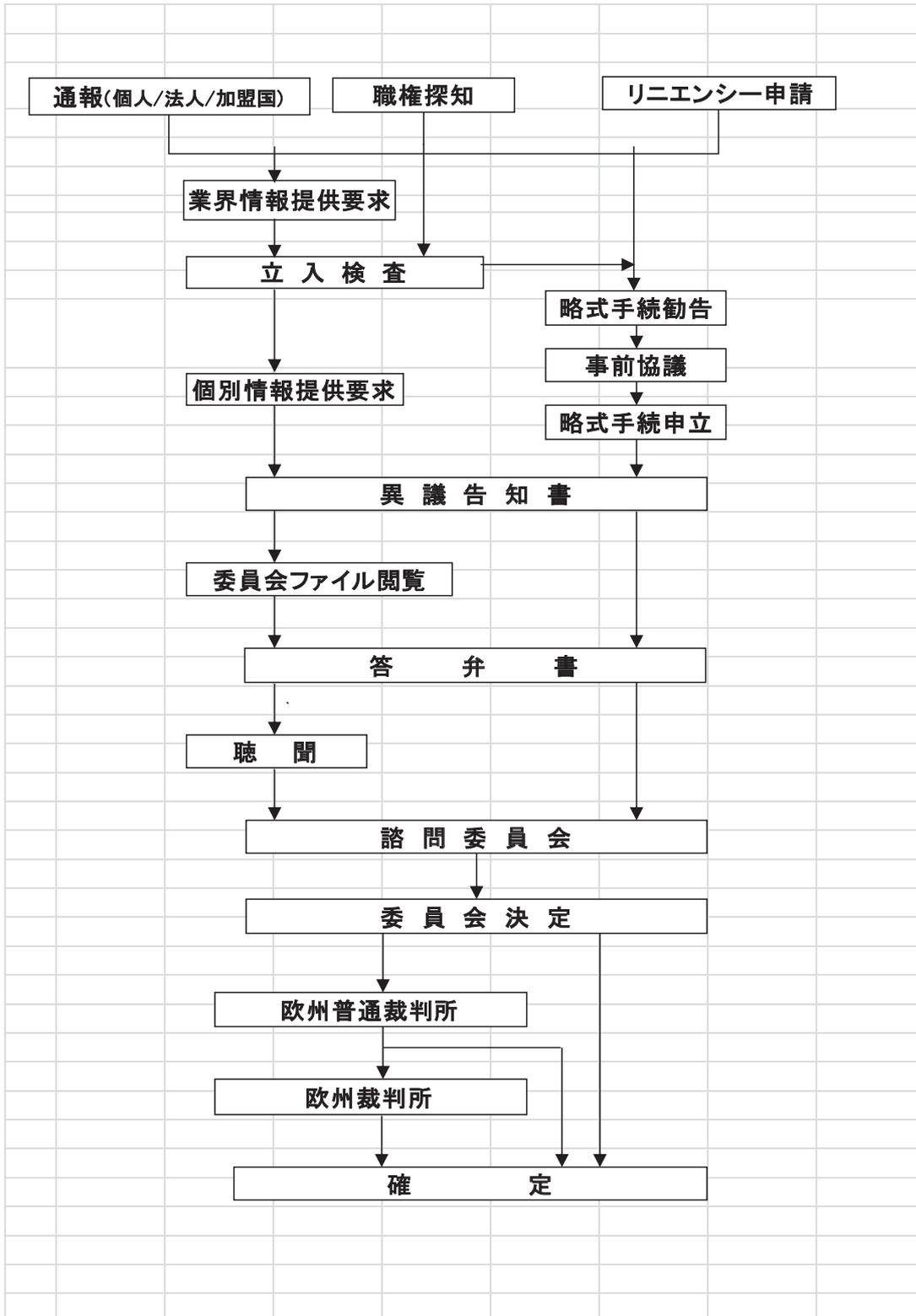


499 手続図 1 は公取委ホームページ及び公取委事務総局編「独占禁止法関係法令集(平成 22 年版)」P.1071、(公正取引協会、2010 年 7 月)、手続図 2 と 3 は「欧米競争法ガイドブック」P.99 及び P.84 (商事法務、2009 年)に基づき作成した。

2. 米国刑事事件手続



3. TFEU101条事件手続



【独禁法】

- 金井貴嗣、川濱昇、泉水文雄編著「独占禁止法[第3版]」、(弘文堂、2010年6月)
白石忠志「独占禁止法[第2版]」(有斐閣、2009年)
丹宗暁信、岸井大太郎編「独占禁止手続法」(有斐閣、2002年9月)
根岸哲、舟田正之「独占禁止法概説[第4版]」、(有斐閣、2010年7月)
根岸哲編「注釈独占禁止法」(有斐閣、2009年12月)

【経済刑法】

- 神山敏雄他編「新経済刑法入門」(成文堂、2008年12月)
山口厚編「経済刑法」(商事法務、2012年11月)
森下忠「新しい国際刑法」(信山社、2002年9月)
山本草二「国際刑事法」(三省堂、1991年3月)

【反トラスト法、EU競争法】

- 井上朗「EU競争法の手続と実務」(民事法研究会、2010年11月)
伊従寛編「日本企業と外国独禁法」(日本経済新聞社、1986年7月)
上杉秋則・山田香織「リニエンシー時代の独禁法実務」(レクシスネクシス・ジャパン、2007年12月)
越知保見「日米欧独占禁止法」(商事法務、2005年10月)
粕文夫編「カルテルとリニエンシーの法律実務」(商事法務、2008年3月)
佐藤欣子「取引の社会」中公新書379(中央公論社、第6版、1991年3月)
正田彬編「独禁法と国際比較」(三省堂、1996年4月)
正田彬「EC競争法」(三省堂、1996年6月)
白石忠志、中野雄介編「判例米国・EU競争法」(商事法務、2011年3月)
土田和博編「独占禁止法の国際的執行」(日本評論社、2012年10月)
永野辰雄「米国反トラスト法の実務」(商事法務研究会、1992年4月)
根岸哲「「競争法」のグローバル・スタンダード論に関する覚書」(甲南大学法学部開設50周年記念号下巻)(甲南大学、2011年3月)
松下満雄「アメリカ独占禁止法」(東京大学出版会、1982年6月)
松下満雄、渡邊泰秀編「アメリカ独占禁止法[第2版]」(東京大学出版会、2012年3月)
村上政博「アメリカ独占禁止法」(弘文堂、1999年4月)
村上政博「アメリカ独占禁止法[第2版]」(弘文堂、2003年6月)
村上政博「EC競争法」(弘文堂、2005年2月)
森本哲也「概説アメリカ連邦刑事手続」(信山社、2005年7月)
渡邊 肇「米国反トラスト法執行の実務と対策」(商事法務、2009年10月)

- ルイ・ヴォージュール 小梁吉章訳「欧州競争法」(信山社、2012年12月)

主な参考文献（英文）

Nigel Parr & Catherine Hammon, Ashurst LLP, “Global Legal Insights-Cartels 5th Edition”, CPI Group UK Ltd. November, 2012

Sarah Baumgartel, “Nonprosecution Agreements as Contracts: Stolt-Nielsen and the Question of Remedy for a Prosecutor’s Breach”, Volume 2008, No. 1, Wisconsin Law Review

John M. Conner, “The Global Vitamins Conspiracy : Sanctions and Deterrence”, AAI Working Paper No. 06-02, February 2006

Ann O’Brien, “Cartel Settlements in the U.S. and EU : Similarities, Differences & Remaining Questions” 13th Annual EU Competition Law and Policy Workshop, Florence, Italy, June 6, 2008

Cento Veljanovski, “Deterrence, Recidivism and European Cartel Fines”, Journal of Competition Law and Economics, November 2011